

2024 年度民間法制・税制調査会

報 告 書

2025年3月

公益財団法人 公益法人協会

2024 年度一般財団法人 MRA ハウス助成事業

2024 年度民間法制・税制調査会

報 告 書

2025年3月

公益財団法人 公益法人協会

2024 年度一般財団法人 MRA ハウス助成事業

目 次

1. はじめに	1
(1) 本報告書の目的 ---	1
(2) 検討スケジュール ---	4
(3) 構成メンバー ---	5
2. 第1回調査会	6
資料2-1 令和5年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について ---	7
資料3 意見募集(パブコメ)に対する意見書の提出について ---	9
3. 第2回調査会	15
資料3 新しい「公益認定等に関する運用について」(公益認定等ガイドライン)(素案イメージ)に関する意見募集に対する意見提出について ---	16
4. 第3回調査会	39
資料2 改正公益認定法に係る政・府令案に関するパブコメ(事務局原案〔未定稿〕)について ---	40
5. 第4回調査会	50
資料2 公益認定等ガイドラインに対するご意見一覧 ---	51
資料3 新しい公益法人会計基準等に対するご意見一覧 ---	61
6. 第5回調査会	66
資料2 (公財)公益法人協会 定款変更の検討状況について ---	67
資料3 公益認定等ガイドラインの意見募集に係る当協会意見の反映状況 ---	86
資料4 公益法人会計基準、運用指針の意見募集に係る当協会意見の反映状況 ---	97
資料5-1 新公益法人制度説明資料(公益信託関連部分抜粋) ---	106

資料 5-2 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会について --- 110

資料 5-4 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会 第 2 回 --- 126

7. 成果物一覧 140

- (1) 公益法人の会計に関する研究会「令和 5 年度報告書」に対する
意見提出 --- 141
- (2) 認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)に対する
コメント提出 --- 146
- (3) 新しい「公益認定等に関する運用について」(公益認定等ガイドライン)
(素案イメージ) のパブリック・コメントに対する意見提出 --- 147
- (4) 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正
する政令(案)」等のパブリック・コメントに対する意見提出 --- 154
- (5) 「公益認定法等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)
(素案)」等のパブリック・コメントに対する意見提出 --- 162
- (6) 公益法人の新しい「公益法人会計基準」および「公益法人
会計基準運用指針」のパブリック・コメントに対する意見提出 --- 173



第 5 回調査会の様子(2025 年 3 月 3 日)

1

はじめに

(1) 本報告書の目的

2008 年の公益法人制度改革から 16 年が経過した。図 1 に示されるように、公益法人の総数は 2008 年以前には約 24,000 件で推移していたが、2013 年の移行期間終了以降、新規認定の停滞により 10 年以上にわたり約 9,000 件台を推移している。公益法人数の伸び悩みは、認定要件の厳格性や、公益認定を維持するための管理コストが考えられる。

一方、一般法人は新規設立による増加が顕著であり、2025 年には

その総数が 9 万件を超える見込みである(表1)。この結果、一般法人法に基づき設立された法人における公益法人の構成割合が 2024 年には 10%を下回るに至った。

このような状況を受け、内閣府は 2022 年から当協会両宮理事長を座長とした「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」を設置し、公益法人制度等の改正に向けた議論を進めてきた。2023 年 6 月 2 日に、同会議の最終報告が取りまとめられ、公益法人制度および公益信託制度の改革に向けた具体的な方向性が示されている。

最終報告では、柔軟かつ迅速な公益活動の展開を可能とするため、財務規律の柔軟化・明確化や行政手続きの簡素化・合理化が提言されている。また、法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実、加えて公益信託制度の改革など、民間による公益的活動の活性化を促進するための諸施策も盛り込まれている。

この提言を踏まえ、公益認定法および公益信託に関する法律の改正案が策定され、国会審議を経て 5 月 14 日成立、5 月 22 日に公布された。前者に関する改正政令案および改正内閣府令案について 2024 年 7 月 29 日から 8 月 16 日までパブリックコメントが実施された。その後、2024 年 10 月 30 日に関係政令及び内閣府令が公布され、2025 年 4 月 1 日に施行される。

並行して、公益認定法令の運用にあたり留意すべき事項及び審査・処分の基準、考え方を示す「公益認定等ガイドライン」の見直しも進められた。同ガイドラインは、2024 年 11 月 1 日から 12 月 1 日まで、その素案に対するパブリックコメントが行われ、同年 12 月 20 日に内閣府公益認定等委員会で決定された。これらの改革を通じて、公益法人の新規設立の停滞が解消され、公益セクター全体の活性化が期待されている。

さらに、公益法人の会計基準およびその運用指針も、今回の制度改革に合わせて大きく変更されることとなった。

上記諸改正により、財務規律の柔軟化など法人の負担を軽減するための見直しが行われた。例えば、

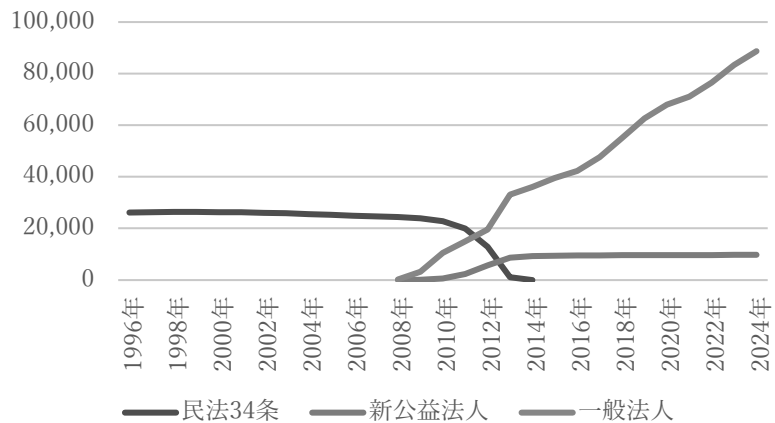


図1 公益法人・一般法人数の推移
公益法人に関する年次報告、特例民法法人に関する年次報告、公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告より作成

表1 公益法人・一般法人基本統計

法人累計	法人数 (2025.03.14)			前回調査 (2024.02.28)
公益法人	社 団	4,149	9,738	+35
	財 団	5,589		(9,703)
一般法人	社 団	81,800	89,619	+4,883
	財 団	7,819		(84,736)
合計	99,357			+4,918 (94,439)

国税庁法人番号公表サイト(2025年3月14日)

二年間での厳格な収支相償から、5 年間の中期的視点での収支均衡が可能となった。また、遊休財産規制の見直しにより、公益目的事業継続予備財産が創設され、法人が災害等の予見しがたい事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要な資金を適切に保有できる仕組みが導入されることとなった。さらに、財務はじめ殆ど全ての情報に関しても、国民に開示されることとなった。

2018 年に民間法制・税制調査会を再開して以降、公益法人及び一般法人のよりよい制度環境・活動環境の実現を目指し、検討を進めてきたが(表2)、その後の内閣府に対する粘り強い政策提言等を進め、我々が意見を述べてきた内容が一定程度反映された公益認定法令や公益認定等ガイドライン、公益法人会計基準およびその運用指針が実現した。2024 年度は、これらの意見募集への対応に注力したが、その成果を以下に示す。

【2024 年度民間法制・税制調査会の成果】

- ・公益法人の会計に関する研究会「令和 5 年度報告書」に対する意見提出
- ・認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)に対するコメント提出
- ・新しい「公益認定等に関する運用について」(公益認定等ガイドライン)(素案イメージ)のパブリック・コメントに対する意見提出
- ・「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令等の一部を改正する政令(案)」等のパブリック・コメントに対する意見提出
- ・「公益認定法等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)(素案)」等のパブリック・コメントに対する意見提出
- ・公益法人の新しい「公益法人会計基準」および「公益法人会計基準運用指針」のパブリック・コメントに対する意見提出

本報告書は、2024 年度に開催された計5回の調査会において配布された主要な資料を取りまとめたものであり、公益法人制度の改正に伴う最新の動向を網羅的に整理したものである。特に、今後の公益法人制度の運用において中心的な役割を果たす「公益認定法令の改正」「公益認定等ガイドラインの見直し」および「新公益法人会計基準と運用指針」に関する議論と提言を重点的に収録している。

2025 年度においても、2025 年 4 月に公益認定法令及びガイドライン等が施行され、また、2026 年 4 月に新公益信託法令が施行されることから、引き続き両制度改正の実施動向を注視し、必要に応じて政策提言を展開する予定である。

表 2 2018 年度以降の民間法制・税制調査会の検討事項と成果

年 度	検討事項と成果
2018 年度	< 検討事項 > ・財務三基準の実態と問題点 ・公益認定法による提出書類等の実態と問題点 ・情報公開の課題 < 成 果 > ・シンポジウムの開催、議員及び行政庁に対する政策提言の展開 ・公益法人協会 2018.『公益法人制度改正提言に関する報告書』23p. ・公益法人協会 2019.『民間法制・税制調査会報告書』342p.
2019 年度	< 検討事項 > ・英国の小規模法人対策および会計基準に関する調査 ・日本の小規模法人対策および会計基準の実態と問題点 ・公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議への対応 < 成 果 > ・公益法人協会 2020.『訪英調査ミッション報告書－英国における小規模法人対策とチャリティ会計』428p. ・公益法人協会 2020.『民間法制・税制調査会報告書』177p.
2020 年度	< 検討事項 > ・日本の非営利セクターの会計基準の実態と問題点 ・公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議への対応 < 成 果 > ・公益法人の更なるガバナンス強化策に係る政策提言を展開 ・公益法人協会 2021.『民間法制・税制調査会報告書』249p.
2021 年度	< 検討事項 > ・日本における中小会社の会計の研究 ・ワーカーズコレクティブや合同会社の制度について ・学校法人ガバナンス改革の動向調査 < 成 果 > ・学校法人のガバナンス改革に係る政策提言を展開 ・公益法人協会 2022.『民間法制・税制調査会報告書』296p.
2022 年度	< 検討事項 > ・学校法人ガバナンス改革の動向調査(評議員制度) ・基金制度の実体と活用並びにその問題点 ・米国の小規模法人対策および会計基準に関する調査 < 成 果 > ・公益法人協会 2023.『訪米調査ミッション報告書－米国における小規模法人対策と非営利法人会計』313p. ・公益法人協会 2023.『民間法制・税制調査会報告書』247p.

2023 年度	< 検討事項 > ・内閣府・新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議への対応 ・内閣府令改正および有識者会議 FU 会合資料に関する意見募集への対応 ・公益法人法 改正法案について < 成 果 > ・公益法人制度に関する有識者会議「最終報告(案)」に対する意見提出 ・公益認定法施行規則一部改正のパブリック・コメントに対する意見提出 ・公益法人シンポジウム 2023 において「大会声明 2023」を採択、発表 ・有識者会議 FU 会合資料のパブリック・コメントに対する意見提出 ・公益法人協会 2024.『民間法制・税制調査会報告書』280p.
2024 年度	< 検討事項 > ・内閣府・公益認定等ガイドライン研究会への対応 ・内閣府・公益法人の会計に関する研究会への対応 ・各種意見募集への対応 < 成 果 > ・公益法人の会計に関する研究会「令和 5 年度報告書」に対する意見提出 ・認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)に対するコメント提出 ・新しい「公益認定等に関する運用について」(公益認定等ガイドライン)(素案イメージ)のパブリック・コメントに対する意見提出 ・「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」等のパブリック・コメントに対する意見提出 ・「公益認定法等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)(素案)」等のパブリック・コメントに対する意見提出 ・公益法人の新しい「公益法人会計基準」および「公益法人会計基準運用指針」のパブリック・コメントに対する意見提出

(2) 検討スケジュール

2024 年度は、民間法制・税制調査会を 5 回開催した(表 3)。同調査会のテーマは、改正公益認定法および公益認定等ガイドラインへの対応について検討し、必要に応じて政策提言を展開した。

表 3 民間法制・税制調査会開催実績

日 程	会議名	内 容
06/24	第 1 回調査会	・「令和 5 年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」に関する意見募集への対応について
08/13	第 2 回調査会	・新しい「公益認定等に関する運用について」(公益認定等ガイドライン)(素案イメージ)に関する意見募集への対応について
09/19	第 3 回調査会	・改正公益認定法に係る政令及び内閣府令に関する意見募集への対応について

11/25	第4回調査会	・「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（素案）」に対する意見募集への対応 ・新しい「公益法人会計基準」および「公益法人会計基準の運用指針」に関する意見募集への対応
03/03	第5回調査会	・公益認定等ガイドライン(素案)等に対する当方意見の反映状況 ・公益法人会計基準及び運用指針(素案)に対する当方意見の反映状況 ・公益信託制度改正の進捗状況について等

(3) 構成メンバー

同調査会は学識経験者7名、専門家3名、実務経験者7名の計17名で構成される(表4)。民間法制・税制調査会の参加者の氏名と所属は以下のとおりである。

表4 民間法制・税制調査会委員名簿

No	氏 名	所属・役職
1	金子 良太	早稲田大学大学院会計研究科 教授
2	鈴木 修	高崎商科大学商学部 教授
3	溜箭 将之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
4	中島 智人	産業能率大学経営学部 教授
5	名和田是彦	法政大学法学部 教授
6	深澤龍一郎	名古屋大学大学院法学研究科 教授
7	山岡 義典	法政大学名誉教授、(特活) 市民社会創造ファンド 理事長
8	大野憲太郎	西村あさひ法律事務所 弁護士
9	出塚 清治	出塚会計事務所 公認会計士
10	濱口 博史	濱口博史法律事務所 弁護士
11	山本 憲光	西村あさひ法律事務所 弁護士
12	脇坂 誠也	脇坂税務会計事務所 税理士、行政書士
13	清水 肇子	副座長、(公財) さわやか福祉財団 理事長
14	雨宮 孝子	座長、(公財) 公益法人協会 理事長
15	長沼 良行	(公財) 公益法人協会 常務理事
16	竹井 豊	(公財) 公益法人協会 理事
17	星田 寛	(公財) 公益法人協会 専門委員
オブザーバー		
18	小林 敬	出塚会計事務所 公認会計士
19	関口 宏聡	(特活) セイエン 代表理事
20	大石 敏晴	(公財) さわやか福祉財団 事務局長
事務局		
21	谷井 浩	(公財) 公益法人協会 理事
22	白石 喜春	(公財) 公益法人協会 調査部主任

1 日 時 2024 年 6 月 24 日（月） 10:00～12:00

2 場 所 公益法人協会 10 階会議室(オンライン会議併用)

3 次 第

1. 「令和 5 年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」
に関する意見募集への対応について
2. その他

4 資 料

1. 委員名簿(民間法制・税制調査会、法制・税制・コンプライアンス・会計委員会)
2. 2-1 令和 5 年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について
2-2 令和 5 年度公益法人の会計に関する研究会の報告書
3. 意見募集（パブコメ）に対する意見書の提出について

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

※資料2-2の「令和5年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」の全文は本書への掲載を割愛しました。全文は以下のURL(内閣府・公益認定等委員会HP)からご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/pictis-info/poa0003!show#prepage2>

令和5年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について

令和6年5月24日
内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会

今般の公益法人制度改革に伴う公益法人会計基準の見直しの考え方・方向性を検討

⇒ 新制度の施行（令和7年4月を想定）に向け、令和6年度の研究会で新会計基準の策定を検討

<見直しの必要性・意義>

- 財務規律の柔軟化・明確化に伴う法人の説明責任として、財務諸表における情報開示を充実
- 改正法により、区分経理の実施を原則化
→公益目的事業財産の状況を可視化し、公益目的取得財産残額の把握方法を簡素化
- 財務諸表における情報開示の充実に伴い、定期提出書類を簡素化
- 公益法人のステークホルダー等の多様化に対応し、財務諸表全体をわかりやすい形に見直し

⇒ 報告書p1・2

<見直しの基本的な考え方>

- 本表（貸借対照表、活動計算書等）は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で開示
- 公益法人会計特有の考え方を整理・見直し
（正味財産増減計算書の名称・記載事項、貸借対照表・正味財産増減計算書の内訳表の位置付け 等）
- 制度改革との整合性確保、法人等への周知・円滑な移行、小規模法人の負担軽減方策検討

⇒ 報告書p2～4

1

<新会計基準の具体的な見直しの方向性>

- 全体枠組み ⇒ 報告書p4～6
 - ✓ 財務報告の目的（資源提供者その他のステークホルダーへの情報開示）を明記
 - ✓ 公益法人の組織特性や財務報告の目的を踏まえた体系を整理
- 貸借対照表 ⇒ 報告書p6～8
 - ✓ 資産について、本表は流動資産・固定資産の区分を表示し、基本財産・特定資産は必要に応じ注記で区分
 - ✓ 使途拘束資産（控除対象財産）「資産」、一般純資産・指定純資産「純資産」を区分（注記等）
 - ✓ 内訳表は注記事項に（注記で会計区分別内訳を作成。その際、棚卸的な整理による作成を許容）
- 活動計算書（←正味財産増減計算書から変更） ⇒ 報告書p8～10
 - ✓ 本表では一般純資産・指定純資産を区分せず、純資産全体の増減を経常活動・その他活動に区分
 - ✓ 費用科目は活動別分類（公1事業費、収益事業費、管理費等）で表示
 - ✓ 内訳表は注記事項に（注記で会計・事業区分別内訳を作成）
- 注記・附属明細書 ⇒ 報告書p10～17
 - ✓ 貸借対照表関係（会計区分別内訳、資産及び負債の状況、使途拘束資産の内訳）
 - ✓ 活動計算書関係（財源区分別内訳（※）、一般純資産の会計・事業区分別内訳、指定純資産の内訳、控除対象財産（6号財産）の発生年度別残高等、事業費・管理費の形態別区分）
 - ✓ その他（財務規律適合性に関する情報等）
- 財産目録 ⇒ 報告書p17
 - ✓ 資産及び負債の状況の注記との関係を整理

（※）財源区分別内訳について
・一般純資産と指定純資産を並列表示し、振替処理は行わない
・控除対象財産（6号財産）の果実は指定純資産から除外

2

<定期提出書類等の見直し>

- 公益目的取得財産残額の新たな把握方法 ⇒ 報告書p17～19
 - ✓ 別表Hを廃止、認定取消し時の直近決算における公益目的事業会計の純資産額を基礎として算定する方式に改める
 - ✓ 公益目的事業財産の定義（公益目的事業会計との関係を明確に定義）、残額算定時の負債の取扱い（負債は控除。ただし他会計からの借入れはやむを得ないもののみ控除）、適正な区分経理の確保 等について、内閣府令等を検討する際に留意が必要
- 各種別表の見直し ⇒ 報告書p19・20
 - ✓ 財務諸表（注記等）における情報開示が充実することに伴い、これと重複等が生じないよう、各種別表との関係を整理し、できる限り廃止・簡素化

<引き続き検討が必要な事項> ⇒ 報告書p20

- 上記以外に、
 - ・ 小規模法人の負担軽減を考慮した取扱い
 - ・ 注記事項のうち会計監査人監査の対象外とするべき事項
 - ・ 新会計基準の周知方法や、現行会計基準からの移行の手続等について、引き続き検討が必要
- 各方面からの意見も踏まえ、新制度の施行に向け、必要な検討を進めていく

3

<新会計基準における財務諸表のイメージ>

⇒ 報告書p21～28

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
I 流 動 資 産			I 流 動 負 債		
現金及び預金	140		未払金		
...			...		
流動資産合計			流動負債合計		
II 固 定 資 産			II 固 定 負 債		
1.有形固定資産			退職給付引当金		
建物			...		
土地	1,000	1,000			
美術品	500	500			
...					
有形固定資産合計			固定負債合計		
2.無形固定資産					
...					
無形固定資産合計					
3.その他固定資産					
投資有価証券	200	250			
...					
その他固定資産合計					
資 産 合 計			負 債・純 資 産 合 計		

※現時点でのイメージであり、
今後の検討により変更することがある

	当 期	前 期
I 経常活動区分		
経常収益		
受取寄附金	100	
受取補助金	100	
公1事業収益	100	
公2事業収益	100	
収益事業収益	100	
〇〇運用収益	100	
経常収益計	600	
経常費用		
公1事業費	150	
公2事業費	180	
その他公益事業費	10	
収益事業費	20	
管理費	100	
経常費用計	460	
評価損益等調整前当期経常増減額	140	
投資有価証券評価損益等		
当期経常増減額	140	
II その他活動区分		
その他収益		
...		
その他収益計	0	
その他費用		
...		
その他費用計	0	
その他収益費用差額	0	
税引前収益費用差額	140	
法人税、住民税及び事業税		
法人税等調整額		
税引後収益費用差額	140	
期首純資産額	1,700	
期末純資産額	1,840	

4

令和 5 年度公益法人の会計に関する諸問題の検討状況について（令和 5 年度報告書）の意見募集（パブコメ）に対して、以下の通り、意見を提出する。

1. 一般の公益法人制度改革に伴う会計基準の見直しの考え方について

【2P 1 (2) ア】「本表は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で」

- ・「本表は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で」との基本的な考え方、本表には管理会計や内部管理の事項（企業会計で言うセグメント情報）を極力持ち込まない考え方に、賛同する。
- ・しかしながら、「わかりやすく、簡潔に」とは、公益法人の活動、財産状況を端的に示すこと求めているのではないか。本表が簡素なものとなりすぎ、一見して情報量が少なくなり、注記を見ないと結局分からなくなっているとの意見が多い。公益法人の特有の情報は、本来できるだけ本表で完結し、情報を分かりやすく表示すべきである。
- ・一方、注記・附属明細書については、情報量が多く、かつ情報項目の重複がみられる。様式例にある注記事項の追加項目（貸借対照表関係で 3 項目、活動計算書関係で 5 項目）の内容は情報としての有用性について再検討願いたい。また、注記、附属明細書、財産目録、定期提出書類の間で、重複した情報が多く、利用者の分かりづらさ・作成者の負担増につながることから、重複項目の削減を強く要望する。

【3P 1 (2) イ】公益法人会計特有の考え方の整理・見直し

- ・公益法人会計は、公益法人特有の事業構造や財源構造に基づくものであり、その情報を開示することこそが重要である。他の非営利組織会計や企業会計とで共通する部分の標準化はあるとしても、公益法人“独特”或いは“特有”の事項は会計基準にあってしかるべきである。

2. 新公益法人会計基準における具体的な見直しの方向性について

【6P 2 (2) ア】貸借対照表の「使途拘束」の有無による区分、「指定純資産」と「一般純資産」の区分について

- ・「使途拘束」の概念※ 1 について、当初の議論が修正され、「純資産の区分」ではなく、「資産の区分」と整理されたことに賛同する。しかしながら、「使途拘束」という用語自体は日本の実務でこなれておらず、また、使途拘束の区分の概念は、資源提供者による財源の区分とは異なることから、作成者や利用者の混乱を招きかねない。このため、使途拘束の区分の趣旨や用語の定義について、周知徹底することが不可欠である。
- ・また、公益法人特有の「指定純資産」「一般純資産」（現行の「指定正味財産」「一般正味財産」）の概念について、「指定純資産の区分」は不要との意見もあるが、現行通り、財源としての「指定純資産」「一般純資産」の区分概念が残されたことに賛同する。

※ 1 『使途の拘束について、「法令に基づく控除対象財産としての位置付けを有する、内部資金の積立て又は

外部の資金提供者により用途を指定された資源により得た資産に課された用途の制限」(資産の区分概念)と整理する。』

【6P 2(2)イ】固定資産における「基本財産」及び「特定資産」の区分について

- ・貸借対照表本表の区分については、資産の形態に基づく流動・固定区分のみとし、従来の「基本財産」「特定資産」の区分は必要に応じ注記で記載することとされたが、慎重な検討が必要である。
- ・現行の固定資産を「基本財産」「特定資産」「その他固定資産」に区分することは実務で定着しており、法人が自由に処分できない財産を示すものとして意義があること、あえて変更する必要性がないこと等の意見が多い。また、この区分に基づく情報は、法人の実態を表すものであることから、注記でなく本表で表すべきであるとの意見が多い。
- ・一方、「基本財産」「特定資産」は、「基本財産」について「定款で定めた基本財産があるときは、定款で定めるところにより、これを維持しなければならない(以下略)」(一般法人法第172条第2項)との規定があるもので、「特定資産」は法令に根拠がない。公益法人の長い歴史からその概念が存続しているものであり、「使途拘束資産」があらたに定義されたことから、本表で不要とするとの整理も成立しうる。
- ・貸借対照表を流動・固定区分(ワンイヤールール)とすることで、貸借対照表の作成負担が軽減されること、監事監査等で残高証明書との一致等実在性が容易に確認できること等は肯定しうる。また、貸借対照表を流動・固定区分とすることで、将来的な財務諸表のデータベース化も可能となることも評価できる。
- ・公益法人実務において定着してきたものだけに、この変更には多くの法人の納得が得られるよう、慎重な対応が必要である。

【8P 2(3)ア】「正味財産増減計算書」から「活動計算書」への名称・記載内容の変更について

- ・名称変更については、公益法人の活動状況を示すものとして適切であり、賛同する。
- ・一方、記載内容のうち、表示区分については、いくつかの問題点が指摘されており、その整理が必要である。
- ・現行では、一般正味財産増減の部において収益・費用を認識しており、指定正味財産増減の部では収益・費用の認識が行われず、使途の指定された寄附金等をいわば預り金的に管理し、費消(指定解除)するときに一般正味財産に振替を行う処理が行われている。これが今回、指定正味財産から一般正味財産への振替処理を行わず、指定正味財産増減の部で直接、収益・費用を認識することに変更される。このため、これまで定着してきた実務を変更することに対する抵抗感には根強いものがある。
- ・また、一般純資産(一般正味財産)と指定純資産(指定正味財産)の区分を注記により開示することはともかく、本表で公益法人全体、すなわち一般純資産(一般正味財産)と指定純資産(指定正味財産)とを合算して収益・費用を表示することへの違和感が大きい。指定純資産(指定正味財産)では経常収益額・経常費用額・差額の期ごとの変動が大きくなることが予想され、単純に合算すると、情報の利用者にはわかりにくくなる懸念がある。
- ・特に、複数年度にまたがる使途の指定された寄附金等の受け入れについては、他にも、課題が残

されている。「負債とまでは言えず」と整理され、「経常収益」と認識すべきとの考え方が示されているが、収益・費用の対応関係が示されなくなることで、当年度の費用に対応しない多額の経常収益が計上されることへの違和感・抵抗感は強いものがある。期間配分にあたっては、「前受収益」のような収益の繰り延べ（負債的）な処理、「経常収益」でなく「経常外収益」とする扱い等の整理が考えられないかとの意見がある。多くの法人の納得が得られるよう、慎重な対応が必要であり、丁寧な説明が不可欠である。

【9P 2(3)ア】費用科目の表示方法について

- ・費用科目の表示方法について「形態別分類」と「活動別分類（機能別分類）」による方法が考えられる中、本表で「活動別分類」を採用すると整理されたが、慎重な検討が必要である。
- ・従来通りで問題がなく、あえて積極的に変更する意義に乏しいとの意見が多い一方で、「活動別分類（機能別分類）」とすることが合理的であるとの意見がある。
- ・「活動別分類（機能別分類）」を合理的とする理由には、本表の費用項目がより簡素になること、「指定純資産」「一般純資産」の内訳区分は「活動別分類（機能別分類）」であれば可能であるとみられ、「形態別分類」では困難であること等から、その作成が容易となること等が挙げられる。
- ・なお、注記で「形態別分類」を併せて内訳表示させることとされたが、これについては、法人の作成負担が重く、特に小規模法人等では作成が困難であり、また「形態別分類」を区分する情報の有意性には疑問があり、見直しを強く要望する。（活動計算書の内訳情報 注記⑤で、後述）

【10～12P 2(5)ア】財務諸表に対する注記 貸借対照表の内訳情報について

① 会計区分別内訳

- ・記載する項目として流動資産額、固定資産額、流動負債額、固定負債額、純資産額計と大きくくりの科目が考えられていること、また、作成方法は、翌期以降においても、公益法人の負担を軽減する観点から、期末に棚卸的な整理を行うことが「許容されるべき」とされたことは、いずれも、小規模法人等の負担軽減につながる施策であり、賛同する。

② 資産及び負債の状況

- ・現行の財産目録に相当する情報を提供するものであることから、情報の重複について整理願いたい。

③ 使途拘束資産の内訳と増減額及び残高

- ・法令に基づく控除対象財産と位置づけを有する、内部資金の積立又は外部の資金提供者により使途を指定された資源により得た資金（使途拘束資産）の内訳を示すものであるが、同様に、財産目録や②の資産及び負債の状況との情報の重複について、整理願いたい。

【12～16P 2(5)イ】財務諸表に対する注記 活動計算書の内訳情報

① 財源区分別内訳

- ・活動計算書の内訳情報として、一般純資産・指定純資産という財源別内訳情報を注記で示すものであるが、指定純資産において収益・費用の内訳を区分する意義については、その有用性に問題がある。また、指定純資産については、収益・費用の認識に未整理の事項が残されている。合理的な配賦基準に基づいて区分すること自体は可能であるが、そもそも、現行では「指定純資産」

において収益・費用認識がされていないところ、事業費以外でどこまで費用科目の区分が必要か、詳細科目の区分は負担が大きいとの意見が多い。

i 振替処理の見直しについて

- ・振替処理の廃止については、賛否両論あり、報告書でも指摘されている通りである。振替の実務は定着しているだけに、廃止することへの抵抗感、反対意見は多い。
- ・また、廃止の理由が「振替処理がわかりにくい」では十分な説明とは言えない。「振替処理が合理的でない」ことへの説明が不足している。
- ・課題の本質は、振替処理を行わないことで、指定純資産区分（現行の指定正味財産増減の部）で直接、収益・費用を認識されるようになることの方にある。これまで定着してきた実務を大きく変更するだけに、抵抗感には根強いものがある。
- ・現行のように一般純資産区分で費用収益の対応関係を示すのか、一般純資産区分・指定純資産区分それぞれとその合計値で費用収益の対応関係を示すのかは、実務上大きな問題となりうるため、前述の通り、指定純資産区分における収益認識の課題の整理や、複数年度にまたがる使途の指定された寄附金等についての課題の整理を望みたい。

ii 経常活動区分・その他活動区分について

- ・「Ⅰ 経常活動区分」と「Ⅱ その他活動区分」の区分について、「経常外収益」の取扱いを再検討いただきたい。特に、複数年度にまたがる使途の指定された寄附金等については、費用・収益対応の原則から、当年度の費用に対応する部分以外は、「経常外収益」とすべきであり、「Ⅱ その他活動区分のその他収益」に計上すべきとの意見も多く、再度検討いただきたい。

② 会計・事業区分別内訳

- ・一般純資産（一般正味財産）の部について、会計・事業区分別内訳を示すもので、現行の正味財産増減計算書内訳表に相当するものであるが、①の財源区分別内訳の一般正味財産の部と重複する部分がある。会計・事業区分別内訳の意義を踏まえ、重複情報の整理を検討いただきたい。

③ 指定純資産の内訳

- ・指定純資産の部について、内訳として使途の指定された外部資金についてその増減情報を示すものであり、特段の反対意見はない。
- ・なお、26Pの様式例のうち、「当期増減差額」は列自体が不要であると考えられるため検討いただきたい。（増加額と減少額を記載していれば増減額はわかる。23P③と平仄。）

④ 控除対象財産（6号財産）の発生年度別残高及び使途目的計画

- ・控除対象財産のうち、6号財産について、「元本と果実を分けて指定正味財産の発生年度別残高を注記すること」とし、様式例が示されたがこの内容に強く反対する。
- ・「6号財産とされる果実は、相当の期間内に費消することが見込まれるものに限る」と規定されていることから、法令に従い、果実について、相当の期間内に費消するようにはやむを得ない。しかしながら、これを、発生年度別内訳の記載を求め、5年超6号財産の残高内訳別使途目的別計画の記載をもとめることは、会計基準によって期間の制限を付し長期にわたり注記に記載させ管理させるという負担を強いることであり、事前の規制そのものに他ならない。
- ・寄附者の指定による待機資金の運用については、寄附者の意志が最優先されるべきである。指定

正味財産に計上されている果実について引き続き指定純資産に計上することも可能とすることは当然として、果実の使途が資源提供者の意思によって定められている場合、いない場合、それぞれについて、果実を一般純資産に区分することの是非を、引き続き再検討いただきたい。

⑤ 事業費・管理費の形態別区分

- ・役員報酬、給料手当等形態別の費用項目について一般純資産・指定純資産の区分計算を求め、さらに会計・事業区分別の内訳をも求めることは、法人の実務と大きく乖離しており、また計算の法人負担が多大となることから、⑤の様式例では、特に（２）指定正味財産（純資産）の部について、強く反対する。
- ・指定のある寄附金・補助金・助成金の使途を、役員報酬、給料手当等の形態別に区分することは、現行の法人実務で行われておらず、細かな区分計算の意義が認められない。また、「形態別分類」による配賦計算は、計算負担が大きく困難であるとの意見が多い。
- ・さらに、今般の公益法人制度改革においては、『「指定正味財産」の「指定」における使途制約範囲の緩和※２』が行われ、指定での使途の制約はおおまかなものも可となるものであり、この点にも留意すべきである。

【16P 2 (5) ウ】その他の注記（財務規律適合性に関する情報）

- ・財務規律適合性に関する情報について、注記又は附属明細書における開示を検討する必要があるとしているが、注記又は附属明細書の位置づけそのものを明確にして検討をすすめて頂きたい。注記又は附属明細書の負担が増えるため、定期提出書類の簡素化を望むとの意見が多い。

【16P 2 (6)】附属明細書

- ・注記又は附属明細書の位置づけそのものを再検討いただきたい。

【17P 2 (7)】財産目録

- ・「法律上の財産目録の作成義務との関係も、制度上、整理する必要がある」とされており、趣旨に賛同する。

3. 財務規律適合性等に関する定期提出書類の見直しについて

【17P 3(1)】公益目的取得財産残額の新たな把握方法

- ・「財産残額を公益目的事業会計に係る貸借対照表の純資産額を基礎として算定する」との趣旨に賛同する。また、「同会計の負債額は基本的には控除される」ことは当然賛同する。
- ・この負債の取扱いについては、公益目的事業会計において法人会計等からの「長期借入金」「短期借入金」「未払金」等の負債として仕訳処理され、決算承認が行われている場合には、当然に控除されるべきである。やむを得ない理由に基づくもののみ控除を認めることとすべきとの考え方は、規制そのものであり、会計基準としては適正でないと考える。

【19P 3(2)】各種別表の見直し

- ・現行の定期提出書類における各種別表については、できる限り廃止・簡素化していくこととされており、賛同するものである。是非とも積極的に検討をすすめていただきたい。

- ・特に、本表が簡素化される一方で別表や附属明細書で詳細情報が要求され、さらに定期提出書類における各種別表が廃止・簡素化できないとなれば、法人の負担が減少することにつながらない。

【20P 4】引き続き検討が必要な事項について

- ・令和6年度以降引き続き検討が必要であるとされたもののうち、「小規模法人の負担軽減を考慮した取扱い」については、是非とも積極的に検討をすすめていただきたい。
- ・「小規模法人の負担軽減を考慮した取扱い」では、「小規模法人等」の定義を政令等で規定することが難しいと考えられるが、会計監査対象法人である大規模法人以外とすることも十分検討に値すると考えられる。
- ・取扱いの方法については、「原則的な取り扱い」とは別に「例外」とする或いは「作成対象外とする」等を検討いただきたい。具体的には、注記や附属明細書の作成免除や簡素化、定期提出書類の作成免除や簡素化の意見が多い。
- ・その他、令和6年度の検討においては、移行法人の取り扱い（財務諸表の様式等）、財務諸表のイメージについての更なるモデルケース（助成型・事業型、収益事業有無）の例示等を検討いただきたい。
- ・なお、会計基準そのものについて、企業会計における「中小企業における会計要領」が定めるように、中小規模法人等向けの合理的で簡便な会計処理の検討を、今後検討いただきたい。

以上

3

第2回調査会

- 1 日 時 2024 年 8 月 13 日（火） 15:00～17:00
- 2 場 所 公益法人協会 10 階会議室(オンライン会議併用)
- 3 次 第
 1. 新しい「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン）（素案イメージ）に関する意見募集への対応について
 2. その他
- 4 資 料
 1. 委員名簿(民間法制・税制調査会、法制・コンプライアンス委員会)
 2. 公益認定等ガイドライン(素案イメージ)
 3. 新しい「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン）(素案イメージ)に関する意見募集に対する意見提出について

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

新しい「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン）（素案イメージ）に関する意見募集に対する意見提出について

公益認定の審査基準として審査の基本的な考え方であるとともに、公益法人が業務を行うに当たり参考にすべき指針、公益法人の活動をチェックする国民の物差しとして利用されることとなる「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン。以下「ガイドライン」という。）について、令和7年4月からの公益認定制度改革の趣旨の適切な発揮の観点から、財務規律やガバナンス等についての法令改正に伴う見直しにとどまらず、現行ガイドラインを抜本的に見直す方向で検討が行われている。

今般、令和6年7月29日、当該ガイドラインの見直しに当たり、以下のとおり、意見募集が行われることとなったため、当協会として、意見提出を行う。

当該ガイドライン（素案イメージ）は、現在も見直しの検討が行われている最中であり、7月29日時点における検討分についての意見募集である。また意見に対して回答が行われるものではない。

ガイドラインの改正案については、あらためて全体版について正式な意見公募手続が行われる予定である。

1 意見提出方法

意見提出フォームから提出。

新しい「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン）（素案イメージ）に関する意見募集

2 意見募集対象

ガイドライン（素案イメージ） 目次含む (PDF/2.7MB) PDF

3 意見提出期限

令和6年8月16日（金）まで

当協会の提出は、8月15日を予定。

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）に関する意見募集についての意見提出について （8/8現在 事務局案）

2024年8月15日
民間法制・税制調査会
公益財団法人 公益法人協会
（法制・コンプライアンス合同委員会）

新しい「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン）（素案イメージ）に関する意見募集に関して、以下の通り、意見を提出する。

1. 結論

今回の全面見直しの背景として、「先例に従った対応が増加する一方、不認定や勧告など例外的な事例でしか判断の考え方が示されない」「不透明で予見可能性がないといった指摘を受けるに至った」「認定基準に係る指摘か、運営改善のための助言が分からない」等の認識が取り入れられたことに、大いに賛同する。

全般的な意見としては、次の通りである。

（1）ガイドラインの位置付けについて

「見直しの方向性（1）（公益認定等ガイドライン見直しに向けた検討の方向性）」では、ガイドラインの位置付けについて「行政及び合議制機関は、特段の事情がない場合には、ガイドラインに沿った取扱いをすることを明記」「公益法人が業務を行うに当たり参考にすべき指針／公益法人の活動をチェックする国民の物差しとして利用されることを想定」としている。

しかしながら、ガイドラインが多義的なものとなると、具体的な個々の判断においてどの立場に立つかによって解釈が明確でなくなる懸念が生じる。ガイドラインはあくまでも「判断基準」と「考慮要素（具体的な判断基準が難しい場合）」（第1回有識者フォローアップ会合資料4）でよいと考える。行政法学者の意見も参考に検討いただきたい。

また、100ページを超えるガイドライン本文の分量が多く、内容も表現が抽象的で難解、重複している部分も多くある。行政庁職員と法人の実務担当者双方にとって、日常業務の中で使いこなせるようなものとなっていない。実務担当者が使いやすい「要約版」を作成公表いただくとともに、現行ガイドラインとの変更点をわかりやすく明確に解説いただきたい。

（2）ガイドラインの内容について

「見直しの方向性（2）（公益認定等ガイドライン見直しに向けた検討の方向性）」では、ガイドラインの内容について、「FAQや定期提出書類の様式等において定められていることも含め、ガイドラインにできる限り一元的に記載」とされており、FAQや各種手続き類の見直し・簡素化、廃止に賛同する。

特に、FAQや各種手引き類の中には、法律や政令・内閣府令に根拠をもたない数値基準（金額や期間の上限等）が記載されたり、実質的な法令解釈等が打ち出されているような記載がみられる。「撤廃」または「目安であることの明示」をお願いしたい。

一方で、ガイドライン本文については、法令等に基づくものであれば、根拠条文はすべて入れていただきたい。

(3)「公益目的事業該当性」と「公益認定基準該当性」の定義について（第2章で後述）

これまで公益認定法第2条第4号該当性が「公益目的事業該当性」、同5条該当性が「公益認定基準該当性」と理解されてきたが、今回「公益目的事業該当性」の定義が見直されている。公益目的事業が、認定法第2条第4号に規定する要件から成り立っていることは、法律上明確・明瞭であり、公益目的事業該当性を2要件以外の要件でその該当性を判断することはあってはならない。新たに加えられた5項目について、内容の見直しと表現ぶりの見直しを望みたい。

また、チェックポイントは「不特定多数の利益の事実認定に当たっての判断基準」から「公益目的事業該当性の判断基準」に変更されている。チェックポイントの内容には、「公益認定基準該当性」に相当するものや、「事後の監督手段で是正し得るものとして整理可能なもの」も含まれているため、「公益目的事業該当性」と「公益認定基準該当性」の定義を明確にさせていただいたうえで、内容と表現ぶりについて再度整理いただきたい。

さらに、今回の見直しで、「原則、現在の判断の構造は維持する（30～31P）」こととなるのか、それとも、「新たな基準により判断の構造を変えるのか」については、重大な関心事項であり、この旨を明確にさせていただきたい。

(4)経過措置について

今回の（案）では経過措置についての言及が少ないが、必須である。特に会計基準や情報開示等、さらには外部理事の選任で候補者が難航する場合等には、施行予定の2025年4月1日や、2025年最初の社員総会・評議員会には間に合わない可能性がある。また、会計基準の見直しでは、会計ソフトの対応、職員の勉強が追いつかないと予想される。このため、例えば「25年度については旧基準でも可」というような経過措置を是非とも設けていただきたい。

2. 各論

ガイドラインにおける個別の論点・意見は次の通りである。

（詳細次P以降 8/15に意見の修正・追加を予定）

第1章 基本的事項について

第2章 公益目的事業該当性の判断について

第3章 法令解釈等について

第4章 監督について

第5章 公益法人行政担当の業務運営方針

第6章 移行法人

公益財団法人公益法人協会

3

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（8/8現在 事務局案 以下同じ）

第1章 基本的事項（総則）（抜粋、以下同じ）

同左 論点・意見（案）

第1節 ガイドラインの趣旨・目的

○ガイドラインは、法令の適用に当たり留意すべき事項（法令等の解釈・運用）及び審査・処分の基準・考え方を示すものであり、・公益法人（公益認定を検討する者を含む。）が法人自治の下で各種申請や事業遂行を行う際の参考（行政庁の対応についての予見可能性の向上）、・行政庁（行政庁職員を含む。）及び公益認定等委員会（事務局職員を含む。）が職務を遂行する上での指針、・公益法人の活動を支援し、チェックする国民の物差し、として使用されることを想定している。

ガイドラインが多目的に使用されるとされたが、本来の趣旨は「判断基準」と「考慮要素（具体的な判断基準が難しい場合）」（第1回有識者会議FU会合資料4）であることを再確認したい。

第2節 ガイドラインにおける基本的な考え方

○審査や監督は、法律に従い、プリンシプルベースで行うことを原則とし、行政庁・合議制機関において法人が従うべきルールを一方的に設定し、これを押し付けることは、厳に慎む。
○また、法人の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みを目指した制度改正が施行される令和7年度以降は、不祥事の増加も懸念される。いかなる組織においても不祥事は生じ得るものであり、・・・（以下省略）

趣旨に賛同する。「法人が従うべきルールを一方的に設定し、これを押し付けることは慎む」ことの周知・徹底をお願いしたい。
「令和7年度以降は、不祥事の増加も懸念される」は不適切な表現であり、削除願いたい。

第3節 事務処理の原則

(1) 公益認定等委員会：加えて、公益目的事業該当性や公益認定基準該当性等に係る政令・内閣府令の制定・改廃についても諮問が必要とされており、公益目的事業該当性や公益認定基準該当性等に係る運用についても、公益認定等委員会が実質的判断を行うことが期待されている。

公益財団法人公益法人協会

趣旨に賛同する。ただし、「公益目的事業該当性」と「公益認定基準該当性」の定義の明確化をお願いしたい。

4

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第1章 基本的事項（総則）

同左 論点・意見（案）

第4節 都道府県との連携

都道府県知事が行政庁として行う事務は、自治事務と整理されており、都道府県知事は、認定法・認定令・認定規則に従い、地域の実情等に応じた事務処理を行うこととなる。

趣旨に賛同する。

第5節 行政指導等（法に基づく勧告を除く。）

第2 申請に関連する行政指導等（行政手続法第33条～35条）
申請書の記載事項の不備、必要な添付資料の不足等の申請の形式上の要件に適合していないことからその補正を求めるものは対象外であるが、「形式上の要件に適合しない」との判断は厳格に行う必要があり、申請内容の明確化を求めるものや、「行政庁が必要と認める書類」として本ガイドラインに記載していない書類の添付を求めるものは、「申請の変更を求める行政指導」に該当する。

「行政庁が必要と認める書類」に関しては、本ガイドラインに根拠のないものは該当しないこと、担当官の恣意的な運用にならないよう、徹底いただきたい。

第6節 不利益処分等（行政手続法との関係）

公益法人に対して不利益処分を行うに当たっては、認定法の要件を個別に検討するほか、多数の国民や企業が被害を受けるかどうかなど事案の重大性、公益法人制度に対する信頼性を損なう悪質なものであるか、等を考慮の上、不利益処分の是非及び内容を判断する

同上

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第2章 公益目的事業該当性の判断

同左 論点・意見（案）

第1節 チェックポイント（総論）

【第1 公益目的事業とは】

○公益目的事業とは、認定法別表各号に該当する事業（学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる事業）であって、**不特定多数の利益**（不特定かつ多数の者の利益の増進）に寄与するものをいう。別表各号は、その性質上何らかの形で不特定かつ多数の者に利益をもたらすと考えられるものとして、国民の利益のために制定されている立法当時有効な法律の目的規定を抽出・集約し、列挙したものであり、およそ公益と考えられる事業目的は、別表各号のいずれかに位置付けることができると考えられる。

○公益目的事業に該当するというためには、法人の掲げるその事業の趣旨・目的が、別表各号に該当し、不特定多数の利益に寄与するものであることに加え、その事業内容が、

（次Pに続く）

①～⑤こと

が求められる。

（以下、上記のすべてに該当することを「公益目的事業該当性」という。）

公益目的事業（認定法2条4号）が二要件から成り立っていることは法律上明確・明瞭である。公益目的事業該当性（言葉を否定するものではない）の判断が、この2要件を離れてなされること、公益目的事業該当性を2要件以外の要件でその該当性を判断することはあってはならないと考える。

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第2章 公益目的事業該当性の判断

同左 論点・意見（案）

第1節 チェックポイント（総論）

（前Pから続く）

① 当該趣旨・目的を実現するための事業であることについて合理的に説明できること

② 目的を実現するための事業の質（専門性や公正性、不利益発生排除など）が確保されていること

③ 特定の者又は特定の集団の利益に留まらないこと

が必要。また、税制優遇の下、国民の支援を受けて活動する存在である以上、

④ 事業内容に透明性があること

が求められる。

加えて、公益法人制度は、民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、機動的な対応が構造的に難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域を担っていくことが期待されて立法された制度である。公益認定を受けた法人は、「公益」を名乗り、行政の監督の下で社会的な信用を得るとともに、高い税制上の優遇措置を受けるなど、広く社会的なサポートを受けることになる。これらを踏まえると、

⑤ 営利企業等が実施している事業と類似する事業にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があること

が求められる。

（以下、上記のすべてに該当することを「公益目的事業該当性」という。）

①から⑤の表現振りに強く反対する。①から④については、従前どおり、不特定多数の者の利益の増進に寄与という要件の判断要素とすべきである（東京高裁令和元年10月30日判決参照）。また、⑤の「営利企業等が実施している事業と類似する事業にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい」との要件は「不特定多数の者の利益の増進」に読み込むことは著しく困難である。ガイドラインの領分を超えている。

さらに⑤の前文にある「政府部門や、民間営利部門では十分に対応できない活動領域を担っていくことが期待されて」の表現振りに反対する。民間団体が自発的に行うものであり、セクター間のすみわけが期待されるものでない。

公益財団法人公益法人協会

7

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第2章 公益目的事業該当性の判断

同左 論点・意見（案）

第1節 チェックポイント（総論）

（再掲）

① 当該趣旨・目的を実現するための事業であることについて合理的に説明できること

② 目的を実現するための事業の質（専門性や公正性、不利益発生排除など）が確保されていること

③ 特定の者又は特定の集団の利益に留まらないこと

が必要。また、税制優遇の下、国民の支援を受けて活動する存在である以上、

④ 事業内容に透明性があること が求められる。

加えて、公益法人制度は、民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、機動的な対応が構造的に難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域を担っていくことが期待されて立法された制度である。公益認定を受けた法人は、「公益」を名乗り、行政の監督の下で社会的な信用を得るとともに、高い税制上の優遇措置を受けるなど、広く社会的なサポートを受けることになる。これらを踏まえると、

⑤ 営利企業等が実施している事業と類似する事業にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があること

が求められる。

（以下、上記のすべてに該当することを「公益目的事業該当性」という。）

追加された5項目、チェックポイントの内容には、「公益目的事業該当性」というよりも、「公益認定基準該当性」に相当するものや、「事後の監督手段で是正し得るもの」として整理可能なもの」が含まれていると思われる。

「公益目的事業該当性」と「公益認定基準該当性」の定義を明確にさせていただいたうえで、内容と表現ぶりについて再度整理いただきたい。

公益財団法人公益法人協会

8

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第2章 公益目的事業該当性の判断

同左 論点・意見（案）

（続き）

【第2 申請書記載事項】

（1）基本的考え方

公益目的事業該当性は、申請書の記載事項及び添付書類によって判断する。申請書には、基本的な考え方及び原則の記載を求めるものとし、これは、「国民に対する約束」として公表対象とし、その変更には、原則として、変更認定を必要とする。

記載を求める具体的内容は、下記「（2）記入要領」に記載のとおりであり、申請書に記載がない場合は、公益認定の審査に当たっては、申請書に記載された基本的な考え方及び原則に加え、事業計画等※に記載された具体的な事業内容及び事業報告に記載された実績により、公益目的事業該当性を判断する。

申請書には、事業の外延を画し、公益目的事業としての性格を担保するために必要な基本的事項が記載されている必要がある。

公益目的事業としての基本的考え方及び原則が申請書に明確に記載されていない場合には、公益目的事業としての外延が画されておらず、内容が不明確であるために、不認定となることがあり得る。また、監督に際しては、事業計画等に記載された内容や事業報告に記載された内容が、申請書に記載された基本的な考え方及び原則に従っているかを確認する。

表記の誤り（14P）

求めるものとし→求めるものとし、

「基本的な考え方及び原則」の記載場所、記載例を示していただきたい。

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第2章 公益目的事業該当性の判断

同左 論点・意見（案）

（続き）

【第2 申請書記載事項】

①事業の趣旨・目的（省略）

②事業の概要では、法人税法施行令第5条に掲げる34事業（相応の対価が見込まれる場合に限る。）を公益目的事業として実施する場合には、申請書への記載を要するものとする。その際には、当該事業を公益目的事業として行う必要性・意義等について記載する。幹となる事業内容と類似する事業を営利企業等が行っている場合には、公益目的事業としての特徴を記載する。

③受益の機会について（省略）

④受益者の義務（対価、受益の条件など）及びその公表方法について記載する。事業の内容に応じて、「事業計画に記載する」「HPにおいて公表する」等の記載で可とする。

⑤事業の合目的性の確保の取組（省略）

⑥その他（省略）

【第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準】

公益事業を円滑に開始し、法人のチャレンジを促進する観点から、「事後チェック」の実施を前提に事前の審査は最小限とする。申請書の記載内容の確実性・合理性に関してリスクが想定される場合は、認定後、速やかに確認を行い、必要に応じ、勧告・命令等の措置を講じる。事前相談に当たっては、公益認定基準に係る指摘がガバナンス等の向上のための助言かを明確にする。

②事業の概要について、「幹となる事業内容と類似する事業を営利企業等が行っている場合、公益目的事業としての特徴を記載する」との表現は、前述（チェックポイント（総論））のとおり、表現ぶりを見直していただきたい。また、本項は、あくまでも申請書記載事項のガイダンスである旨を明記いただきたい。

④受益者の義務について、表現振りを再検討いただきたい。

「審査に当たっての確認事項及び判断基準」の趣旨に賛同する。事前の審査から事後チェックへの転換、さらには、指摘や助言こそが公益法人界が望んでいる事項であり、大いに期待する。

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第2章 公益目的事業該当性の判断

同左 論点・意見（案）

（続き）

【第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準】

公益事業を円滑に開始し、法人のチャレンジを促進する観点から、「事後チェック」の実施を前提に事前の審査は最小限とする。申請書の記載内容の確実性・合理性に関してリスクが想定される場合は、認定後、速やかに確認を行い、必要に応じ、勧告・命令等の措置を講じる。

事前相談に当たっては、公益認定基準に係る指摘がガバナンス等の向上のための助言かを明確にする。

（1）事業の趣旨・目的についての確認事項

○公益目的（認定法別表に掲げる目的）及び不特定多数の者の利益の増進が主目的として位置付けられており、適切な方法で明らかにされているかを確認する。

○なお、申請書の記載事項（添付書類を含む）、法人の公表資料・公表態様その他一切の事情を考慮して、当該事業の実際の目的が別にあると判断することがあり得る。

○定款の目的の範囲から外れた目的や、定款に何ら根拠のない事業は、公益目的事業として認められないことがあり得る。定款上の事業や目的が抽象的である場合などには、当該事業が定款上の事業や目的に根拠があるかの判断ができない可能性があることを踏まえ、定款には具体的に記載することが適当である。

趣旨に賛同する。

事前の審査から事後チェックへの転換は、首尾一貫した対応を望む。また、指摘や助言こそが公益法人界が望んでいる事項であり、大いに期待する。

趣旨に賛同する。

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第2章 公益目的事業該当性の判断

同左 論点・意見（案）

（続き）

（2）事業の概要についての確認事項等

○幹となる事業の内容や事業構造にもよるが、概ね、**幹となる事業の1割程度（単発の事業にあっては3割程度）**を超える事業は、「小さな規模」には当たらない。
○収益性の高い事業を公益目的事業の一部として実施する場合は、①及び②を満たす必要がある。

① 幹となる公益目的事業の趣旨・目的のために実施されるものであること

② 当該事業の規模・内容・実施の態様が、幹となる公益目的事業の趣旨・目的に即したものであり、かつ、必要な範囲を超えて行われないものであること

○営利企業等が行う事業と類似する事業については、なぜ法人が当該事業を実施する必要があるか、当該事業を通じてどのように社会に貢献しようとし、そのためにどのような態様で当該事業を実施しようとしているか等を確認し、公益目的事業としての特徴がなく、**営利企業等による類似事業の実施状況を勘案して、高い税制上の優遇措置を受けるなどの社会的なサポートを受けて公益法人が実施する意義が認められない場合には、公益目的事業として認められない。**なお、公益法人が実施する意義については、多くの営利企業が社会貢献活動を行い、あるいは社会貢献を目的の一つとして活動を行うなど、同じ分野で、様々な種類の法人等が切磋琢磨しながら活動している現実に留意し、法人が事業を実施しようとする地域・社会の具体的な状況等に即し、かつ、法人全体の目的・事業内容との関連性、公益目的事業の趣旨・目的を踏まえて判断する。

幹となる事業の数値基準については、法令等に基づくものではなく、目安である旨を明記いただきたい。

「営利企業等による営利企業等による類似事業の実施状況を勘案して、高い税制上の優遇措置を受けるなどの社会的なサポートを受けて」の表現部分は、削除を望む。

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第2章 公益目的事業該当性の判断

同左 論点・意見（案）

（続き）

（3）受益の機会についての確認事項

趣旨に賛同する。

不特定かつ多数の者に受益の機会が開かれているか、また、機会が限定される場合には、当該限定を行う合理性及び当該限定があっても利益が不特定多数の者に及ぶことについて合理的説明があるかを確認する。募集等を行う場合は、具体的な募集等の方法に照らし、実質的に一般に開かれているといえるかを確認する。

（4）受益者の義務についての確認事項

趣旨に賛同する。

○ 受益者の義務は、「第2 申請書記載事項」（1）の趣旨・目的に照らして合理的ものであるかを確認する。

○ 当該義務により、営利企業等や法人関係者に、合理的な範囲を超える利益が生じると見込まれる場合には、公益目的事業としては認められない。例えば、奨学金の支給者に対し特定企業への就職を義務付けるような場合や、資格付与や表彰に当たり法人関係者に不透明な見返りを求めるような場合は、公益目的事業としては認められない。

（5）事業の合目的性の確保の取組についての確認事項

趣旨に賛同する。

○ 事業内容に応じた適正運営の確保、事業内容に応じた専門家の関与、訓練、機材の確保、事業の趣旨に応じたプロセス（ニーズ調査や関係者の参加）の確保など、事業の趣旨・目的を踏まえ、必要に応じて、事業の質や成果を確保する取組がなされているかを確認する。

○ 選考等を行う場合は、原則として、以下を要する。

- ・ 選考過程における直接の利害関係者の排除
- ・ 事業内容に応じた専門家の関与
- ・ 選考方法の透明性の確保

「選考過程における直接の利害関係者の排除」については、後述。

公益財団法人公益法人協会

13

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第2章 公益目的事業該当性の判断

同左 論点・意見（案）

（続き）

（6）その他横断的な注記事項【P 検討中】

【事例集】例えば、表彰等に係る「晴れ」の場としてパーティーの開催、重要な事業を遂行するために理解を得ることが不可欠な要人の接待、外部の関係者を招いて開催する会議における弁当の提供、公益目的事業への協力者等への茶菓の提供等が想定される。

「要人の接待、外部の関係者を招いて開催する会議における弁当の提供」等の表現振りは、国際的な場面等を考慮すれば「食事、弁当等の提供」とすべきである。

【第4 変更認定事項と変更届出事項】

（1）基本的考え方

○ 事業内容を変更しても、公益目的事業該当性に変更がないことが明らかな場合には、変更届出となる。

（2）現行法人の移行措置について

最終報告における「外形的に判断できるような基準」について、その記載を検討いただきたい。

○ 現状、申請書に過度に細かく記載を置いている法人については、
① 付随的事业については、事業計画・事業報告への記載を前提に、届出
② 受益の機会については、事業計画に記載の上、趣旨・目的及び定款の範囲内で申請書支給対象を拡大する変更は届出（その際、申請書の記載事項は変更しない）。一度広げた対象を、申請書の記載まで狭める場合も届出。

現行法人の移行措置について賛同する。

③ 選考に係る質の確保について、事業計画に記載の上、チェックポイントに係る説明事項に実質的な変更がないことが明らかな場合に届出（認定時の考え方を示すものとして申請書の記載は変更しない）

表記の誤り
「随的事业」→「付随的事业」

④ なお、事業の実績等については、変更不要（申請時の状況を記載したものとして、申請書記載事項と考えない）とする。

公益財団法人公益法人協会

14

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第2章 公益目的事業該当性の判断

同左 論点・意見（案）

（続き）

【第5 監督に当たって特に考慮すべき事項（第4章監督 参照）】

「事前の審査から事後チェックへ」の考え方の下、監督の在り方を見直す。監督に当たっては、「申請書に記載された趣旨・目的に沿って事業が実施されているか」「申請書に記載された事業の質が確保されているか」など、(1)、(2)に記載のとおり申請書の記載をベースに監督を行うが、その際には、字句の文言に拘ることなく、「公益目的の実現は確保されているか」「不特定・多数の利益が実現しているか」という実質的な観点を重視する。

「(1)(2)に記載の通り…」とあるが、(3) 事業の受益の機会について、(4) 受益者の義務について、(5) 事業の合目的性の確保も対象となるかについて確認したい。

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第2章 公益目的事業該当性の判断

同左 論点・意見（案）

第2節 具体的な事業類型ごとの当てはめ

【第1 奨学金事業】

«事業の財源との関係»

実績がなく、外部からの寄附を予定されているとする法人については、必要に応じ、寄附確約の書面で寄附予定者の意思及び内容を確認する。寄附確約の書面で財源を確認した法人については、認定後、速やか（例えば認定後3か月）に実際に入金を確認し、入金が確認できない場合には、勧告等の措置を速やかに講じる。

【第2 現行17事業類型】

(1) 現状と新たな取組

○以上を踏まえ、現行の各事業ごとのチェックポイントの性格・役割、位置付けについて、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」（「不特定多数の利益」という。）の事実認定に当たっての判断基準ではなく、チェックポイントの総論と併せて、公益目的事業該当性の判断基準に変更し、この判断基準は行政手続法上の審査基準と位置付ける。

(2) 基本的考え方

○現行の17事業のチェックポイントについては、簡易に事実認定を行うためのものであることを踏まえ、現行17事業及び今回追加する「奨学金」、「出資」事業とも、従来の認定等の継続性、一貫性を確保するとともに、法人及び行政担当者における無用な混乱を回避する観点から、原則、現在の判断の構造は維持する。

奨学金事業における「寄附確約書」の取り扱いは再検討頂きたい。「経理的基礎」を確認する手段として、自由意志が原則の寄附者側から「寄附確約書」を求めるのは過剰ではないかと思われる。「必要に応じ」とせず、レアケースに限定する運用としていただきたい。

チェックポイントの内容には、「公益認定基準該当性」に相当するものや、「事後の監督手段で是正し得るものとして整理可能なもの」も含まれているため、内容と表現ぶりについて再度整理いただきたい。

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第2章 公益目的事業該当性の判断

同左 論点・意見（案）

第2節 具体的な事業類型ごとの当てはめ

【第2 現行17事業類型】（続き）

（13）助成（応募型）

【注1】5. 今後の方針について(令和5年5月26日 委員会資料)(資料編〇参照)

助成等の対象選考業務が法人業務の中核であり選考委員の選考行為が実質的には業務執行の重要な構成要素と認められる場合、評議員会による理事・理事会の監督機能に支障が生じないよう、基本的には、評議員は選考委員を兼ねないように指導を行う。その際、上記理由を丁寧に説明する。

○ただし、法人が、評議員（の一部）に選考委員（の一部）を兼ねさせたいとする場合（又は現に兼ねている場合）、その理由、特に評議員会の監督機能に支障が生じないかについて法人から説明を求め、当該説明を個別に吟味し、当該評議員が選考委員を務めても業務執行と監督の分離等の観点から問題ないと判断できるものであれば、上記指導は行わないこととする。

○なお、選考委員の過半数が評議員で構成されていたり、評議員も理事も選考委員に入っていたり、評議員が選考対象と利害関係を有する可能性が高い場合など、選考委員会としての公正性が問題である場合には、改善するよう指導を行う。

図表「公益認定申請書の判断基準（判断要素およびその他行政庁が必要と認める書類）＞（必要に応じ修正予定）」51P～58P

「評議員は選考委員を兼ねないように指導」に反対する。外形的に一律に決めつけることは適当でない。知見を持ち純粋に公益増進に寄与したいとの思いで選考に携わっている選考委員に失礼であり、やる気を大いに削いでしまう。不公正・不公平が客観的に明確なケースに限定していただきたい。

51P～58Pの「公益認定申請書の判断基準はチェックリストは、申請法人において用いるチェックリスト（とくに右欄）と理解してほしいか。

なお、現行ガイドラインの「2. 上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点」及び【補足】横断的注記について、今後の扱いを確認したい。

公益財団法人公益法人協会

17

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第3章 法令解釈等

同左 論点・意見（案）

第1節 認定基準等

（1）法人の主たる目的（認定法第5条第1号）

一般社団法人又は一般財団法人は、多種多様な事業を自由に行うことができるが、公益認定を受けるためには、認定法第2条第4号で定義される「公益目的事業」を安定的かつ継続的に実施するためにその利用可能な人的、経済的資源等を投下する意思および能力等を有している必要がある。そこで、公益目的事業を行うことを主たる目的とすることが、認定基準として設けられている。

（2）経理的基礎及び技術的能力（認定法第5条第2号）

公益法人は、設立目的達成のため、将来にわたり安定的かつ継続的に公益目的事業を行うことが期待されており、そのために必要な財産、技術的能力を保有している必要がある。また、法人自身による適正な業務運営の確保や寄附者等に対する情報提供の前提として、その事業活動の実態等を正確に把握するため、当該法人が適切な会計処理を行う能力を備えている必要がある。そこで、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎および技術的能力を有するものであることが、公益認定の基準として設けられている。

「経理的基礎」

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは、①財政基盤の明確化、②経理処理・財産管理の適正性、③情報開示の適正性とする。

「技術的能力」

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な技術的能力」とは、コンプライアンスを確保しつつ事業を適正に実施するための技術、専門的人材や設備、体制などの能力の確保とする。

趣旨に賛同する。。

趣旨に賛同する。

記載されている「経理的基礎」と「技術的能力」の要件通りに、「公益認定基準妥当性」が判断されることを望む。（後述）

表記の誤り（31P）

貸借対照表→貸借対照表

公益財団法人公益法人協会

18

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第3章 法令解釈等

同左 論点・意見（案）

第1節 認定基準等

「経理的基礎 ①財政基盤の明確化」

申請時には、貸借対照表、収支（損益）予算書等により、財務状態を確認し、法人の事業規模を踏まえ、必要に応じて今後の財務の見通しについて追加的に説明を求める。設立したばかりの法人等であって、公益認定後に事業内容を抜本的に変更することになる法人にあつては、事業内容を変更した後の財務状態が分かるし資料の添付を求める。

その際、寄附金収入については、寄附金の大口拠出上位5者の見込み、会費収入については積算の根拠、借入の予定があればその計画について、情報を求め、法人の規模に見合った事業実施のための収入が適切に見積もられているか確認する。

奨学金に係る事業など事業の確実な実施が必要な事業にあつては、最低限の財源が見込まれるかを確認することとし、必要に応じ、寄附等が確実に実施されることを示す文書（寄附を約束する文書等）の提示を求めるものとする。

また、必要に応じ、認定に当たり、速やかに事業内容に応じた財政基盤が確保されなければならない旨を法人に示すとともに、認定後、速やかに（例えば3か月以内）に財政基盤が確立されない場合には、認定法第29条第2項に該当するものとして、直ちに認定法に基づく勧告等の措置を講じるものとする。

なお、寄附の意思及び能力ともに無いことが明白であるなど寄附等の確実な履行が見込まれないにも関わらず、寄附を約束する文書を提出して公益認定を受けることは、不正の手段により公益認定を受けること（認定法第29条第1項第2号）に該当し得るものであり、罰則等の適用があり得ることに留意する。

賛成。ただし、寄付金収入について、自由意志が原則の寄付者側から文書「寄付確約書」を求める取り扱いとは再検討願いたい。あくまでも、法人側の資料提供やヒヤリングにおける説明で判明しない場合でかつ大口である等により財政基盤を左右しかねないレアケースに限定する運用としていただきたい。

通常は、認定後の事後チェックで足りると考える。

表記の誤り（61P）
財産基盤→財政基盤

公益財団法人公益法人協会

19

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第3章 法令解釈等

同左 論点・意見（案）

第1節 認定基準等

「経理的基礎 ②経理処理・財産管理の適正性」

公益認定の審査に当たっては、不適正な経理処理や財産管理を防止するための最低限のルールが機関決定され、組織的に講じる措置が整備されているかを確認するため、経理規程等の提出を求める。なお、公益法人の財産管理等は、公益法人のガバナンスの下、公益法人が自律的に行われるものであり、行政庁が各法人の財産管理の適正性について監査するものではないことに留意する。

趣旨に賛同する。

表記の誤り（61P）
仕分帳→仕訳帳

「経理的基礎 ③情報開示の適正性」

申請時には、外部監査を受けているか、そうでない場合には費用及び損失の額又は収益の額が1億円以上の法人については、監事（2人以上の場合は少なくとも1名、以下同じ）を公認会計士又は税理士が務めること、当該額が1億円未満の法人については営利又は非営利法人の経理事務を例えば5年以上従事した者等が監事を務めることが確認されれば、適切に情報開示が行われるものとして取り扱う。

この経理事務の経験者について5年というのは一つの目安であり、…（以下省略）財務に関するであつて、法人において作成・備置・開示（認定法第21条第2項第1号及び第4号）するとともに、公表（認定法第22条）こととされる情報が、法令の定めに従って作成等されていない場合には、適正な情報開示が行われていないことになる。

趣旨に賛同する。ただし、情報開示の適正性を「外部監査や幹事を公認会計士が務めること」「経理事務の経験者等が幹事を務めること」等について、行き過ぎた運用にならないような対応をお願いしたい。

公益財団法人公益法人協会

20

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第3章 法令解釈等

同左 論点・意見（案）

第1節 認定基準等

「技術的能力」

申請時には、公益目的事業の内容に係る申請書記載事項及び添付資料により、判断する。例えば検査検定事業においては、検査に携わる人員や検査機器の能力の水準の設定とその確保や、震災に当たって公正性を確保する仕組みが「公益目的事業のチェックポイント」に掲げられており、申請書の記載事項等を踏まえ、当該チェックポイントを満たすことを確認する。

また、事業を行うに当たり法令上許認可等を必要とする場合においては、認定法第7条第2項第3号の「書類」の提出をもって技術的能力を確認する

コンプライアンスに関しては認定法及び法人法に定める体制があること（事業を行うに当たり法令上の許認可等を必要とする場合は、認定法第7条第2項第3号の「書類」の提出を含む）をもって技術的能力があると判断することを原則とする。ただし、事業内容に照らしてコンプライアンスの確保が特に必要な事業又は、当該法人についてコンプライアンスの確保に疑義がある場合には、追加的に説明を求めることがあり得る。

事業に必要な技術的能力は、法人自らが全てを保有していることを求めているものではない。しかし、実態として自らが当該事業を実施しているとは評価されない程度にまで事業に必要な資源を外部に依存しているときには、技術的能力を備えていないものと判断される場合もありうる。

趣旨に賛同する。

ただし、コンプライアンスの確保を「技術的能力」として定義するにあたり、行き過ぎた運用にならないような対応をお願いしたい。コンプライアンスに関しては法人の事業内容に応じて異なり、事前審査でなく、認定後の事後チェックで是正しようとする。

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第3章 法令解釈等

同左 論点・意見（案）

第1節 認定基準等

（3）特別の利益（認定法第5条第3号、第4号）

認定法第5条第3号及び第4号の「特別の利益」とは、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事業に即し、「社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇」がこれに当たり、「その事業を行うに当たり」とは、公益目的事業の実施に係る場合に限られない。その判断は、当該法人が行う事業の具体的な内容等に基づいて個別に行われ、申請時には提出書類等から判断する。

（4）投機的な取引を行う事業（認定法第5条第5号）

社会的信用を維持する上でふさわしくない事業は、認定令第3条で、①投機的な取引を行う事業、②利息制限法の制限を超える利息の契約等を行う事業、③性風俗関連特殊営業が定められている。「投機的な取引を行う事業」に該当するかどうかは、社会通念や取引の規模、内容等具体的事業に照らして判断される。

（5）中期的収支均衡（認定法第5条第6号）・・・別途

（6）公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ（認定法第5条第7号）

「公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ」とは、収益事業等の収支構造等その事業内容、法人全体での資源配分の状況等に照らして、公益目的事業の円滑な実施が妨げられる可能性があることをさす。

（7）公益目的事業比率（認定法第5条第8号）・・・別途規定

（8）使途不特定財産額の保有の制限（認定法第5条第9号）・・・別途

（9）理事と特別の関係があるもの（認定法第5条第10号）・・・別途

趣旨に賛同する。
（以下同じ）

『「指定正味財産」に繰入れられる寄附金の使途について最大で「法人の公益目的事業全体」とする指定も可能とし、寄附者の意思確認を容易化する』等、有識者会議最終報告において、ガイドラインで規定するとされた事項についての追記をお願いする。

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第3章 法令解釈等

同左 論点・意見（案）

第1節 認定基準等

（10）同一の団体の範囲（認定法第5条第11号）

同一の団体は、人格、組織、規則などから同一性が認められる団体毎に判断する。ある他の同一の団体の関係者である公益法人の理事が当該基準の規律対象であるか否かは、それらの者が「他法人の理事や他企業の使用人」などと同視し得る程度に当該他の団体に支配・従属の関係にあるか、当該他の同一の団体の行動原理によって公益法人の運営が歪められるおそれがあるかという観点から判断する。

3分の1の考え方、規制の対象は親族関係等にある理事又は監事の合計数である。

（11）理事と監事の間の特別利害関係の排除（認定法第5条第12号）・・・別途

（12）会計監査人の設置（認定法第5条第13号）・・・別途

（13）役員等の報酬等の支給基準（認定法第5条第14号、第20条）

① 報酬等について

（省略）

② 支給基準における定め方について

ア 支給基準において理事等各人の報酬額まで定める必要はないが、「理事の報酬額は理事長が理事会の承認を得て定める」のような支給基準とすることは報酬科目や算定方法が明らかにされず、認定基準を満たしたとは認められない。

イ 理事の報酬等の支給基準ではないが、報酬等の額については、定款で定めていないときは、社員総会又は評議員会の決議により定めることが必要である（法人法第89条）

趣旨に賛同する。
（以下同じ）

「親族関係等にある」は、「同一の団体に属する」との記述が正しいのではない。

「理事の報酬額は理事長が理事会の承認を得て定める」ことを「支給基準」とするのではなく、「理事会が理事長に一任する旨の決議」は有効であるとする。

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第3章 法令解釈等

同左 論点・意見（案）

第1節 認定基準等

（14）理事、監事の外部からの選任（認定法第5条第15号・第16号）・・・別途

（15）社員の資格得喪に関する条件（認定法第5条第17号イ）

「社員の資格の得喪」に関する定款の定めにおいて「不当な条件」を付しているかどうかについては、社会通念にしたがい判断する。当該法人の目的、事業内容に照らして当該条件に合理的な関連性及び必要性があれば、不当な条件には該当しない。例えば、専門性の高い事業活動を行っている法人において、その専門性の維持、向上を図ることが法人の目的に照らして必要であり、その必要性から合理的な範囲で社員資格を一定の有資格者等に限定したり、理事会の承認等一定の手続き的な要件を付したりすることは、不当な条件に該当しない。

（16）他の団体の意思決定に関与することができる財産（認定法第5条第18号）

他の団体の意思決定に関与することができる株式等の保有をしていないことが、公益認定の基準として設けられている。無議決権株式を保有していたとしても、当該株式を発行する会社に対する実質的な支配権を与えられるものではないため、規制の対象とはならない。

（17）不可欠特定財産（認定法第5条第19号）

不可欠特定財産がある場合には、財産種別や場所・物量等を列記するなどの方法により、どの財産が不可欠特定財産に該当するのかが分かるように具体的に特定して定款に定めておく必要がある。当該事業に係る不可欠特定財産がある場合には、全て申請時にその旨を定めておく必要があり、認定審査時には、不可欠特定財産として記載されたものが、不可欠特定財産に当たるかを確認する。

趣旨に賛同する。
（以下同じ）

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第3章 法令解釈等

同左 論点・意見（案）

第1節 認定基準等

（18）財産の贈与、帰属先、公益目的事業財産、公益目的取得財産残額、区分経理（認定法第5条第20号・第21号、第18条、第19条）…別途

趣旨に賛同する。
以下同じ）

第2 認定法第6条について

（1）欠格事由（認定法第6条）

① 理事、監事及び評議員の人的属性【認定法第6条第1号】

一般社団法人等の理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）の中に一定の人的属性を有する者がある場合には、その者の属性にかんがみ、公益認定を受けられないこととしている。

公益認定時には、法人から提出された確認書、警察庁長官等の意見等により判断する。また、理事等が変更する場合も同様である。

認定（変更届出）後に、理事等が当該属性を持つに至った場合は、公益認定を取り消さなければならないこととされている（認定法第29条第1項第1号及び第2号）。このため、法人は、理事等の状況を適切に把握し、これらに該当する蓋然性がある場合には速やかに当該理事等を解任するなど必要な措置を講ずることが求められる。

② 一般法人の適格性【認定法第6条第2号】

認定取消しを受けた旧公益法人は一定の期間再び公益認定を受けることができない。

② 定款及び事業計画の適法性【認定法第6条第3号】

定款及び事業計画の内容が法令又は法令に基づく行政処分に違反している場合には、公益認定を受けることができない

表記の誤り
項番 ②→③ 以降繰り下げ

公益財団法人公益法人協会

25

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第3章 法令解釈等

同左 論点・意見（案）

第1節 認定基準等 第2節 公益法人の義務

③ 事業の適法性【認定法第6条第4号】

行おうとする事業に必要な許認可等を受けることができない場合には、公益認定を受けることができない。

項番順次繰り下げ

⑤ 納税の履行【認定法第6条第5号】

国税又は地方税について滞納処分が継続している場合又は当該処分が終了してから一定の期間を経過していない場合には公益認定を受けることができない。

⑥ 組織の健全性【認定法第6条第6号】

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者によって事業を支配されている場合には公益認定を受けることができない。

第2節 公益法人の義務

第1 公益目的事業の収入及び費用（認定法第14条）…別途

第2 公益目的事業比率（認定法第15条）…別途

第3 使途不特定財産額の保有の制限（認定法第16条）…別途

第4 財産目録等の備置き及び閲覧等（認定法第21条）…省略

第5 財産目録等の提出等（認定法第22条）…省略

公益財団法人公益法人協会

26

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第3章 法令解釈等

同左 論点・意見（案）

第2節 公益法人の義務

(1) 事業年度開始前に作成する書類（認定法第21条第1項）

趣旨に賛同する。
（以下同じ）

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書（認定規則第48条）
- ③ 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- ④ 公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容を記載した書類

(2) 事業年度終了後に作成する書類（認定法第21条第2項）

- ① 財産目録
- ② 役員等名簿
- ③ 役員報酬等の支給の基準
- ④ 内閣府令で定める書類
- ⑤ 事業報告の記載事項について

事業報告には、法人法に基づき、①法人の状況に関する重要な事項、②体制の整備についての決定又は決議の内容が有る場合のその内容及び運用状況の概要について記載が必要（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第34条）とされているが、これらに加え、令和6年の認定法の改正により、③各事業年度における公益目的事業の実施状況、④当該公益法人の運営体制の充実をはかるための取組を記載しなければならないこととなった（認定規則第53条）。

(3) 閲覧請求等について

公益財団法人公益法人協会

27

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第3章 法令解釈等

同左 論点・意見（案）

第3節 認定の申請等

第1 行政庁（認定法第3条）、第2 公益認定の申請（認定法第7条）

第3 変更の認定（認定法第11条）

○ 令和6年の公益法人制度改革では、変更認定手続には一定の期間を要し、公益法人の迅速な事業展開の阻害要因ともなり得ることをも踏まえ、より柔軟・迅速な公益的活動の展開を促進する観点から、公益目的事業該当性の判断に実質的に大きな影響を与えない変更であって、かつ、当該変更後に不適切な事態が発生した場合には事後の監督手段で是正し得るものは、届出事項とすることとすることとされた。具体的には、公益認定基準該当性については事後的な監督において是正可能であるとの前提の下、公益目的事業該当性に実質的な影響を与えない変更については、届出事項にすることとし、収益事業等の内容の変更については、法律上、届出事項とされた。軽微な変更については、第4 変更の届出（認定法第13条）「軽微な変更」説明部分 参照

第4 変更の届出（認定法第13条）

○ 届出事項である認定規則第11条第2項に規定する「軽微な変更」としては、① 公益目的事業の一部の廃止、② 内閣総理大臣が当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとしてガイドラインに定めたもの、③ 公益認定又は変更認定を受け若しくは変更を届け出た公益目的事業の種類又は内容について記載した事項の変更を伴わないもの、字句の訂正その他の公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかな記載の変更の場合には記載事項の変更であっても軽微な変更に含まれる。

第5以下 省略

趣旨に賛同する。
ただし、「公益目的事業該当性に実質的な影響を与えない」との概念や「公益目的事業に該当することが明らかとの概念」は不明確である。このため、これらの概念が公益認定法2条4号に規定する2要件以外の要件を含むものではないことを明記し、これらの概念が拡大解釈され、独り歩きをされないことを望む。

公益財団法人公益法人協会

28

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第4章 監督

同左 論点・意見（案）

第1節 監督の基本方針 第2節 報告徴収の実施指針（認定法第27条）

第1節 監督の基本方針

一貫性のある審査・監督の方針を一元的に示した上で、実効的な事後チェック（監督）を行う（※1）。

（※1）事前審査を軽減化し、事後チェックの強化を図る事例

①経理的基礎の確認（寄附の状況の審査・確認）

＞公益認定申請時：経理的基礎の充足を証する書類として寄附確約書の提出があった場合、それを裏付ける証憑類（個人の預金通帳の写しなど）までは求めず、寄附確約書上の記載のみの確認に止める。

＞事後チェック：定期提出書類等において、寄附確約書のとおり寄附がなされているかについて検証し、事業実施のための収入が確保され、事業の実施に支障がないか確認する。

②変更認定手続から届出化された事項（収益事業の追加等）の確認

＞公益認定申請時：届出時に提出された書類についての形式的な確認に止める。

＞事後チェック：定期提出書類等や点検調査時に、事業の実施状況、公益目的事業比率が保たれているか、収益の配賦が適切に行われているかなどについて、実態を確認する。

第2節 報告徴収の実施指針（認定法第27条）

「報告徴収実施の考え方・手続について（平成24年11月27日（平成27年6月9日改訂））」に準じて記載する方針。

前述の通り、「寄附確約書」は再検討頂きたい。

認定法5条2号の「経理的基礎」を確認する手段として、自由意志が原則の寄附者側から「寄附確約書」を求める取り扱い、行き過ぎた規制になりかねない。

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）の概要と意見（案）

第4章 監督

同左 論点・意見（案）

第3節 第4節 第5節 第6節

第3節 立入検査の実施指針（認定法第27条）

（1）重点検査：内外からの情報提供等により不適切事案の端緒を掴んだ法人に対して、機動的に実施する。

（2）点検調査：過去の立入検査ないし定期提出書類等の確認において、特段問題が見受けられない法人に対して、一定のインターバルを置いて定期的に実施する。

第4節 情報提供（通報）に関する事項

情報提供とは、公益通報を含む外部からの情報提供全て。公益通報とは、公益通報者保護法2条に規定された要件を満たす情報提供。認定法に係る通報対象事実とは、認定法62条ないし66条の犯罪又は過料対象行為に係る事実。

第5節 監督処分の実施及び罰則の適用方針（認定法第28条・第29条、第5章）

他省庁の例（厚生労働省の「介護保険施設等に対する監査マニュアル」等）を参考に、監督処分（勧告、命令、公益認定取消し）、罰則適用に関する要件・基本的考え方を示す。法人において、①認定基準不適合、②認定法等規定不遵守、③行政処分違反のいずれかに該当すると疑う理由がある場合には、遅滞なく速やかに、必要な措置をとるべき旨の勧告を行う。

特に明確な違反等については、果断な監督を実施する（※2）。

（※2）事例：定期提出書類の提出懈怠（認定法第21条及び第22条違反）に係る対応 明確な法令違反であることから、可及的速やかに監督措置を実施する。

・法人の予見可能性及び牽制効果を高めるために、下記の段取りで進める（なお、期間は暫定的に設定したもの。）詳細省略。

第6節 公益認定取り消しに伴う贈与（認定法第30条）

趣旨に賛同する。
ただし、「点検検査」について、その内容の概要を示していただきたい。
（以下同じ）

参考 前回改正時の議論の抜粋

判断主体	「個別具体の事業が公益的であるか否かについての判断は、法人の事業実態等を踏まえ、民間の有識者からなる認定等委員会等が適切に行うこととなる」とされている。（「プロコメ回答」）
不特定と多数	「不特定」とは「その受益の効果が広く社会全体や十分に広い範囲に及ぶことを積極的に意図して事業を行い」、「多数」とは「必ずしも数の多いことを要件とするのではなく、その受益の及ぶ範囲も踏まえ、柔軟に解することが適当である」とされている。（平成16年有識者会議報告書）
バスケット条項	「行政庁間での公益目的事業の判断に統一性を持たせ、申請者の予見可能性を高めるため、公益的な事業を列挙することは必要と考えております。なお、列挙にあたっては、社会経済情勢の変化等に対応して、法律で列挙されたもの以外の事業を政令で定めることを可能としております。」
事業類型の列挙	「具体的な事業を適切に列挙することとし、これに該当する場合は公益性を有すると判断することが望ましい」とされている。（平成16年 有識者会議報告書）
営利企業の行う事業との関係	公益性を有する法人が行う主たる事業と営利企業の行う事業との関係については、判断主体において民間有識者からなる委員会の意見に基づき、公益性を有する法人の個々の事業ごとに、慎重に判断を行うべきである。その際、基本的な考え方としては、営利企業として行うことが社会通念上適当と認められる事業を主たる事業として行う場合には、営利法人として行うことが法人制度上望ましく、これを、公益性を有する法人の主たる事業とすることは望ましくないと考えられる。（平成16年有識者会議報告書）
公益法人制度の抜本的改革	我が国においては、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている。しかし、画一的対応が重視される行政部門、収益を上げることが前提となる民間営利部門だけでは様々なニーズに十分に対応することがより困難な状況になっている。これに対し、民間非営利部門はこのような制約が少なく、柔軟かつ機動的な活動を展開することが可能であるために、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供することができる。その結果として民間非営利活動は、社会に活力や安定をもたらすと考えられ、その促進は、21世紀の我が国の社会を活力に満ちた社会として維持していく上で極めて重要である。（平成15年 公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針 閣議決定）
新制度における公益認定の基準と審査	新制度では基準が法律で明記され、透明性が確保されています。内容も厳しくなったわけではありません。 ・公益認定の基準は、従来の指導監督基準（閣議決定）等を基に、有識者の議論を積み重ねて規定されました。法による明文の定めがなく主務官庁の裁量が大きかった旧制度に比べ、透明性が確保されており、内容面でも厳しくなったわけではありません。（平成26年8月 内閣府「公益法人制度改革の進捗と成果について～旧制度からの移行期間を終えて～」）

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）に関する意見募集についての意見提出について

2024 年 8 月 15 日

公益財団法人 公益法人協会
(法制・コンプライアンス合同委員会)

新しい「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン）（素案イメージ）に関する意見募集に関して、以下の通り、意見を提出する。

1. 総論

今回の全面見直しの背景として、「先例に従った対応が増加する一方、不認定や勧告など例外的な事例でしか判断の考え方が示されない」「不透明で予見可能性がないといった指摘を受けるに至った」「認定基準に係る指摘か、運営改善のための助言か分からない」等の認識が取り入れられたことに、大いに賛同する。

全般的な意見としては、次の通りである。

(1) 「民間公益」について

公益認定法第 1 条に「民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっている」とあるように、「(各法人が自ら責任を持って) 自発的に行う」ことが重要である。今回のガイドラインには、「民間公益活動が自発的に行われることにこそ価値がある」という基本姿勢がまず示されるべきである。国には、公益認定法の趣旨に鑑み、民間公益活動に対してのパラダイムシフトが求められており、そもそもその新しいパラダイム・新しい流れを共有することこそ努力を払うべきである。今回のガイドライン素案イメージでは、「民間公益活動の自由度が下がる」等の弊害が懸念されるため、見直しをお願いしたい。

(2) ガイドラインの位置付けについて

「見直しの方向性（1）（公益認定等ガイドライン見直しに向けた検討の方向性）」では、ガイドラインの位置付けについて「行政庁及び合議制機関は、特段の事情がない場合には、ガイドラインに沿った取扱いをすることを明記」「公益法人が業務を行うに当たり参考にすべき指針／公益法人の活動をチェックする国民の物差しとして利用されることを想定」としている。

しかしながら、ガイドラインが多義的なものとなると、具体的な個々の判断においてどの立場に立つかによって解釈が明確でなくなる懸念が生じる。ガイドラインはあくまでも「判断基準」と「考慮要素（具体的な判断基準が難しい場合）」（第 1 回有識者 FU 会合資料 4）でよいと考える。

また、ガイドラインは、あくまで法令のユーザーの予測可能性を高めるためにあり、法令が許容している範囲を超えて、ユーザーの自由を狭めるものであってはならない。以下に詳しく述べるとおり、今回の見直し案は、予測可能性を高めるがあまり、過度に詳細な解釈基準や考慮要素を設けることにより、民間公益活動の自由を過度に制限するものとなりかねない。

さらに、100 ページを超えるガイドライン素案イメージ本文の分量が多く、内容も表現が抽象的で難解、重複している部分も多くある。行政庁職員と法人の実務担当者双方にとって、日常業務の中で使いこなせるようなものとなっていない。実務担当者が使いやすいように「分量の削減」または「要約版」の作成公表により、現行ガイドラインからの変更の趣旨と内容をわかりやすく明確に解説いた

だきたい。なお、ガイドライン素案イメージに「行政における事務処理に当たっての留意事項（審査態度等）」が示されていることについては、公開されることは必要ではあるものの、分量との兼ね合いを踏まえ、本ガイドラインとは別に、行政事務の運営指針として定めるのが適当であるとも考えられる。

（３）ガイドラインの内容について

「見直しの方向性（２）（公益認定等ガイドライン見直しに向けた検討の方向性）」では、ガイドラインの内容について、「FAQや定期提出書類の様式等において定められていることも含め、ガイドラインにできる限り一元的に記載」とされており、FAQや各種手引き類の見直し・簡素化、廃止に賛同する。

特に、FAQや各種手引き類の中には、法律や政令・内閣府令に根拠をもたない数値基準（金額や期間の上限等）が記載されたり、実質的な法令解釈等が打ち出されているような記載がみられる。「撤廃」または「目安であることの明示」をお願いしたい。

一方で、ガイドライン本文については、法令等に基づくものであれば、根拠条文はすべて入れていただきたい。

（４）素案イメージにある「公益目的事業該当性」と「公益認定基準該当性」の定義について（２．各論 第２章で後述）

これまで公益認定法第２条第４号該当性が「公益目的事業該当性」、同第５条該当性が「公益認定基準該当性」と理解されてきたが、今回の素案イメージでは「公益目的事業該当性」の定義が見直されている。

公益目的事業が、公益認定法第２条第４号に規定する要件から成り立っていることは、法律上明確・明瞭であり、公益目的事業該当性を二要件以外の要件でその該当性を判断することはあってはならない。そもそも、公益認定法第２条第４号により、二つの要件（Ａ「認定法別表各号に該当する事業」であって、Ｂ「不特定多数の利益（不特定かつ多数の者の利益の増進）に寄与するもの」）に限定された趣旨は、民間公益活動の自由度の拡大のためである。民間公益活動の自由度が下がる等の弊害があってはならない。

したがって、新たに加えられた５項目について、内容の削除を望みたい。

また、素案イメージにあるチェックポイントは「不特定多数の利益の事実認定に当たっての判断基準」から「公益目的事業該当性の判断基準」に変更されている。また、チェックポイントには、「公益認定基準該当性」に相当するものや、「事後の監督手段で是正しうるものとして整理可能なもの」も含まれている。従来通り、チェックポイントは「不特定多数の利益の事実認定に当たっての判断基準」とするべきであり、また、内容の再見直しを望むものである。

さらに、今回の見直しで、「原則、現在の判断の構造は維持する（30～31P）」こととなるのか、それとも、「新たな基準により判断の構造を変えるのか」については、重大な関心事項である。全体を通じて、前者の趣旨を守っていただきたい。

（５）経過措置について

今回のガイドライン素案イメージでは、経過措置についての言及が少ないが、必須である。特に公益法人会計基準や情報開示等、さらには外部理事の選任で候補者が難航する場合等には、施行予定の2025年4月1日や、2025年最初の社員総会・評議員会には間に合わない可能性がある。また、公益法人会計基準の見直しでは、会計ソフトの対応、職員の勉強が追いつかないと予想される。このため、

例えば「施行日から3年間」とか「令和7（2025）年度については旧基準でも可」というような経過措置を是非とも設けていただきたい。

2. 各論

第1章 基本的事項（総則）

【第1節 ガイドラインの趣旨・目的等】

ガイドラインが多目的に使用されるとされたが、本来の趣旨は「判断基準」と「考慮要素（具体的な判断基準が難しい場合）」（第1回有識者会議FU会合資料4）であることを再確認したい。

特に、「行政庁（行政庁職員を含む。）及び公益認定等委員会（事務局職員を含む。）が職務を遂行する上での指針」において、「判断基準」と「考慮要素（具体的な判断基準が難しい場合）」を逸脱し、過度に公益法人のあるべき姿・高い規律を求めるような厳格な運用が行われることのないようお願いしたい。徒に高い規律を求めることは、却って、民間の公益活動を阻害しかねない。

【第2節 ガイドラインにおける基本的な考え方】

趣旨に賛同する。「法人が従うべきルールを一方的に設定し、これを押し付けることは慎む」ことの周知・徹底をお願いしたい。

一方、「令和7年度以降は、不祥事の増加も懸念される」は不適切な表現であり、削除願いたい。

【第3節 事務処理の原則】

趣旨に賛同する。ただし、「素案イメージのある公益目的事業該当性」と「公益認定基準該当性」の定義の明確化をお願いしたい。

【第5節 行政指導等（法に基づく勧告を除く。）】

「行政庁が必要と認める書類」に関しては、本ガイドラインに根拠のないものは該当しないこと、担当官の恣意的な運用にならないよう、徹底いただきたい。

第2章 公益目的事業該当性の判断

【第1節 チェックポイント（総論）】

公益目的事業（認定法2条4号）が二要件（A「認定法別表各号に該当する事業」であって、B「不特定多数の利益（不特定かつ多数の者の利益の増進）に寄与するもの」）から成り立っていることは、法律上明確・明瞭である。公益目的事業該当性（言葉を否定するものではない）の判断が、この二要件を離れてなされること、公益目的事業該当性を二要件以外の要件でその該当性を判断することはあってはならないと考える。

したがって、二要件以外に追加された①から⑤の要件に強く反対するものであり、削除を望みたい。

また、①から⑤の削除の必要性については、それぞれ以下の理由がある。

①から④については、これを用いず、従前の不特定多数の者の利益の増進に寄与という要件の判断要素であるチェックポイント第2の2項「上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点」記載の①及び②アからエの要素（東京高裁令和元年10月30日判決参照）を維持すべきである。

⑤の「営利企業等が実施している事業と類似する事業にあっては、社会的なサポートを受けるにふさわしい」との要件は「不特定多数の者の利益の増進」に読み込むことは著しく困難である。ガイドラインの領分を超えている。

なお、⑤の前文にある「・・・政府部門や、・・・民間営利部門では十分に対応できない活動領域を担っていくことが期待されて」の表現は不適切であり反対する。削除を望みたい。民間団体が自発的に行うものであり、セクター間のすみわけが期待されるものでない。

さらには、①～⑤の要件については、法令に根拠を持たず、定義の不明確なものが含まれており、抽象的であるため、判断基準や考慮要素とされると、解釈の余地が広がり、ぶれが生じ、却って恣意的な運用になりかねず、裁量行政につながりかねない。(合理的説明、事業の質(専門性や公正性など)、事業内容の透明性、ふさわしい公益目的事業としての特徴等)。そうしたときには、公益法人にとっては「民間公益活動の自由度が下がり、結果として社会に有益な成果を提供できない」等の弊害が生じかねない。

【第2 申請書記載事項】

「(1) 基本的考え方」において、「公益目的事業としての基本的考え方及び原則が申請書に明確に記載されていない場合には、公益目的事業としての外延が画されておらず、内容が不明確であるために、不認定となることがあり得る。」とされたが、「基本的な考え方及び原則」の記載場所、記載例を示していただきたい。

「(2) 記入要領」において、「② 事業の概要」で「幹となる事業内容と類似する事業を営利企業等が行っている場合には、公益目的事業としての特徴を記載する」とされた。「幹となる」という用語が新たに定義されたが、この趣旨を明記いただきたい。また、前述(チェックポイント(総論))のとおり、「公益目的事業該当性」の判断基準とされた追加5項目は、削除を望んでいる。

また、「⑤ 事業の合目的性の確保の取組」について、具体的に記述いただきたい。

【第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準】

「公益事業を円滑に開始し、法人のチャレンジを促進する観点から、「事後チェック」の実施を前提に事前の審査は最小限とする。」との趣旨に賛同する。事前の審査から事後チェックへの転換、さらには、指摘や助言こそが公益法人界が望んでいる事項であり、大いに期待する。

「(2) 事業の概要についての確認事項等」において、「幹となる事業の内容や事業構造にもよるが、概ね、幹となる事業の1割程度(単発の事業にあつては3割程度)を超える」とされたが、この幹となる事業の数値基準については、法令等に基づくものではなく、目安である旨を明記いただきたい。

また、「営利企業等による類似事業の実施状況を勘案して、高い税制上の優遇措置を受けるなどの社会的なサポートを受けて」の表現部分は、不要であり、削除を望む。

「(5) 事業の合目的性の確保の取組についての確認事項」において、「事業内容に応じた専門家の関与」とされているが、「専門家」については狭くとらえられることのないような運用をお願いする。また、選考等を行う場合は、原則として「選考過程における直接の利害関係者の排除」とされているが、外形的に判断することのないような運用を望む。詳細は、「第2節 具体的な事業類型ごとの当てはめ」【第2 現行17類型】で後述する。

「(6) その他横断的な注記事項」において、「【事例集】例えば、表彰等に係る「晴れ」の場としてパーティーの開催、重要な事業を遂行のために理解を得ることが不可欠な要人の接待、外部の関係者を招いて開催する会議における弁当の提供等・・・」とされたが、「要人の接待、外部の関係者を招いて開催する会議における弁当の提供」等の表現振りは、国際的な場面等を考慮すれば「食事、弁当等の提供」とすべきである。

【第4 変更認定事項と変更届出事項】

「(1) 基本的考え方」において、「事業内容を変更しても、公益目的事業該当性に変更がないことが明らかな場合には、変更届出となる。」とされたが、最終報告における「外形的に判断できるような基準」について、その記載を検討いただきたい。

【第5 監督に当たって特に考慮すべき事項（第4章監督 参照）】

「(1)、(2)に記載のとおり申請書の記載をベースに監督を行う」とされたが、(3) 事業の受益の機会について、(4) 受益者の義務について、(5) 事業の合目的性の確保も対象となるかについて確認したい。

「②法人の活動状況、法人の理事等の言動（法人外のものを含む）その他一切の事情に照らして、公益法人の主目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断し得る。」とされているが、「法人の理事等の言動」が何を指すのか定かではないが、民間ならではの自由闊達な活動や言論を制限するものと受け取られるおそれがあり、行き過ぎた規制であると考ええる。

【第2節 具体的な事業類型ごとの当てはめ】

【第1 奨学金事業】

《事業の財源との関係》で、奨学金事業における「寄附確約書」の取り扱いは、再検討いただきたい。「経理的基礎」を確認する手段として、自由意思が原則の寄附者側から「寄附確約書」を求めるのは過剰ではないかと思われる。「必要に応じ」とせず、レアケースに限定する運用としていただきたい。

【第2 現行17事業類型】

チェックポイントの内容には、「公益認定基準該当性」に相当するものや、「事後の監督手段で是正し得るものとして整理可能なもの」も含まれていると思われるため、内容について再度整理いただきたい。

「(13)助成（応募型）」において、「基本的には、評議員は選考委員を兼ねないように指導を行う。」とされたが、実際の法人運営においては、知見や見識の高い方に評議員をお願いしており、かかる知見や見識は選考委員としての職務にも大いに役立つものであり、かつ評議員として法人の事情にも通じていることから、両者兼任のケースは多く、また特段の弊害も生じていない。法令上も明示的に禁止されていないのであるから、具体的にどのような弊害が生じるのか指摘するとともに、かかる弊害を防止するために必要最小限度に禁止の範囲を限定するようお願いしたい。

「(16)自主公演」「(17) 主催公演」などにおいて、「事業の実施者・出演者を選考する委員会であれば・・・」とある処、「選考委員会が必置」と誤解されることが無いよう、例えば、「選考委員会設置を必須としない。」等の文言を入れるなどをお願いしたい。主催公演における出演者や制作スタッフの選定は、基本的には芸術家やプロデューサーによる作品創造の一部であり、選考委員会等の設置が実情になじまない場合があると考えられる。また、主催公演においても、芸術監督やプロデューサーのような特定の専門家に公演の選定を委ねる形式も十分な妥当性を持つと考えられる。

図表 【「公益認定申請書の判断基準（判断要素及びその他行政庁が必要と認める書類）＞（必要に応じ修正予定）】

51P～58Pの「公益認定申請書の判断基準」として、チェックリストが添付されているが、この利用方法を示していただきたい。申請法人において用いるチェックリスト（とくに右欄）と理解してよい。

第3章 法令解釈等

【第1節 認定基準等】

「(2) 経理的基礎及び技術的能力 (認定法第5条第2号)」について

「《経理的基礎 ① 財政基盤の明確化》」においては、「奨学金に係る事業など事業の確実な実施が必要な事業にあっては、最低限の財源が見込まれるかを確認することとし、必要に応じ、寄附等が確実に実施されることを示す文書（寄附を約束する文書等）の提示を求めるものとする。」とされている。この寄附金収入について、自由意志が原則の寄附者側から文書「寄附確約書」を求める取り扱いとは再検討願いたい。あくまでも、法人側の資料提供やヒアリングにおける説明で判明しない場合でかつ大口である等により財政基盤を左右しかねないレアケースに限定する運用としていただきたい。通常は、認定後の事後チェックで足りると考える。

「《経理的基礎 ③ 情報開示の適正性》」においては、情報開示の適正性を「外部監査や監事を公認会計士が務めること」「経理事務の経験者等が監事を務めること」等について、行き過ぎた運用にならないような対応をお願いしたい。

また、「《技術的能力》」において、コンプライアンスの確保を「技術的能力」として定義するにあたり、行き過ぎた運用にならないような対応をお願いしたい。コンプライアンスに関しては法人の事業内容に応じて異なり、事前審査でなく、認定後の事後チェックで是正しようとする。

「(5) 公益目的事業の収入 (認定法第5条第6号)」について

別途策定されるとされたが、『「指定正味財産」に繰入れられる寄附金の使途について最大で「法人の公益目的事業全体」とする指定も可能とし、寄附者の意思確認を容易化する』等、有識者会議最終報告において、ガイドラインで規定するとされた事項についての追記をお願いする。

「(10) 同一の団体の範囲 (認定法第5条第11号)」について、

「親族関係等にある」は、「同一の団体に属する」との記述が正しいのではないかとと思われる。

【第3節 認定の申請等】

【第3 変更の認定 (認定法第11条)】

趣旨に賛同する。ただし、「公益目的事業該当性に実質的な影響を与えない」との概念や「公益目的事業に該当することが明らかとの概念」は不明確である。このため、これらの概念が公益認定法第2条第4号に規定する二要件以外の要件を含むものではないことを明記し、これらの概念が拡大解釈され、独り歩きをされないことを望む。

第4章 監督

【第1節 監督の基本方針】

「事前審査を軽減化し、事後チェックの強化を図る」とされる一方で、「寄附確約書上の記載のみの確認に止める。」とされたが、前述の通り、「寄附確約書」は再検討いただきたい。公益認定法第5条第2号の「経理的基礎」を確認する手段として、自由意思が原則の寄附者側から「寄附確約書」を求める取扱いは、行き過ぎた規制になりかねない。

【第3節 立入検査の実施指針 (認定法第27条)】

「(1) 重点検査」と「(2) 点検調査」とされ、点検調査は、「過去の立入検査ないし定期提出書類等の確認において、特段問題が見受けられない法人に対して、一定のインターバルを置いて定期的に実施する。」とされ、趣旨に賛同するものであるが、「点検調査」について、その内容の概要を示し

ていただきたい。

その他追記事項（「表記の誤り等」につき、ご参考までに）

（14P）求めるのとし→求めるものとし

（22P）合理的ものであるか→合理的なものであるか

（25P）随的事業→付随的事業

（61P）賃貸借対照表→貸借対照表

（61P）財産基盤→財政基盤

（62P）仕分帳→仕訳帳

（79P）欠格事由（認定法第6条）における項番の誤記載（②のダブリ、以降繰り下げ）

（102P）点線囲み内、「⑤勧告後、1か月間程度提出がない場合」は「命令後」ではないか、確認したい。

以上

4

第3回調査会

- 1 日 時 2024年9月19日（木）15:00～17:00
- 2 場 所 公益法人協会 10階会議室(オンライン会議併用)
- 3 次 第
 1. 改正公益認定法に係る政令及び内閣府令に関する意見募集への対応について
 2. その他
- 4 資 料
 1. 委員名簿(民間法制・税制調査会、法制・コンプライアンス委員会)
 2. 改正公益認定法に係る政・府令案に関するパブコメ（事務局原案〔未定稿〕）について

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

改正公益認定法に係る政・府令案に関するパブコメ（事務局原案）について

注 1．以下、記載無きものは内閣府令案＝新規則案の条数を指す。

注 2．赤字修正。事務局に頂いた御意見を踏まえたもの。

注 3．コメント案 1、コメント案 2 などの表記は、どちらか一つという意味ではなく、別個の独立したコメントである。最終的には、案を外し、コメント 1、コメント 2、と表記する。

本事務局原案は、皆様から頂いた御意見を踏まえたものであり、9 月 19 日開催予定の当協会民間法制・税制調査会および 4 専門委員会の合同会議に於けるご意見に加え、さらなる修正、追加、削除等のご意見を頂き、最終的には、9 月 26 日の提出（提出期限 9 月 27 日）を目指すものです。

そのため、

上記合同会議にての御発言を御願いするとともに、加えて、

○9 月 24 日までに、修正、追加、削除等のご意見を賜りますれば幸いです。

連絡先：当協会 白石主任 shiraishi@kohokyo.or.jp

谷井 tanii@kohokyo.or.jp

○（法第五条第十五号に掲げる者に準ずる者） 第 4 条及び第 5 条のそれぞれ第一号

〔条文〕

「当該法人が一般社団法人である場合にあっては、その社員」

〔コメント案〕

代議員制を採用している一般社団法人の場合は「代議員」であることを明確にしていきたい。（ガイドライン等で定めることも可）

〔理由〕

代議員制はもともと法定されている制度ではない。代議員制を採用している一般社団法人の場合は、「社員」とは「代議員」であることを明確にし、混乱回避

○（法第五条第十五号に掲げる者に準ずる者） 第 4 条及び第 5 条のそれぞれ第三号及び第四号

〔条文〕

「三 第一号に掲げる者が法人である場合にあっては、その役員及び使用人

四 第二号に掲げる者が法人である場合にあっては、当該法人及びその子法人の役員及び使用人」

〔コメント案〕

単に使用人とするのではその範囲が広く「外部者」の趣旨に及ばないような新入社員等も含まれてしまう。「重要な使用人」とすることで、意思決定に参画している管理職等に限定でき、法の趣旨にかなうのではないか。

〔代替案〕

施行規則改正案第 4 条・第 5 条に「法人である場合にあっては、…、役員及び使用人」とされて

いるが、「役員及び重要な使用人」とすることを検討いただきたい。

○（法第五条第十五号に掲げる者に準ずる者） 第4条及び第5条のそれぞれ~~第三号及び~~第四号
〔条文〕

~~「二 第一号に掲げる者が法人である場合にあっては、その役員及び使用人~~

四 第二号に掲げる者が法人である場合にあっては、当該法人及びその子法人の役員及び使用人」
〔コメント案〕

改正認定法第5条第十五号に於いて一般法人法第2条第四号（および同施行規則第2条第二号）の制約を受ける建付けになっているが、第四号に於いて「子法人の役員及び使用人」とある処、事業再編に依り、子法人に該当するか否かの変動が大きく、不安定要因である。~~何故、社団法人に比して財団法人だけ「その子法人の」とするのか。公益認定基準としては財団法人を社団法人と同様にしても良いのではないだろうか。~~

〔代替案〕

例えば、第四号を第三号と同様に「その子法人の」は無くても良いとすることは如何ででしょうか。

○（軽微な変更）第9条第三号ロ

〔条文〕

「事業の統合、再編、承継その他の変更であって、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めたもの」

〔コメント案〕

内閣総理大臣が定める必然性は無く、「事業の統合、再編、承継その他の変更であって、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるもの」とし、具体的には、公益認定等ガイドライン（第4回公益認定等ガイドライン研究会資料3 素案イメージP106にあるように）等に記載すれば良いと思われる。

○第二章第二節第二款 中期的収支均衡 第15条～第23条

〔コメント案1〕

非常に難しい条文群である処、令和6年5月10日 衆議院内閣委員会に於いて、太委員の質問に、加藤国務大臣が「(略) 公益法人、公益信託制度をより御活用いただくためには、使い勝手のよい制度を準備するのみならず、(略)」と回答されているように、今回の制度改正が、公益法人サイドのみならず社会からみても使い勝手の良い制度を目指している処、当該条文を社会の方々がご覧になって、使い勝手の前提となる制度自体への御理解が難しく、ひいては新たに公益認定を受ける等「公益法人制度をより御活用いただく」ことも難しいことになりかねないことを危惧する。例えば、第17条()書きの（・・・当該年度欠損額を過年度残存剰余額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰余額から控除することとなるものを除く。・・・）等の手順的な規定が複雑さを生んでいると思われ、社会の方々が理解しにくい要因の一つになっているとも考えられるため、達成目標を示すこととし、方法については内閣府令に記載しない規定にできないでしょうか。

また、今回のパブコメ募集の参考資料「内閣府令の概要」（A4 横長）P15 の吹き出しに「中期的な期間における収支状況は基本的に法人の経営判断」とある処、社会の方々のみならず公益法人自身も詳細な規定は理解が難しく、それゆえに各種算定ひいては遵守に支障が生じることが懸念される。そのため、第 16 条から第 22 条までは基本的事項あるいは例外的事項にとどめ、方法などは法人自治に任せるべきと考える。

〔コメント案 2〕

中期均衡関連の数値が、会計基準上の注記あるいは附属明細書等を構成することになれば、修正が必要な場合、決算修正となり、理事会や社員総会への再付議等が必要となり、実務が極めて難しくなるリスクが懸念される。そのため、中期的収支均衡に関する数値にとどまらず、使途不特定財産額に関する数値、公益目的継続予備財産に関する数値、公益充実資金に関する数値等を、理事会、社員総会（評議員会）付議を必要とするプロセスに含めることに反対する。

~~〔代替案〕~~

~~「年度剰余額が発生した場合は 5 年後の事業年度までに解消（過去 4 年度分の欠損額を通算可能とする。）することとする。」程度の平易な条文にすることをご検討いただきたい。~~

○（年度剰余額等の算定） 第 16 条第 2 項のただし書き

〔条文〕

「ただし、収入額が費用額を下回る場合において、年度欠損額を零とすることができる。」

〔コメント案〕

せつかくの赤字繰り越し利点を放棄することになるが、どのようなことを想定しているか確認したい。赤字継続法人の事務負担軽減でしょうか。

○（年度剰余額等の算定） 第 16 条第 2 項第二号のイ

〔条文〕

「当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る経常費用（一般純資産に係るものに限る。）の額（公益充実資金の取崩しにより又は次条第一号に掲げる使途として取得又は改良した公益目的保有財産に係る減価償却費の額が含まれる場合には、当該減価償却費の額のうち、当該公益目的保有財産の取得又は改良に係る価額のうち当該取崩しの額又は当該使途に充てることにより解消額とした額に相当する部分の額を除く。）」

〔コメント案〕

公益目的保有財産に充当される公益充実資金等の中期的収支均衡算定上必要であるが、現実問題として、公益充実資金等充当の当該公益保有財産の減価償却費相当額の控除を、償却完了まで毎年度継続（途中除却等を考慮すると、個別管理が必要）こととなり、毎年度多種類の固定資産を購入するような法人にとっては実務上不可能に近い。

そのため、当該条項を、同項第一号のロの()内の公益充実資金に係る事項とともに、選択可能とすることは如何か。（但し、一度選択したら変更不可）

〔代替案 1〕

例えば、「第 16 条第 2 項第一号のロを当該事業年度の公益充実資金（ 略 ）の取崩額（取崩額の全部又は一部を第三十六条第三項第一号 に掲げる財産（ 略 ）に係る資産の取得又は改良に充て

た場合にあっては、当該公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良に充てた額を控除することができる。但し、その場合に限り、同項第二号イのカッコ内の公益充実資金に関する部分を適応する。）」とすることを検討いただきたい。

注。選択しない場合は、公益充実資金充当の当該公益保有財産の減価償却費相当額の個別継続管理は不要となるが、当該公益充実資金取り崩し時には中期的収支均衡上、年度剰余額が増加する。

〔代替案2〕

例えば、第16条第2項第二号のロ「当該事業年度の公益充実資金の積立額」に以下追加し、
「但し、~~第23条第1項第一号に規定する将来の特定の活動の~~公益目的保有財産の取得若しくは改良に充当する額を控除することができる。その場合に限り、第16条第2項第一号のロのカッコ内（取崩額の全部又は一部を・・・）及び同項第二号イのカッコ内（公益充実資金の取崩しにより・・・）の規定は適用しない。」とすることを検討いただけないか。

○（残存剰余額の解消） 第17条第1項第二号

〔条文〕

「公益法人が、災害その他の公益目的事業の実施が著しく困難となる事態として内閣総理大臣が定めるものにあつて、公益目的事業を実施するために必要な資金の不足（当該事態により資金の不足が生じた事業年度における欠損金（前条第二項に規定する年度欠損額の算定方法を基礎として内閣総理大臣が定める方法で算定した額））を補うために不可欠なものとして行った借入れに係る元本の返済　その返済に充てた額」

〔コメント案〕

今回のパブコメ募集に附随する（A4横長資料）「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案について 内閣府令案の概要 参考資料」の10ページ末尾

「※ 黒字・赤字の算定は新制度施行後から開始。ただし、コロナ禍における運転資金不足による借入金の返済に関し施行前の赤字の一部考慮を検討。」

とある処、当該条項で対処すると考えて良いでしょうか。

○（残存剰余額の解消） 第17条第1項第三号

〔条文〕

前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が行う公益目的事業の内容その他の事情を勘案し、当該公益目的事業の実施のために必要不可欠であるとして行政庁の確認を得た事項

その事項に要した額

〔コメント案〕

コロナ禍対応に依る借金返済は前号で対応可能と考えるが、加えて、借金出来ず基本財産の取崩等で、対応していた法人もある処。そのような場合は、当該条項の適用を検討頂けないでしょうか。

○（残存剰余額等の算定） 第18条第1項

〔条文〕

「当該事業年度における当該事業年度前の各事業年度に係る残存剰余額は、過年度残存剰余額

（略）とする。」

〔コメント案〕

同条文は、第16条第3項第一号の「過年度残存剰余額（当該事業年度の前事業年度における当該前事業年度以前の各事業年度（略）に係る残存剰余額をいう。以下同じ。）と重複しているように（過年度残存剰余額の定義）読めてしまい、さらにシンプルにできないか。

〔代替案〕

例えば、「当該事業年度における当該事業年度前の各事業年度に係る残存剰余額は、」の部分削除し、「過年度残存剰余額の算定は、前条の規定（第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）による解消額がある場合には、当該解消額を過年度残存剰余額のうち最も古い事業年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰余額から控除することとなる額を除いた額とする。」とする表記は如何か。（同条第2項の暫定残存剰余額、第3項の過年度残存欠損額も同様）

○（公益充実資金） 第23条第1項第一号

〔条文〕

「一 公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は・・・」

〔コメント案〕

現行規則第18条 特定費用準備資金 第1項にも、「公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金（将来の特定の活動の実施のために・・・）」とあり、両者とも「将来の特定の活動の実施」と、同様の表記となっている処、最終報告に云う「いまだ認定されていない将来の新規事業のための資金の積立て」が新ガイドラインで規定されるものと予想できるものの、新規則が現行規則と同様の表記であるため、条文の解釈変更を超えて規則そのものが変更された形態とすることは如何か？

〔代替案〕

例えば、「一 公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は・・・」を

「一 公益目的事業に係る将来の特定の活動（いまだ認定されていない将来の新規事業を含む）の実施又は・・・」等、明示するのは如何か。

○（公益充実資金） 第23条第1項第二号

〔条文〕

公益充実資金に関する次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表していること。

〔コメント案1〕 ☆コメント案3 を統合☆

第46条第1項第7号に、（事業年度経過後3月以内に作成し備え置くべき書類）として、「公益充実資金について第23条第1項第2号に掲げる事項を記載した書類」とされているため、~~「インターネット等による速やかに公表」~~するまでもなく、~~「備え置き書類」~~で公表目的を達成できるのではないのでしょうか。また、旧法第20条第2項に在る、役員等の報酬等の支給基準の公表を、改正法第21条第2項第三号に依って、備え置きとしたことと同様に、公表方法を、備え置き書類に依

る公表及び行政庁への提出書類の公表に集中させるのが法と整合的ではないでしょうか。

~~〔コメント案1〕~~

~~上記「その他の適切な方法」に「備え置き書類によること」が含まれ、「公表の方法」に「計算書類や事業報告の開示」が含まれると、理解してよい。~~

~~〔理由〕~~

~~公益充実資金に関する情報は、公益法人会計基準の運用指針案では、附属明細書関係の様式として示されており、計算書類や事業報告の開示によることでよいのではない。~~

〔コメント案2〕

上記（公益充実資金）第23条第1項第二号と同様の条項が、（公益目的事項継続予備財産を保有している場合の公表事項等）第37条第3項にあり、こちらも上記コメント1と同様である。

〔コメント案3〕

「速やかに公表」の「速やかに」には、「事業年度経過後3月以内」も含まれることを確認したい。

~~〔コメント案3〕~~ ☆コメント1に統合☆

~~第46条第1項第7号に、（事業年度経過後3月以内に作成し備え置くべき書類）として、「公益充実資金について第23条第1項第2号に掲げる事項を記載した書類」とされているが、「インターネット等による速やかに公表」と「備え置き書類」のどちらかとすることを検討いただきたい。~~

~~〔理由〕~~

~~「インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表」と「事業年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類」とすることになると重複感が否めない。~~

○（公益充実資金）第23条第1項第二号ホ

〔条文〕

「前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他内閣総理大臣が必要と認める事項」

〔コメント案〕

今回の制度改正が予測可能性を高めるため「その他内閣総理大臣が必要と認める事項」を極力少なくする方向であるものと思料。

そのため、内閣総理大臣に委任するのでは無くその都度、~~具体的に~~内閣府令として事前にパブコメ等により、法人はじめ社会の意見を踏まえることが必要と考える。~~に昇格出来無いでしょうか。~~

また、現行の特定費用準備資金の規定と同様「算定根拠」が残っているが、特定費用準備資金＋資産取得資金＝公益充実資金ということに止まらず、いまだ認定されていない将来の新規事業を含む将来の公益の充実のための資金という今回の制度改正趣旨に基づくと、公益充実活動の「内容」記載で充分ではないでしょうか。あるいは「算定根拠」としても、詳細を求めるものでは無く概要で宜しいのではないのでしょうか。

○（公益充実資金）第23条第1項第三号

〔条文〕

公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手続が定められていること。

〔コメント案〕

特別の手續が具体的に何を指すか（現行同様、理事会決議が想定されるが）、ガイドライン等にて明示していただきたい。

○（公益充実資金に係る調整） 第 30 条第 1 項

〔条文〕

「各事業年度の公益充実資金の積立額に当該事業年度の末日における当該公益充実活動等（将来の特定の活動の実施に限る。）の所要額の合計額を乗じて同日における積立限度額で除して得た額を当該事業年度の公益実施費用額に算入する。」

〔コメント案 1〕 ☆原案のコメントの順番を入れ替えております。☆

~~例えば、過年度の積立額に関しどのように調整されるか等、精査中。~~

同条第 1 項に依って積立時に公益実施費用に参入される額は、将来、第 2 項に依って取崩時に公益実施費用から控除される額と、最終的には合致する建付けであるべき処、第 1 項を第 2 項と同様、例えば、「当該事業年度の公益充実資金の積立額（公益目的保有財産の取得 又は改良に充てるために積み立てる額を除く。）を当該事業年度の公益実施費用額に算入する。」と単純にせず、掛け算と割り算にした理由を確認したい。

〔コメント案 2〕

当該条文の意味する処は、積み立て時点で、将来の特定の活動の実施のためのものか、あるいは、将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良のためのものか、識別する（第 68 回公益法人の会計に関する研究会資料 1-4「新公益法人会計基準の運用指針」（素案イメージ 8 月 29 日現在）の「X III. 財務諸表様式及び注記・付属明細書関係」の「5. 付属明細書」の「②財務規律適合性に関する情報等」の「IV. 公益充実資金に関する数値及び明細」の「4. 公益充実資金と公益目的事業費率、使途不特定財産上限との関連値」の各表に於いて各資金毎に「費用」か「資産」かを識別することとなっている。P68 最下段及び p69）としても~~する必要がある処~~、途中変更の必要がある場合（例えば、将来プロジェクトで計算機購入予定だったものを計算委託とする場合等）、過去の年度に遡って、当該調整を再調整するまでは求めない運用をお願い致したい。

○（使途不特定財産額の保有の上限額） 第 34 条第 1 項ただし書

〔条文〕

略 ただし、基準額を当該事業年度又は当該事業年度の前事業年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額とする合理的な理由がある場合には、当該額（ 略 ）を基準額とすることができる。

〔コメント案〕

有識者会議最終報告においては、理由の明示は記載されているが、合理的理由までは求められていない。理由は、法人の状況に依って千差万別であり、合理的理由を求める必要を再度ご検討いただきたい。

○（使途不特定財産額） 第 36 条第 3 項

〔条文〕

五 〔略〕

〔号を削る。〕 参考：現行規則 五 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。次号において同じ。）であって、当該財産を交付した者の定めた用途に従って使用し、若しくは保有しているもの

六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金（当該資金から生じた果実を除く。以下「指定寄附資金」という。）

〔コメント案 1〕

施行規則改正案第 36 条に、現行の 5 号財産について、「号を削る」とされているが、5 号財産の制度はなくなったものと理解してよいかどうか確認したい。

~~現行 6 号財産の「（第一号、第二号、前号又は本号に掲げる財産から生じた果実については、相当の期間内に費消することが見込まれるものに限る。）」は、改正後 6 号財産では（当該資金から生じた果実を除く。以下「指定寄附資金」という。）とされた。~~

~~1 号財産・2 号財産の果実は、相当の期間内に費消することが見込まれるものとの制約がなくなると理解してよいが、6 号財産には果実を組み入れること自体ができなくなったとの理解が正しいかどうか確認したい。~~

~~〔理由〕~~

~~これまで 5 号財産とされていたものは、全て 1 号財産（公益目的事業財産）と 2 号財産（法人活動保有財産）に振り替えを行う必要があるのかどうか。~~

~~6 号財産については、現行の定義が変更されているのかどうか確認したい。条文からは、1 号財産・2 号財産の果実については、相当の期間内に費消することが見込まれるものに限るとの規制がなくなったと判断できるが、正しい理解かどうか。~~

~~また、6 号財産には果実を組み入れることができなくなる規制であると判断できるが、正しい理解かどうか。~~

〔コメント案 2〕

これまで 5 号財産とされていたものが、全て 1 号財産（公益目的事業財産）と 2 号財産（法人活動保有財産）になるのであれば、寄付者が自分の寄付した財産の活用実態をフォローできなくなるのではないか。（会計基準の運用指針素案イメージでも、「指定純資産の内訳」は、各寄付金等毎の「増減額と残高」など資金が前提であり、「事業費・管理費の形態別区分」の「指定純資産の部」も合計額表示である。）

また、「指定純資産の運用益については、一般純資産区分の収益として計上されるものとする。」とされており、指定純資産の果実を全て一般純資産に位置付けてしまうことが寄付者の意思に反する場合もあるのではないのでしょうか。

そのため、公益法人における組織目的を達成するための活動の基盤となる重要なステークホルダーである寄付者の意思を尊重し、現 5 号財産の制度は、現 6 号の果実の帰属の制度とともに必要であることを主張する。

○（区分経理を行わない公益法人の要件） 第 43 条

〔条文〕

「法第十九条第一項ただし書の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表について、前条第一項に規定にする各経理単位の内訳を表示していないこと。

〔コメント案〕

実務上明確であり、評価する。

○（公益法人の運営を行うため必要な財産） 第44条

〔条文〕

「法第十九条第二項に規定する公益法人の運営を行うため必要な財産は、法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金及び指定寄附資金（法人活動保有財産及び指定寄附資金にあつては、公益目的事業の用に供するものを除く。）とする。」

〔コメント案〕

収益事業等を行わず区分経理を実施しない公益法人に於いて、法人活動保有財産が公益目的事業財産等から除外され、その結果、公益目的取得財産残額から除かれることとなり、収益事業等を実施しない小規模法人への配慮として~~分かり易く~~、評価する。

一方、同条かつこ書きに「(法人活動保有財産・・・略・・・にあつては、公益目的事業の用に供するものを除く。)」とある処、そもそも法人活動保有財産は公益目的事業の用に供されないのではないのでしょうか。あるいは、公益目的事業との共用財産を指しているのでしょうか。

○（事業年度開始前までに作成し備え置くべき書類） 第45条第四号

〔条文〕

当該事業年度開始の日における法第七条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を記載した書類

〔コメント案〕

当該書類を未確定段階である予算・事業計画と同時に備え置くことが却って社会の誤解を生じさせるリスクがあるのではないのでしょうか。また、予算計画段階と決算報告段階の2度チェックを受ける必要も無いと思われる処。したがって、従前どおり、決算・事業報告時に備え置くことが、申請書と実態を比較してもらう上で合理的であると考えます。

~~○（事業年度経過後二月以内に作成し備え置くべき書類） 第46条第1項第二号ハ~~

~~〔条文〕~~

~~理事等の当該事業年度に係る役員報酬、賞与その他の職務遂行の対価（当該理事等が当該公益法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務遂行の対価を含む。）として公益法人から受ける財産上の利益の合計額が二千万円を超える者が存する場合には当該額及びその必要の理由~~

~~〔コメント案〕~~

~~これは、「計算書類や事業報告の開示」でもよいと理解してよい。~~

~~〔理由〕~~

~~役員の個別報酬の開示は、通常、計算書類や事業報告での開示が適切と思われる。~~

~~〔代替案〕~~

~~例えば、同条第3項「第一項第三号ホ及びヘに掲げる事項並びに第四号から第十一号までに掲げる~~

~~書類については、一般社団・財団法人法第二百二十九条第一項（略）に規定する計算書類等に記載されている場合又は該当するものがない場合にあっては、作成を要しない。」に、第1項第二号ハを加えることは如何でしょうか。~~

○第49条第5項第二号

〔条文〕

「指定純資産」

〔パブコメ案〕

上記「指定純資産」には、寄附金、助成金、補助金等の資金以外に用途の定めのある寄付財産が含まれるのか確認したい。

現実問題として、寄付者からの資金以外の指定純財産に当たる寄附は十分想定される処。そのため、「指定純資産」の定義が、第36条第3項第6号の「指定寄附資金」以外に必要ではないでしょうか。それは、ガイドラインや会計基準では無く、内閣府令で定義すべきではないでしょうか。

○（事業報告等の提出） 第57条第1項第二号

〔条文〕

「二 前号に掲げるもののほか、行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類」

〔コメント案〕

現行制度と同様の文言が残っているが、今回の制度改正が予測可能性を高めるため、提出書類の定式化も図ったものであり、当該書類は内閣府令等に記載すべきではないでしょうか。~~可能な限り、当該資料提出は抑制的にお願いしたい。~~

○（公益認定等の基準に関する経過措置の特例） 改正認定法附則第5条第2項および第3項 適用の緩和措置

〔コメント案〕

外部理事、外部監事に関する規定は、この法律の施行又は当該公益認定の際現に在任する当該公益法人の全ての理事・監事の任期が満了する日の翌日から適用する。とされる処、定款変更を必要（社員から理事を選定する条項がある法人等）とし、かつ、2025年6月に、全理事あるいは全監事の全員が改選される法人等に於いては、外部理事・監事の選任が間に合わない場合が懸念される。そのため、速やかに候補者の選任手続きをすすめている場合には、事情に応じて、1年間の猶予期間を検討頂けないでしょうか。

以上

1 日 時 2024 年 11 月 25 日(月)13:00～15:00

2 場 所 公益法人協会 10 階会議室(オンライン会議併用)

3 次 第

1. 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)(素案)」に対する意見募集への対応
2. 新しい「公益法人会計基準」および「公益法人会計基準の運用指針」に関する意見募集への対応

4 資 料

1. 委員名簿(民間法制・税制調査会、法制・税制・コンプライアンス・会計委員会)
2. 公益認定等ガイドラインに対するご意見一覧
3. 新しい公益法人会計基準等に対するご意見一覧

<参考資料>

- ・公益認定等ガイドラインに対する意見募集要領
- ・公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)(素案)
- ・公益法人会計基準等に対する意見募集要領
- ・公益法人会計基準(素案)
- ・公益法人会計基準の運用指針(素案)

※公益認定等ガイドライン(素案)について追加的なご意見がある場合は 11 月 27 日午前中までに、
新公益法人会計基準等について追加的なご意見がある場合は 11 月 29 日までにお送り下さい。

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

公益認定等ガイドラインに対する意見募集に関する意見提出について(案)

注. ページ数は、特に記載が無ければガイドライン素案のページを示す

該当箇所	意 見	理 由
P24 最上行 (第1 公益 目的事業と は)	(該当箇所) ⑥営利企業等が実施している事業と類似する事業にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があることを確認することが求められる(上記①から⑥の全てに該当することを「公益目的事業該当性」という。以下同じ。)。」 (コメント) イ. 「公益目的事業としての特徴」を求めている具体的根拠法令は何でしょうか。 ロ. ⑥の要件に関して、反対である。	イ. 前文に「あわせて、公益法人制度は、民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、機動的な対応が構造的に難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域を担っていくことが期待されて立法された制度である。・・・中略・・・。これらを踏まえると、」と趣旨説明があるが、⑥は公益法人の自律的活動の外延を画す制約的な表記であり、法令に基づくことが必要と思われる処。 ロ. (1) 法律の文言は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与」となっている(なお、認定法別表各号の事業への該当性はここでの問題と関連しないと解されるので捨象する。)。⑥の要件をこの文言の解釈上導くことができるか甚だ疑問である。営利企業においても不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することは可能である。 (2) 営利・非営利の区分と公益・非公益の区分は別の概念とされたきたところである(なおもし仮にこの区分を廃する或いは他の整理をするのであれば、その旨を明示すべきでありまたその理由を開示すべきであるところ、ガイドライン素案の上ではなされていない。これは将来に禍根を残すことになるであろうことを付言する。))。 (3) ガイドライン素案 23 頁の下から 7 行目「あわせて」から同1行目「これを踏まえると、」は⑥の根拠となっていると解される(以下「本件根拠」という。)が、本件根拠が認定法の立法の趣旨と整合するのか疑問である。注 18 で、旧民法下の取扱いが記載されているが、その後の認定法の制定時に営利事業との競合に関する法令・ガイドライン等は排除されたところである。 (4) 本件根拠は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与」とどのように結びつくのか不明である。 (5) 本件根拠それ自体の当不当において、

		仮に営利企業との類似性が社会的サポートを受ける上で所謂社会通念上疑問視される場合がありそれが存在しないことが市民社会からの一定の「期待」である(本件根拠自体「期待」という表現を用いるところである。)としても、それが市民社会全体からの期待であるかの論証、さらにその上で法律レベルで規制して応えるべき期待とまでいえることの根拠は示されていないと思われる。 (6) (5)の市民社会からの一定の期待は、もし仮に市民社会全体からの期待であるとしても、まずは定期提出書類による等の情報の開示により市民が監視することで応えるべきものではないかと思われる。そしてもしそれでも不都合があれば、認定基準という重い規律で対処するのではなく、まずは情報開示を強化する等のより緩い規律で対処するべきものであると思料される。 またさらにさかのぼっては他の基準(③④⑤)及び財務基準(営利事業との関係で設けられているものではないと解される。)によっても応えることができる期待ではないとの論証もなされていないと思われる。 (7) ⑥の要件で掲げる「類似している事業」「社会的サポートを受けるにふさわしい(中略)特徴」という概念は内包・外延ともにあいまいに過ぎる。適用にあたり恣意的に運用される可能性が少なからずあると思われる(その判断のために本件根拠そのものが用いられる可能性すらある。なお付言すると、本件根拠があいまいであるので、「類似している事業」「社会的サポートを受けるにふさわしい(中略)特徴」というあいまいな文言を使わざるを得ないものではないかと疑われる。))。
P25 三つ目の○ (第2 申請書記載事項)	(該当箇所) ○事業の公益性等に関する説明は、従来、申請書の別紙2においてチェックポイントに該当する旨の説明及び事業を継続的に行うために必要な許認可等について記載を求めていたものである。これらについては、引き続き申請書への記載を求めるが、申請書記載事項とは扱わないものとする。 (コメント) 様式集8頁の[3]事業の公益性に関する説明に「区分ごとのチェックポイント」欄があり、これは正に「申請書」の重要な中	様式集7頁の＜申請書記載事項＞との扱いの違いを記述する意味が不明であることと、ガイドラインを読む者、活用する者に混乱が生じるおそれがあるため。

	身であると思うが、「チェックポイント」の説明は申請書記載事項として扱わないという理解でよろしいか。「チェックポイント」は申請書記載事項として扱わないならば、チェックポイントの記載の変更は、変更認定申請の対象にならないと理解してよいか。	
P27②事業の概要の上から1つ目の○ (第2 申請書記載事項)	(該当箇所) ○公益目的事業の内容を端的かつ簡潔に記載する。・・・中略・・・幹となる事業としてどのような種類の事業を行うか(例:検査検定、資格付与など)」 (コメント) 「幹となる事業」は区分ごとのチェックポイント、すなわち「(1)検査検定～(19)主催公演」ごとに、公益目的事業として括り、説明できるものでなければならないのか。「幹」中心の「公益目的事業」の中に、それを構成する複数の事業があり、さらに付随的事業が想定されるのか。	実務上の必要性に依る。
P27②事業の概要の上から4つ目及び5つ目の○ (第2 申請書記載事項)	(該当箇所) ○幹となる事業の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行う事業・・・中略・・・記載不要とする。 ○法人税法施行令第5条に掲げる事業(相応の対価が見込まれる場合に限る。)・・・中略・・・申請書への記載を要するものとする。 (コメント) 4つ目の○の「付随的に、小さな規模で行う事業」と、5つ目の○の「相応の対価」のメルクマールは何か。100万円ほどの収益か、全収益の1割適度を指すのか。	「付随的に小さな規模で行う事業」と「相応の対価が見込まれる事業」とでは、申請書への記載、不記載の実務上の扱いが異なるため。
P28 上から一つ目の○ (第2 申請書記載事項)	(該当箇所) 幹となる事業内容と類似する事業を営利企業等が行っている場合には、公益目的事業としての特徴を記載する。 (コメント) 「類似する事業」が例えば、指定管理事業の場合、多くの先例が示している「特徴」とは何か。特徴の規模は問われないとの理解でよいか。	
P30 (3) 既に認定されている公益目的事業に係る申請書記載事項の取り扱いについて (第2 申請書記載)	(該当箇所) 「なお、既存の公益法人の新しい申請書への切替えは、公益法人が、今後の変更認定の機会を捉えて行うことができるものとし、監督上、必要がある場合を除き、行政庁が、期限を定めて切替えを求めることはしない。切替を行わない公益法人が「公益法人の種類及び内容」として備置き・閲覧等の対象とし、行政庁に提出する書類は、令和7年4月1日に改訂される前の旧様式に記載するほか、軽微な変更として行政庁	軽微な変更として行政庁に届出を行う場合一般の扱いが、実務上、不明なため。 また、本件を含め、既存の公益法人の新制度への移行手続きが、項目ごとに分散記載されており、実務上分かりづらい。

事項)	に届出を行う場合には、旧様式で変更を行う。」 (コメント) ① 軽微な変更として届け出を出す場合の旧様式とは現「変更認定申請・変更届出の手引き P43-48」のことか？ (既認定された申請書を前提に、従前の様式により、変更する部分を記載して提出すればよいのか。) ② 添付書類の要否と、「要」の場合の添付書類(118、119 ページにも関連)を提示して欲しい(特に法人が公益目的事業該当性に変化がない場合と判断の場合)。 ③ また、様式集にある提出書類の記載例が是非ほしい。 ④ さらに、本件を含め、既存の公益法人の新制度への移行手続き全体に関し、ガイドラインの関連個所に分散しており、あるいは、現行の特定費用準備資金や資産取得資金の公益事業部分の公益充実資金への移行等なども含め、ガイドラインの最後に、「内容、時期、様式」をまとめて記載(再掲でも構わない)して欲しい。	
P39 上から4行目 (第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準)	(該当箇所) なお、理事会等の構成に係る説明(第1節第2⑤ア参照)により、事業に求められる専門性や公正性が確保されると判断できる場合、選考委員会の設置は不要である。」 (コメント) 「理事会等の構成に係る説明(第1節第2⑤ア参照)により、」の部分は削除出来ないでしょうか。	選考にあたり、選考委員会あるいは理事会等の組織体の関与が必要と誤解される可能性がある。例えば、公演の場合、ある期間、高い専門能力を有する(音楽)監督等に出演者決定等を委ねる場合があるのが実態である。したがって、原文の「理事会等の構成に係る説明(第1節第2⑤ア参照)により、」の部分は削除出来ないでしょうか。
P41上から二つ目の○ (第4 変更認定事項と変更届出事項)	(該当箇所) 具体的には、「第2 申請書記載事項」・・・(中略)・・・に変更がある場合は、原則として変更認定申請が必要となる。 (コメント) 「チェックポイントは申請書記載事項として扱わない」となっているので(P25 の上から3つ目の○)チェックポイントの変更は基本的には変更認定申請の対象にならないと理解して良いか。 注. P25 三つ目の○ (第2 申請書記載事項)に関するコメント内容と同様	
P42(3)緊急事態事態における対応 (第4 変更認定事項と変更届出)	(該当箇所) ○自然災害その他の緊急事態にあつて、・・・中略・・・行う事業については、申請書に記載されていない事業であるとしても、引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるとして、届出とする。この場合は、事業内容、事業の成果等について	

事項)	事業報告に記載する。 (コメント) 「緊急事態」において、定款記載の公益目的事業とは異なっても、短期間、対価収入がない事業を行う場合、多寡にかかわらず公益目的事業として、届出し、事業報告に記載すればよいでしょうか。	
P43(1) 事業の趣旨・目的について ○ (第5 監督に当たって特に考慮すべき事項)	(該当箇所) (1) 事業の趣旨・目的について ○ 法人の事業(付随的事业を含む)は、法人が設定(国民に約束)した趣旨・目的に沿って、合目的的に実施されている必要がある。 <u>法人の活動状況、法人の理事等の言動(法人外のものを含む)その他一切の事情に照らして、公益法人の主目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断し得る</u> (コメント) ① 素案イメージ意見募集の結果表では、「第4回ガイドライン研究会で回答済」とされているものの、議事録を読んでも該当箇所がよくわかりません。この記載を盛り込む趣旨、狙いについてご説明いただけるとありがたいです。 ② 「法人の活動状況、法人の理事等の言動(法人外のものを含む。)その他一切の事情に照らして、公益法人の主目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断する場合がある。」に変更することを御一考お願いしたい。	① 「理事等の言動その他一切の事情」と規定されると、何が一切の事情とみられるのか、どういうときの言動を判断されるのかよくわからないため、この点をもう少し解説いただけるとよい。 ② 本件は、原文とは逆に「法人の目的が公益の増進で☆ある☆と判断し得る。」こともあり得る訳で、「・・・主目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断する場合がある。」等の方が価値中立的に読めます。
P57 オの(ii) (第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント) (11)施設の貸与	(該当箇所) 公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。 (コメント) どの程度先行予約を考慮すべきか、施設貸与の社会常識的な先行でよい。	実際問題として、結果、使われない状況も生じている可能性があり、実務上難しい処もあるので。
P58(13) 出資 一 つ 目 の ○、 二 つ 目 の ○ P59 の一つ目の○ (第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント)	(該当箇所) ○・・・前略・・・公益目的事業として行う出資は、経済的利益を主たる目的とはせず、営利企業が行う出資とは異なる公益目的事業としての特徴が必要となる。・・・略・・・ (コメント) 「経済的利益を主たる目的とはせず、営利企業が行う出資とは異なる公益目的事業としての特徴」とは、どのような出資であるか、P27「② 事業の概要 ○ 公益目的事業の内容を端的かつ簡潔に記載する。① アに記載された趣旨・目的を実現するため、・・・略・・・公益目的事業の外延が明確	

	にわかるよう記載する。」とある処、公益事業該当性⑥にも関わる事故、出資に関する「公益目的事業の外延」を、更にご例示お願いしたい。 また、出資に対する公益事業該当性のチェックポイントには、認定基準としての審査事項として、以下を触れなくて良いのか。例えば、企業等の他の出資者に対する特別利益提供の可能性、出資時だけでなく適正な管理のための専門家(60 頁 vi)によるモニタリング体制の整備など (該当箇所) (i) 不特定多数の者の利益 当該出資が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 (コメント) 「主たる目的としての位置づけ」とは、公益目的事業相当の寄与する旨を定款等に記載するだけでよいのか。 「適当な方法で明らかに」とは、数値的に示す必要があるのか。 (該当箇所) (ii) 条件 ア 出資の条件等が公益目的として設定された事業目的に合致しているか。営利企業が行う出資と区別されるような公益目的事業としての特徴があるか。 (コメント) 「条件等が公益目的として設定された事業目的に合致しているか」とは、必要な妥当な期間など、目的との整合性の説明が求められる。他の出資者との条件バランスから特別な利益提供か否かの判断は、公益目的事業該当性ではなく、認定基準該当性として問われるのか？ (該当箇所) イ 出資時点だけでなく、出資による持分を保有している間において、公益目的事業として出資する意義が継続される仕組みとしているか。 中略 そのため、出資先の事業内容を継続的に把握し、公益目的事業として出資する目的が達成された場合や、出資の意義が損なわれた場合に、適切に対応できる仕組みが必要である。 (コメント) 「適切に対応できる仕組み」とは何を意味するのか。エグジットの撤退 risk に対する	
--	---	--

	方針に関する理事会の経営決定の確認が必要ではないでしょうか。 さらに、JANPIA(休眠預金)の資金分配団体が有する管理・評価を含めた機能が必要ではないでしょうか。	
P74-P75 (第2 19 事業区分 ごとの公益 目的事業 のポイント)	(該当箇所) (13)出資に関するチェックポイントが見えない。	
P87 上から 二つ目の ○ (第1 19 事業区分 ごとの公益 目的事業 のポイント) ②株式会 社その他 の営利事 業を営む 者等に特 別の利益 を与えない こととした 趣旨	(該当箇所) 「○「株式会社その他の営利事業を営む者」につき、この場合の「営利事業」とは、最終的に事業による収益が会員又は設立者に帰属するかどうかにかかわらず、「利益をあげる事業」を指すものである。したがって、この「営利事業を営む者」には、営利事業を行う一般法人や営利事業を収益事業等として行う公益法人(略)も含まれる。」 (コメント) 「この場合の「営利事業」とは、…中略…、「利益をあげる事業」を指すものである。」とあるが、「営利事業」の概念からして無理はないか。	「株式会社その他の営利事業を営む者」につき、この場合の「営利事業」とは、最終的に事業による収益が会員又は設立者に帰属するかどうかにかかわらず、「利益をあげる事業」を指すものである。」とすれば、対価を得て実施する公益目的事業も「営利事業」となってしまう可能性もあり、そもそも「剰余金を分配する」という「営利事業」の概念とは異なるのではないのでしょうか。
P96 3 段 落目 (第1 公益 認定基準) イ. 役員報 酬額の開 示・公表に ついて	(該当箇所) なお、あくまで法人の説明責任を求めるものであり、後述ウに記載の場合を除き、当該水準を超える報酬を否定する趣旨ではない。例えば、…略…国・国際機関や大企業の長等と高度な折衝を行う役員など、…略…。 (コメント) 云わんとする処は理解できますが、例えば、日々の高齢者・障害者と機微な対応・接遇すること等との違いの説明が難しいと思われ、一考をお願い致したい。	
P98 最後 の○ (第1 公益 認定基準) (14)理 事、監事 の外部か らの選任	(該当箇所) 一方で、突発的に収益及び費用・損失が3000万円以上になった法人… (コメント) 収益・費用等が毎年度3000万円を前後する小規模法人にとって、法の定めから、どのようなスタンスで選任手続きをとればよいのでしょうか。	1～2年ごとに相応しい人を検討することは小規模法人にとって負担ですので。
P99 上から 一つ目の ○および 二つ目の○ (第1 公益	(該当箇所)(以下、外部理事・外部監事共通) ③-1 公益財団法人である場合は、その設立者でない者(同条第2号) -2 設立者が法人である場合は、当該法	外部理事の要件を規定する認定法施行規則第4条第2号および第4号について、公益財団法人における「設立者」が個人か法人(法人格のない任意団体の場合)かについての判断基準を確認するものである。

認定基準) (14) 理事、監事の外部からの選任	人又はその子法人の役員又は使用人でない者(同条第4号) (コメント) 公益財団法人における外部理事・外部監事の要件として上記の通りであるが、以下の事例を踏まえ、「設立者」の定義を明確にしていきたい。 設立者を設立趣意書で確認する場合、 ・設立趣意書で、〇〇〇〇(個人名)××××(団体名と役職)と併記されている場合、「個人」と認識してよいか。 ・××××(団体名)が、法人格のない任意団体の場合は、法人ではなく、代表する個人と理解してよいか。	
132 頁下から5行め (7) 代表理事の選定方法	(該当箇所) 仮に、代表理事が1名のみの法人において、代表理事が任期の満了又は辞任により退任したとしても、当該代表理事は、後任の代表理事が選定されるまでの間、なお代表理事としての権利を有するだけでなく、義務を負うこととなる。 (コメント) 法人法79条の定めはあるものの、「代表理事の地位は、当該代表理事が理事の地位にあることを前提とする。したがって、理事及び代表理事が退任し、代表理事の員数が欠けた場合であっても、理事の員数を欠かないため理事の権利義務を有する者とならないときは、代表理事の権利義務を有する者とはならない。」(注)と考えられており、ガイドライン(素案)の記述振りに一筆加える必要があるのではないのでしょうか。	(注)「一般社団・財団法人の登記実務」【第2版】杉浦直紀・希代浩正著、発行者 公益財団法人 公益法人協会 参照
P139-P140 ウ剰余金の解消策(i)の最終段落	(該当箇所) 剰余額の解消策として金融資産を取得する場合には、剰余金が単に金融資産に形を替えて活用されずに死蔵されることを防ぐ必要があるため、過去に公益目的事業を継続するためにやむを得ず取り崩した公益目的保有財産を回復する場合、公益目的事業のために直接財産を費消することと比較して、中長期的に同程度以上の公益目的事業の拡大となることが見込まれる場合など、・・・以下略 (コメント) 基盤の安定化・成長のため、引き続き優秀な人材等を安定的に確保する人件費等を確保できる合理的な財源づくり(果実で人件費等が支払える基盤づくり)は認められると考えるが、如何でしょうか？	
P165 カ 指定寄附資金 一つ目の○の3	(該当箇所) 収益事業等のための寄附であれば、具体的な事業への使途指定が必要 (コメント)	

行目後段	収益事業等の場合に限り、なぜ収1, 収2、等に会計区分する必要があるのでしょうか。法令上、会計上の根拠を示して頂ければありがたい。	
P166 上から一行目 カ 指定寄附資金	(該当箇所) 使用見込みを明らかにするため、令和6年会計基準の損益計算書の注記(指定純資産のうち指定寄附資金の発生年度別残高及び支出見込み)においては、指定寄附資金の発生年度別残高及び使途目的計画を開示することとされた。 (コメント) 損益計算書は社員総会あるいは評議員会にて承認される建付けになっている処、そのレベルまで承認を必要とするのでしょうか。	
P191-192 イ運営組織等の概要とウ事業活動に関する重要な事項について記載した書類	(該当箇所) 「イ運営組織等の概要」 「ウ事業活動に関する重要な事項について記載した書類」 (コメント) 単なる表記の問題であるが、上記と、認定法施行規則第46条第一項第2号、様式集案P42、ガイドライン201Pの財産目録等が微妙に異なっており、わかりやすく統一をお願いしたい。	認定法施行規則では「運営組織に関する重要な事項について記載した書類」「事業活動に関する重要な事項について記載した書類」。 様式集案では「運営組織に関する重要な事項」「事業活動に関する重要な事項」。 ガイドライン201Pの財産目録等では「運営組織等概要」「事業活動等概要」となっているため
P197 上から一行目 サ 指定寄附資金について備置き・閲覧等の措置が講じられるべき事項を記載した書類	(該当箇所) 指定寄附資金((第2節第3の2(1)⑥参照))については、広く一般に募集されたものである場合には、その旨、募集期間、受け入れた財産の合計額、募集の方法、募集に係る財産の使途として定めた内容、金銭以外のものがある場合にその金銭以外のものの内容・・・中略・・・を、備置き、閲覧等の措置が講じられていることが必要である。 (コメント) 広く一般に募集している場合、年度別管理がたいへんで、管理台帳、注記作成は現実的に困難である。備置き、提出公表し、比較されるならモデル台帳を示してほしい。	
P198 上から4行目中ほど ⑤事業報告の記載事項	(該当箇所) ・・・外部理事・監事の役割を全うするためにどの様に情報提供等を行っているか、評議員の選任及び解任方法等について外部理事・監事に準じた準則を設ける、・・・ (コメント) 必要な情報を役割を全うするため、他の理事、監事と同様に情報提供することで良いのではないのでしょうか。 また、外部理事監事に準じた準則の「準則」とは何を指すのでしょうか。	

P200-201 (4) 行政庁 への提出 等(運営組 織等概要)	(該当箇所) P201 の表のうち、下から5 段目「運営組 織等概要」 (コメント) 「法人から受ける財産上の利益の合計額 が 2,000 万円を超える者が存する場合に は、当該額及びその必要の理由」の情報 は、「運営組織等概要」として、新たに追加 作成し、行政庁に提出しなければならない 書類となった旨理解している。 しかしながら、この情報・書類は、令和 7 年 3 月末に終了する事業年度に係るもので あっても令和 7 年 6 月末までに提出しな ければならない旨の記載が明確でない。 実務上、混乱しかねない状況になっている ため、ガイドライン、或いは様式集への説 明、定期提出書類の手引き等で、明記頂 きたい。	改正政令等についての意見募集結果に対 する回答(意見68に対する回答)では、令 和6年度の事業報告について、「法人から報 告いただく活動自体は、すでに現行制度の 下で行われている」、「(新制度における新た な情報については)該当する法人において 追加的に書類の作成が発生する」とされて いる。
様式集 P36 事業報告 編	(該当箇所) 様式集 P36 事業報告編 (コメント) 様式集案では、「事業報告編」とされている が、この事業報告について、計算書類等 における貸借対照表・損益計算書・事業報 告の「事業報告」と誤解される恐れがある。 様式の変更である旨と、適用時期を個別 に明示いただきたい。 なお、第 6 回公益認定等ガイドライン研究 会資料3では、「現行制度からの主な変更 点(様式)」 「2. 定期提出書類(水色マー カーは様式を改めたもの)」において、「事業 報告(令和8年6月30日までの提出分以 降)」と記載されており、この「事業報告(令 和8年6月30日までの提出分以降)」が誤 解を生みかねず、丁寧な解説をお願いし たい。	令和 7 年 3 月末に終了する事業年度に係 る「貸借対照表・損益計算書・注記・附属明 細書」の改正は、令和 7 年 4 月 1 日以降開 始する事業年度から適用される。 一方、「事業報告」の記載事項の改正は、ガ バナンスに関する取組の事業報告への記載 のみであり、同様に令和 7 年 4 月 1 日以降 開始する事業年度から適用される。 なお、第 6 回公益認定等ガイドライン研究会 資料3は多くの公益法人が知りたい内容とな っているが、「 <u>事業報告(令和8年6月30日 までの提出分以降)</u> 」とされており、計算書 類等としての事業報告と誤解されかねず、ま た、令和年 6 月 30 日までの提出分の段階 適用の情報がないため、補足いただきたい。
P30 下から8行 目および9 行目	表記の誤りかと思われます。 現:平成 7 年 4 月 1 日 正:令和 7 年 4 月 1 日 現:「公益法人の種類及び内容」として 正:「公益目的事業の種類及び内容」とし て	
P180 上から9行 目	表記の誤りかと思われます。 現:特別区分経理 正:特例区分経理	
P196 一つ目の ○の8行目	表記の誤りかと思われます。 現:「…は、キまたはコの書類として改めて 提出する…」 正:「…は、キまたはクの書類として改めて 提出する…」	

公益法人会計基準(素案)等に対する意見募集に関する意見提出について(案)

(公財) 公益法人協会
税制・会計合同委員会
法制・コンプライアンス合同委員会

「公益法人会計基準(素案)」等に対する意見募集に関して、以下の通り、意見を提出する。

(意見提出期限:令和6年 12 月 4 日(水)まで)

該当箇所	意 見	理 由
「改正の経緯と主な変更点等について」 会計基準の別添又は前文等	今回の公益法人会計基準等(素案)では、令和 5 年度報告書に示された改正の考え方、以降の検討状況がまとまって示されていないことから、全体の改正経緯と主な変更点がわかりにくくなっている。ついては、「会計基準の設定の経緯等」「設定の方針及び主な変更」と「本会計基準の性格」等を明示していただきたい。できれば、平成 20 年会計基準の際と同様に、最終的な変更点とその趣旨をわかりやすく説明いただきたい。	令和 6 年度会計研究会の検討状況は、議事資料の開示にとどまりかつ内容の変更が多いため、資料を読み込まないと理解ができていない。 平成 20 年会計基準においては「公益法人会計基準について」と題し、1. 会計基準の設定の経緯等 (1) 設定の経緯、(2) 設定の方針及び主な変更点、(3) 一部改正について、2. 本会計基準の性格、3 本会計基準の実施時期が、明示されている。
「重要性」 会計基準 12 5P	会計基準では、「重要性の原則の適用例としては次のようなものがある」と例示されているが、重要性の判断基準について記載をお願いしたい。「金額的な重要性や質的な重要性を考慮する」「個々の状況による」等を、まず会計基準で示していただけないか。そのうえで例示を示す中で、金額的な重要性や質的な重要性についての事例を追加いただきたい。	企業会計では、「中小企業の会計に関する指針」(最終改正令和 5 年 5 月 10 日)において、重要性について、「重要性の原則は本指針の全ての項目に適用される」と明記されており、また「重要性が乏しいかどうかについては、金額的な面と質的な面を考慮して判断することになるが、具体的な判断基準は、企業の個々の状況によって異なり得ると考えられる」とされている。 なお、個別項目として、例えば、固定資産の減損では資産が相当期間遊休状態にあり通常将来の使用の見込みがないと判断される場合に減損損失を認識する等とされている。
「会計監査人設置法人以外の法人への適用について」 運用指針 2 3P	「2. 会計監査人設置法人以外の法人は以下の項目について適用又は作成しないことができる」とされているが、「2. 会計監査人設置義務法人以外の法人は、以下の項目について適用又は作成しないことができる。」としていただきたい。 有識者識者会議最終報告に明記された「中小規模法人の負担軽減」は、公益法人界にとって重要なテーマであるが、本件は「会計監査人設置法人以外の法人への適用」とされ、自主的に会計監査人を置いた法人も含まれるため、適用除外を受けられ	そもそも本件は小規模法人の負担軽減から検討されてきたものである。これが、第 68 回会計に関する研究会で、「定義の見直し(案)」ということで外部監査を受けている法人以外の法人から会計監査人設置法人以外の法人に変更する「法令上の設置義務はないけれども定款で会計監査人を置いている法人を念頭に置く」「これらの法人では一般的な意味での小規模法人に限らないということで、規模としては小規模法人以上、会計監査人設置法人以下という中規模な法人を想定」(議事録を抄訳)とされ

	す、以下の問題点が懸念される。 「会計監査人設置義務の法人」という法令で定義された大規模法人と異なり、「会計監査人を自主的に定款で置いた法人」には中小規模法人も多くフルスペックの基準適用を求めるほどでなく、実務的負担も大きい。さらに、会計監査人を自主的に置いた理由は、自律的なガバナンスの観点であり内部的な理由によるものである。ガバナンスの充実を目指し自主的に会計監査人を設置した法人が、会計監査人設置を取りやめるということになりかねず、ガバナンスの後退につながりかねない。	ている。 しかしながら、任意で定款に会計監査人を設置する法人にとって、大規模法人(=会計監査人の設置義務がある法人)と同じフルスペックの会計基準等適用を受けるのではその実務負担が大きく、重要性も低い場合が多い。また、そもそも会計監査人の任意設置は、自律的なガバナンスの観点からであり、会計基準適用とは関係のない、法人の内部的な理由である。
同上 運用指針 2 3P	運用指針の適用除外(適用又は作成しないことができる)の対象として、「キャッシュ・フロー計算書」が掲げられているが、これは運用指針に記載の通り、設置しなければならない法人が法令で明記されている。選択できる(適用又は作成しないことができる。)性格のものではないため、別項目建で、明記していただきたい。	運用指針の「第3キャッシュ・フロー計算書」(37P)では、公益認定法第5条第12号の規定により会計監査人を設置する義務のある法人と明記され、定款において公益法人が自ら会計監査人を設置した場合は含まない旨明記されており、この記述が誤解を生まない。
小規模法人の適用除外及び簡便法適用 運用指針 2, 3 3P-4P	適用除外及び簡便法適用の対象となる法人を、「会計監査人設置義務法人」とすべきと考える。	「会計監査人設置法人」は、認定法による設置義務法人のみならず、定款により自ら会計監査人を設置している中小規模の法人も含まれる。このような法人では、適用除外となる会計処理は、そもそも対象となる取引がない場合も多いが、収益の認識については、対象取引が発生することが考えられ、原則法での処理を求められることは、負担が大きいと思う。小規模法人の負担を考慮することが設定の趣旨であるならば、キャッシュフロー計算書の作成義務と平仄を合わせた「会計監査人設置義務法人」とすべきと考えるのが理由である。
「移行法人の適用について」 運用指針 4 4P	移行法人の会計基準及び運用指針の適用について、運用指針では「適用対象外とするもの」と「移行法人における取扱いを適用するもの」が列举されている。 このうち「移行法人における取扱いを適用するもの」について、移行法人に周知されておらず、今後、丁寧な説明が必要であり、周知活動に努めていただくとともに、中小規模法人の負担増加につながらないような施策の取り組みをお願いしたい。	運用指針において、移行法人における取扱いを適用するものとは、「・会計区分別内訳もしくは実施事業資産の内訳と増減額及び残高」「・貸借対照表の注記(会計区分別内訳又は実施事業資産の内訳と増減額及び残高)」「・活動計算書の注記(財源区分別内訳、会計及び事業区分別内訳、指定純資産の内訳、事業費及び管理費の形態別区分)である。
経過措置等 「適用時期について」 運用指針 6 4P	本会計基準については、「令和7年(2025年)4月1日以降に開始する事業年度から適用するものとする。ただし、令和10年(2028年)4月1日前に開始する事業年度までに適用を開始することもできる。」とされているが、「令和7年4月1日以降に開始する事業年度から適用を開始し、3年間の移行期間の後、令和10年4月1日以降に開始する事業年度から適用となる。それ	経過措置や移行期間の趣旨は、各法人において等しく3年間を容認し、会計ソフトの導入や監事・公認会計士や会計監査人との協議、法人の役職員の研修に充てる期間と認識している。決算期の異なる法人の移行期間が短くならないような配慮を願いたい。

	までの間は、引き続き平成 20 年基準によることができる。」とされたい。 経過措置や移行期間の趣旨は、各法人において等しく 3 年間の準備期間を容認するものであると考えられるため、決算期の違いにより、移行期間が短くならないような配慮を願いたい。	
XI. 財務諸表の科目 運用指針 84 第 1. 貸借対照表及び貸借対照表の注記に係る科目及び取扱要領 22P	有価証券の保有目的区分と貸借対照表の科目の関係の確認である。 会計基準第 84 項～第 94 項での「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「会社株式及び関連会社株式」「その他有価証券」の 4 区分とされているが、「売買目的有価証券」が想定しにくい。運用指針では、流動動資産に掲げられていることから、デーリング目的の株式・債券が該当すると思われるが確認したい。また、科目として「その他有価証券」と「投資有価証券」の違い、いずれも法人の判断で科目名を決定してよいか、令和 6 年公益法人制度改革で「出資」概念が 19 事業区分の一つとしてとりあげられているが当該「出資」は「その他有価証券」の科目でよいか、「出資金」の科目との整理、等の解説をお願いしたい	会計基準第 84 項～第 94 項では「保有目的」から、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分されている。 一方、貸借対照表の科目は、運用指針の「貸借対照表及び貸借対照表の注記に係る科目及び取扱要領」で、詳細に示されているが、この「貸借対照表及び貸借対照表の注記に係る科目」との関係を確認するものである。
XI. 財務諸表の科目 運用指針 84 第 4. 活動計算書の注記に係る科目及び取り扱要領 29P	資産運用益の中科目「受取利息」の取扱要領欄に「投資有価証券利息」を追記して欲しい。	財団法人の主要収入項目の一つである基本財産運用益や特定資産運用益は、投資有価証券利息として、こちらに計上されることになるので、実務担当者に明示する必要があると考えるため。
XII. 財務諸表様式及び注記・附属明細書関係 運用指針 85 第 4. 財務諸表に対する注記 (4) 指定純資産のうち指定寄付資金	令和 5 年度公益法人の会計に関する諸問題の検討状況について(令和 5 年度報告書)」に対する意見募集に関して、当協会では意見提出を行ったものであるが、再度、検討いただきたい。 (4) 指定純資産のうち指定寄付資金の発生年度別残高及び支出見込みについては、見直しを強くお願いしたい。 (発生年度別残高)(5 年超指定寄付資金の残高内訳別の支出見込み)を細かく記載させることは、会計基準によって期間の制限を付し長期にわたり注記に記載させ管理させるという負担を強いることになるため、再検討をお願いしたい。	令和 5 年度公益法人の会計に関する諸問題の検討状況について(令和 5 年度報告書)に対して、当協会では以下の通り意見提出を行っている。 控除対象財産のうち、6 号財産について、「元本と果実を分けて指定正味財産の発生年度別残高を注記すること」とし、様式例が示されたがこの内容に強く反対する。 「6 号財産とされる果実は、相当の期間内に費消することが見込まれるものに限る」と規定されていることから、法令に従い、果実について、相当の期間内に費消するようにすることはやむを得ない。しかしながら、これを、発生年度別内訳の記載を求め、5 年超 6 号財産の残高内訳別用途目的別計画の記載をも

の発生年度別残高及び支出見込み運用指針 33P		とめることは、会計基準によって期間の制限を付し長期にわたり注記に記載させ管理させるという負担を強いることであり、事前の規制そのものに他ならない。寄附者の指定による待機資金の運用については、寄附者の意志が最優先されるべきである。指定正味財産に計上されている果実について引き続き指定純資産に計上することも可能とすることは当然として、果実の使途が資源提供者の意思によって定められている場合、いない場合、それぞれについて、果実を一般純資産に区分することの是非を、引き続き再検討いただきたい。
「資産の区分」 会計基準 105 18P 「減損損失の認識と測定」 会計基準 106 18P	固定資産の減損について、現行の公益法人会計基準では、原則として強制評価減であるところ例外的に簿価を越えない限り、使用価値による評価を認めたものである。一方、今回の改正内容は、減損の兆候、減損の認識、減損の測定と企業会計同様のステップで、さらに資金生成資産と非資金生成資産とに区分した適用を要請している。特に、この資産の区分第 105 項「資金生成資産(将来キャッシュ・フローにより投資の回収を予定する資産)と非資金生成資産(投資の回収を予定してない資産)とする」は、減損損失の認識と測定第 106 項で「資金生成資産等と非資金生成資産等と区分して減損の兆候の有無を判断する。」とされているが、この区分概念の必要性は理解がしにくい。対象となる資産を保有する公益法人においては、これまでにない業務の負担となるが、今回の改正において変更・追加する必要性をご教示いただきたい。	過去の公益法人の会計に関する研究会の報告書においては平成 27 年の検討結果「Ⅰ企業会計基準の公益法人への適用について 9.固定資産の減損にかかる会計基準」において、(公益法人等の特性を考慮した)現行の方法の改正を必要とする事情変更はみられないことから、現行のままとするとされ、その後特段の議論の進展や変化は見当たらなかったようであり、議論が十分になされたのかどうか見えづらい。
「外貨建て有価証券の減損」 会計基準 111 19P	時価の把握が極めて困難な外貨建て有価証券の実質価額の算定において「(当該有価証券の実質価額は)実質価額を決算時の為替相場により円換算した額」は「外国通貨による実質価額を決算時の為替相場により円換算した額」等とすべきではないか。	外貨建の実質価額であることを明記しないと不十分と考えられる。 (参考)外貨建取引等会計処理基準 一 2(1)③ニ 外貨建て有価証券について時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合には、当該外貨建て有価証券の時価又は実質価額は、外国通貨による時価又は実質価額を決算時の為替相場により円換算した額による。
「税効果会計」 会計基準 127 21P	(収益事業の税効果会計の適用)ただし書以下の「繰延税金資産又は繰延税金負債に重要性が乏しい場合、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。」は、12. 重要性の原則の適用例(4)「法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。」	127と12(4)でいずれも税効果適用の重要性の判定基準について言及しているが、判断基準が異なる。 このうち 12(4)で規定される「収益事業にかかる課税所得の額」は、現行の公益法人会計基準と同様の規定であるが、法定実効税率を算定して繰延税金資産や繰延税金負債(一時差異等)を計算することなく、判明するものである。したがって収益事

	(p.5)と整合性のある記載にすべきである。	業の規模が比較的小さい公益法人においては、当該金額を税効果会計の重要性の判断基準として用いることで十分といえ、事務の簡素化等にも寄与すると考えられる。
--	------------------------	---

1 日 時 2025 年 3 月 3 日(月)10:00～12:00

2 場 所 公益法人協会 10 階会議室(オンライン会議併用)

3 次 第

1. 公益法人協会の諸規程(定款)の改定について
2. 「公益認定法等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)(素案)」等に対する当方意見の反映状況
3. 「公益法人会計基準及び運用指針(素案)」に対する当方意見の反映状況
4. 公益信託制度改正の進捗状況について
5. **〔コンプライアンス委員会〕**コンプライアンス委員会委員長の選出(互選)について

4 資 料

1. 委員名簿(民間法制・税制調査会、法制・税制・コンプライアンス・会計委員会)
2. (公財)公益法人協会 定款変更の検討状況について
3. 公益認定等ガイドラインの意見募集に係る当協会意見の反映状況
4. 公益法人会計基準、運用指針の意見募集に係る当協会意見の反映状況
5. 新公益法人制度説明資料(公益信託関連部分抜粋)
6. コンプライアンス委員会名簿、委員会規定

※下線箇所は本報告書にバインドされている資料を指します。

1. 主旨

当協会では、書籍「定款・諸規程モデル」の改訂版の検討を進めているが、あわせて、当協会の定款についても変更の検討を実施しており、この状況について中間報告するもの。

2. 主な改正内容

① 令和 6 年公益認定法改正対応

【内容】当協会定款第 33 条（選任等）において、改正後公益認定法第 5 条第 15 号（新設、理事の外部からの選任）、同法第 5 条 16 号（新設、監事の外部からの選任）に対応する条項を、任意的記載事項として規定する。

【理由】当協会定款第 33 条（選任等）では、公益認定法第 5 条第 10 号、同法第 11 号に対応するものとして第 4 項、第 5 項を規定しており、同様に、改正後公益認定法第 15 号、同法第 16 号に対応するものを新たに規定する。この定款変更は必ずしも必要ではないが、「法令の規定内容も含めて、定款では明確化することを当協会の基本的な考え方」とし、任意的記載事項として規定するものである。

② 租税特別措置法第 40 条対応

【内容】当協会定款第 33 条（選任等）、第 62 条（残余財産の処分）において、租税特別措置法第 40 条の承認を受けるため必要な要件を、内閣府定款モデルにならって規定する。

【理由】租税特別措置法第 40 条の承認を受けるためには、公益法人の定款において、一般法人法及び公益認定法により記載しなければならない事項のほか、内閣府定款モデルの注 15 に掲げられた要件を満たしていることが必要となる。

このため、以下の内閣府定款モデルの例のうち、理事及び監事の親族等 3 分 1 規制、残余財産の帰属につき、注 15（42P～）の記載どおりとするもの。

【内閣府 定款モデル 注 15】 租税特別措置 40 条の要件を満たす定款規定例

<例>

第〇条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

＜例＞

第〇条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

＜例1＞

第〇条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

＜例2＞

第〇条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

③ いわゆる「議長の裁決方式」の見直し

【内容】当協定会款第27条（（評議員会の）決議）及び第49条（（理事会の）決議）において、いわゆる「議長の裁決方式」を採用しているが、この定款上の定めを削除し、単に「議決に加わることのできる評議員/理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。」とする。（「可否同数の場合について特に定款で定めていなくても」、採決に当たって、議長が自らの議決権の行使を一旦留保した上で、可否同数のときにその議決権を行使することは、基本的に問題ないと考えられるとされている。）

【理由】当協会では、いわゆる「議長の裁決方式」して、「可否同数のときは議長の裁決するところによる」「前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることとはできない」と規定しているが、当該条項は、規定振りによっては、「理事（評議員）の議決権の数は1人1個である」「理事（評議員）である議長の議決権行使を禁止するような規定と解されるとその範囲においてその定款は無効となり得る」等に留意が必要であり、これを削除する。

内閣府定款モデルにおいても、「可否同数の場合に、議長に2票を与えるような定款の定めをすることはできません（ガイドライン第4章第9(8)）」とされている。

また、公益認定等ガイドライン第4章「第9 定款に関する留意事項」では、脚注119において、「119 なお、可否同数の場合について特に定款で定めていなくても、採決に当たって、議長である理事（評議員）が自らの議決権の行使を一旦留保した上で、可否同数のときにその議決権を行使することは、基本的に問題ないと考えられる。」とされている。

④ その他文言整備

【内容】例 執行理事⇒業務執行理事 議事⇒決議 備え付け⇒備え置き 公益認定法第3条の2 公益法人の責務＝努力義務新設に対応した「透明性の確保」等

4. 新旧対照表（案） 資料1のとおり
5. 公益法人誌3月号特別寄稿「一般法人法が適用される法人における議長決裁権」資料2のとおり（西村あさひ法律弁護士事務所 弁護士大野先生）
6. 定款改定実施日 令和7年6月 評議員会への付議を予定

以上

公益財団法人 公益法人協会 定款変更について（案） 新旧対照表

現行定款（変更前）	改定後定款（変更後案）	備考
第1章 総則（省略）		
第2章 財産及び会計		
第8条～第11条（省略）		
（事業計画及び収支予算） 第12条 この法人の事業計画書、収支予算書、 <u>資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類</u> （以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経た上で、臨時の評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。	（事業計画及び収支予算） 第12条 この法人の事業計画書、収支予算書 <u>その他法令で定める書類</u> （以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経た上で、臨時の評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。	文言修正 （内閣府モデル定款の表記に統一）
（事業報告及び決算） 第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録（以下この条において「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。	同左	変更せず （当協会では定時評議員会において、事業報告の書類ははその内容を報告し、その他の書類は承認）
第14条～第15条（省略）		
第3章 評議員及び評議員会 第1節 評議員		
（定数） 第16条 この法人に、評議員 20 名以上 30 名以内を置く。 2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。	同左	変更せず
（選任等） 第17条 評議員の選任及び解任は、評議員会会長を委員長とする役員等候補選出委員会が定員以上の候補者名簿等の資料を評議員会に提出し、評議員会の決議により行う。 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。 (1) 各評議員について、次のイからへに該	（選任等） 第17条 評議員の選任及び解任は、評議員会会長を委員長とする役員等候補選出委員会が定員以上の候補者名簿等の資料を評議員会に提出し、評議員会の決議により行う。 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。 (1) 各評議員について、次のイからへに該	選任方式変更せず （当協会では「評議員の構成を公益認定法第5条第10号及び第11号に準じたものにする旨を定める方式」かつ「役員等候補選出委員会方式」としている） （内閣府モデルの表

当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族 ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ハ その評議員の使用人 ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者 ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。イ 理事 ロ 使用人 ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者 ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。) ① 国の機関 ② 地方公共団体 ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人 ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人 ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人 ⑥ 特殊法人又は認可法人 3 評議員会会長は、評議員会において選定する。 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。 5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。	該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族 ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ハ その評議員の使用人 ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者 ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。イ 理事 ロ 使用人 ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者 ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。) ① 国の機関 ② 地方公共団体 ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人 ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人 ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人 ⑥ 特殊法人又は認可法人 3 評議員会会長は、評議員会において選定する。 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。また、評議員には監事の親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。 5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。	記と同一。租税特別措置法第40条の規定による定款に定める要件のうち、評議員に関するものは同一の内容と解してよい
第18条 (省略)		
(任 期) 第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第16条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。	同左	変更せず
第20条 (省略)		
第2節 評議員会		
第21条～第26条 (省略)		

(決 議) 第 27 条 評議員会の<u>議事</u>は、「<u>一般社団・財団法人法</u>」第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって<u>決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。</u> 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。	(決 議) 第 27 条 評議員会の<u>決議</u>は、<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律</u> (<u>以下一般法人法という</u>) 第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって<u>行う。</u>	文言修正(一般法人法初出) 議長の裁決方式を採用しないものとする(内閣府モデルと同一)
第 28 条～第 31 条 (省略)		
第 4 章 役員等及び理事会		
第 1 節 役員等		
(種類及び定数) 第 32 条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 10 名以上 15 名以内 (2) 監事 2 名以上 3 名以内 2 理事のうち、2 名以内を代表理事とし、3 名以内を「一般社団・財団法人法」第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する<u>執行理事</u>とすることができる。	(種類及び定数) 第 32 条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 10 名以上 15 名以内 (2) 監事 2 名以上 3 名以内 2 理事のうち、2 名以内を代表理事とし、3 名以内を<u>一般法人法</u> 第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する<u>業務執行理事</u>とすることができる。	文言修正
(選任等) 第 33 条 理事及び監事は、役員等候補選出委員会が提出する定員以上の候補者名簿等の資料を参考として、評議員会の決議によって各々選任する。 2 代表理事及び<u>執行理事</u>は、理事会において選定する。 3 <u>監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。</u> 4 <u>理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。</u> 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。 6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。	(選任等) 第 33 条 理事及び監事は、役員等候補選出委員会が提出する定員以上の候補者名簿等の資料を参考として、評議員会の決議によって各々選任する。 2 代表理事及び<u>業務執行理事</u>は、理事会において選定する。 3 <u>この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。</u> 4 <u>この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</u> 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。 6 <u>理事のうち少なくとも 1 人以上が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下公益認定法という) 第 5 条第 15 号に掲げる者(以下外部理事という。)でなければならない。また、監事のうち少なくとも 1 人以上が、公益認定法第 5 条第 16 号に掲げる者(以下外部監事と</u>	文言修正 租税特別措置法第 40 条の要件をみたすための規定(内閣府定款モデル(注 15)に統一)
		文言修正(公益認定法初出) 公益認定法第 5 条第 15 号外部理事、同第 16 号外部監事の任意規定

	いう。)でなければならない。 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。	
(理事の職務・権限) 第 34 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。理事会は、その決議によって、代表理事より理事長1名を選定する。 3 理事会は、その決議によって、理事の中から会長1名並びに副理事長、専務理事及び常務理事各2名以内を選定することができる。 4 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。 5 会長は、理事長より委嘱された業務を行い、また、理事長の諮問に応え、この法人の重要な業務の執行について意見を述べるができる。 6 代表理事及び <u>執行理事</u> は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	(理事の職務・権限) 第 34 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。理事会は、その決議によって、代表理事より理事長1名を選定する。 3 理事会は、その決議によって、理事の中から会長1名並びに副理事長、専務理事及び常務理事各2名以内を選定することができる。 4 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。 5 会長は、理事長より委嘱された業務を行い、また、理事長の諮問に応え、この法人の重要な業務の執行について意見を述べることができる。 6 代表理事及び <u>業務執行理事</u> は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	文言修正
第 35 条 省略		
(任 期) 第 36 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 3 役員は、第 32 条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。	同左	変更せず (当協会では補欠として選任された評議員の任期あわせ規定を採用していない)
第 37 条～第 42 条 (省略)		
第2節 理事会		
(設 置) 第 43 条 この法人に理事会を設置する。 2 理事会は、すべての理事で組織する。	同左	変更せず

(権 限) 第 44 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定 (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項 (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定 (4) 理事の職務の執行の監督 (5) 代表理事及び<u>執行理事</u>の選定及び解職 (以下 省略)	(権 限) 第 44 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定 (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項 (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定 (4) 理事の職務の執行の監督 (5) 代表理事及び<u>業務執行理事</u>の選定及び解職 (以下 省略)	文言修正
第 45 条～第 48 条 (省略)		
(決 議) 第 49 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、<u>可否同数のときは議長の裁決するところによる。</u> <u>2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。</u>	(決 議) 第 49 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって<u>行う。</u>	議長の裁決方式を採用しないものとする
第 50 条～第 54 条 (省略)		
第6章 事 務 局		
第 55 条 (省略)		
(備付け帳簿及び書類) 第 56 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて<u>おか</u>なければならない。 (1) 定款 (2) 理事、監事及び評議員の名簿 (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類 (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類 (5) 財産目録 (6) 役員等の報酬規程 (7) 事業計画書及び収支予算書等 (8) 事業報告書及び計算書類等 (9) 監査報告書 (10) その他法令で定める帳簿及び書類 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 63 条第2項に定める情報公開規程によるものとする。	(備え置き帳簿及び書類) 第 56 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え<u>置か</u>なければならない。 (1) 定款 (2) 理事、監事及び評議員の名簿 (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類 (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類 (5) 財産目録 (6) 役員等の報酬規程 (7) 事業計画書及び収支予算書等 (8) 事業報告書及び計算書類等 (9) 監査報告書 (10) その他法令で定める帳簿及び書類 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 63 条第2項に定める情報公開規程によるものとする。	文言修正 (内容は変更せず。 当協会では「理事会及び評議員会の議事に関する書類」の備え置きを規定。)
第7章 会 員 (省略)		
第8章 定款の変更、合併及び解散等		
第 58 条～第 60 条 (省略)		

(公益目的取得財産残額の贈与) 第 61 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、「<u>公益認定法</u>」第 30 条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。	(公益目的取得財産残額の贈与) 第 61 条 第 61 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、<u>公益認定法</u>第 30 条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第 20 号に掲げる法人に贈与するものとする。	文言修正(公益認定法のかぎかっこ) 公益認定法第 5 条の号数繰り下げ
(残余財産の処分) 第 62 条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は「<u>公益認定法</u>」第5条第 17 号に掲げる法人に寄附するものとする。	(残余財産の処分) 第 62 条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は<u>公益認定法</u>第5条第 20 号に掲げる法人であつて<u>租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。</u>	文言修正(公益認定法のかぎかっこ) 公益認定法第 5 条の号数繰り下げ <u>租税特別措置法第 40 条の要件をみたすための規定</u> (内閣府定款モデル(注 15)に統一)
第9章 情報公開及び個人情報の保護		
(情報公開) 第 63 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。	(情報公開) 第 63 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開し、<u>透明性の向上を図るものとする。</u> 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。	文言修正 (公益認定法第 3 条の2 公益法人の責務＝努力義務新設に対応※)
第 64 条～第 65 条 (省略)		
第 10 章 補則		
第 66 条 (省略)		
附則 1～3 省略		
附則 4 この法人の最初の代表理事は太田達男及び金沢俊弘、執行理事は鈴木勝治及び土肥寿員とする。	同左	附則であり、改定せず
附則 5 省略		
附 則(令和2年6月 25 日) 1. 定款第7条第1項並びに第 55 条第2項及び3項の変更については、評議員会の決議があった日より施行する。	附 則(令和2年6月 25 日) 1. 定款第7条第1項並びに第 55 条第2項及び3項の変更については、評議員会の決議があった日より施行する。 <u>附則(令和7年6月〇〇日)</u> <u>1. 改定後の定款は、評議員会の決議があった日より施行する。</u>	施行日

※内閣府定款モデル規定例

第 10 章 情報公開等

第〇条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他運営における透明性の向上を図るものとする。

特別寄稿

一般法人法が適用される法人における議長決裁権 —社員総会、理事会又は評議員会の決議について 「可否同数のときは議長の決するところによる」と 定款に定めることの可否—

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 大野 憲太郎

本稿では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）が適用される法人における社員総会、理事会又は評議員会の決議について「可否同数のときは議長の決するところによる」と定款に定めること（いわゆる議長決裁権について定めること）の可否について検討する。なお、本稿の内容はすべて筆者個人の見解に基づくものであり、筆者の所属する法律事務所の見解を示すものではない。

1. 問題提起

一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人の定款を見ると、社員総会、理事会、評議員会決議について「可否同数のときは議長の決するところによる」と定めている例がある。しかし、2024年12月に改訂された「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）第4章（認定の申請等）第9（定款に関する留意事項）（8）理事会・評議員会の運営方法（139頁）には、以下の記載がある¹。

○なお、理事（評議員）の議決権の数は1人1個であり、「可否同数のときは、議長（代表理事、評議員会議長）の決するところによる」とするような定款の定めを設けることにより、特定の理事（評議員）のみ2個の議決権を与えることとなるような定款の定めは無効である。

また、上記記載に付された脚注119には、以下の記載がある。

なお、可否同数の場合について特に定款で定めていなくても、採決に当たって、議長である理事（評議員）が自らの議決権の行使を一旦留保した上で、可否同数のときにその議決権を行使することは、基本的に問題ないと考えられる。

ガイドラインの記載を踏まえると、一般法人法が適用される法人における理事会又は評議員会の決議について「可否同数のときは議長の決するところによる」と定款に定めることは、すべて認められないのであろうか。また、ガイドラインには、理事会及び評議員会の運営方法に関する記載として上記記載があるが、社員総会において同様の記載を設けていた場合はどう解釈されるのであろうか。以

下、理事会及び評議員会と社員総会とに分けて検討する²。

2. 理事会及び評議員会

(1) 一般法人法の規定

一般法人法 95 条 1 項及び 189 条 1 項は、理事会及び評議員会の決議について、以下のとおり規定する。

(理事会の決議)

第 95 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

(評議員会の決議)

第 189 条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

これらの規定は、理事会及び評議員会の決議について、理事又は評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うことを原則とする旨定め、定款によって変更が可能なのは、出席要件の割合と決議要件の割合のみであることとしている³。定款で定めても、割合以外は変更できず、その割合も一般法人法の定めを上回るものしか許されない。

出席要件を満たした理事会又は評議員会において、採決の結果、可否同数となった場合は、

定款において決議要件の割合についての特別の定めを設けているか否かにかかわらず、決議要件を満たす賛成（定款において決議要件の割合についての特別の定めを設けていない場合には出席者の過半数の賛成）を得られなかったことになるため、当該議案は否決されることになる⁴。

(2) 「可否同数のときは議長の決するところによる」との定款の定め解釈

「可否同数のときは議長の決するところによる」との定款の定めはどのように解釈すればよいか。決議要件を変更する趣旨の定めであるとすれば、上記（1）で述べたとおり、割合以外は変更できず、その割合も一般法人法の定めを上回るものしか許されないが、そのように解釈することはできるだろうか。あるいは、決議要件を変更する趣旨の定めではないと解釈することはできるだろうか。

この定め解釈を考えるにあたっては、当該法人の理事会又は評議員会の状況をふまえて検討する必要がある。検討にあたってまず確認する必要があるのは、その法人の理事会又は評議員会の議長が議決権を有するか否か（理事会においては議長が理事であるか否か、評議員会においては議長が評議員であるか否か）である。次に、議長が議決権を有する場合、議長が当初から議決権を行使するか否かである。以下、順に検討する。

① 議長が議決権を有する者ではない場合

議長が議決権を有する者ではない場合、たとえば、評議員会において代表理事が議長を務める場合について検討する⁵。このような場合に、議長決裁権を認めると、本来は過半数の賛成が得られず否決されるべきであったにもかかわらず、理事会又は評議員会の構成員以

外の者により可決することができることとなるため、このような定めは無効と考えられる。

② 議長が議決権を有する者であり、当初から議決権を行使する場合

議決権を有する議長が当初から議決権を行使する場合、たとえば、理事4名で構成する理事会において、理事のうちの1名が議長を務め、議長も当初から議決権を行使する場合について検討する。この場合において、議長も含めた理事又は評議員が議決権を行使した結果可否同数となった場合、たとえば、ある議案について、議長を含む2名の理事が賛成、他の2名の理事が反対した場合、過半数の賛成（理事4名の理事会であれば3名以上の賛成）が得られていないことから、当該議案は否決となる。この状況において、議長が決裁権を行使して、可決とすることは認められるであろうか。

この状況について、当初議決権を行使していた議長が、可否同数となった際に再度議決権を行使したものと見ることができると考えられるが、このような解釈は、議長という特定の理事又は評議員に2個の議決権を認めたこととなる。この解釈に基づけば、当該定めは、ガイドラインの指摘するとおり無効と考えられる。

他方、この状況について、議長が2個の議決権を持つものではないと整理することも可能である。すなわち、議長が賛成票を投じていた場合には、可否同数でも可決と扱うものとすることもできる。しかし、このような解釈は、可否同数の場合かつ議長が賛成票を投じていた場合のみではあるが、議決要件を過半数から緩和したことになるため、一般法人法95条1項又は同法189条1項に違反すると考えられる。そのため、この解釈に基づい

ても、やはり無効と考えられる。

③ 議長が議決権を有する者であり、当初は議決権を行使しない場合

議決権を有する議長が当初は議決権を行使しない場合、たとえば、理事5名で構成する理事会において、理事のうちの1名が議長を務め、議長は他の理事又は評議員の議決権行使の結果可否同数となるまでは議決権を行使しない場合について検討する。この場合において、議長以外の理事又は評議員が議決権を行使した結果可否同数となった場合、たとえば、ある議案について、議長以外の理事4名のうち2名の理事が賛成、他の2名の理事が反対した場合において、議長である理事が議決権を行使して、可決又は否決を決することになる。

この場合、議長が当初は議決権を行使しないことの趣旨は、他の理事又は評議員の議決権行使の結果が可否同数となる場合以外は議長の議決権行使を禁止することではなく、あくまで議決権行使を留保するものであると解する必要がある。特定の理事又は評議員について、理事会又は評議員会における議決権行使を禁止することは、一般法人法95条2項又は同法189条3項によって議決に加わることができないとされる特別の利害関係を有する理事又は評議員を除き、できないと解されるためである。

この整理は、ガイドライン脚注119が述べる「採決に当たって、議長である理事（評議員）が自らの議決権の行使を一旦留保した上で、可否同数のときにその議決権を行使する場合にあたると思われ、ガイドラインにおいても、「基本的に問題ない」とされている。たしかに、議長は1度しか議決権を行使しておらず、議長が2個の議決権を持つものではな

い。また、議決要件も緩和していない。

しかし、この場合においても、具体的な場面を想定して検討すると悩ましい事態が生じうる。以下では、理事総数5名の理事会において、3つの議案が決議される場合を例に検討する。

(a) すべての理事が出席し、議長以外の理事の議決権行使が以下の場合

第1号議案 賛成3名、反対1名

第2号議案 賛成2名、反対2名

第3号議案 賛成1名、反対3名

出席した理事は5名であるから、過半数は3名である。第1号議案については、過半数の賛成が認められるため可決となる。また、第3号議案については、過半数の賛成は認められず、否決となる。これらの議案については、いずれも可否同数ではないため、議長は議決権を行使していないが、仮に議長が賛成、反対、いずれの議決権を行使しても、結論に影響はない。

他方、第2号議案については、この時点では過半数の賛成は認められないが、可否同数となるため、議長が議決権を行使することになる。議長が賛成であれば過半数の賛成が認められるため可決となり、議長が反対であれば過半数の賛成が認められず否決となる。

(b) 理事総数5名のうち4名の理事が出席し、議長以外の理事の議決権行使が以下の場合

第1号議案 賛成3名、反対0名

第2号議案 賛成2名、反対1名

第3号議案 賛成1名、反対2名

出席した理事は4名であるから、過半数は3名である。なお、ガイドライン脚注119が述べるとおり、議長は「自らの議決権の行使を一旦留保」しているに過ぎず、可否同数の場合には議決権を行使することになるため、議長も

出席した理事に含まれることに留意する必要がある。第1号議案については、過半数の賛成が認められるため可決となる。また、第3号議案については、過半数の賛成は認められず、否決となる。これらの議案については、いずれも可否同数ではないため、議長は議決権を行使しないが、仮に議長が賛成、反対、いずれの議決権を行使しても、結論に影響はない。

他方、第2号議案については、賛成2名、反対1名であり可否同数ではないため、形式的には議長が留保している議決権を行使する場面ではないように思われる。しかし、仮に議長が賛成票を投じれば、過半数の賛成が認められることになるため、議長が自らの議決権行使を留保したまま、過半数の賛成が認められなかったとして否決とすることには疑問がある。そのため、賛成票が過半数に1票足りない場合にも、可否同数の場合に準じて、議長の議決権行使を求める必要があろう。そのような運用としなければ、議長である理事の議決権行使を不当に制限するものとして、このような定款の定め自体が無効と解される可能性もあるように思われる。

④ 小括

以上の検討のとおり、「可否同数のときは議長の決するところによる」との定款の定めは、①議長が議決権を有する者であり、②議長が当初は議決権行使を留保する運用であり、③賛成票が過半数に1票足りない場合も可否同数に準じて議長が留保していた議決権の行使を求める運用であることの3点が認められる限りにおいて有効であり、これらを満たさない場合は無効と解される可能性があると考えられる。このような定款の定めを有する法人においては、理事会又は評議員会の運営について改めて確認する必要がある。

(3) 可否同数のときは議長の決するところによる」との定款の定め要否

ガイドライン脚注 119 は、「可否同数の場合について特に定款で定めていなくても、採決に当たって、議長である理事（評議員）が自らの議決権の行使を一旦留保した上で、可否同数のときにその議決権を行使することは、基本的に問題ない」と述べている。この指摘のとおり、上記で整理したような、理事会又は評議員会において、①議長が議決権を有する者である場合において、②議長が当初は議決権行使を留保し、③賛成票が過半数に 1 票足りない場合（可否同数を含む）には議長が留保していた議決権を行使するという運用は、そもそも定款に記載しなければならない事項（一般法人法 11 条 1 項、153 条 1 項）でも、定款に記載しなければ効力を生じない事項（一般法人法 12 条、154 条）でもない。

このような運用を採用する場合は、定款にこのような定めを設けることももちろん可能であるが、定款でなくとも、当該法人の内規である理事会運営規則や評議員会運営規則等の規程に定めることでも差し支えない。さらには、定款及び理事会運営規則や評議員会運営規則等の内規において上記運用と反する定めが設けられていないのであれば、このような定めを設けていなくても、議長が了解すれば、理事会又は評議員会においてこのような運用とすることは可能である。議長がどのタイミングで議決権を行使するかは、本来議長に委ねられるものであるからである。

なお、上記運用を採用するために、理事会運営規則や評議員会運営規則等の内規において何らかの定めを設ける場合は、議長以外が議決権を行使した結果、賛成票が過半数に 1 票足りない場合（可否同数を含む）以外にお

ける議長の議決権行使について、それが禁止されているとの誤解が生じないように留意しなければならない。議長は議決権行使を留保しているに過ぎず、当初から議決権を有しているため、賛成票が過半数に 1 票足りない場合以外でも、議長が議決権行使を希望すれば、それを妨げないような規定とすべきである。特に理事会に関しては、理事会の決議に参加した理事であって議事録に異議をとめないものは、その決議に賛成したものとみなされることから（一般法人法 95 条 5 項、197 条において準用する 95 条 5 項）、議長に反対の意思表示をさせる機会を設ける必要がある。また、賛成票が過半数に 1 票足りない状況ではないにもかかわらず、議長が議決権行使をしたとしても、それは一般法人法に違反するものではないのはもちろん、内規違反でもないと解釈すべきである。

3. 社員総会

(1) 一般法人法の規定

一般法人法 49 条 1 項は、社員総会の決議について、以下のとおり規定する。

(社員総会の決議)

第 49 条 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

この規定にあるとおり、上記 2 で確認した理事会及び評議員会の決議についての規定と異なり、一般法人法 49 条 1 項に定める社員総会の決議方法（いわゆる普通決議）につい

ては、定款によって決議の仕方を変えることが可能である⁶。すなわち、出席要件を廃止することも可能であり、また、決議要件を変えることも可能である。ただし、ガイドラインは、公益社団法人に関し、普通決議の出席要件について緩和する場合には、社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないと観点から（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）5条14号ロ（1））、「総社員の議決権の3分の1を有する社員の出席」を要することとする程度の定めとするよう指導している⁷。

また、一般法人法48条は、議決権の数について、以下のとおり規定する。

（議決権の数）

第48条 社員は、各1個の議決権を有する。
ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。
2 前項ただし書の規定にかかわらず、社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しない。

この規定にあるとおり、定款に定めることにより、議決権の数についても、変更することが可能である。ただし、公益社団法人においては、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしてはならず、また、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行ってはならない（公益認定法5条14号ロ）。

（2）「可否同数のときは議長の決するところによる」との定款の定め解釈

「可否同数のときは議長の決するところによる」との定款の定めはどのように解釈すればよいか。上記（1）のとおり、社員総会では、理事会及び評議員会と異なり、定款に定めれば、社員の議決権を1人1個としないことも可能である。また、理事会及び評議員会の規定と比較すれば明らかなおと、定款に定めれば、決議要件を過半数から引き下げることとも可能と考えられる⁸。「可否同数のときは議長の決するところによる」との定款の定めを、これらについての定めと解釈することはできるだろうか。

具体的には、議長について一定の場合に2個の議決権を付与する定めと解釈できるだろうか。あるいは、議長について一定の場合に議決権を付与しない定めと解釈できるだろうか。また、決議要件を過半数から引き下げ、可否同数でも可決と扱う旨の定めと解釈できるだろうか。以下順に検討する。

① 可否同数のときには、議長である社員の議決権が2個になるとの解釈

「可否同数のときは議長の決するところによる」との定款の定めは、社員は各1個の議決権を有することについての別段の定め（一般法人法48条1項但書）として、議長が社員である場合、採決の結果可否同数となった場合には議長である社員に議決権を1個追加する旨定めたものと解釈することができると考えられる⁹。

なお、この解釈は、公益社団法人においても、議長である社員の議決権行使を禁止するものではなく、また、可否同数という稀な事態における例外的な処理であることから、「当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件」（公益認定法5条14号ロ（1））に該当するものではない

と考えられる。

② 可否同数のとき以外には、議長である社員の議決権行使を禁止するとの解釈

「可否同数のときは議長の決するところによる」との定款の定めは、社員は各1個の議決権を有することについての別段の定め（一般法人法48条1項但書）として、議長が社員である場合、議長以外の他の社員が議決権を行使した結果可否同数となった場合にのみ議長である社員に議決権を認めたもの、すなわち、可否同数のとき以外には、議長である社員の議決権を付与しない趣旨と解釈することもできると考えられる。

ただし、上記解釈は、少なくとも公益社団法人においては、普通決議に関する議長の議決権行使を一律に禁止する点において、議長の社員としての権利行使に与える影響は甚大であると考えられることから、「当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件」（公益認定法5条14号ロ（1））に該当するとの指摘を受けかねない¹⁰。

③ 社員である議長が賛成票を投じた場合には決議要件を引き下げるとの解釈

「可否同数のときは議長の決するところによる」との定款の定めは、議決権を有する議長が賛成票を投じた場合には、決議要件を引き下げ、可否同数でも可決としたものとする旨の定め（一般法人法49条1項）と解釈することができると考えられる。なお、社員総会の決議要件を引き下げると、内容が相反する複数の決議が成立し得るため許されないとの批判があるが¹¹、決議要件の引き下げは文理上禁止されているものではなく、また、少なくとも、上記解釈においては、内容が相反する複数の決議が成立し得ることにはならない

ため、このような解釈を採用することによる弊害もないと考えられる。

④ 社員ではない議長が賛成の意向を示した場合には決議要件を引き下げるとの解釈

「可否同数のときは議長の決するところによる」との定款の定めについて、議長が社員でない場合において、議長が当該議案に賛成の意向を示した場合には、決議要件を引き下げ、可否同数でも可決としたものとする旨の定め（一般法人法49条1項）と解釈することはできるだろうか。議長が社員である場合において、決議要件を引き下げたものとの解釈が可能であれば、議長が社員でない場合においても同様の解釈が可能のようにも思える。しかし、そのような解釈をとれば、可否同数となった場合には、社員以外の者に社員総会の議決権を付与したのと同様の結果となる。社員総会の意思決定が、社員総会の構成員である社員以外の者の意思により行われることは、適切とはいえないように思われる。

⑤ 理事会・評議員会と同様の解釈

「可否同数のときは議長の決するところによる」との定款の定めは、上記2で検討したとおり、①議長が議決権を有する者である場合において、②議長が当初は議決権行使を留保し、③賛成票が過半数に1票足りない場合（可否同数を含む）には議長が留保していた議決権を行使するという運用をとるとの趣旨に解釈することももちろん可能である。この解釈によれば、議長に2個の議決権を与えることにも、決議要件を引き下げることにもならない。

なお、この解釈による場合は、「可否同数のときは議長の決するところによる」との定款の定めは、そもそも定款に記載しなければならない事項（一般法人法11条1項）でも、定款に

記載しなければ効力を生じない事項（一般法人法 12 条）でもない。

（３）「可否同数のときは議長の決するところによる」との定款の定めに関する留意点

上記（２）の検討のとおり、「可否同数のときは議長の決するところによる」との定款の定めは、多様な解釈が可能であるが、社員が議長を務める限りにおいて有効と整理できると考えられる。解釈によって、議長が当初から議決権を行使するか否かが異なるため、このような定款の定めを有する法人においては、この定め趣旨を整理しておく必要がある。

なお、理事会の決議についても、「可否同数のときは議長の決するところによる」との定款の定めを有する場合には、これらの定め解釈の整合性が問題となる。すなわち、上記２で検討したとおり、理事会決議に関する当該定めは、①議長が議決権を有する者である場合において、②議長が当初は議決権行使を留保し、③賛成票が過半数に１票足りない場合（可否同数を含む）には議長が留保していた議決権を行使するという運用をとるとの趣旨に解釈する必要があるところ、同じ文言の定めにもかかわらず、社員総会決議についての定めについては別の解釈をとることには、疑問が残る。そのため、理事会の決議についてこのような定めを有する法人においては、社員総会の決議についても、同様に解釈するのが適切であると考えられる。

４．他の非営利法人

以上は、一般法人法に基づく検討であり、他の法人にそのまま該当するものではない。なお、議長決裁権が法令上認められている事

例は多数存在するが¹²、非営利法人に関しては、例えば、学校法人の理事会及び評議員会並びに医療法人社団の社員総会及び医療法人財団の評議員会が該当する。

（１）学校法人

① 理事会

私立学校法 36 条 6 項は、「理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」と規定する。学校法人の理事会の議長は、私立学校法 36 条 4 項により理事長があたることとされているため、議長は必ず理事である。条文上は、理事長である議長が当初から議決権を行使するのか、それとも当初は議決権を行使しないのか、明らかではない。この条文については、下記で述べるとおり、評議員会については議長が議決に加わらないことが条文上明記されていることとの対比から、理事会の議長が議決権を有するとの前提のもと、議長が 2 票持つ結果となりかねず、立法的解決が必要との指摘もあった¹³。

この点、「議長が理事として議決に加わっていないことを前提としている」として、「議長を除く 8 名のうち 4 名が賛成する場合には、議長が賛成すれば可決、反対すれば否決されることとなることを規定するものであって、議長たる理事を含み 10 名の出席がある場合に、議長を含む 10 名のうち 5 名が賛成、5 名が反対する場合に、あらためて議長が賛成又は反対する（すなわち、議長が 2 票を投じる）ことを意味するものではない」との解釈が有力である¹⁴。学校法人の理事会においても、上記 2（２）③で検討したとおり、①議長が議決権を有する者であり、②議長が当初は議

決権行使を留保する運用であり、③賛成票が過半数に1票足りない場合も可否同数に準じて議長が留保していた議決権を行使する運用とするのが適切であるように思われる。

② 評議員会

私立学校法 41 条 7 項は、「評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」と規定し、同条 8 項は、「前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない」と規定する。上記理事会と異なり、議長は、評議員として議決に加わらないことが明記されている。なお、学校法人の評議員会の議長について定める私立学校法 41 条 4 項は、議長が評議員でなければならないとは規定していないが、私立学校法 41 条 2 項において「評議員会は…評議員をもって、組織する」と規定されていることから、評議員でない者を議長とすることは認められないとされている¹⁵。

この点、私立学校法 41 条 8 項を、議長の議決権行使を留保する趣旨と解釈するか、禁止する趣旨と解釈するかが問題となる。条文の文言上は、議決権行使を禁止する趣旨と解するのが素直なようにも思われるが、結論の妥当性から、議決権行使を留保する趣旨との解釈が有力である¹⁶。

③ 令和5年私立学校法改正

令和5年私立学校法改正に伴い、学校法人の理事会、評議員会いずれについても、「可否同数のときは、議長の決するところによる」との条項は廃止された。また、学校法人寄附行為作成例¹⁷において、理事会の決議に関し、「可否同数の場合は、議長の決するところによる」旨の規定は適当ではない」と記載されており、令和5年改正私立学校法施行後においては、学校法人においては、議長決裁権を

認める運用はなくなるものと考えられる¹⁸。

(2) 医療法人

医療法 46 条の 3 の 3 第 3 項は、「社員総会の議事は、この法律又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」と規定し、同条 4 項は、「前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない」と規定する。また、同法 46 条の 4 の 4 第 2 項は、「評議員会の議事は、この法律に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」と規定し、同条 3 項は、「前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない」と規定する。

これらの条項が、社員である社員総会の議長又は評議員である評議員会の議長の議決権行使を禁止する趣旨か、留保する趣旨かは明らかではない。条文の文言上は、議決権行使を禁止する趣旨と解するのが素直なように思われるが、上記(1)②で述べた学校法人の評議員会における有力説を踏まえれば、結論の妥当性から、議決権行使を留保する趣旨との解釈もあり得るところである。

なお、医療法人の理事会については、医療法 46 条の 7 の 2 第 1 項において準用する一般法人法 95 条 1 項が適用されるため、「可否同数のときは、議長の決するところによる」との規定は適用されない。

注

1 内閣府「公益法人制度等に関するよくある質問 (FAQ)」〔令和5年12月版〕問 I-3-⑪別紙6項にも、以下の記載がある。

「一般社団・財団法人法においては、特定の理事(評議員)にのみ2個の議決権を与えることとなるような定款の定め

は無効と解され、また、仮に、当初の議決に議長が加わらないこととしている場合であっても、当初の議決において、議長たる理事（評議員）を除く出席理事（出席評議員）の過半数の賛成で議決が成立する旨を定めた場合には、一般社団・財団法人法に定められている決議要件を緩和するものとなり、無効であると考えられます（留意事項Ⅱ-8の注2、一般社団・財団法人法第95条第1項、第189条第1項。）。

なお、可否同数の場合について特に定款で定めていなくとも、採決に当たって、議長である理事（評議員）が自らの議決権の行使を一旦留保した上で、可否同数のときにその議決権を行使することは、基本的に問題ないと考えられます。」

なお、上記で引用されている「留意事項」とは、内閣府公益認定等委員会「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（平成20年10月10日）のことであり、留意事項Ⅱ-8の注2には、以下の記載がある。

「なお、理事（評議員）の議決権の数は1人1個であり、「可否同数のときは、議長（代表理事、評議員会議長）の決するところによる」とするよう定款の定めを設けることにより、特定の理事（評議員）のみ2個の議決権を与えることとなるよう定款の定めは無効である。」

- 2 株式会社の取締役会における議長決裁権に関し、①取締役会においては株主総会におけるような成員の間の利害対立は認められず、もっぱら忠実義務の立場から会社業務をいかにするのが適当であるかの意見調整に関するものであり、決定をなすことが必要とされていること、②可否同数の場合に議長に決裁権を与えることは会議体における通常の法則というべきものであること、③取締役会においては株主総会におけるようには議決権の平等が要請されないことから、定款に定めるならば有効とする見解がある（大隅健一郎＝今井宏『会社法論中巻（第3版）』（有斐閣、1992）201～202頁、近藤光男『取締役・取締役会制度』（中央経済社、2017）65頁）。かつてはこの見解が通説といわれていたが、現在は、議決要件の緩和として無効とする見解が一般的である（落合誠一編『会社法コンメンタール8』（商事法務、2009）291頁〔森本滋〕）。

なお、上記③の理由は、社員は各1個の議決権を有するものの、定款で別段の定めをすることが許容されており（一般法人法48条1項）、公益社団法人においても、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いでなければ別段の定めが許容されることから（公益認定法5条14号）、少なくとも公益社団法人を含む一般社団法人には当てはまらないものと考えられる。

- 3 評議員会においては、監事の解任や定款変更等の一部の議案についての決議は、一般法人法189条2項において、「議決に加わることができる評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない」と定め

られており、決議要件が加重されている。他方、理事会においては、一部の議案についての決議要件を加重する旨の規定は、一般法人法には設けられていない。

- 4 なお、可否同数となった場合に、改めて「議長一任」の決議をなすことは可能であり、「議長一任」の決議が過半数の賛成により成立したのであれば、議長に決裁権が認められるのは当然である（株式会社の取締役会についての指摘であるが、江頭憲治郎『株式会社法（第9版）』（有斐閣、2024）441頁）。
- 5 一般法人法上、理事会の議長が理事であることや、評議員会の議長が評議員であることを求める規定は見当たらない。なお、理事会において、理事以外の者が議長を務める例は把握していないが、評議員会においては、定款において、評議員会の議長を代表理事と定める例も散見される。
- 6 社員の除名、監事の解任、定款変更等の一部の議案についての決議は、一般法人法49条2項において、「総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない」と定められており、決議要件が加重されている（いわゆる特別決議）。
- 7 ガイドライン第4章（認定の申請等）第9（定款に関する留意事項）（4）社員総会及び評議員会の決議要件（定足数）並びに理事の選任議案の決議方法（134頁）。内閣府公益認定等委員会「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（平成20年10月10日）留意事項Ⅱ-4も参照。
- 8 なお、社員総会の決議について、出席要件については緩和又は撤廃することが可能であるが、決議要件については、内容が相反する複数の決議が成立し得るため、加重のみ認められ、軽減は許されないとの見解がある（渋谷幸夫『公益法人一般法人の機関と運営（増補2訂版）（上巻）』（全国公益法人協会、2021）277頁、熊谷則一『逐条解説一般社団・財団法人法（第2版）』（全国公益法人協会、2021）112頁）。しかし、運用上支障を来しかねないとしても、法令で禁止されていない以上、決議要件を緩和する定款が無効になるものではないと考えられる。また、少なくとも、本文のような事例について決議要件を緩和したとしても、上記見解の指摘する困難な状況は想定できないことから、本文のような事例において決議要件を緩和することまでも否定する趣旨ではないと思われる。
- 9 ただし、当該法人の定款の別の条項において、「社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする」（内閣府「公益認定のための「定款」について」（令和6年12月改訂版）（1）17条）のような条項が設けられている場合、当該条項との整合性が問題となるが、「社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする」との条項は、あくまで原則を規定したものであり、定款の別の条項で例外を定めることを禁止するものではないと整理することは可

能と思われる。この点の疑義を解消するには、この条項を、「社員総会における議決権は、第●条但書〔「可否同数のときは議長の決するところによる」との条項〕の場合を除き、社員1名につき1個とする」のような定め方に変更することが考えられる。

- 10 社員である議長が議決権行使を禁止されたことにより決議結果に影響が出る可能性があるのは、各社員1個の議決権を前提にすると、社員総会に出席した社員のうち議長を除く社員の議決権総数が奇数である場合に、賛成票が反対票を1票上回り、かつ議長が議決権を有していた場合に反対票を投じる場合のみと思われる。しかしながら、実質的な影響は僅少であったとしても、原則として議決権行使を禁止され、可否同数という例外的な場合にのみ議決権行使が認められること自体が「不当に差別的な取扱い」に該当し得ると考えられる。

- 11 渋谷幸夫『公益法人一般法人の機関と運営（増補2訂版）（上巻）』（全国公益法人協会、2021）277頁、熊谷則一『逐条解説一般社団・財団法人法（第2版）』（全国公益法人協会、2021）112頁。

- 12 例えば、日本国憲法56条2項において、「両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」と規定されている。

- 13 俵正市監修・高橋英＝植村礼大＝小國隆輔著『注釈私立学校法』（法友社、2013）274頁。

- 14 松坂浩史『逐条解説私立学校法〔3訂版〕』（学校経理研究会、2020）257頁。

- 15 松坂浩史『逐条解説私立学校法〔3訂版〕』（学校経理研究会、2020）353頁。

- 16 松坂浩史『逐条解説私立学校法〔3訂版〕』（学校経理研究会、2020）355～356頁。

- 17 令和6年3月5日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定による改正によるもの。

- 18 松坂浩史『逐条解説私立学校法〔4訂版〕』（学校経理研究会、2025）376頁及び509頁は、議長決裁権規定が削除されたこと、令和5年改正法下においては可否同数の場合は過半数以上とはならないことから否決となることが指摘されている。

公益認定等ガイドラインの意見募集に係る当協会意見の反映状況

当協会意見	内閣府回答	ガイドライン 反映状況
全体 10 (該当箇所) 全体 (コメント) 小規模法人に関する配慮が、「p.92 (12) 会計監査人の設置」、「p.98 (14) 理事、監事の外部からの選任」、「p.180 マル3 区分経理を行わないことができる公益法人の要件」など、制度面でなされていると考えるが、実際の運用に当たっても中小規模法人への配慮をお願いしたい。	公益行政に当たっては、杓子定規の取扱いをすることなく、法令の規定及び制度の趣旨を踏まえ、実情に即した判断をしてまいります。	
全体 11 (該当箇所)p.30 下から 9 行目 (コメント) 表記の誤りかと思われます。 現:「公益法人の種類及び内容」として 正:「公益目的事業の種類及び内容」として	いずれも御指摘のとおりですので修正いたします。	○: 修正済み (p.30)
(該当箇所)p.180 上から9行目 表記の誤りかと思われます。 現: 特別区分経理 正: 特例区分経理		○: 修正済み (p.188)
(該当箇所)p.196 一つ目の○の8行目 (コメント) 表記の誤りかと思われます。 現:「・・・は、キまたはコの書類として改めて提出する・・・。」 正:「・・・は、キまたはクの書類として改めて提出する・・・。」		○: 修正済み (p.205)
第2章7 (該当箇所)p.24 最上行: 第1 公益目的事業とは 「マル6営利企業等が実施している事業と類似する事業にあっては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があることを確認することが求められる(上記マル1からマル6の全てに該当することを「公益目的事業該当性」という。以下同じ。)」 (コメント) 上記マル6を「公益目的事業該当性」の要確認事項とするのは法令面等から見て無理があると思われること、また、公益法人が、より柔軟・迅速な公益的活動を展開していく上で、過度に自主規制的、抑制的になる恐れがあると思われることから、上記マル6について再度検討をお願いしたい。 上記マル6が残る場合、「確認することが求められる。」を、「必要に応じて説明を求める。」とすることをご検討いただきたい。 (理由) 前文に「あわせて、公益法人制度は、民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、機動的な対応が構造的に難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域を担っていくことが期待されて立法された制度である。・・・中略・・・。これらを踏まえると、」と、マル6に関する趣旨説明があるが、 (1) 法律の文言は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与」となっている(なお、認定法別表各号の事業	前掲第1章8の回答と同じであり、当該回答を御参照ください。 また、「確認することが求められる。」については、御意見も踏まえ、「事業内容等に応じて必要な確認をすることが求められる」と修正します。 【第1章8回答】 御指摘の⑥につきましては、これまでの制度運用を踏まえた記載であり、新ガイドラインに記載のとおり、公益認定を受けた法人は、「公益」を名乗り、行政庁の監督の下社会的な信用を得るとともに、高い税制上の優遇措置を受けるなど、広く社会的サポートを受けていること、また、今般の制度改革において財務規律の柔軟化や行政手続の柔軟化が進められる中で事業の公益性の判断は一層重要となっていること、今回のパブリックコメントにおいて⑥の記載は適切であるとの御意見	○: 一部修正済み(p.24)

への該当性はここでの問題と関連しないと解されるので捨象する。)。マル6の要件をこの文言の解釈上導くことができるか疑問である。営利企業においても不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することは可能である。 (2) 営利・非営利の区分と公益・非公益の区分は次元が異なるとされてきたところである。 (3) ガイドライン素案 p.23 の下から 7 行目「あわせて」から同1行目「これを踏まえ」と、はマル6の根拠となっていると解される(以下「本件根拠」という。)が、本件根拠が認定法の立法の趣旨と整合するのか疑問である。注 18 で、旧民法下の取扱いが記載されているが、その後の認定法の制定時に営利企業の事業との競合に関する法令・ガイドラインは定められなかったと認識している。 (4) 本件根拠は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与」とどのように結びつくのか不明である。 (5) 本件根拠それ自体の当不当において、仮に営利企業の事業との類似性が社会的サポートを受ける上で所謂社会通念上疑問視される場合がありそれが存在しないことが市民社会からの一定の「期待」である(本件根拠自体「期待」という表現を用いるところである。)としても、それが市民社会全体からの期待であるかの論証、さらにその上で法律レベルで規制して応えるべき期待とまでいえることの根拠は示されていないと思われる。 (6) (5)の市民社会からの一定の期待は、もし仮に市民社会全体からの期待であるとしても、まずは定期提出書類による等の情報の開示により市民が監視することで応えるべきものではないかと思われる。そしてもしそれでも不都合があれば、認定基準という重い規律で対処するのではなく、まずは情報開示を強化する等のより緩い規律で対処するべきものであると思料される。またさらにさかのぼっては他の基準(マル3、マル4、マル5)及び財務基準(営利企業の事業との関係で設けられているものではないと解される。)によっても応えることができる期待ではないとの論証もなされていないと思われる。 (7) マル6の要件で掲げる「類似する事業」「社会的なサポートを受けるにふさわしい(中略)特徴」という概念は内包・外延ともにあいまいである。適用にあたり恣意的に運用される可能性が少なからずあると思われる(その判断のために本件根拠そのものが用いられる可能性がある。)	もあることなどを踏まえ、⑥の記載は原案の通りいたします。 一方、御意見にあるような考えがあることも踏まえ、脚注において、「この点については、公益法人は、財務規律等の遵守が求められるほか、出資を受けられず利益分配もできないなどの制約があるのだから営利企業等とイコールフットイングを求めるべきではなく、『公益目的事業としての特徴』という曖昧な基準を設けるべきではないという意見もあったが、これまでの制度運用を踏まえ、本文記載の考え方に基づき、「公益目的事業としての特徴」を求めることとしている。制度の運用に当たっては、透明性を確保するとともに、本ガイドラインに基づく具体的な運用状況を踏まえ、更なる見直しの必要性について検討を行う。」旨を記載いたします。 なお、第 2 章第 1 節の①～⑥に掲げる事項は、いずれも、個別の事業が「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」に該当するか否かを判断するに当たって確認する要素です。新ガイドライン脚注に記載の判決にあるように、総合的な判断を行う際の要素として様々な事情を考慮することに問題はなく、特徴を求めることについて法的根拠がないとの指摘は当たりません。 なお、今回のガイドライン改訂に当たっては、都道府県を含む各方面から幅広い御意見をお聞きするとの方針の下、公益法人に関する知見を有する法学者、実務家等の学識経験者等、多様なステークホルダーの参画を得て「公益認定等ガイドライン研究会」を開催し御議論をいただいております。御指摘の意見については、同研究会においても重要な論点と
--	--

	なっております。 議論の詳細は、ホームページで公表している同研究会議事録を御参照ください。	
第2章 24(該当箇所)p.25 三つ目の○：第 2 申請書記載事項 「○事業の公益性等に関する説明は、従来、申請書の別紙2においてチェックポイントに該当する旨の説明及び事業を継続的に行うために必要な許認可等について記載を求めていたものである。これらについては、引き続き申請書への記載を求めるが、申請書記載事項とは扱わないものとする。」 (コメント) 様式集 p.8の[3]事業の公益性に関する説明に「区分ごとのチェックポイント」欄があり、これは正に「申請書」の重要な中身であると思うが、「チェックポイント」の説明は申請書記載事項として扱わないという理解でよろしいか。「チェックポイント」を申請書記載事項として扱わないならば、チェックポイントの記載の変更は、変更認定申請の対象にならないと理解してよいか確認したい。 (理由) 様式集 p.7の＜申請書記載事項＞との扱いの違いを記述する意味が不明であることと、ガイドラインを読む者、活用する者に混乱が生じる恐れがあるため。	御指摘の「チェックポイントに該当する旨の説明」欄については、「申請書記載事項」である「〔1〕事業の内容」に記載された内容を補足する情報であり、行政庁が、公益目的事業該当性を判断するに当たって参照されますが、その記載の変更については、変更認定申請の対象とはなりません。その旨、新ガイドラインに明記しました。 なお、「申請書記載事項の内容を補足する」の範囲を超えるような変更を行った場合には、申請書記載事項に従って実施されない事業として、事後チェック(監督上の措置)の対象となります。	確認事項 (p.25)
第2章 25(該当箇所)p.27 マル2事業の概要の上から1つ目の○：第 2 申請書記載事項 「○公益目的事業の内容を端的かつ簡潔に記載する。…中略…幹となる事業としてどのような種類の事業を行うか(例:検査検定、資格付与など)…」 (コメント) 「幹となる事業」は区分ごとのチェックポイント、すなわち「(1)検査検定～(19)主催公演」ごとに、公益目的事業として括り、説明できるものでなければならないのか。「幹」中心の「公益目的事業」の中に、それを構成する複数の事業があり、さらに付随的事业が想定されるのか確認したい。	御意見の趣旨が明らかではありませんが、例えば、検査検定事業と資格付与事業を、どちらが主ということではなく、同一の趣旨・目的の下に密接に関連して実施する場合に、両者をまとめて「公1」事業とし、それらに付随する事業が実施されるということは想定されます。	確認事項 (p.27)
第2章 26(該当箇所)p.27 マル2事業の概要の上から4つ目及び5つ目の○：第 2 申請書記載事項 ・「○幹となる事業の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行う事業…中略…記載不要とする。」 ・「○法人税法施行令第5条に掲げる事業(相応の対価が見込まれる場合に限る。)…中略…申請書への記載を要するものとする。」 (コメント) 4 つ目の○の「付随的に、小さな規模で行う事業」と、5 つ目の○の「相応の対価」のメルクマールは何か(100万円ほどの収益か、全収益の1割程度を指すのか)確認したい。 (理由) 「付随的に小さな規模で行う事業」と「相応の対価が見込まれる事業」とでは、申請書への記載、不記載の実務上の扱いが異なるため。	第3(2)において、幹となる事業の内容や事業構造にもよりますが、概ね、幹となる事業の1割程度(単発の事業にあつては3割程度)を越える事業は、「小さな規模」には当たらない旨を明記しています。 「相応の対価を得ている場合」は、対価を得ずに実施する場合や、実際に要する費用を下回る対価を得る場合は含まれません。	確認事項 (p.27、p.28)
第2章 27(該当箇所)p.28 上から一つ目の○：第 2 申請書記載事項 「○幹となる事業内容と類似する事業を営利企業等が行っている場合には、公益目的事業としての特徴を記載する。」	「特徴の規模」の趣旨が明らかではありませんが、「公益目的事業の特徴」については、事業内容等に応じ、第3(2)の二つ目の○を踏まえ	確認事項 (p.28)

(コメント) 「類似する事業」が例えば、指定管理事業の場合、多くの先例が示している「特徴」とは何か。特徴の規模は問われないとの理解でよいか確認したい。(なお、このコメントは上記「p.24 最上行(第1 公益目的事業とは)」へのコメントが容れられないときを前提とするものである。)	て判断されるものであり、一律の基準により機械的に判断されるものではありません。	
第2章 28(該当箇所)p.30 (3)既に認定されている公益目的事業に係る申請書記載事項の取り扱いについて: 第2 申請書記載事項 「なお、既存の公益法人の新しい申請書への切替えは、公益法人が、今後の変更認定の機会を捉えて行うことができるものとし、監督上、必要がある場合を除き、行政庁が、期限を定めて切替えを求めることはしない。切替を行わない公益法人が「公益法人の種類及び内容」として備置き・閲覧等の対象とし、行政庁に提出する書類は、令和7年4月1日に改訂される前の旧様式に記載するほか、軽微な変更として行政庁に届出を行う場合には、旧様式で変更を行う。…」 (コメント) ・軽微な変更として届け出を出す場合の旧様式とは現「変更認定申請・変更届出の手引き pp.43-48」のことか確認したい(既認定された申請書を前提に、従前の様式により、変更する部分を記載して提出すればよいのか。)。また、その場合の添付書類の要否と、「要」の場合の添付書類(pp.118-119 にも関連)の提示を検討いただきたい(特に法人が公益目的事業該当性に变化がない場合と判断の場合)。 ・また、様式集にある提出書類に記載例を載せることを検討いただきたい。 ・さらに、本件を含め、既存公益法人の新制度への移行手続きがガイドラインの関連個所に分散しており、また、現行の特定費用準備資金や資産取得資金(公益目的事業部分)の公益充実資金への移行などガイドライン素案に掲載されていない移行事項があり、それらを含め、ガイドラインの最後に(あるいは別途ガイドライン添付資料として等)、『既存の公益法人の新制度への移行手続き(内容、時期、様式)』として、まとめて記載(再掲でも構わない)することを検討いただきたい。 (理由) 軽微な変更として行政庁に届出を行う場合一般の扱いが、実務上、不明なため。また、本件を含め、既存の公益法人の新制度への移行手続きが、項目ごとに分散記載されており、実務上分かりづらい。	旧様式は、令和6年4月 17 日版「変更認定の申請・変更届出の手引き」46 頁1. 事業の一覧、47 頁(1)公益目的事業について、48 頁(2)収益事業について、(3)その他の事業(相互扶助等事業)についてです。届出書(かがみ文書)(43 頁)は、改正内閣府令の新様式となります(記号に収益事業等の内容変更などが加わったもの)。統一的・形式的な記載が便宜であるものについては、記載例の表示(変更内容欄の記載例 上記手引き 44 頁《参考》)を踏襲したく思います。新様式での提出の場面など随時お知らせしてまいります。	○：対応予定(p.30)
第2章 29(該当箇所)p.39 上から 4 行目: 第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準 「なお、理事会等の構成に係る説明(第1節第2マル5ア参照)により、事業に求められる専門性や公正性が確保されると判断できる場合、選考委員会の設置は不要である。」 (コメント) 「理事会等の構成に係る説明(第1節第2マル5ア参照)により、」の部分を削除することを検討いただきたい。 (理由) 選考にあたり、選考委員会あるいは理事会等の組織体の関与が必要と誤解される可能性がある。例えば、公演の場合、ある期間、高い専門能力を有する(音楽)監督等に出演者決定等を委ねる場合があるのが実態で	御指摘の御懸念を踏まえ、記載内容を修正します。	○:記載内容補足済(p.40)→脚注 46 参照 「事業内容や選考の趣旨に応じ、必ずしも組織体による選考が必須となるわけではない。例えば、公演事業において高い専門能力を有する監督が出演者の決定等を行うよ

ある。したがって、原文の「理事会等の構成に係る説明(第1節第2マル5ア参照)により、」の部分は削除出来ないでしょうか。		うなことも想定される。」
第2章 30(該当箇所)p.41 上から二つ目の○：第4 変更認定事項と変更届出事項 「○具体的には、「第2 申請書記載事項」・・・(中略)・・・に変更がある場合は、原則として変更認定申請が必要となる。」 (コメント) 「チェックポイントは申請書記載事項として扱わない」となっているので(p.25 の上から 3 つ目の○)チェックポイントの変更は基本的には変更認定申請の対象にならないと理解して良いか確認したい。 ※ p.25 三つ目の○(第 2 申請書記載事項)に関するコメント内容と同様	御指摘の「チェックポイントに該当する旨の説明」欄については、「申請書記載事項」を補足する情報であり、行政庁が、公益目的事業該当性を判断するに当たって参照されますが、その記載の変更については、変更認定申請の対象とはなりません。その旨、ガイドラインに明記しました。 なお、「申請書記載事項の内容を補足する」の範囲を超えるような変更を行った場合には、申請書記載事項に従って実施されない事業として、事後チェック(監督上の措置)の対象となります。	○：修正済み(p.25)→ ○ 事業の公益性等に関する説明は、従来、申請書の別紙2(申請書様式別紙2 2.(1)[3])においてチェックポイントに該当する旨の説明及び事業を継続的に行うために必要な許可等について(申請書様式別紙2 2.(1)[4])記載を求めているものである。これらについては、引き続き申請書への記載を求めるが、申請書記載事項とは扱わない(すなわち、当該記載の変更のみに留まる場合は、変更認定申請は不要となる。)ものとする。
第2章 31(該当箇所)p.42 (3)緊急事態事態における対応：第4 変更認定事項と変更届出事項 「○自然災害その他の緊急事態にあつて、・・・中略・・・行う事業については、申請書に記載されていない事業であるとしても、引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるとして、届出とする。この場合は、事業内容、事業の成果等について事業報告に記載する。」 (コメント) 「緊急事態」において、定款記載の公益目的事業とは異なっても、短期間、対価収入がない事業を行う場合、公益目的事業として、届出し、事業報告に記載すればよいか確認したい。	第4(3)に記載した範囲において、届出として取り扱うことは可能です。なお、定款の規定に照らして、当該事業を実施することができるか否かについては、当該法人において適切に判断されるべきものと考えます。	確認事項(p.43)
第2章 32(該当箇所)p.43 (1)事業の趣旨・目的について、一番目の○：第5 監督に当たって特に考慮すべき事項 「○ 法人の事業(付随的事业を含む)は、法人が設定(国民に約束)した趣旨・目的に沿って、合目的的に実施されている必要がある。法人の活動状況、法人の理事等の言動(法人外のものを含む)その他一切の事情に照らして、公益法人の主目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断し得る。」 (コメント) マル1素案イメージ意見募集の結果表では、「第 4 回ガイドライン研究会で回答済」とされているものの、議事録を読んでも該当箇所がよくわからない。この記載を盛り込む趣旨、狙いについての説明を検討いただきたい	御指摘の記載は、定款やHP に、事業の趣旨・目的として公益目的が掲げられている場合であっても、例えば、代表理事その他の法人の主要なメンバーが、著作や公の場の発言において、私益のために事業を行う旨を公言し、実際の事業内容も当該発言内容に即して実施されていると考える方が合理的であるような場合などを想定し、公益目的が掲げられている場合であっても、具	×：未修正(p.44)

い。 マル2「法人の活動状況、法人の理事等の言動（法人外のものを含む。）その他一切の事情に照らして、公益法人の主目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断する場合がある。」に変更することを検討いただきたい。 (理由) マル1「理事等の言動その他一切の事情」と規定されると、何が一切の事情とみられるのか、どういうときの言動を判断されるのか、予見可能性の点から不明瞭のため確認を求めるものである。 マル2本件は、原文とは逆に「法人の目的が公益の増進で☆ある☆と判断し得る。」こともあり得る訳で、「…主目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断する場合がある。」等の方が価値中立的に読めるため。	体的な事情に照らせば、全体として、公益以外を目的としていると判断し得る旨を明らかにするものです。役職員等の個別の発言を捉え、そのみをもって公益目的を否定することは想定していません。 なお、公益目的事業の趣旨・目的については、申請の際に、「公益目的及び不特定多数の者の利益の増進が主目的として位置づけられており、適切な方法で明らかにされているか」を確認しており、不特定多数の者の利益の増進ではない目的が、主目的として掲げられていることは想定していません。	
第2章 33(該当箇所)p.57 オの(黒ポチ 2)：第 2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(11)施設の貸与 「(黒ポチ 2) 公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。」 (コメント) どの程度先行予約を考慮すべきか、施設貸与の社会常識的な先行でよいか確認したい。 (理由) 実際問題として、結果、使われない状況も生じている可能性があり、実務上難しい処もあるため。	御指摘の「社会常識的な先行」の内容が明らかではないですが、公益目的事業としての利用を妨げない範囲での予約は容認されと考えています。	確認事項 (p.58)
第2章 34(該当箇所)p.58：第 2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(13)出資、一つ目の○の 2 行目 「○…略…公益目的事業として行う出資は、経済的利益を主たる目的とはせず、営利企業が行う出資とは異なる公益目的事業としての特徴が必要となる。…略…」 (コメント) 「経済的利益を主たる目的とはせず、営利企業が行う出資とは異なる公益目的事業としての特徴」とは、どのような出資であるか確認したい。 p.27「マル2 事業の概要 ○ 公益目的事業の内容を端的かつ簡潔に記載する。マル1アに記載された趣旨・目的を実現するため、…略…公益目的事業の外延が明確にわかるよう記載する。」とある処、公益事業該当性マル6にも関わる事故、出資に関する「公益目的事業の外延」を、更に例示することを検討いただきたい(なお、このコメントは上記「p.24 最上行(第1 公益目的事業とは)」へのコメントが容れられないときを前提とするものである)。 また、出資に対する公益事業該当性のチェックポイントには、認定基準としての審査事項として、以下を触れなくて良いのかご検討いただきたい。例えば、企業等の他の出資者に対する特別利益提供の可能性、出資時だけでなく適正な管理のための専門家(p.60 黒ポチ6)によるモニタリング体制の整備など。	「経済的利益を主たる目的とはせず、営利企業が行う出資とは異なる公益目的事業としての特徴」については、(ii)条件等に例示をしておりますので御参考ください。 「出資に関する「公益目的事業の外延」については、各法人が本チェックポイントの観点に沿って必要な記載をすることで、示されるものと考えております。 なお、特別の利益供与については、出資先への他の出資者に限らず、認定法第5条第4号に照らして適切に判断されるものであり、御指摘のような殊更の記載は不要と考えております。	確認事項 (p.59)

第2章 35(該当箇所)p.59 上から6 行目: 第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(13)出資 「(黒ポチ1) 不特定多数の者の利益 当該出資が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。」 (コメント) 「主たる目的としての位置づけ」とは、公益目的事業相当の寄与する旨を定款等に記載するだけでよいのか。「適当な方法で明らかに」とは、数値的に示す必要があるのか確認したい。	他の事業のチェックポイントと同様、「主たる目的として位置付け」とは、公益法人が出資事業を不特定多数の者の利益の増進に寄与するために行うこととしていることを指し、「適当な方法で明らかに」とするとは、その位置付けの事実を定款に記載するほか、公益法人のホームページで公表する方法等が該当します。	確認事項 (p.60)
第2章 36(該当箇所)p.59 上から10 行目: 第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(13)出資 「(黒ポチ2) 条件 ア 出資の条件等が公益目的として設定された事業目的に合致しているか。営利企業が行う出資と区別されるような公益目的事業としての特徴があるか。」 (コメント) 「条件等が公益目的として設定された事業目的に合致しているか」とは、妥当な期間など、目的との整合性の説明が求められる。他の出資者との条件バランスから特別な利益提供か否かの判断は、公益目的事業該当性ではなく、認定基準該当性として問われるのか確認したい。	特別の利益供与は出資事業のみで問題にされるものではなく、「(他の出資者との条件バランスから)特別な利益提供か否かの判断」は、認定基準として、認定法第5条第4号において問われると考えられます。	確認事項 (p.60)
第2章 37(該当箇所)p.59: 第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(13)出資 「(黒ポチ2) 条件 イ 出資時点だけでなく、出資による持分を保有している間において、公益目的事業として出資する意義が継続される仕組みとしているか。・・・中略・・・そのため、出資先の事業内容を継続的に把握し、公益目的事業として出資する目的が達成された場合や、出資の意義が損なわれた場合に、適切に対応できる仕組みが必要である。」 (コメント) 「適切に対応できる仕組み」とは何を意味するのか。エグジットの撤退リスクに対する方針に関する理事会の経営決定の確認が必要ではないかご検討いただきたい。さらに、JANPIA(休眠預金)の資金分配団体が有する管理・評価を含めた機能が必要ではないか検討いただきたい。	「適切に対応できる仕組み」とは御指摘の「エグジットの撤退リスクに対する方針」の策定も考えられますが、策定した方針等について理事会の経営決定を必要とするかについては法人毎に判断されるものと考えており、法人が策定した当該仕組みの内容及びその取扱いを踏まえ、公益目的事業該当性の判断がされるものと考えられます。 御指摘の「JANPIA(休眠預金)の資金分配団体が有する管理・評価を含めた機能」が意味するところが必ずしも定かではありませんが、当該仕組みの設定に当たっては、他の類似制度を参考にさせていただくことも有用であると考えます。	× : 未修正 (p.60)
第2章 38(該当箇所)pp.74-75: 第2 19事業区分ごとの公益目的事業のポイント (13)出資に関するチェックポイントが見あたらない。	「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」における「行政庁の審査等に合理的と考えられる書類、証憑類」は、公益目的事業に該当するか否かについての累次の判断事例を整理して、判断基準の明確化を図ったものです。本判断基準により法	確認事項 (p.76) → <追加記載> (13)出資のチェックポイントについては、累次事例が少ないため、今後の事例の蓄積を踏まえ、記載していくこと

	人における公益目的事業に該当するかの判断について予見可能性が高まり、機動的・柔軟な公益目的事業の展開に資すると考えていますが、出資に関しては、累次の事例が少なく、今後の事例の蓄積を踏まえ記載していくことを予定しています。	を検討している。
第3章 24(該当箇所)p.96 3段落目：第1 公益認定基準 イ. 役員報酬額の開示・公表について 「なお、あくまで法人の説明責任を求めるものであり、後述ウに記載の場合を除き、当該水準を超える報酬を否定する趣旨ではない。例えば、・・・略・・・国・国際機関や大企業の長等と高度な折衝を行う役員など、・・・略・・・」 (コメント) 云わんとする処は理解できるが、例えば、日々の高齢者・障害者と機微な対応・接遇すること等との違いの説明が難しいと思われ、例示としての適否をご検討いただきたい。	御指摘の記載は、法人を営営する役員を想定したものであり、現に 2000 万円を超える役員報酬を得ている者の事例を踏まえた記載であるところ、原案のとおりとします。 なお、役員を兼務する職員が、その専門技能等に応じて適正な給与を得ることを否定するものではなく、当該専門技能や当該分野の給与事情等を説明いただくことになると考えています。	×：未修正 (p.99)
第3章 25(該当箇所)p.98 最後の○：第1 公益認定基準 (14)理事、監事の外部からの選任 「一方で、突発的に収益及び費用・損失が 3000 万円以上になった法人・・・」 (コメント) 収益・費用等が毎年度 3000 万円を前後する小規模法人にとって、法の定めから、どのようなスタンスで選任手続きをとればよいか確認したい。 (理由) 1～2 年ごとに相応しい人を検討することは小規模法人にとって負担であるため。	最終事業年度の計算書類において基準を超えている場合には原則として外部理事を設置する必要がありますが、特定の要因によって一時的に外部理事設置の適用となるが、恒常的には適用除外となる場合などについては、法人から合理的な説明がある場合は、監督は行わないこととします。	確認事項 (p.101)
第3章 26(該当箇所)p.99 上から一つ目の○および二つ目の○：第1 公益認定基準 (14)理事、監事の外部からの選任 (以下、外部理事・外部監事共通) 「マル3-1 公益財団法人である場合は、その設立者でない者(同条第2号) -2 設立者が法人である場合は、当該法人又はその子法人の役員又は使用人でない者(同条第4号)」 (コメント) 公益財団法人における外部理事・外部監事の要件として上記の通りであるが、以下の事例を踏まえ、「設立者」の定義を明確にいただきたい。 設立者を設立趣意書で確認する場合、 ・設立趣意書で、○○○○(個人名)××××(団体名と役職)と併記されている場合、「個人」と認識してよいか確認したい。 ・××××(団体名)が、法人格のない任意団体の場合は、法人ではなく、代表する個人と理解してよいか確認したい。 (理由) 外部理事の要件を規定する認定法施行規則第4条第2号および第 4 号について、公益財団法人における	一般財団法人の設立者とは、財産を拠出して一般財団法人を設立する者のことをいい、自然人だけでなく法人でもよいこととされています。 お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではありませんが、明らかに団体名が個人の所属を指している場合は、設立者は当該個人を指すと考えられます。 当該規定における法人とは法律上の権利義務の帰属主体となることを認められているものを指し、法人格のない任意団体は含まれません。団体名が法人格のない任意団体である場合、設立者を考慮する必要はありません。	確認事項 (p.102)

「設立者」が個人か法人(法人格のない任意団体の場合)かについての判断基準を確認するものである。		
第4章5(該当箇所)p.132 下から5行め：(7)代表理事の選定方法 「仮に、代表理事が1名のみの法人において、代表理事が任期の満了又は辞任により退任したとしても、当該代表理事は、後任の代表理事が選定されるまでの間、なお代表理事としての権利を有するだけでなく、義務を負うこととなる。」 (コメント) 法人法79条の定めはあるものの、「代表理事の地位は、当該代表理事が理事の地位にあることを前提とする。したがって、理事及び代表理事が退任し、代表理事の員数が欠けた場合であっても、理事の員数を欠かないため理事の権利義務を有する者とならないときは、代表理事の権利義務を有する者とはならない。」※と考えられており、ガイドライン(素案)の記述振りに一筆加えることをご検討いただきたい。 (理由) ※「一般社団・財団法人の登記実務」【第2版】杉浦直紀・希代浩正著、発行者 公益財団法人 公益法人協会 参照	代表理事に欠員が生じた場合の措置については、様々なケースが想定されるため、ガイドラインでは法人法に規定されている原則のみを記載していることから、原案のとおりとしたいと考えます。	×：未修正 (p.138)
第5章 39(該当箇所)pp.139-140：ウ剰余金の解消策(黒ポチ1)の最終段落 「剰余金の解消策として金融資産を取得する場合には、剰余金が単に金融資産に形を替えて活用されずに死蔵されることを防ぐ必要があるため、過去に公益目的事業を継続するためにやむを得ず取り崩した公益目的保有財産を回復する場合、公益目的事業のために直接財産を費消することと比較して、中長期的に同程度以上の公益目的事業の拡大となることが見込まれる場合など、・・・以下略」 (コメント) 公益目的事業の基盤の安定化・成長のため、引き続き優秀な人材等を安定的に確保するための人件費等を確保できる合理的な財源づくり(果実で人件費等が支払える基盤づくり)は認められると考えるが確認したい。	御指摘の箇所で記載のとおり、取得した資産の果実を公益目的事業の拡大に充てること等が要件であり、公益目的事業に係る費用(人件費)に充てることも果実の目的に含まれると考えます。	確認事項 (p.145)
第5章 40(該当箇所)p.165：カ 指定寄附資金 一つ目の○の3行目後段 「収益事業等のための寄附であれば、具体的な事業への使途指定が必要」 (コメント) 収益事業等の場合に限り、なぜ収1、収2、等に会計区分する必要があるのでしょうか。法令上、会計上の根拠を確認したい。	御指摘の使途指定の粒度については、公益目的事業における財源の有効活用という観点から、収支の規律を公益目的事業全体で判定することとしたことと連動して緩和するものです。今後、収益事業等への寄附に関するニーズ等も踏まえ、必要があれば検討を行いたいと考えます。	確認事項 (p.172)
第5章 41(該当箇所)p.166 上から一行目：カ 指定寄附資金 「使用見込みを明らかにするため、令和6年会計基準の損益計算書の注記(指定純資産のうち指定寄附資金の発生年度別残高及び支出見込み)においては、指定寄附資金の発生年度別残高及び使途目的計画を開示することとされた。」 (コメント) 損益計算書は社員総会あるいは評議員会にて承認される建付けになっている処、そのレベルまで承認を必	分かりやすい財務情報の開示は重要であり、寄附を受けた受託者としての説明責任の明確化、ガバナンスの充実の観点等から、財務諸表で開示することが重要と考えます。	×：未修正 (p.173)

要とするのかご検討いただきたい。 第5章 42(該当箇所)pp.191-192:イ 運営組織等の概要と、ウ 事業活動に関する重要な事項について記載した書類 「イ 運営組織等の概要」 「ウ 事業活動に関する重要な事項について記載した書類」 (コメント) 単なる表記の問題であるが、上記と、認定法施行規則第 46 条第一項第 2 号、様式集案 p.42、ガイドライン p.201 の財産目録等が微妙に異なっており、わかりやすく統一をお願いしたい。 (理由) 認定法施行規則では「運営組織に関する重要な事項について記載した書類」「事業活動に関する重要な事項について記載した書類」。 様式集案では「運営組織に関する重要な事項」「事業活動に関する重要な事項」。 ガイドライン p.201 の財産目録等では「運営組織等概要」「事業活動等概要」となっているため	統一します。	○：修正済み (p.200)→ イ 運営組織に関する重要な事項を記載した書類 ウ 事業活動に関する重要な事項について記載した書類
第5章 43(該当箇所)p.197 上から一行目：サ 指定寄附資金について備置き・閲覧等の措置が講じられるべき事項を記載した書類 「指定寄附資金((第2節第3の2(1)マル6参照))については、広く一般に募集されたものである場合には、その旨、募集期間、受け入れた財産の合計額、募集の方法、募集に係る財産の用途として定めた内容、金銭以外のものがある場合にその金銭以外のものの内容・・・中略・・・を、備置き、閲覧等の措置が講じられていることが必要である。」 (コメント) 広く一般に募集している場合、年度別管理がたいへんで、管理台帳、注記作成は現実的に困難である。備置き、提出公表するならモデル台帳の提示をご検討いただきたい。	指定寄附資金についての備置き・閲覧対応等は6号財産に関する現行制度(現行認定規則第 22 条第6項)であり、制度改正では、作成、備置き及び閲覧対応いただいているものを「提出」いただく点のみが新しく付け加われました。	×：未修正 (p.205)
第5章 44(該当箇所)p.198 上から 4 行目中ほど：マル5事業報告の記載事項「・・・例えば、外部理事・監事の役割を全うするためにどの様に情報提供等を行っているか、評議員の選任及び解任方法等について外部理事・監事に準じた準則を設ける、・・・」 (コメント) 役割を全うするための必要な情報であれば、他の理事、監事と同様に情報提供することで良いのではないのでしょうか。また、外部理事監事に準じた準則の「準則」とは何を指すのか確認したい。	御指摘は、運営体制の充実に係る取組について、どのようなものがあり得るかを例示したものであり、実際の取組は、法人の実情に応じて実施していただくことが重要であると考えています。 その上で、外部の理事に対し、経緯等を把握し事業内容に精通した内部役員と同じ情報を提供するだけでは、その役割を適切に発揮できない場合もあると思われます。また、評議員に、内輪ではない者を入れることで、ガバナンスの向上が図られることも想定されます。	確認事項 (p.207)

第5章 45(該当箇所)pp.200-201:(4)行政庁への提出等(運営組織等概要) p.201 の表のうち、下から5 段目「運営組織等概要」(コメント) 「法人から受ける財産上の利益の合計額が 2,000 万円を超える者が存する場合には、当該額及びその必要の理由」の情報は、「運営組織等概要」として、新たに追加作成し、行政庁に提出しなければならない書類となった旨理解している。しかしながら、この情報・書類は、令和 7 年 3 月末に終了する事業年度に係るものであっても令和 7 年 6 月末までに提出しなければならない旨の記載が明確でない。実務上、混乱しかねない状況になっているため、ガイドライン、或いは様式集への説明、定期提出書類の手引き等で、明記することを検討頂きたい。 (理由) 改正政令等についての意見募集結果に対する回答(意見68に対する回答)では、令和6年度の事業報告について、「法人から報告いただく活動自体は、すでに現行制度の下で行われている」、「(新制度における新たな情報については)該当する法人において追加的に書類の作成が発生する」とされている。	令和7年3月末に終了する事業年度に係るもので、令和7年6月末までに提出しなければならない書類について様式集38頁～44 頁においてイメージを示しました。「法人から受ける財産上の利益の合計額が 2000 万円を超える者が存する場合には、当該額及びその必要の理由」を含む様式での提出となる予定です。様式関連の説明を充実していくようにします。	○:対応済み(様式集)→ 本様式集は、公益認定申請時、事業年度開始前又は事業年度終了後3月以内に作成が必要となる様式の情報をまとめたものです。
様式集 10(該当箇所)様式集 p.36: 事業報告編(コメント) 様式集案では、「事業報告編」とされているが、この事業報告について、計算書類等における貸借対照表・損益計算書・事業報告の「事業報告」と誤解される恐れがある。様式の変更である旨と、適用時期を個別に明示いただきたい。 なお、第 6 回公益認定等ガイドライン研究会資料3では、「現行制度からの主な変更点(様式)」「2. 定期提出書類(水色マーカーは様式を改めたもの)」において、「事業報告(令和8年6月30日までの提出分以降)」と記載されており、この「事業報告(令和8年6月30日までの提出分以降)」が誤解を生みかねず、丁寧な解説をお願いしたい。 (理由) 令和 7 年 3 月末に終了する事業年度に係る「貸借対照表・損益計算書・注記・附属明細書」の改正は、令和 7 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用される。 一方、「事業報告」の記載事項の改正は、ガバナンスに関する取組の事業報告への記載のみであり、同様に令和 7 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用される。 なお、第 6 回公益認定等ガイドライン研究会資料3は多くの公益法人が知りたい内容となっているが、「事業報告(令和8年6月30日までの提出分以降)」とされており、計算書類等としての事業報告と誤解されかねず、また、令和 7 年 6 月 30 日までの提出分の段階適用の情報がないため、補足いただきたい。	様式集各様式の適用時期についても随時お知らせします。また、毎事業年度経過後3月以内に提出する事業報告等の書類については、令和7年4月1日の施行日以降提出する「運営組織に関する重要な事項について記載した書類」及び「事業活動に関する重要な事項について記載した書類」は、新様式で提出です。施行日前の事業年度に関する財務書類(別表 A～別表 C)などは、従前どおりの様式です。事業報告へのガバナンスの取組の記載は、令和8年6月末を期限とするものから記載が必要となります。各時期に提出する様式を整理してお示しします。	○:対応予定

公益法人会計基準の意見募集に係る意見の反映状況

意 見	内閣府回答	反映状況
会計基準 83 1「改正の経緯と主な変更点等について」会計基準全般に関して（会計基準の別添又は前文等）（意見） 今回の公益法人会計基準等（素案）の改正は、令和 5 年度報告書に示された改正の考え方以降、令和 6 年度研究会での検討状況について、議事資料と議事録が公表されてはいるものの、内容の変更箇所が多くまとまって示されていないため、資料を読み込まないと理解ができにくい。ついては、「会計基準の設定の経緯等」「主な変更点」を明示していただきたい。できれば、平成 20 年会計基準の際と同様に、令和 5 年会計研究会報告書以降の最終的な変更点とその趣旨をわかりやすく解説いただきたい。 （理由） 平成 20 年会計基準においては「公益法人会計基準について」と題し、1. 会計基準の設定の経緯等（1）設定の経緯、（2）設定の方針及び主な変更点、（3）一部改正について、2. 本会計基準の性格、3 本会計基準の実施時期が明示されている。（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）	令和6年度会計研究会で特に議論になった事項について、その結論の背景を明らかにするため、「公益法人会計基準の検討経過」を取りまとめて公表しています。また、新会計基準等に関する説明会（オンライン）や個別相談会を実施しておりますので、必要に応じて、御利用いただければと思います。	○：対応済み →公益法人会計基準の検討経過（注1）
会計基準 84 7「重要性」 会計基準第12項（5P）（意見） 会計基準では、「重要性の原則の適用例としては次のようなものがある」と例示されているが、重要性の判断基準についての記載をお願いしたい。「金額的な重要性や質的な重要性を考慮する」「個々の状況による」等を、まず会計基準で示していただけないか。そのうえで例示を示す中で、金額的な重要性や質的な重要性についての事例を追加いただきたい。 （理由） 企業会計では、「中小企業の会計に関する指針」（最終改正令和 5 年 5 月 10 日）において、重要性について、「重要性の原則は本指針の全ての項目に適用される」と明記されており、また「重要性が乏しいかどうかについては、金額的な面と質的な面を考慮して判断することになるが、具体的な判断基準は企業の個々の状況によって異なり得ると考えられる」とされている。	「重要性が乏しいかどうかについては、金額的な面と質的な面を考慮して判断する」という一般的な理解と変わりがないことから、記載しておりません。	×：対応予定なし
会計基準 85 8「活動計算書の作成目的」 会計基準第32項（8P）（意見） 活動計算書は、現行の正味財産増減計算書と異なり、最終的	活動計算書は、公益法人の収益及び費用の増減並びにその結果としての純資産の変動を示すものであ	確認事項

に「当期収益費用差額」を示し、純資産の変動や残高を直接表記しないことに改正された。会計基準第 32 項では活動計算書の作成目的を「その結果としての純資産の変動を示すものである。」と定義されているにもかかわらず、活動計算書で期首・期末の純資産残高を示さずに、「当期収益費用差額」を示すこととされたことがどのような意味を持つものなのか、その趣旨をご教示いただきたい。 (理由) 会計基準 32 項で、活動計算書は、「公益法人の活動状況を明らかにするため、一会計期間に属する公益法人の全ての収益及び費用の増減並びにその結果としての純資産の変動を示すものである。」と定義されている。	り、全ての純資産の変動を示すもの、とは定義しておりません。純資産の全ての変動状況については、活動計算書や貸借対照表でのその他有価証券評価差額金の変動により把握することができるため、特段の開示を求めています。	
会計基準 86 9「資産の区分」会計基準第105項 (18P)減損損失の認識と測定 会計基準第 106 項(18P) (意見) 固定資産の減損について、現行の公益法人会計基準では、原則として強制評価減であるところ例外的に簿価を越えない限り、使用価値による評価を認めたものである。一方、今回の改正内容は、減損の兆候、減損の認識、減損の測定と企業会計同様のステップで、さらに資金生成資産と非資金生成資産とに区分した適用を要請している。特に、この資産の区分第 105 項「資金生成資産(将来キャッシュ・フローにより投資の回収を予定する資産)と非資金生成資産投資の回収を予定してない資産とする」は、減損損失の認識と測定第 106 項で「資金生成資産等と非資金生成資産等と区分して減損の兆候の有無を判断する。」とされているが、この区分概念の必要性は理解がしにくい。対象となる資産を保有する公益法人においては、これまでにはない実務負担となるが、今回の改正において変更・追加する必要性をご教示いただきたい。 (理由) 過去の公益法人の会計に関する研究会の報告書においては平成 27 年の検討結果「Ⅰ 企業会計基準の公益法人への適用について 9.固定資産の減損にかかる会計基準」において、(公益法人等の特性を考慮した)現行の方法の改正を必要とする事情変更はみられないことから、現行のままとするとして、その後特段の議論の進展や変化は見当たらなかったようであり、議論が十分になされたのかどうか見えづらい。	固定資産の減損に関する検討の経緯については、新会計基準とともに公表した「公益法人会計基準の検討経過」に考え方を整理しております。	確認事項→公益法人会計基準の検討経過(注1)
会計基準 87 10「外貨建有価証券の減損」 会計基準第111項 (19P) (意見) 時価の把握が極めて困難な外貨建有価証券の実質価額の算定において「(当該有価証券の実質価額は)実質価額を	御指摘を踏まえまして、修正いたしました。	○：対応済み

決算時の為替相場により円換算した額」は「外国通貨による実質価額を決算時の為替相場により円換算した額」等とすべきではないか。 (理由) 外貨建の実質価額であることを明記しないと不十分と考えられる。 (参考)外貨建取引等会計処理基準 一2(1)③ニ 外貨建有価証券について時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合には、当該外貨建有価証券の時価又は実質価額は、外国通貨による時価又は実質価額を決算時の為替相場により円換算した額による。		
会計基準 88 11「税効果会計」会計基準第127項 (21P) (意見) (収益事業の税効果会計の適用)ただし書以下の「繰延税金資産又は繰延税金負債に重要性が乏しい場合、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。」は、 12. 重要性の原則の適用例(4)法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。」(p.5)と整合性のある記載にすべきである。 (理由) 127と12(4)でいずれも税効果適用の重要性の判定基準について言及しているが、判断基準が異なる。 このうち 12(4)で規定される「収益事業にかかる課税所得の額」は、現行の公益法人会計基準と同様の規定であるが、法定実効税率を算定して繰延税金資産や繰延税金負債(一時差異等)を計算することなく、判明するものである。したがって収益事業の規模が比較的小さい公益法人においては、当該金額を税効果会計の重要性の判断基準として用いることで十分といえ、事務の簡素化等にも寄与すると考えられる。	御指摘を踏まえまして、修正いたしました。	○：対応済み
運用指針 125 2「会計監査人設置法人以外の法人への適用について(適用除外の対象となる法人)」運用指針第2項 (3P) (意見) 適用除外の対象となる法人を、「会計監査人設置義務法人以外」とすべきと考える。 「会計監査人設置法人以外の法人は、以下の項目について、適用又は作成しないことができる。」を「会計監査人設置義務法人以外の法人は、以下の項目について、適用又は作成しないことができる。」としていただきたい。 会計監査人を設置する法人には、「義務づけられている法人」と「自ら定款で設定している法人」があるなか、「会計監査人を自主的に置いた法人」には中小規模の法人も含まれ、こ	新会計基準とともに公表した「公益法人会計基準の検討経過」に記載されているとおり、小規模法人等の負担を軽減する観点から、適用又は作成を省略することができる法人の範囲を検討した結果、一定の会計処理の能力があると考えられる「会計監査人設置法人」を基準といたしました。	×：対応予定なし

のような法人では、適用除外となる会計処理はそもそも対象となる取引がない場合も多い。また、フルスペックの基準を適用することは負担が大きい。 (理由) そもそも本件は小規模法人の負担軽減から検討されてきたものであるが、第 68 回会計に関する研究会議事録で、定義の見直し(案)で外部監査を受けている法人以外の法人から会計監査人設置法人以外の法人に変更され、また、第 70 回会計に関する研究会議事録では、会計監査人を設置する法人は、「義務づけられている法人」と「自ら定款で設定している法人」があることを明記している。 自ら定款で会計監査人を設置する法人が、大規模法人(＝会計監査人の設置義務がある法人)と同じフルスペックの会計基準等適用を受けるのでは負担が大きいし、そもそも会計監査人の任意設置は、自律的なガバナンスの観点からであり、法人の内部的な理由からである。この規定ぶりでは、ガバナンスの充実を目指し自主的に会計監査人を設置した法人が、会計監査人設置を取りやめるという弊害も生じかねず、ガバナンスの後退につながりかねない。 中小規模法人の負担の軽減の観点が重要である。		
運用指針 126 3 「同(適用除外の対象としてのキャッシュ・フロー計算書)」運用指針第2項 (3P) (意見) 運用指針の適用除外(適用又は作成しないことができる)の対象として、「キャッシュ・フロー計算書」が掲げられているが、設置しなければならない法人は法令で明記されている。選択できる(適用又は作成しないことができる。)性格のものではないため、誤解されないよう、別項目建で記載していただきたい。 (理由) 運用指針「第3キャッシュ・フロー計算書」(37P)では、公益認定法第5条第12号の規定により会計監査人を設置する義務のある法人と明記され、定款において公益法人が自ら会計監査人を設置した場合は含まない旨明記されている。	御指摘の点を踏まえまして、修正いたしました。	○：対応済み
運用指針 127 4 「会計監査人設置法人以外の法人への適用について(簡便法適用の対象となる法人)」運用指針第2項 (3P) (意見) 簡便法適用の対象となる法人を、「会計監査人設置義務法人以外」としていただきたい。 (理由) 「会計監査人設置法人」は、公益認定法による設置義務	新会計基準とともに公表した「公益法人会計基準の検討経過」に記載されているとおり、小規模法人等の負担を軽減する観点から、適用又は作成を省略することができる法人の範囲を検討した結果、一定の会計	×：対応予定なし

法人のみならず、定款により自ら会計監査人を設置している中小規模の法人も含まれる。このような法人では、原則法での処理を求められることは、負担が大きいと思われる。中小規模法人の負担を考慮することが設定の趣旨であれば、「会計監査人設置義務法人以外」とすべきであると考ええる。中小規模法人の負担の軽減の観点が重要である。	処理の能力があると考えられる「会計監査人設置法人」を基準といたしました。	
運用指針 128 5 「移行法人の会計基準及び運用指針の適用」 運用指針第4項 (4P) (意見) 移行法人の会計基準及び運用指針の適用について、運用指針では「適用対象外とするもの」と「移行法人における取扱いを適用するもの」が列挙されている。このうち「移行法人における取扱いを適用するもの」については、移行法人にとって会計基準及び運用指針の適用が大きな負担とならない旨、丁寧な説明と周知活動に努めていただきたい。 (理由) 「移行法人についての公益法人会計基準の適用」は、令和 6 年会計基準の変更に伴う基本的な部分はやむを得ないと思われるが、「公益目的支出計画」「実施事業等」以外については、基準・運用指針の適用に関し丁寧な説明と対応をお願いしたい。	移行法人の会計処理を含めまして、新会計基準等に関する説明会(オンライン)や個別相談会を実施しておりますので、必要に応じて御利用いただければと思います。	○:対応済み
運用指針 129 6 「経過措置等 適用時期について」 運用指針第6項 (4P) (意見) 本会計基準については、「令和 7 年(2025 年)4 月1 日以降に開始する事業年度から適用するものとする。ただし、令和 10 年(2028 年)4 月1 日前に開始する事業年度までに適用を開始することもできる。」とされているが、「令和7年4月1日以降に開始する事業年度から適用を開始し、3年間の移行期間の後、令和 10 年4 月1 日以降に開始する事業年度から適用となる。それまでの間は、引き続き平成 20 年基準によることができる。」とされたい。 (理由) 経過措置や移行期間の趣旨は、各法人において等しく 3 年間の準備期間を容認するものであると考えられるため、決算期の違いにより、移行期間が短くならないような配慮を願いたい。経過措置や移行期間の趣旨は、各法人において等しく 3 年間で容認し、会計ソフトの導入や監事・公認会計士や会計監査人との協議、法人の役職員の研修に充てる期間と認識している。決算期の異なる法人の移行期間が短くならないような配慮を願いたい。	新運用指針7項に記載のとおり、3年の猶予期間が設けられることとなります。決算期の違いにより3年より短くなることはございません。	○:確認事項
運用指針 130 12 「関連当事者との取引」 運用指針第79項、83項	設立者とは、資金の拠出に関係なく、当該法人の設立	○:確認事項

(運用指針18P、21P) (意見) 設立者及びその近親者との取引における「設立者」の定義と開示の趣旨をわかりやすく解説いただきたい。 (理由) 当該公益法人が公益財団法人である場合、「当該公益法人が公益財団法人である場合には、法人ではない設立者及びその近親者」とされ、また「活動計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、総額100万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。」とされているが、設立者が法人か個人か不明である場合もある。また、個人の設立者で既に亡くなっており、財団法人設立時の基本財産への資金拠出額のみ取引の場合でも開示する必要があるかどうか確認したい。また、設立者と資金拠出者は異なるケースもあり、設立時以降の資金供出者は対象外と理解してよいか確認したい。	行為を行った個人又は法人となります。 なお、一般法人法に基づき設立され公益認定を受けた公益財団法人の場合、設立者の氏名又は名称は定款に記載されています。旧民法に基づく財団法人から移行した公益財団法人で、設立者について定款に記載がなく、その他の資料等からも遡って確認ができない等の事情により設立者の特定が困難な場合には、設立者との取引についての開示ができないことはやむを得ないと考えます。	
運用指針 131 13 「財務諸表の科目」 運用指針第84項 「貸借対照表及び貸借対照表の注記に係る科目及び取扱要領」(運用指針22P) (意見) 「貸借対照表及び貸借対照表の注記に係る科目及び取扱要領」における科目について、会計基準の「有価証券の保有目的区分」(売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券)との関係を踏まえて、取扱要領に補足説明をお願いしたい。 (理由) 「売買目的有価証券」で想定される金融商品例、「売買目的有価証券、貸借対照表日後1年以内に満期の到来する債券等」は大科目「流動資産」中科目「有価証券」とされている趣旨、令和6年公益法人制度改革で19事業区分の一つとしてとりあげられた「出資」は「その他有価証券」の科目でよいかどうか、等の質問例が多い。	運用指針という性質上、科目取扱要領には当該勘定の大まかな内容を記載しているのみで、勘定科目に含まれる個別的・具体的な内容まで記載はしておりません。今後、新会計基準等に関する説明会や個別相談会を開催いたしますので、御利用いただければと存じます。	×：対応予定なし
運用指針 132 14 「財務諸表の科目」運用指針第84項 活動計算書の注記に係る科目及び取扱要領 (運用指針29P) (意見) 大科目「資産運用益」の中科目「受取利息」の取扱要領欄に「投資有価証券利息」を追記して欲しい。 (理由) 財団法人の主要収入項目の一つである基本財産運用益や特定資産運用益は、「投資有価証券利息」として計上されることになるため、実務担当者に明示する必要があると考え	取扱要領に、中科目「受取利息」には有価証券利息が含まれる旨記載されています。	○：確認事項

る。		
運用指針 133 15「活動計算書」運用指針第85項（運用指針36P）（意見） 令和5年度公益法人の会計に関する諸問題の検討状況について（令和5年度報告書）に対する意見募集に関して、意見提出を行ったものであるが、活動計算書本表において、一般純資産の部と指定純資産の部を合算して表記することについて、これまで定着してきた実務を変更することに対する抵抗感には、依然として根強いものがある。多くの公益法人の納得が得られるよう丁寧な説明と周知活動をお願いする。 （理由） 現行では、一般正味財産増減の部において収益・費用を認識しており、指定正味財産増減の部では収益・費用の認識が行われず、使途の指定された寄附金等をいわば預り金的に管理し、費消（指定解除）するときに一般正味財産に振替を行う処理が行われている。これが今回、指定正味財産から一般正味財産への振替処理を行わず、指定正味財産増減の部で直接、収益・費用を認識することに変更される。このため、これまで定着してきた実務を変更することに対する抵抗感には根強いものがある。また、一般純資産（一般正味財産）と指定純資産（指定正味財産）の区分を注記により開示することはともかく、本表で公益法人全体、すなわち一般純資産（一般正味財産）と指定純資産（指定正味財産）とを合算して収益・費用を表示することへの違和感が大きい。指定純資産（指定正味財産）では経常収益額・差額の期ごとの変動が大きくなることが予想され、単純に合算すると、情報の利用者にはわかりにくくなる懸念がある。	活動計算書本表において一般純資産と指定純資産を合算して表記する取扱いとしたこと及びこれに関連する論点については、御指摘の「令和5年度会計研究会報告」のほか、新会計基準とともに公表した「公益法人会計基準の検討経過」において考え方を整理しています。御指摘の抵抗感・違和感も踏まえ、新会計基準等の周知（相談会等を含め）に取り組んでまいります。	○:確認事項
運用指針 134 16「活動計算書」運用指針第85項（運用指針36P）（意見） 令和5年度公益法人の会計に関する諸問題の検討状況について（令和5年度報告書）に対する意見募集に関して、意見提出を行ったものであるが、複数年度にまたがる寄附金等の取扱いについて、再度検討いただきたい。特に、基本財産となるような多額の出捐金（現物を含む）の一時の受け入れについてであるが、収益認識せずに、直接、純資産の増加とすることについて再検討いただきたい。基本財産となるような多額の出捐金については、費用支出が予定されている通常の寄附等とは明らかに性格を異にするものであり、活動計算書を通さないこと、すなわち、本来の事業活動とは切り離して、純資産を受け入れるものと考えられないか。当該事業年度の期間収益として認識するものではないとも考えられる。	多額の寄付金の受入についてはその検討経緯を新会計基準とともに公表した「公益法人会計基準の検討経過」に記載しております。	×:確認事項 →公益法人会計基準の検討経過(注1)

(理由) 「時期」と「使途」の指定された多額の寄附金について複数年度にまたがる場合、さらには多額の出捐金等については、以下のように、依然課題が多く残されており、そのような意見は多い。 複数年度にまたがる寄附金等を、一括して経常収益として計上すると当該事業年度の収益・費用の変動が大きくなるためである。臨時的な収益であって当年度の費用に対応する部分以外は、「その他活動区分」の「その他収益」に計上すべきと考える。 また、出捐金のようなもの、基本財産となるような多額の拠出金の臨時的な受け入れについては、そもそも費用支出が予定されている通常の寄附等とは明らかに性格を異にするものである。このため、当該事業年度の収益に認識することなく、直接純資産に計上すべきものと考ええる。		
運用指針 135 17 「指定純資産のうち指定寄付資金の発生年度別残高及び支出見込み」運用指針第85項(運用指針49P) (意見) 令和5年度公益法人の会計に関する諸問題の検討状況について(令和5年度報告書)に対する意見募集に関して意見提出を行ったものであるが、再度、「指定純資産のうち指定寄付資金の発生年度別残高及び支出見込み」の様式について、見直しをお願いしたい。 (理由) 「発生年度別残高」「5年超指定寄付資金の残高内訳別の支出見込み」を細かく記載させることは、会計基準によって期間の制限を付し長期にわたり注記に記載させ管理させるという負担を強いることにつながりかねない。現行制度では果実について当の期間内に費消するようにする趣旨であったものが、新制度では新 6 号財産は当該資金から生じた果実を除くとされたが、これは、発生年度別内訳の記載を求め、5 年超6 号財産の残高内訳別使途目的別計画の記載をもとめるものではないと考えられる。会計基準によって期間の制限を付し長期にわたり注記に記載させ管理させるという負担を強いることにつながらないよう、引き続き様式を再検討いただきたい。	当該注記は指定寄附資金の活用状況について開示いただくものであり、特に資源提供者や潜在的資源提供者に対する透明性を向上する観点から有用な情報であると考えられます。なお、各寄付資金の保有・使用状況については、法人として把握されている情報かと存じますので、追加的な管理負担は生じないものと認識しています。	×：対応予定なし
運用指針 136 18 附属明細書等 (運用指針49P) (意見) 附属明細書等の様式が示されているが、この簡素化を進めていただきたい。さらに、財務規律適合性に関する明細については、計算書類(財務諸表)の会計情報とは異なるものであることから、監査の範囲、計算書類(財務諸表)の修正対応の機関決定手続き等で、法人の負担	財務規律適合性情報等は従来、定期提出書類としていましたが、財務諸表の利用者が当該公益法人を理解するうえで重要な情報であると考えられるため、今回の改正において注記若しくは附属明細書に追加	○：確認事項→公益法人会計基準の検討経過(注1)

がないよう、配慮をいただきたい。 (理由) 現行の定期提出書類における各種別表をできる限り廃止・簡素化していくことが主旨であると理解している。別表や附属明細書では、詳細情報が要求されており、行政庁の指導による修正もありうることから、法人の負担増につながらないようお願いしたい。	いたしました。なお、会計監査人設置法人以外の法人は財務規律に関する附属明細書の作成を省略できることとしており、一定の法人について、負担の軽減を図っております。	
--	--	--

注 1 https://www.koeki-info.go.jp/regulation/pdf/20241226_kaikeikentokeka.pdf

新公益法人制度 説明資料

(公益信託関連部分抜粋)

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

Office for the Public Interest Corporation,
Cabinet Office, Government of Japan

2025年2月19日

1

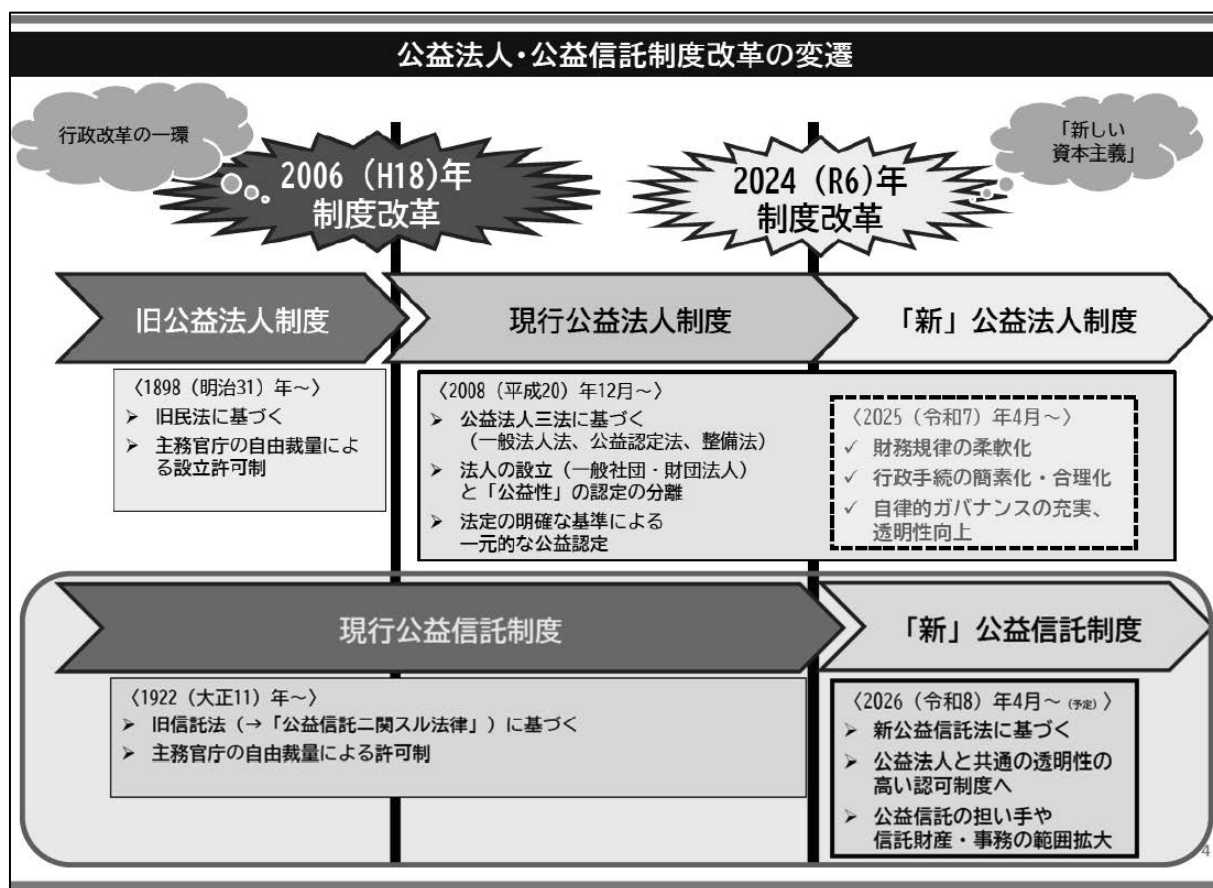
目次

(1) 概要・背景	p 3
(2) 各規律について	
① 財務規律の柔軟化・明確化	p 1 4
② 行政手続の簡素化・合理化	p 3 2
③ 自律的ガバナンスの充実、透明性の向上	p 4 3
(その他) 定款に関する事項	p 6 5
(3) 定期提出書類の切り替わりについて	p 6 7
(4) 会計基準の見直し	p 7 6

2

(1) 概要・背景

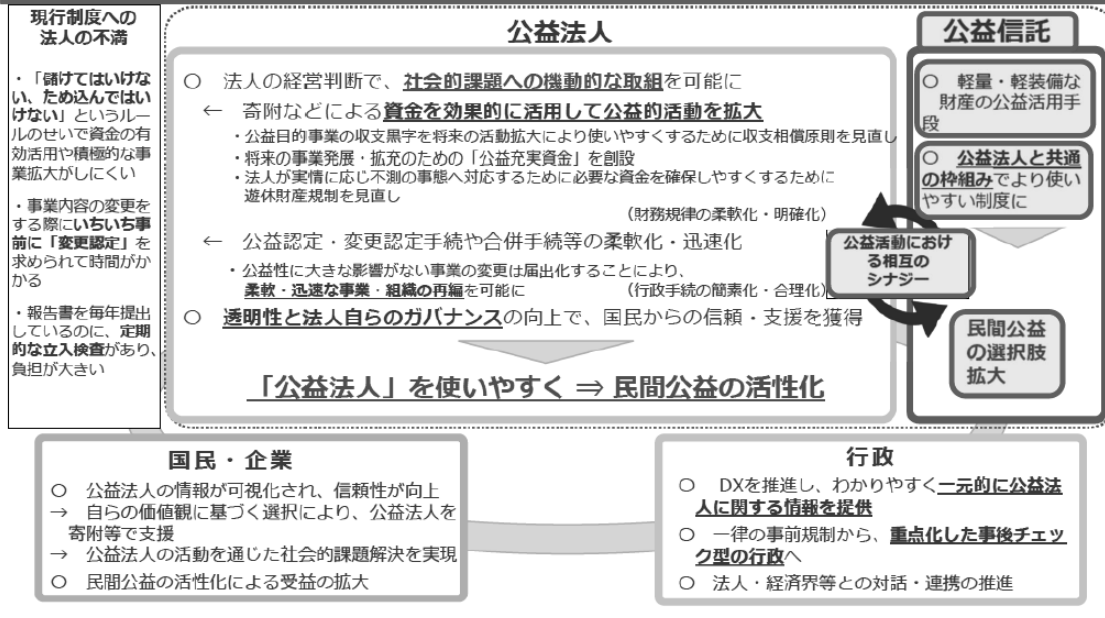
3



2024年公益法人制度改革の趣旨・概要

改革の方向性を取りまとめた「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 最終報告」(令和5年6月2日)では、改革の趣旨・概要を以下のとおり整理している。

- 公益法人が、多様で変化の激しい**社会のニーズに柔軟かつきめ細やかに対応し、新たな事業展開にチャレンジ**。
- 公益法人は、法人数約9,700、職員数約29万人、公益目的事業費年間約6兆円、総資産約31兆円を有しており、その**潜在力を最大限発揮して、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献**。



6

公益二制度改革のポイント

公益法人の皆様、公益法人にご関心の皆様へ

内閣府

2025年4月から「公益法人制度」が変わります

社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行っていただけるよう、**自律的な経営判断が尊重**されるとともに、**透明性が高く信頼性が高い仕組みへと見直す**取り組みです。

改正のポイント

- ☑ **財務規律の柔軟化・明確化** (より自由な資金活用)
 - ・収支相償原則・遊休財産規制が変わります
- ☑ **行政手続の簡素化・合理化** (より柔軟な事業展開)
 - ・収益事業等の変更は届出で可能になります
 - ※ 公益目的事業の変更についても内閣府令等で手続簡素化予定
- ☑ **自律的ガバナンスの充実、透明性向上** (更なる信頼確保)
 - ・外部理事・監事の導入、
 - ・3区分経理(公益目的事業、収益事業等、法人運営)を原則
 - ※ 外部理事・監事、過去10年間当該法人の使用人等であった者以外の理事・監事
 - ※ 新たな対応に必要な措置については経過措置を設けています

改正法を受けた、政令・府令が2024年10月に公布されました。今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、ガイドライン、会計基準なども見直していきます。また、2025年4月(※)から「公益信託制度」が公益法人制度と一体的なものになります。(※)関係者により異なります

【公益法人制度に関する内閣府相談窓口】
電話番号：03-5403-9669
受付時間：平日10時～16時45分

改正の詳細や最新の検討状況はこちらをご覧ください

公益活動にご関心の皆様へ

内閣府

2026年4月(※)から新しい「公益信託制度」が始まります

公益信託は、契約・遺言により委託者から受託者(担い手)に託された財産を用いて、受託者が「委託者の想い」に沿った公益活動を継続的に行う仕組みです。今般、公益信託制度が抜本的に見直され、**民間の公益活動のより身近なツール**となりました。

「あなたの想い」が社会を変えます

- ☑ **担い手の範囲が拡大**
 - 信託会社に加え、公益法人・NPO法人等が社会的課題解決のノウハウを生かして公益信託の担い手になることができます。
- ☑ **信託財産・信託事務の範囲が拡大**
 - 金銭に加え、不動産や美術品等を信託財産にして、助成以外の公益的な活動もできます。
- ☑ **透明性の高い認可・監督の仕組みへ**
 - これまでバラバラであった公益信託の申請・相談窓口が一元化され、認可・監督の基準も統一的なものになります。

新公益信託制度のイメージ

※ 既存の公益信託の移行について経過措置を設けるとともに、今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、政令、ガイドライン、会計基準等を整備していきます。

改正の詳細や最新の検討状況はこちらをご覧ください

7

制度改革の全体像(主な改正事項)

	法律	政令・内閣府令	ガイドライン	会計基準	その他
公益法人制度	財務規律の柔軟化・明確化	・中期的収支均衡 ・公益充実資金 ・使途不特定財産（公益目的事業継続予備財産）	・中期的収支均衡の期間（5年）、判定方法 ・公益充実資金の積立・管理 ・「予備財産」の要件 等	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・財務規律適合性に関する情報開示
	行政手続の簡素化・合理化	・収益事業等の変更の届出化	・公益性の判断に大きな影響を与えない事項の届出化	・公益認定基準・申請書記載事項の明確化 ・変更認定事項と届出事項の判断基準の明確化 ・提出書類の簡素化・合理化	・財務諸表による情報開示を踏まえた別表の廃止・簡素化 ・行政庁の判断ばらつき防止（マニュアル整備、職員研修）
	法人運営の透明性向上	・法人の責務、国による支援 ・行政による財産目録等の公表	・開示情報の充実	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・財務諸表における情報開示の充実 ・一元的な情報提供プラットフォームの整備
	わかりやすい財務情報の開示	・区分経理の原則義務付け	・区分経理の方法 ・公益目的取得財産残額の算定方法見直し（別表Hの廃止）等	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・「わかりやすい財務諸表」への見直し ・区分経理、新会計基準への法人対応支援
	法人の自律的なガバナンスの充実	・法人の責務、国による支援 ・外部理事・監事 ・ガバナンス取組の事業報告記載	・外部理事（小規模法人特例の範囲） ・会計監査人の必置範囲拡大	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ガバナンス取組事例等の発信（インバクト認定・マニフェスト含む）
	行政による適正な事後チェック			・監督の考え方の明確化 ・定期的・網羅的な立入検査の見直し	・立入検査の重点化
	民間公益活動活性化のための環境整備			・出資（公益目的事業として／資産運用として）の考え方を明確化	・公益法人DX ・広報・啓発・法上等との対話
（参考）公益信託制度		・主務官庁制の廃止 ・公益法人と共通の行政庁による一元的認可・監督制度 ・公益法人と整合的な認可基準の法定	・公益信託認可基準、財務規律等の細目	・公益法人と整合的な公益信託ガイドラインの策定 ・モデル公益信託契約の策定（軽量・軽装備を生かす簡素な手続を検討）	・公益信託会計の在り方の整理 ・信託業法との関係整理

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会について



(仮) 内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」

令和7年1月31日

内閣府公益認定等委員会事務局



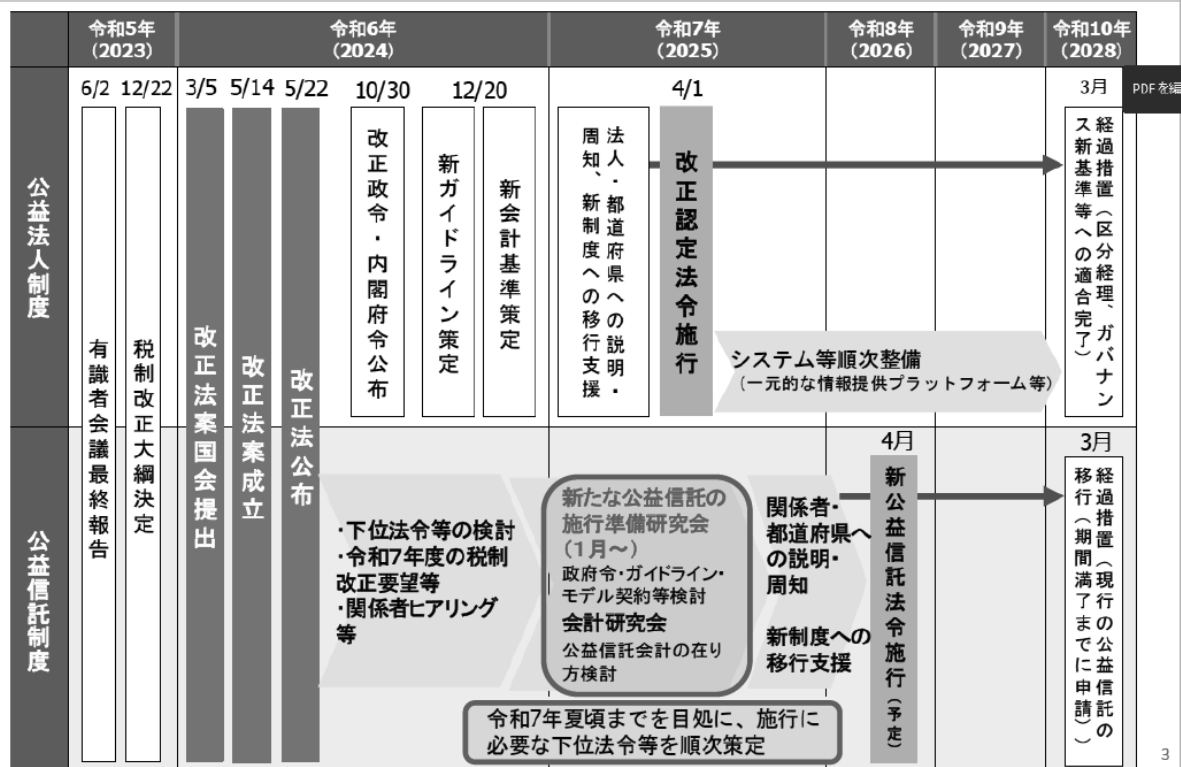
目次

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置 p 3

本日主に議論いただきたい事項 p 7

参考資料 p 15

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置 -制度改革の現在地-



新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置 -趣旨、構成員等-

<趣旨>

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）については、令和8年4月の施行に向けて、新制度に係る政令、内閣府令の考え方その他新しい公益信託制度の詳細について、施行準備や移行にあたって特に影響のある事項を中心に、広く法律、信託実務、公益法人等の活動に関して知見を有する識者の参画を得て、速やかにかつ専門的・集中的に検討を行う必要があることから、施行準備に関する研究会を設置する。

<開催事務> 令和7年1月～

<事務局>

内閣府公益認定等委員会事務局

（参考図）

公益認定等委員会

（方針・内容の決定）

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

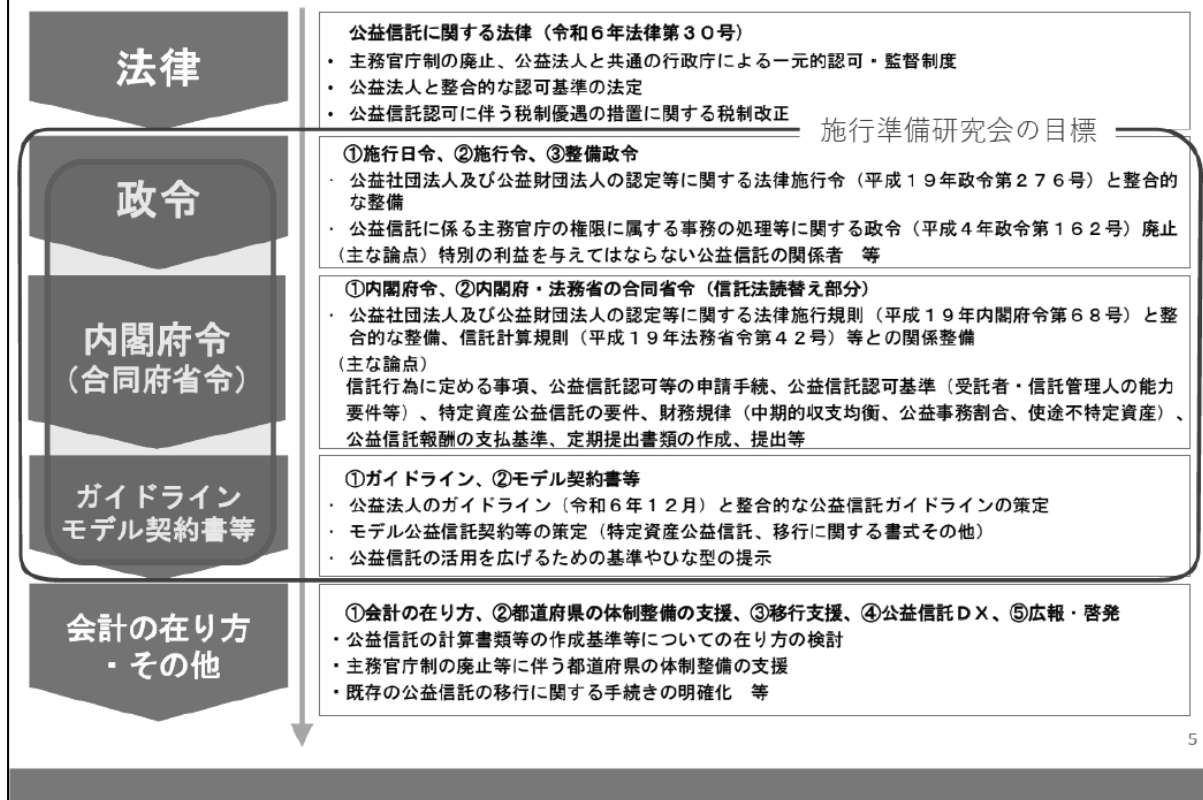
専門的、実務的観点から具体的・集中的検討
常勤委員3人、学識経験者5～6人、信託実務担当者1～2人、法律実務担当者1～2人、公益法人関係者1～2人

構成員名簿

（五十音順、敬称略）

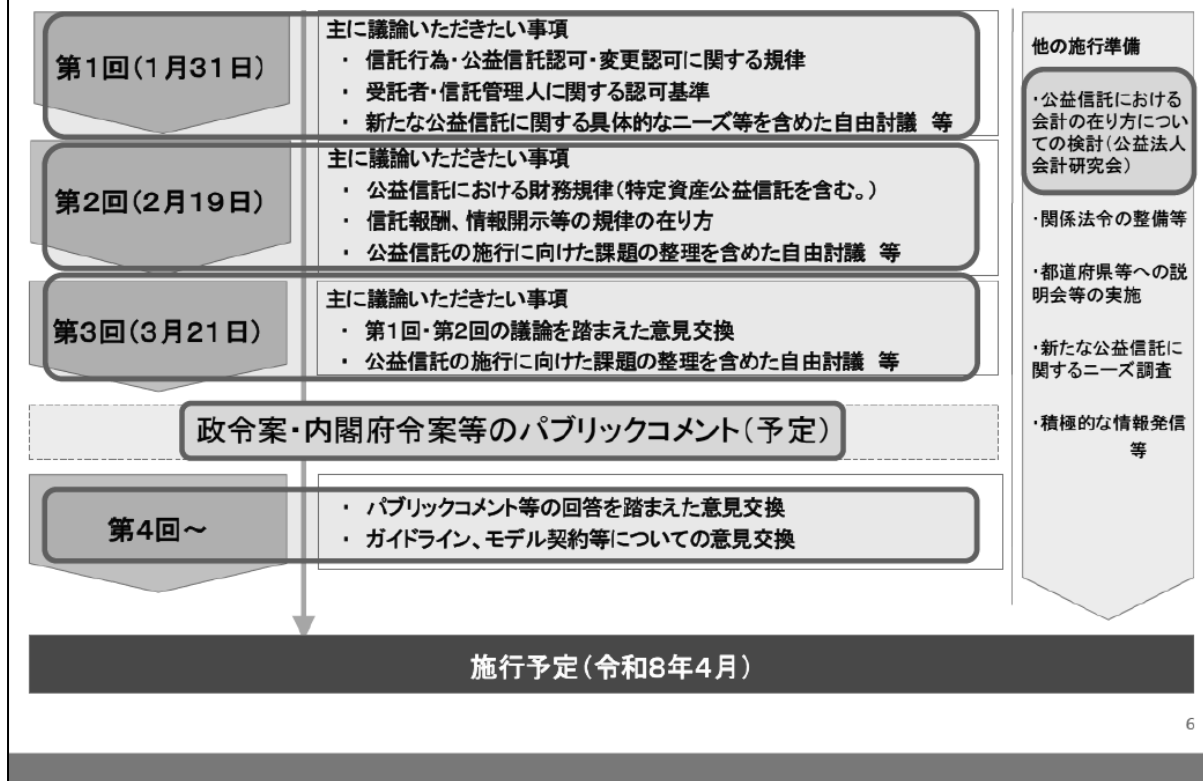
生野 考司 公益認定等委員会委員
大塚 智見 大阪大学大学院法学研究科准教授
岡本 仁宏 関西学院大学名誉教授
黒田 かをり 公益認定等委員会委員
溜箭 将之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
豊福 嘉弘 三井住友トラストグループ株式会社業務部
担当部長
林 邦彦 弁護士（林邦彦法律事務所）
藤谷 武史 東京大学社会科学研究所教授
松元 暢子 慶應義塾大学法学部教授
弥永 真生 明治大学専門職大学院会計専門職研究科教授
湯浅 信好 公益認定等委員会委員長代理

新たな公益信託制度の施行準備研究会の設置 -制度改革の全体像-



5

新たな公益信託制度の施行準備研究会の設置 -詳細スケジュール案-



6

1. 公益信託に関する信託契約に定めるべき事項
(公益信託認可・変更認可等に関する規律との整理)
2. 受託者の能力に関する認可基準
3. 信託管理人の能力に関する認可基準
4. 特別の利益の供与禁止の関係者の範囲
5. 自由討議

7

主に議論していただきたい事項①

法第4条第2項 公益信託の信託行為の規律

公益信託の信託行為には、①公益事務を行うことのみを目的とする旨、②公益信託の名称、③信託管理人を指定する定め、④帰属権利者を指定する定め、⑤その他府令で定める事項が定められなければならない。

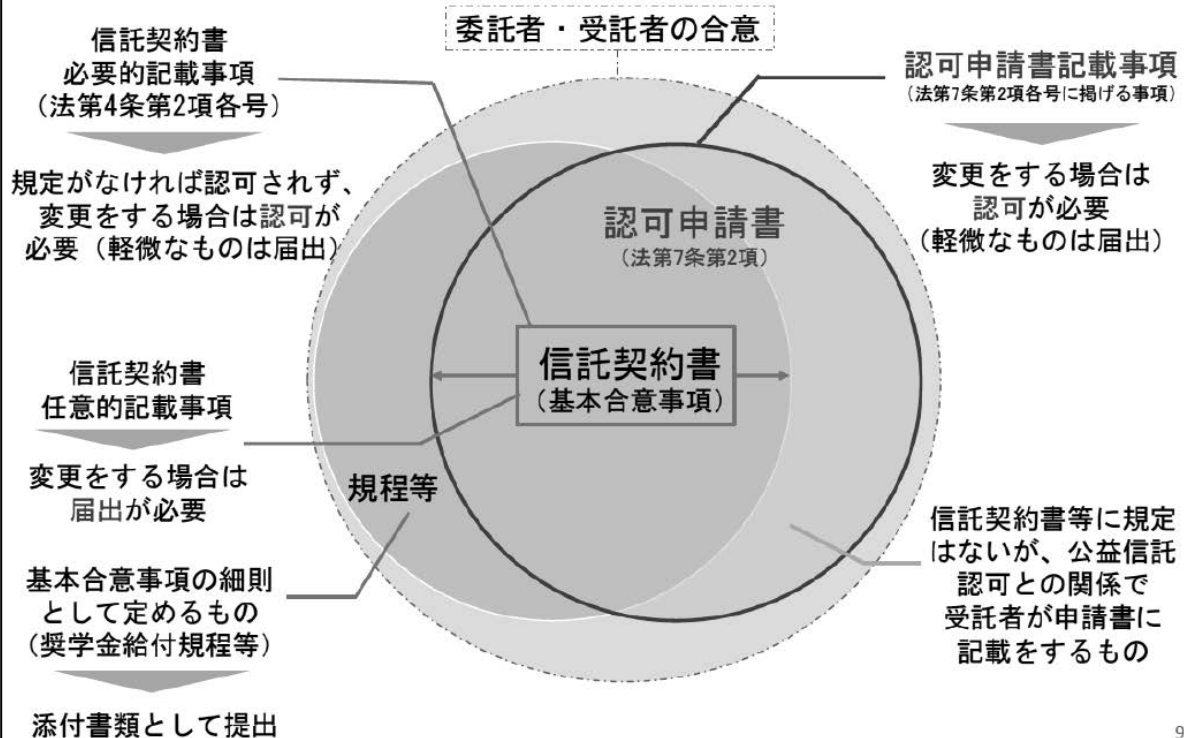
公益信託の信託行為の必要的記載事項（府令第A条）の考え方について（資料3-2第A条の説明箇所を御参照）

1. 公益事務に関する事項
① 公益信託の目的（2号/資料3-2の7頁） ※ 特に信託契約の方法による場合について御意見をいただきたい
② 公益事務を行う区域（3号/資料3-2の7頁） ※ 任意的記載事項を含めた信託契約書のイメージは資料4を参照いただきたい
③ 公益事務の内容（4号/資料3-2の8頁） ※ 遺言による場合については資料3-2の5頁等を御参照
2. 公益信託の信託財産に関する事項
① 信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項（5号/資料3-2の8頁）
② 信託財産の計算期間に関する事項（15号/資料3-2の13頁）
3. 公益信託の当事者や職務等に関する事項
① 委託者及び受託者の氏名及び住所（1号/資料3-2の7頁）
② 受託者の職務に関する事項（7号/資料3-2の9頁）
③ 公益信託事務の処理の方法に関する事項（13号/資料3-2の12頁）
④ 信託管理人の職務に関する事項（11号/資料3-2の11頁）
4. 当該事項を定める場合に公益信託認可を受けるために信託行為に定めることを要する事項
① 公益信託の存続期間に関する事項（6号/資料3-2の8頁）
② 受託者が二人以上ある場合の代表受託者等に関する事項（8号/資料3-2の9頁）
③ 公益信託事務の一部を委託する場合の委託先等に関する事項（9号/資料3-2の10頁）
④ 合議制の機関を置く場合の当該機関に関する事項等（10号/資料3-2の10頁）
⑤ 利益相反の制限等に関する規定（12条/資料3-2の11頁）
⑥ 公益信託報酬に関する事項（14号/資料3-2の12頁）

任意的な記載事項を含めて、ガイドラインやモデル信託行為において規律の内容を明確にしていくことを検討

8

主に議論していただきたい事項①（参考１）
－信託行為と公益信託認可の申請書記載事項の関係について－



9

主に議論していただきたい事項①（参考２）
－公益信託認可・変更認可の基本的な考え方について－

（詳細については資料３－２第１の説明箇所２頁以下御参照）

公益信託認可に係る申請書（法第７条第２項各号・府令第Ｂ条/資料３－２の１４頁等御参照）
受託者が作成する公益信託認可の申請書における記載事項に係る規律
※ 行政庁が申請に係る認可事項を特定するために記載

公益信託における信託の変更等（信託法第１４９条以下）
公益信託に係る信託の変更は、信託法第６章第１節の信託の変更、その変更については
信託法第１４９条以下が法第３３条３項で読み替えられて適用
※ 公益信託の変更に必要な関係者の合意の規律は信託法の規律に従う

公益信託の変更認可の申請（法第１２条及び府令第Ｋ条関係/資料３－２の２４頁等御参照）
行政庁がした公益信託認可の変更であり、法１２条で規律
※ 変更認可の対象は申請書の記載事項（法第７条第２項各号）

変更認可の対象となる事項（府令第Ｊ条/資料３－２の２６頁等御参照）
内閣府令で定める軽微な信託の変更 届出事項となる（法第１２条ただし書き、第１４
条１項）。当該軽微性の基準に該当する事項について府令第Ｊ条に列挙
※ 「軽微」性は、行政上の認可を要するか否かといった意味の規範であり、公益信託
の当事者の主観的な重要性を評価する概念

10

主に議論していただきたい事項②

法第8条第2号 公益信託における受託者の能力に関する認可基準

公益信託事務を適正に処理するのに必要な「経理的基礎」及び「技術的能力」を有すること

受託者の公益信託事務の適正処理能力に関する基本的な考え方について（資料3-2の33頁以下を御参照）

1. 公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎

① 財政基盤の明確化（信託財産及び固有財産における財政基盤の確保）

※ 特に固有財産の財政基盤の確保の必要性・程度に関して御意見をいただきたい（資料3-2の34頁等御参照）

② 財産管理・経理処理の適正性（信託財産の分別管理・経理が適正に行われる仕組みの確保）

※ 特に固有事業と信託事務が共通・類似する場合の適正な経理手続の在り方、信託管理人の関与の在り方に関して御意見をいただきたい（資料3-2の34頁等御参照）

③ 情報開示の適正性（財務書類等の作成及び保存並びに閲覧等に関する事務の執行方法の定め、信託財産の状況に係る情報の開示の確保）

2. 公益信託事務を適正に処理するのに必要な技術的能力

① 適正な運営の仕組み（公益信託事務等の内容に照らして、適正な運営を確保する仕組みの具備）

※ 特に個人を含め固有のガバナンスが確保されていない受託者固有のガバナンスの在り方について御意見をいただきたい（資料3-2の36頁等御参照）

② 専門家の関与（十分な知識及び経験を有する者の関与の確保）

③ 任務の存続可能性（存続期間にわたり、受託者としての任務を行う仕組みの確保）

公益事務や受託者の類型に応じた考慮要素をガイドライン等で明確にしていくことを検討

11

主に議論していただきたい事項③

法第8条第3号 公益信託における信託管理人の能力に関する認可基準

受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な「監督」をするのに必要な能力を有すること

信託管理人の監督能力に関する基本的な考え方について（資料3-2の38頁以下を御参照）

1. 公益信託事務の適正処理のための監督能力

① 適正な監督の仕組み（公益信託事務の内容及び受託者の能力等に照らして、当該公益信託の適正な運営を監督するのに必要な知識及び経験その他の能力の具備）

※ 特に信託管理人の監督の範囲や程度に関して、将来に向けての人材確保の方策等について御意見をいただきたい

② 監督事務の継続可能性（存続期間にわたり、監督者としての任務を行う仕組みの確保）

公益事務や受託者の類型に応じた考慮要素をガイドライン等で明確にしていくことを検討

12

主に議論していただきたい事項④

法第8条第5号

受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、委託者、受託者、信託管理人その他の政令で定める公益信託の関係者に対し信託財産を用いて特別の利益（※）を与えるものでないこと。

※ 社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇

特別の利益の供与禁止の関係者に関する基本的な考え方について（資料2－2の3頁以下を御参照）

1. 委託者、受託者、信託管理人が個人の場合
当該公益信託の委託者、受託者【（信託行為で定めた合議制の機関の構成員を含む。）】又は信託管理人
2. 委託者、信託管理人が法人その他の団体の場合
業務を執行する役員（理事、取締役等）
3. 受託者が法人その他の団体の場合
 - ① 設立者、基金の拠出者 ※ 株式会社に関する発起人は含まれない。
 - ② 当該団体の業務執行を決定する機関（理事会、取締役会等）の構成員
 - ③ 当該団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（社員総会、株主総会等）の構成員
※ 株式会社についてその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人に限る。
 - ④ 監事、監査役若しくは使用人 ⑤ これらに類する者
4. 親族関係等の関係者
 - ① 配偶者又は三親等内の親族
 - ② 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 金銭その他の財産によって生計を維持する者
5. 委託者、受託者等の構成員が法人である場合（内閣府令第E条）
 - ① その法人が事業活動を支配する法人
 - ② その法人の事業活動を支配する者として内閣府令で定めるもの

主に議論していただきたい事項⑤

自由討議

1. 新たな公益信託において想定される利用例
2. ガイドライン等において定めることが望ましい事項
3. モデル契約書等を作成することが望ましい類型
4. その他施行にあたって事前に検討すべき事項

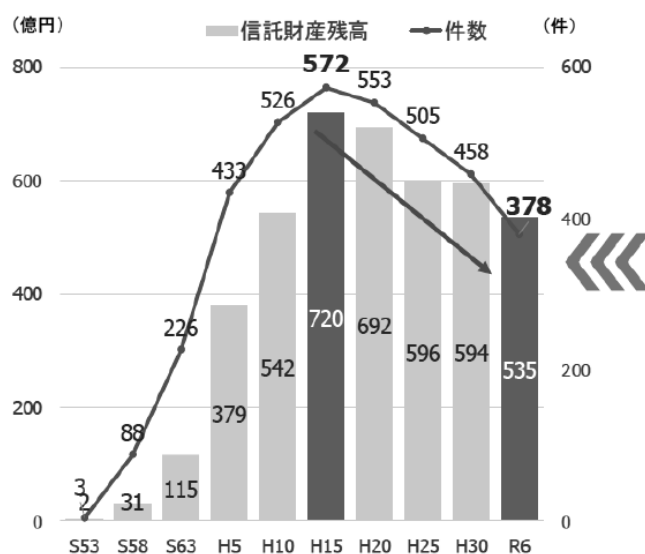
参考資料

15

現状認識

- 昭和52年に誕生以降、奨学金支給や研究費助成等において、公益信託は、一定の貢献をしてきたものの、受託件数は、平成15年の572件をピークに減少傾向にあります。
- 活用が低調な背景には、主務官庁制による勝手の悪さや認知度の低さ等が考えられます。

公益信託の受託件数、信託財産残高推移

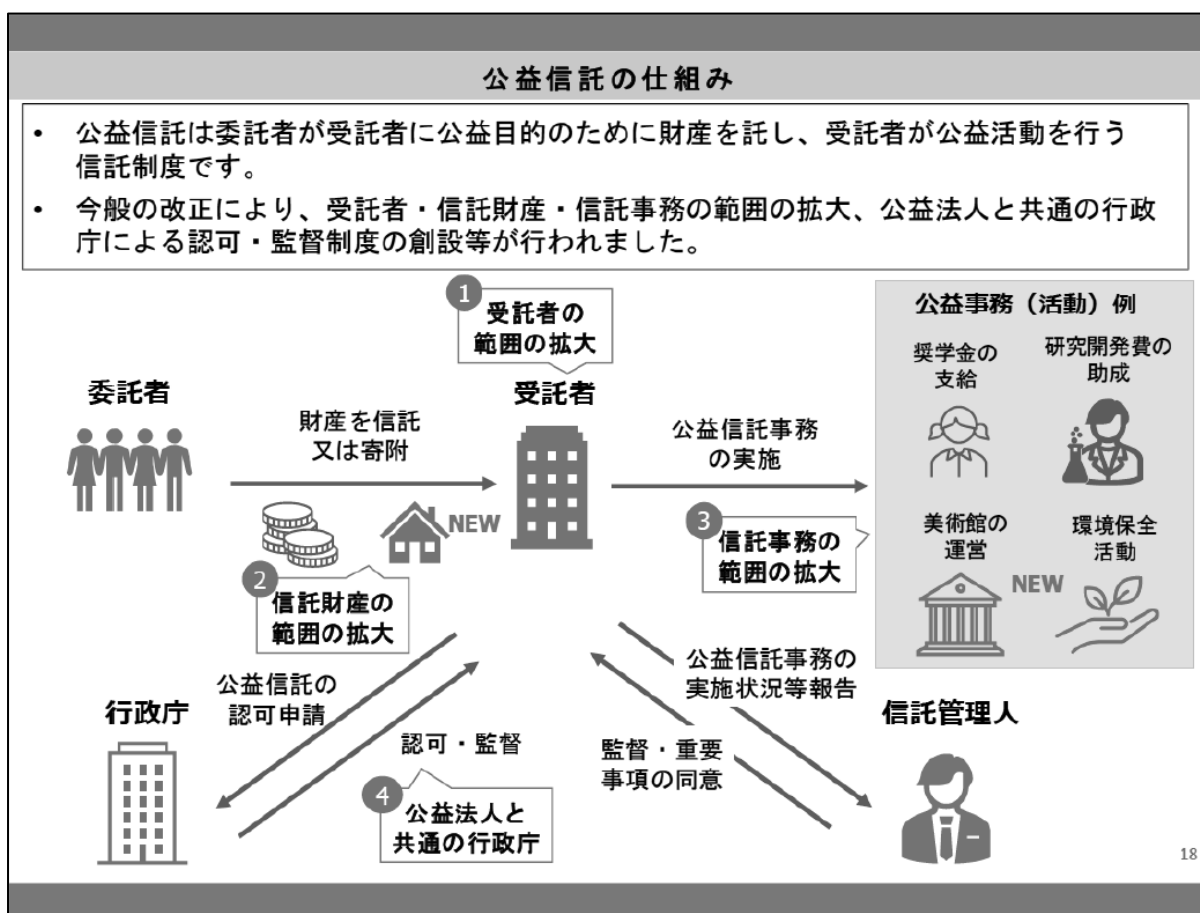
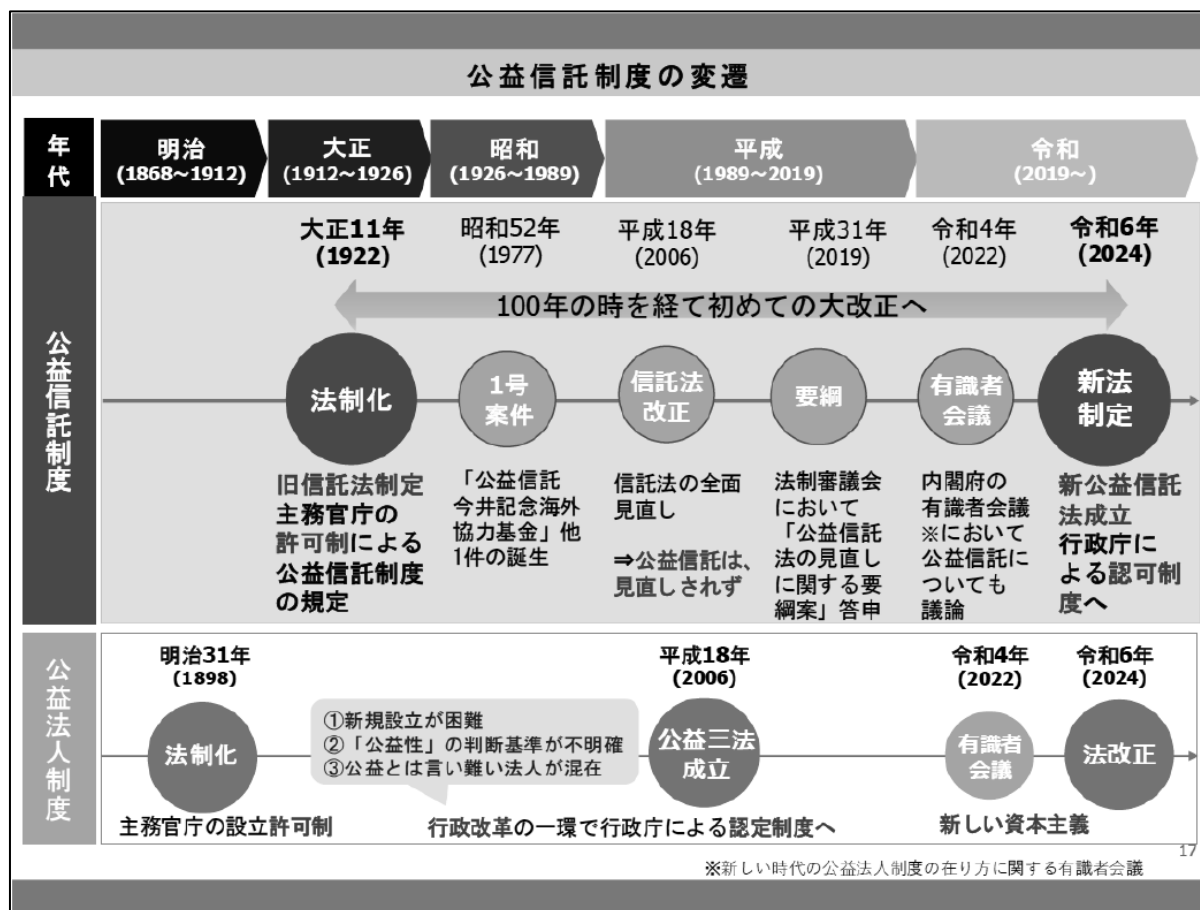


公益信託の活用が低調な理由

- 1 主務官庁制の下で
許可・監督の基準が不統一
- 2 引受け許可申請手続きに
時間とコストがかかる
- 3 受託者、信託財産、信託事務、
報酬等に事実上制限あり
- 4 認知度が低い

出所：一般社団法人信託協会「公益信託の受託状況(令和6年3月末現在)」より内閣府作成

16



改正前後比較

- 改正前は、各省の申し合わせによる「引受け許可基準」や税法令によって、受託者や信託事務の内容等が制限されていました。
- 今般の改正により、このような制限を見直し、使いやすい制度となりました。

改正前



改正後



公益信託の制度内容

- 1 受託者は事実上信託会社に限定
- 2 信託財産は事実上金銭に限定
- 3 公益事務は助成がメイン



- 1 認可基準を満たせば、信託会社以外も受託者になることが可能
- 2 有価証券や不動産等も信託財産とすることが可能
- 3 助成以外にも美術館・学生寮の運営等様々な公益活動が可能

制度設計

- 4 主務官庁の裁量による許可・監督制度
- 5 税制優遇を受けるためには別途手続きが必要



- 4 統一の行政庁による認可・監督制度
- 5 公益信託認可と税制優遇が連動

19

新公益信託法解説 -法律の全体像-

	認可	監督	終了
公益信託の受託者	主な認可基準（第8条） - 信託の目的 - 受託者・信託管理人の適正性 - 財務規律充足の見込み - 報酬の適正性 - 残余財産の規律 等	認可後は次のような事項を遵守しなければならない（第16条～第21条） - 財務規律の充足 - 公益信託報酬の支払基準どおりの支払い - 財産目録等の備置き、行政庁への提出 等	公益信託の終了事由（第23条） - 信託目的の達成・不達成 - 信託行為の定め - 公益信託認可の取消し 等
	欠格事由（第9条） - 特定の法令違反による刑罰を受けた者（受託者・信託管理人） - 受託者・委託者の親族等特別の関係のある者（信託管理人） - 信託行為の法令・行政処分違反 - 暴力団員等が支配するもの 等	公益信託の認可取消し事由（第30条） - 不正な手段による公益信託認可 - 暴力団員等による支配 - 行政庁の命令に従わないとき 等	信託の終了及び清算（第25条～第27条） - 終了・清算の届出 - 他の公益信託の受託者、公益法人等への残余財産の帰属 （信託目的の達成・不達成により終了した公益信託は類似の信託目的に変更して公益信託を継続することも可能（第24条））
	公益信託の変更には認可が必要（第12条～第15条、第22条） - 受託者・信託管理人の選任 - 類似の信託目的への変更 - 信託の併合又は分割 等 （届出）軽微な変更、受託者・信託管理人の辞任、解任 等		

20

新公益信託法解説 - 公益信託の定義 -

- ・ 公益信託法は信託法の特別法として、公益信託法上に規定する特則、読替え、適用除外を行う事項を除いて、信託法の規定が適用されることとなります。
- ・ 公益信託の受託者が行う公益活動を「公益事務」と定義し、法令上は公益信託の受託者が行う事務全般を指す「公益信託事務」との使い分けがされています。



公益信託とは (第2条第1項第1号)

この法律の定めるところによりする受益者の定めのない信託であって、公益事務を行うことのみを目的とするものをいう。

公益法人認定法の別表の「事業」と同様の「事務」を23項目列挙

公益法人における公益目的事業該当性と基本的に同じ枠組みで公益性について判断



公益事務とは (第2条第1項第2号)

学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務をいう。

別表（第2条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事務
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事務
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事務
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事務
- 五

21

参考 公益法人に関して公益認定の申請書の記載について①

公益法人における公益目的事業該当性

公益法人における公益目的事業とは「学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」をいう。

- ① 法人の掲げるその事業の「趣旨・目的」が、認定法別表各号に該当し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであることが求められる。
「趣旨・目的」だけでなく、それを担保するために「事業内容」及び「手段」が、
- ② 当該趣旨・目的を実現するためのものであること（事業の合目的性）を合理的に説明できること
- ③ 当該目的を実現するための事業の質（専門性や公正性、不利益発生排除など）が確保されていること
- ④ 特定の者又は特定の集団の利益に留まらないこと（受益の機会の公開など）
- ⑤ 事業内容に透明性があること
- ⑥ 営利企業等が実施している事業と類似する事業にあっては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があること が必要

公益信託における公益事務該当性

公益信託における公益事務とは「学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務」をいう。

公益信託認可における「公益事務該当性」の判断枠組みは、公益法人制度における「公益目的事業該当性」と基本的に同じ判断枠組みとなります。

22

参考 公益法人に関して公益認定の申請書の記載について②

公益法人の公益認定申請書で記載が必要な事項（公益目的事業の内容）

① 事業の趣旨・目的	ア：事業（及び法人）の趣旨・目的を記載する。 イ：アのほか、（i）事業の種類（別表該当性）についての説明 （ii）趣旨・目的の公表方法を記載する
② 事業の概要	①アに記載された趣旨・目的を実現するため、どのような類型の事業を、 どのような者を受益者を対象にどのような方法で行うかなどを記載する。 ※ 当該事業に付随して小規模に行う事業については事業計画等への記載を前提に記載不要
③ 受益の機会	事業の受益の機会（応募要件、参加要件等）について記載する。受益の機会を特定の集団に限るような場合には、当該制限を付す理由及び当該制限によっても、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することになる理由を記載する。受益の機会が開かれていることが明らかであれば記載不要。
④ 受益者の義務・受益の条件	受益者の義務（受益の条件（対価・その設定方法など））及びその公表方法について記載する。社会通念に照らして当然の義務・条件は記載不要。
⑤ 事業の合目的性の確保の取組	ア 受益者等の選定方法、イ アのほか、具体的な事業内容が、①の趣旨・目的に適合することを確保するための取組、ウ 事業の実施による不利益を排除する取組を記載する
⑥ その他	事業の公益性を確保するために、法人が特に講ずることとしている措置を記載する

公益信託における公益事務該当性を判断するため、公益信託認可申請書に記載が必要な事項としてどこまでを求めるかが問題となります（府令第3条等）

23

新公益信託法解説 -主な公益信託認可の基準-

- ・ 公益信託認可の基準（全13基準）の適合性について、行政庁が審査を行います。

	内容 	ポイント 
受託者要件 （第8条第2号）	公益信託事務を適正に処理するのに必要な「経理的基礎」及び「技術的能力」を有すること	法人か個人かにかかわらず、必要な能力があると認められれば、受託者になることが可能
信託管理人要件 （第8条第3号）	受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な「監督」をするのに必要な能力を有すること	公益事務の内容等に応じて、必要な監督能力があるかが審査される
特別の利益供与の禁止 （第8条第5号）	委託者、受託者、信託管理人及びその関係者等に対し特別の利益を与えないこと	信託財産を用いて、関係者に特別の利益を与えることを禁止
帰属権利者 （第8条第13号）	類似の目的を有する公益信託、公益法人等又は国・地方公共団体を帰属権利者とする	一度公益信託に拠出された財産は、公益のために必ず使われるよう担保（委託者等には戻らない）

24

新公益信託法解説 - 主な公益信託認可の基準（財務規律） -

- 公益信託の信託財産は、公益目的に活用されるべきものであり、それが死蔵することなく、適正に活用されることを担保する観点から、公益法人認定法を参考に財務に関する規律を設けています。信託の特殊性を踏まえた具体的な要件は検討中です。
- ただし、信託財産が滞留することが見込まれない特定資産公益信託(※)については、財務規律の適用を受けないこととしています。

(※) 寄附で受け入れた金銭を切り崩して金銭の助成等を行う公益信託

内容 	ポイント 
中期的 収支均衡 (第8条第8号)	単年度の収支ではなく、中期的期間においてその均衡が図られるようにすることが求められる。
公益事務割合 (第8条第9号)	公益事務を実施することのみを目的としていることから、報酬等の管理費が過大にならないための規定。
使途不特定財産の保有規制 (第8条第10号)	使途不特定財産額とは、公益信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない信託財産を指す。

25

新公益信託法（作成書類関係）

公益信託の受託者が作成する書類で会計処理が問題となるもの

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 財産目録
- ④ 信託財産に係る帳簿
- ⑤ その他【内閣府令・法務省令】(P)で定める書類

【問題となる点①】

発生主義を前提とした会計処理について、どこまで簡便な処理を可能とするか

【問題となる点②】

特定資産公益信託の取扱い(特に発生主義・純資産関係)

信託法（平成十八年法律第百八号）
（会計の原則）

第13条 信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
（帳簿等の作成等、報告及び保存の義務）

第37条 受託者は、信託事務に関する計算並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を明らかにするため、法務省令で定めるところにより、信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 受託者は、毎年一回、一定の時期に、法務省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他の法務省令で定める書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

信託管理人による計算書類の承認手続については検討中

26

新公益信託法解説 - 財務規律（中期的収支均衡）イメージ -

- ・ 収支均衡の判定に当たっては、損益計算書に計上すべき、一般純資産に係る経常収益等を収入とし、一般純資産に係る経常費用等を費用として年度剰余額又は年度欠損額を算定します。
- ・ 収支の均衡が図られるべき中期的期間については、5年間とします。

年度剰余額又は年度欠損額の算定イメージ

当該信託事務年度の収入と費用を比較

収入 = 当該信託事務年度の経常収益の額
+ 当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額
(取崩額のうち公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く)

費用 = 当該信託事務年度の経常費用の額(※)
+ 当該信託事務年度の公益充実資金の積立額
(※)費用を二重計上しないよう、公益充実資金の取崩しや剰余金の解消策として取得した公益目的保有財産に係る減価償却費の額を除く。

【問題となる点③】

指定純資産と一般純資産に区別するか。

【公益法人との差異】

公益信託は収益事業等を行わないことから、収益事業等から収益を繰り入れない。

【公益法人との差異】

公益目的「事業費」でなく、管理費を含めた経常費用の額を費用として算定を行う。

【問題となる点④】

公益信託会計における減価償却の実施有無によって規定が変わり得る。

収入 > 費用 の場合

⇒ 収入－費用＝年度剰余額

収入 < 費用 の場合

⇒ 費用－収入＝年度欠損額

27

新公益信託法解説 - 財務規律（公益事務割合）イメージ -

- ・ 公益事務割合は損益計算書に計上されるべき、事業費／（事業費＋管理費）により算定します。
- ・ 公益事務割合の適正な水準の下限として設定される基準割合については、80%【P】とします。

【公益法人】公益目的事業比率

公益実施費用費①

= 公益実施費用額①＋収益等実施費用額②＋管理運営費用額③

【公益信託】公益事務割合

公益実施費用費①

= 公益実施費用額①＋管理運営費用額②

損益計算書

	公益	収益	法人
経常収益			
経常費用			
事業費	①	②	
支払助成金			
給与手当 等			
管理費			③
旅費交通費			
会議費 等			
経常収益費用差額			

【問題となる点⑤】

費用の割振りについて
・運営委員会開催費
・広告宣伝費
・業務委託費 等

【問題となる点⑥】

信託報酬の開示の在り方について

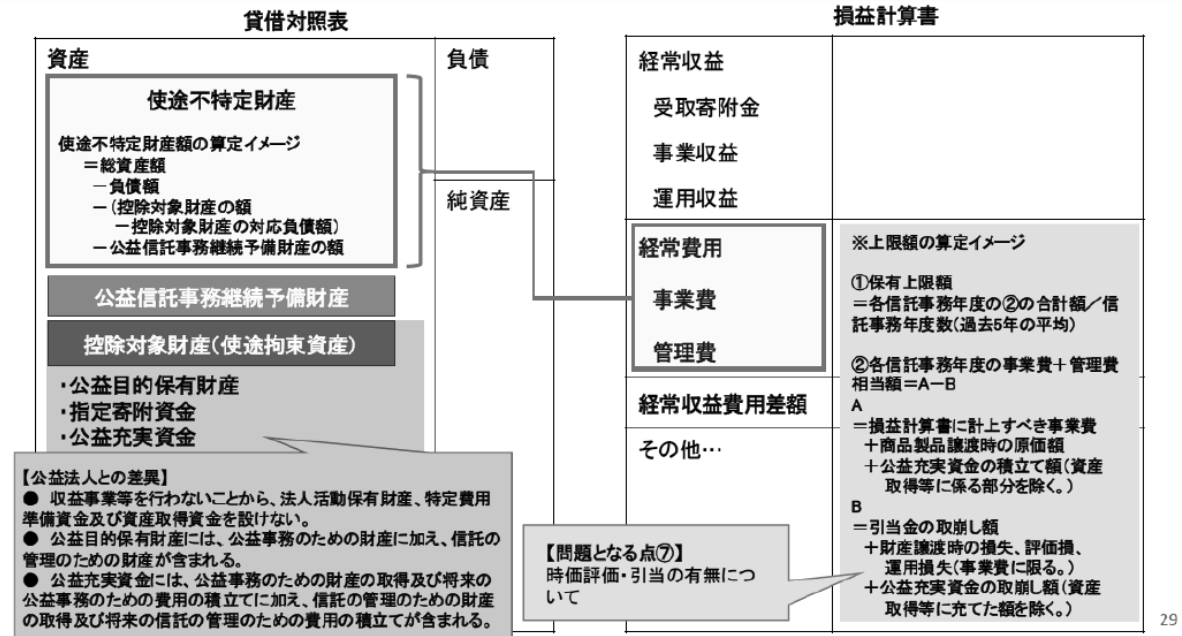
損益計算書

経常収益	
経常費用	
事業費	①
支払助成金	
....	
管理費	②
公益信託報酬	
....	
経常収益費用差額	

28

新公益信託法解説 -財務規律(使途不特定財産)イメージ-

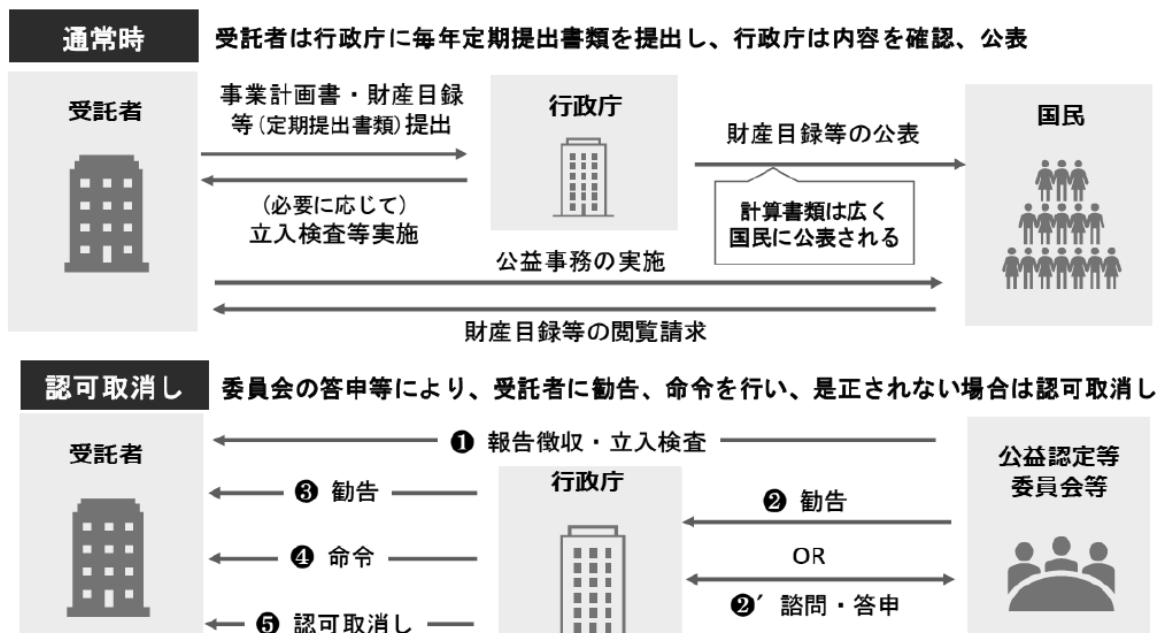
- 公益信託における控除対象財産は①公益目的保有財産、②指定寄附資金、③公益充実資金となります。
- 使途不特定財産の保有上限額は、損益計算書上の事業費+管理費を基に算定(※)します。



29

新公益信託法解説 -行政庁による監督-

- 公益法人と共通の行政庁が認可・監督することにより、一元的なプラットフォームでの情報開示や、認可取消し時にも公益法人と同様の手続きが行われることになります。



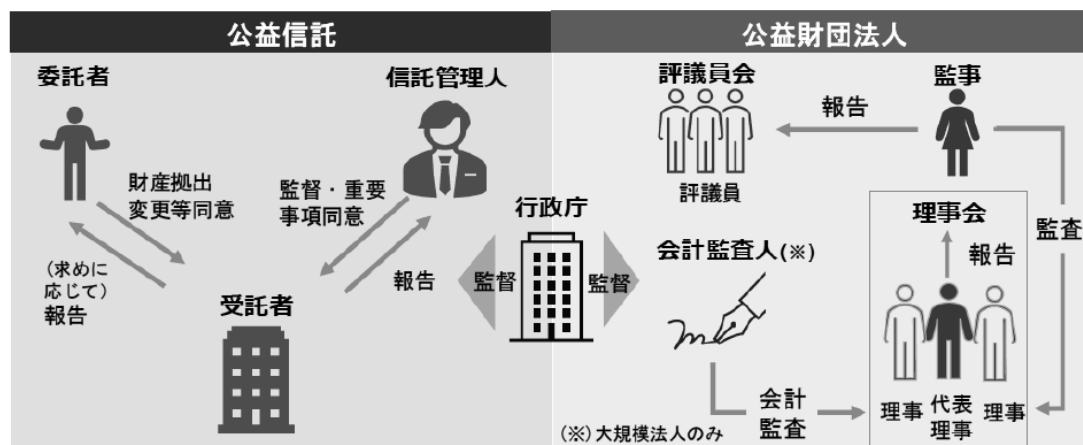
30

公益信託と公益財団法人の比較

主な相違点

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| ① 公益事務のみが実施可能 | 公益目的事業の他、収益事業も可能 |
| ② 委託者・受託者・信託管理人で設定可能 ^(※) | 理事・監事・評議員等が必要。また理事会等の機関や事務所の設置が必要 |
| ③ 信託行為に基づき、受託者が公益信託事務を処理 | 定款に基づき、法人の経営判断により、事業を実施 |

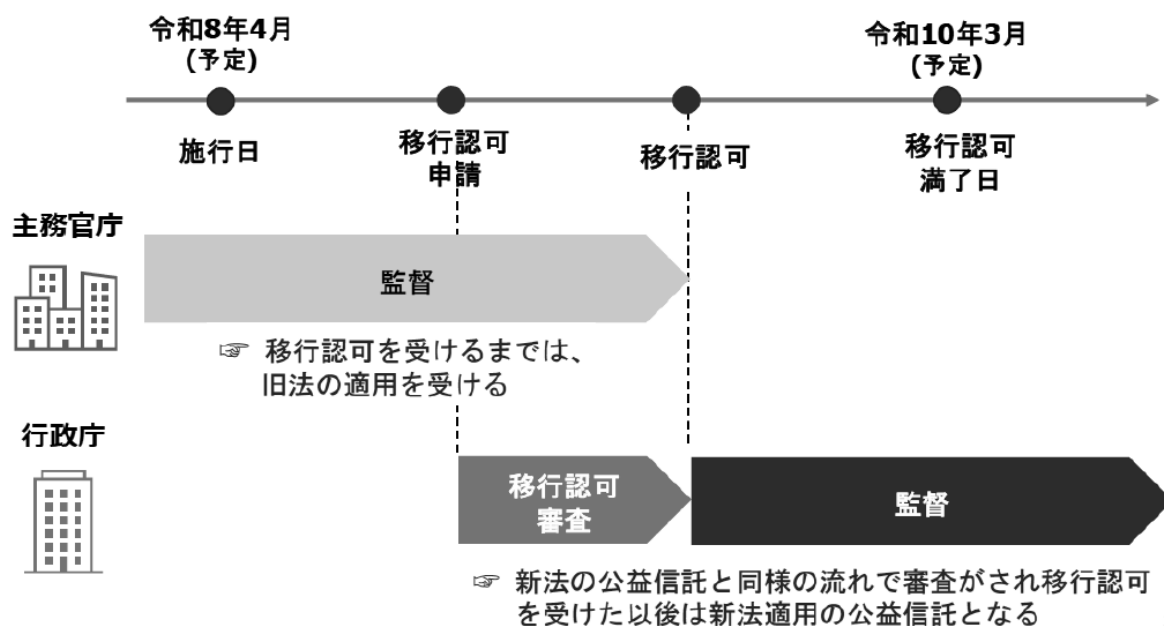
(※) 公益性確保のため、別途選考委員会等を設けることも考えられます。



31

新公益信託法解説 - 移行認可 -

- 現行の公益信託は、新法の施行日から2年の間に「移行認可」を受けて、新法の公益信託になることができます。
- 移行期間中に移行認可を申請しない場合、当該公益信託は終了することとなります。



32

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会 第2回



令和7年2月19日

内閣府公益認定等委員会事務局

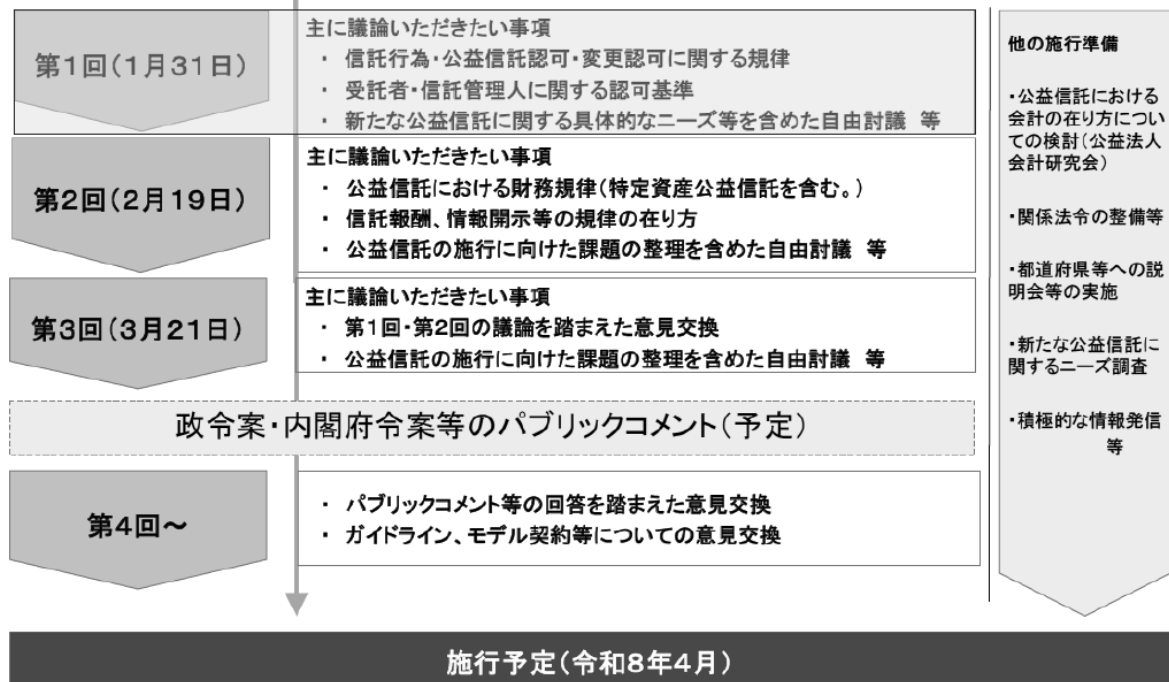
(仮) 内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」



目次

新たな公益信託制度の施行準備研究会の設置	p 3
本日主にして議論いただきたい事項	
全体	p 4
1 公益信託における財務規律関係	p 5
2 公益信託認可等の手続関係	p 12
3 第1回を踏まえた検討	p 22
4 公益信託における計算規則の考え方	p 25
5 自由討議	p 27

新たな公益信託制度の施行準備研究会の設置 -詳細スケジュール案-



3

本日主に議論していただきたい事項 -全体-

- 公益信託における財務規律関係
 - 一 公益事務割合の基準 (御意見をいただきたい点①)
 - 一 特定資産公益信託の規律 (御意見をいただきたい点②)
 - 一 公益信託報酬の規律 (御意見をいただきたい点③)
- 公益信託認可等の手続関係
 - 一 受託者・信託管理人の要件 (第1回を踏まえた整理)
 - 一 申請時提出書類・定期提出書類
 - 一 公益信託の開示の在り方 (御意見をいただきたい点④・⑤)
- 第1回を踏まえた検討
 - 一 信託契約書、認可申請、変更手続きの整理
 - 一 特別の利益を与えてはいけない関係者の範囲
- 公益信託における計算規則の考え方
- 自由討議

事務局提案に係る部分について広く御議論いただきたいが、特に御意見をいただきたい点は①～⑤(P8、10、11、19、21)として明示している。

4

1 公益信託における財務規律関係

一公益事務割合の基準

一特定資産公益信託の規律

一信託報酬の規律

5

1 公益信託における財務規律まとめ

- 公益信託の信託財産は、公益目的に活用されるべきものであり、それが死蔵することなく、適正に活用されることを担保する観点から、公益法人認定法を参考に財務に関する規律を設けている。（法第8条第8号～第10号、第16条、第17条・規第L条、第M条）
- ただし、信託財産が滞留することが見込まれない特定資産公益信託(※)については、財務規律の適用を受けないこととしている。（法第8条・規第C条） (※) 寄附で受け入れた金銭を切り崩して金銭の助成等を行う公益信託
- 使途制約のある寄附等について、説明責任等の観点から「一般純資産」とは別に「指定純資産」として区分することを認める。「指定純資産」の財務規律上の取扱いは公益法人に整合的に整理する。

内容

ポイント

中期的収支均衡

法第8条第8号
規第L条～第L+6条

公益信託事務について、収支の均衡が図られると見込まれること

単年度の収支ではなく、中期的期間においてその均衡が図られるようにすることが求められます。

公益事務割合

法第8条第9号
規第L+7条～第L+15条

公益事務割合が基準割合以上となると見込まれること

公益事務を実施することのみを目的とする公益信託について、報酬等の管理費が過大にならないための規定。

使途不特定財産の保有規制

法第8条第10号
規第M条～第M+4条

使途不特定財産が内閣府令で定めるところにより算定した額を超えないと見込まれること

使途不特定財産額とは、公益信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない信託財産を指す。

6

1 中期的収支均衡（第L条～第L+6条）

資料2-2 P47～64

- 収支均衡の判定に当たっては、損益計算書に計上すべき、**一般純資産**に係る経常収益等を収入とし、「一般純資産」に係る経常費用等を費用として年度剰余額又は年度欠損額を算定する。
- 収支の均衡が図られるべき中期的期間については、**5年間とする。**（府令第L条）

年度剰余額又は年度欠損額の算定イメージ

当該信託事務年度の**収入**と**費用**を比較

収入 = 当該信託事務年度の経常収益の額
+ 当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額
(取崩額のうち公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く)

費用 = 当該信託事務年度の経常費用の額(※)
+ 当該信託事務年度の公益充実資金の積立額
(※)費用を二重計上しないよう、公益充実資金の取崩しや剰余金の解消等として取得した公益目的保有財産に係る減価償却費の額を除く。

収入 > 費用の場合
⇒ 収入－費用
= 年度剰余額

収入 < 費用 の場合
⇒ 費用－収入
= 年度欠損額

【公益法人との主な差異】

- 公益信託は収益事業等を行わないことから、収益事業等から収益を繰り入れない。
- 公益目的「事業費」でなく、管理費を含めた経常費用の額を費用として算定を行う。
- 指定純資産区分を設けないことも可能。

【中期的収支均衡における純資産区分の取扱案】

- 純資産を「一般純資産」・「指定純資産」に区分のうえ、中期的収支均衡については、一般純資産について適用する。
- 委託者・寄附者が使途を定める指定純資産は、原則として(控除対象財産の要件を満たす場合には)、死蔵が想定されないため、本規律の適用はない。
- 運用収入、対価収入などは一般純資産と取り扱い、中期的収支均衡の規律に服する。

【公益信託の会計の在り方について】

純資産の区分・提出書類の作成の在り方、発生主義の適用の在り方、減価償却の実施等について、公益法人会計研究会で検討中。

7

1 公益事務割合（第L+7～L+15条）

資料2-2 P65～74

- 公益事務割合は損益計算書に計上されるべき、事業費／(事業費＋管理費)により算定される。（府令第L+7条）
- ※ 事業費(公益実施費用額)…公益事務の実施に係る事業費の額(府令第L+7条第1号)
管理費(管理運営費用額)…公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費の額(府令第L+7条第2号)
- 公益信託事務の規律の趣旨は、公益信託から適切に公益事務に費用が支出されることを確保することや費用倒れの公益信託の設定を避けることにあることから、公益事務割合の適正な水準の下限として設定される基準割合については、**80%**【P】とする。 ※純資産の財源区分の有無は公益事務割合には影響しない。

御参考【公益法人】公益目的事業比率＝
公益実施費用費①
公益実施費用額①＋収益等実施費用額②＋管理運営費用額③

【公益信託】公益事務割合＝

公益実施費用費①
公益実施費用額①＋管理運営費用額②

損益計算書

	公益	収益	法人
経常収益			
経常費用			
事業費	①	②	
支払助成金 給与手当 等			
管理費			③
旅費交通費 会議費 等			
経常収益費用差額			

損益計算書

経常収益	
経常費用	
事業費	①
支払助成金 運営委員会開催費 広告宣伝費 委託費	
管理費	②
公益信託報酬	
経常収益費用差額	

特に御意見を いただきたい点①

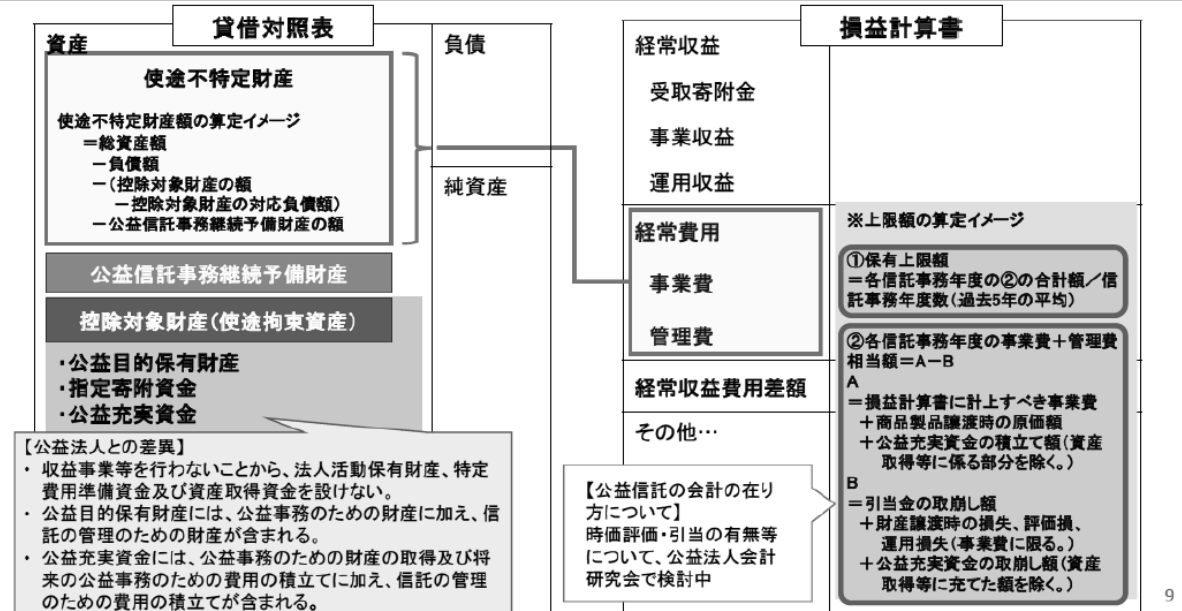
公益事務に直接供される費用について、使途を説明することで「事業費」として計上することを認めるという方針を前提に、公益事務割合を80%とすることについて、実務として対応可能な割合であるか。

8

1 使途不特定財産（第M～M+4条）

資料2-2 P75～89

- 公益信託における控除対象財産は①公益目的保有財産、②指定寄附資金、③公益充実資金となる。
※ 公益信託であっても、利子、対価収入等で財産が死蔵されないという要請はある。純資産の区分とは別に資産計上の問題として受託者側の決定を前提とする。
- 使途不特定財産の保有上限額（※）は、損益計算書上の事業費＋管理費を基に算定する。



1 特定資産公益信託（第C条）

資料2-2 P31～33

信託行為に定める事項（要件）

- 信託財産が寄附により受け入れた金銭又は預貯金、国債その他これらに準ずる資産（いずれも内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）に限られる旨
※ 信託財産の運用について、旧税法の特定公益信託において認められているもの（①預金又は貯金、②合同運用金銭信託、③国債、地方債等（旧法人税法施行令第77条の4第2項ニ）及びこれらに準じるものを想定している。
- 当該信託財産（その信託財産に帰せられる収益を含む。）について内閣府令で定める方法によってのみ支出する旨

特に御意見をいただきたい点②

財務規律が及ばない特定資産公益信託について信託財産の死蔵を防ぐ仕組み（支出方法：no2に関する規定追加）をどう考えるか。⇒ 第1回研究会において、案1について、現行法にない規定であり、規定を設けることは困難との意見あり

対応策の検討（支出方法）

案	Pros	Cons
案1 信託年度末の信託財産額の上限を定める方法（信託行為）	・基準として明確 ・上限は、委託者と受託者の合意等により柔軟に定めることが可能	・合理的な上限設定とその妥当性の判断が困難 ・上限を超えた場合の対応をどうするか ・現行の公益信託にない規律であり、委託者等への説明に時間を要する（移行の場面）
案2 信託財産から生じる利子等収益以上を支出する旨定める方法（信託行為）	・信託財産額に応じた支出のラインを定めることが可能 ・現行の公益信託にない規律であるが一律に明確な適用が確保される	・結果的に支出が出来なかった場合に、監督上の措置の対応となり得る

上記案1・2の付随的な案の検討

案3 追加信託等があった場合に事業計画にその旨織り込む方法	・個々の公益信託に応じた支出計画を策定することが可能	・少額の寄附等について支出計画を求めることの煩雑さ ・支出計画を出さない受託者への対応が必要 ・支出計画の妥当性の判断が困難である可能性あり
案4 信託管理人による監督指針を定める方法	・受託者や個々の公益信託の実態に沿った信託管理人の監督が可能	・信託管理人の能力に依存 ・監督指針の法的根拠が曖昧

10

法第8条第11号	公益信託報酬（公益信託に係る信託報酬及び信託管理人の報酬）について、内閣府令で定めるところにより、当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとにならないような支払基準を定めているものであること。
府令第G条	法第8条第11号に規定する公益信託報酬の支払基準においては、公益信託報酬の額又は算定方法並びに支払の方法及び形態【並びに公益信託報酬に含まれることになる費用に関する事項】を定めるものとする。
府令第L+7第2号	当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費の額（以下「公益信託管理費用額」という。）

公益信託報酬は当事者の合意事項であるが、公益信託においては、不当に高額なものとにならないような支払基準が定めらるることに加えて、公益性を担保するため一定の透明性の確保が求められるものと考えられる。

項目	特に御意見をいただきたい点③
公益信託報酬の支払基準の具体的内容	公益信託報酬の額又は算定方法、支払の方法、形態のほか、公益信託報酬に含まれることになる費用に関する事項や共同受託者間の報酬の定め方等を開示することについてどのように考えるか。
公益事務割合における公益信託報酬の規律	公益信託報酬は事業費又は管理費に相当する額が含まれることがあり得るが、「公益信託報酬」の名目で計上するものは管理費とするということはどうか。事業費に相当する費用は内容を明らかにした上で事業費に計上する扱いとする。例えば、受託者の使用人が、勤務時間の半分を当該公益信託の公益信託事務の処理に従事するようなケースで、その人件費相当額が事業費に相当する費用と評価できる場合には、その点を明示した上で、実費を事業費として計上することとする。

$$\text{公益事務割合} = \frac{\text{公益実施費用費①}}{\text{公益実施費用額①} + \text{管理運営費用額②}}$$

損益計算書

経常収益	
経常費用	
事業費	①
助成金	
人件費相当額	
委託費	
....	
管理費	②
公益信託報酬	
....	
経常収益費用差額	

80%？

20%？

11

本日主に議論していただきたい事項

2 公益信託認可等の手続関係

- 一 受託者・信託管理人の要件
- 一 申請時提出書類・定期提出書類
- 一 公益信託の開示の在り方

12

2 受託者要件（第D条）

資料2-2 P34～38

		第1回研究会 事務局案等	主な御意見等
経理的基礎	財政基盤の明確化	破産手続開始により受託者の任務が終了することや損失填補責任を負うこと等を踏まえ、信託財産だけでなく、受託者の固有財産についても一定の財政基盤を必要とすることはどうか。	・ 信託財産の分別管理を確り行うことを前提に、固有財産の財産基盤は不要ではないか。 ・ 破産状況にないことの表明程度でどうか。個人の資産状況の開示には抵抗があるのではないか。
	財産管理・経理処理の適正性	信託財産の分別管理は制度の前提であるが、固有事業と信託事務が共通・類似する場合の適正な経理の在り方について御意見いただきたい。	（研究会後御意見） 藤谷参与（参考資料1参照）
	情報開示の適正性	特に事業型の公益信託においては、信託管理人について士業等を求めるのはどうか。	—
技術的能力	適正な運営の仕組み	自然人が受託者である場合には、信託管理人による監督の権限を強化するほか、重要な意思決定には、1/3ルール（親族要件）を満たす合議制機関による同意を必要とすることはどうか。	・ 1/3 要件については慎重になるべき。受託者を複数にする、信託管理人について確りした者を選任する等、複数の選択肢を並べ、バランスを見ることも必要ではないか。
	専門家の関与	公益性確保のため適切な専門家の関与を求める。	—
	任務の存続可能性	（特に個人受託者）受託者の任務が終了した場合、適正な受託者を確実に選定できる手続き方法を信託行為等に定めることを求めるのはどうか。	・ 後継受託者を信託契約に予め規定できると望ましいが、短期間で終了する公益信託であれば必ずしも必要ではないのではないか。

第1回研究会を踏まえた整理

- ・ 固有財産の財産基盤については、法人・個人ともに債務超過を一定のラインとするが、公益事務の内容・個々の受託者の状況は考慮することとする
- ・ 個人については、財産調書（非公表書類）や源泉徴収書の提出を原則求めるが、士業等安定的な職業に就く者には求めない運用も可能とする
- ・ 特に個人が受託者になる場合のガバナンスの在り方は、引き続き検討を要するが、合議制機関を必置とはせず、公益事務の内容の公益信託全体の体制（共同受託、信託管理人）も踏まえ判断

13

2 信託管理人要件（第D+1条）

資料2-2 P39～40

信託管理人の監督能力に関する基本的な考え方について

- 適正な監督の仕組み（公益信託事務の内容及び受託者の能力等に照らして、当該公益信託の適正な運営を監督するのに必要な知識及び経験その他の能力の具備）
- 監督事務の継続可能性（存続期間にわたり、監督者としての任務を行う仕組みの確保）

第1回研究会を踏まえた整理

第1回研究会において、信託管理人の能力要件は、公益事務の内容、受託者の属性・能力等を考慮することとなるため、マトリックスでそれぞれどのような場合に要件が満たされるかといった整理が必要ではないかとの意見あり

【類型案】公益事務の類型と受託者の類型に応じた信託管理人の要件（イメージ）

	受託者の類型			
	①信託会社	②公益法人等	③NPO法人、一般法人、株式会社等	④自然人
① 寄附金等を主な収入源とする公益信託（助成型）	士業や経験等までは求めず、受託者からの説明に応じて判断	①公益信託事務の処理に要する費用の額が年間1億円以上：弁護士、公認会計士、税理士等 ②公益信託事務の処理に要する費用の額が年間1億円未満：営利又は非営利法人の経理事務を5年以上従事した者		①公益事務に関して、知見を有する者かつ ②信託財産の規模にかかわらず、弁護士、会計士等
② 寄附金以外に対価収入等を得る公益信託（事業型）	当該公益事務に関して知見を有する者が望ましい	①当該法人の事業と異なる公益事務を行う場合は、知見を有する者かつ ②信託財産の規模に応じて、弁護士、会計士等	①公益事務に関して、知見を有する者かつ ②信託財産の規模に応じて、弁護士、会計士等	※弁護士等の士業が受託者となる場合は、別途検討

（※）公益信託の類型と受託者の属性の類型で一律に信託管理人の要件が決まるものではなく、個々の事務内容や受託者の体制等によっても変わり得るものと考えられ、上記の整理は一般論としてのマトリックスであることに留意する必要がある。

14

2 公益信託認可と審査の方針まとめ(第B条等)				資料2-2 P14~23
公益信託認可基準の適合性についての確認は、特に「受託者・信託管理人要件」・「公益信託の存続可能性」について、公益法人の認定実務を参考にしつつも独自の整理が必要である。				
no	公益信託認可基準	主な確認書類(※)	論点等	
1	公益信託の目的	- 事業計画書、収支予算書(no3) - 別紙2「公益事務の種類及び内容」(P17)	別表該当性、公益事務該当性の判断は、公益法人と同様	
2	受託者の能力要件	- 別添「受託者要件及び存続可能性」(no6) - 財産目録(no4) - 別添「受託者の運営組織」(no7)	- 受託者の属性や公益事務の内容に応じた説明内容(P19) - 経理的基礎と存続可能性の重なり	
3	信託管理人の能力要件	- 信託管理人の略歴等(no8) - 就任承諾書(no9)	略歴、信託契約(職務)記載事項以外の説明内容	
4	公益信託の存続可能性	- 事業計画書、収支予算書 - 別添「経理的基礎及び存続可能性」	公益法人の認定基準ではなく、公益信託独自での整理が必要	
5	特別の利益提供(関係者)	- 認可申請時には特段なし - 定期提出書類:関係当事者取引を開示(P20/9)	関係者の範囲(P24)	
6	特別の利益提供(第三者)			
7	投機的な取引等の規制	信託行為(財産の運用は、必要的記載事項)	—	
8	中期的収支均衡	財務規律に関する説明書類(no13)	公益事務割合の基準(P8)	
9	公益事務割合			
10	使途不特定財産			
11	公益信託報酬の支払基準	別添「公益信託報酬の支払基準」(no14)	公益信託報酬の開示内容(P11)	
12	他の団体の意思決定の関与の規制	別添「株式等の保有状況」(no15)	—	
13	帰属権利者	信託行為(必要的記載事項)	—	

(※) 主な確認書類であり、記載がないものについても当然に信託行為も証拠書類となる。括弧内のnoは、P18の表のnoに対応する

2 公益信託認可申請書の記載事項イメージ 1

資料2-2 P2~3

申請書類		
書類名	提出の目的・理由	公表
公益信託認可申請書	申請書記載事項の特定。	
別紙1 公益信託の 基本情報	公益信託に関する基本情報について、公益法人Informationに掲載(予定)し、広く国民向けに情報提供を行う。	●
別紙2 公益事務の 種類及び内容	公益事務の内容に関して、別表該当性、公益事務該当性について審査を行う(8条1号・2号等)。	●

別紙1 公益信託の基本情報(案)

(1) 公益信託に関する事項

- ① 名称
- ② 公益事務の概要
- ③ 公益事務を行う都道府県の区域
- ④ 当該公益信託のHPアドレス(あれば)
- ⑤ 信託事務年度

(2) (代表)受託者に関する事項

- ① 氏名、住所、代表者名
- ② 電話番号、メールアドレス
- ③ HPアドレス(会社概要等あれば)

(3) 信託管理人の氏名

【共同受託者がいる場合】

(4) 氏名・住所・代表者名・HPアドレス

【御参考】公益法人における基本情報の開示

法人基本情報

法人の名称(フリガナ)	コウエイサイザンボウジンニッポンサイザン
法人の本拠地	公益財団法人日本財団
法人の住所	公益財団法人
行跡	内閣府
法人番号(JFN)	8019405009495
郵便番号	107-8404
主たる事業所の住所	東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル6階日本財団ビル605
代表電話番号	03-6229-5111
代表者の氏名	岸田 博平
ホームページアドレス	http://www.nippon-foundation.or.jp/
事業年度	04月01日~03月31日
事業の種類	男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成を目的とする事業
事業の概要	この法人は、国や民団を相手とし、公益の増進を目的とする見地から、国内外において、海外・船舶に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に努めることにより海に抱かれた我が国の発展に資し、あわせて社会福祉・教育・文化・観光・非営利の公益の増進を目的とする事業の振興に努めることを目的とする。

公益信託認可申請書の別紙については、申請書の一部を構成するものとし、記載事項の変更には原則認可が必要と整理(軽微なものは届出)

別紙1 公益信託の基本情報(HPへの掲載)について、開示内容に過不足がないか、特に受託者の情報の過不足がないか、受託者が個人の場合の開示の在り方について、御意見があれば、いただきたい

275.2 x 190.5 mm

16

2 公益信託認可申請書の記載事項イメージ2（法第7条第2項） 資料2-2 P2～3

公益信託認可申請書（イメージ）		別紙2 公益事務の種類及び内容（イメージ）
公益信託に関する法律第7条第1項に規定する公益信託認可を受けたいので、同条第2項の規定により、下記のとおり申請します。 記 1 受託者の住所又は主たる事務所の所在地 別紙1のとおり 2 信託管理人の氏名又は名称 別紙1のとおり 3 信託管理人の住所又は主たる事務所の所在地 別紙「公益信託●●基金信託契約書」第●条のとおり 4 公益事務を行う都道府県の区域 別紙「公益信託●●基金信託契約書」第●条のとおり 5 公益事務の種類及び内容 別紙2のとおり 6 その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項 別紙「公益信託●●基金信託契約書」のとおり		(1) 公益事務の種類及び内容 別表番号 ● 理由： 下線部：信託契約書には記載がなく、規程の引用又は受託者が補足するもの 事業区分 ● 奨学金 (2) 公益事務の趣旨・目的 「公益信託●●基金信託契約書」第●条（信託の目的）のとおり (3) 公益事務の概要 「公益信託●●基金信託契約書」第●条（公益事務）のとおり (4) 受益の機会について 「公益信託●●基金 奨学金給付規程」第●条のとおり、受託者のホームページでの掲載や対象の大学又は大学院での掲示等広く募集を行う。 (5) 受給者の義務・条件 ・学業成績等の提出を義務付け。 ・奨学金は給付型であり、返還の義務は負わない。 (6) 公益事務の合目的性 「公益信託●●基金信託契約書」第●条のとおり、公益信託●●基金選考委員会を設置し、受託者は、第●条の定めに従い受給者を決定する。 (7) その他 対象の大学、助成対象者、給付内容については事業計画書に記載し、実績を事業報告に記載する。

公益信託認可申請書（含む別紙）の変更には原則変更認可が必要（軽微なものは届出）

17

2 公益信託認可時の添付書類一覧イメージ（第B条）

資料2-2 P14～23

- 公益信託認可時には、認可基準の適合性や欠格事由の非適合性を確認するため、添付書類の提出が求められ、財産目録等（法20条4項）に該当するものについては、行政庁による公表が行われる。

	添付書類	根拠条文	提出が求められる理由	公表
1	信託行為の内容を証する書面（規程等も含む）	法7条3項1号	委託者・受託者間の基本合意事項（公益信託認可の範囲）、各種認可基準への適合性の確認	● ※2
2	許認可を証する書類	法7条3項3号	許認可（9条1号イ）の非該当性確認	
3	事業計画書及び収支予算書	法7条3項2号	- 公益事務該当性（8条1号等）に関する別紙2（P17）の証跡書類 - 受託者要件（8条2号）、公益信託の存続可能性（8条4号）への適合性の確認	●
4	予定財産目録	規B条2項1号		(●)
5	受託者固有の計算書類等	規B条2項3号		
6	受託者要件及び存続可能性※1	規B条2項4号		
7	受託者の運営組織 ※1	規B条3項5号		
8	受託者及び信託管理人の略歴等	規B条3項1号	受託者の技術的能力（8条2号）、信託管理人の能力要件（8条3号）の適合性確認	
9	信託管理人の就任承諾書	規B条3項2号		
10	合議制の機関の構成員の略歴等	規B条3項4号	公益事務該当性、受託者の技術的能力の確認	
11	納税証明書	規B条3項9号	滞納処分の非該当性（9条1号ロ）の確認	
12	委託者の承諾書面	規B条3項10号	公益信託認可に関する委託者の意思確認	
13	中期的収支均衡、公益事務割合、使途不特定財産 ※1	規B条3項5号	財務規律（8条8号～10号）への適合性確認	
14	公益信託報酬の支払基準	法7条3項5号	公益信託報酬規制（8条11号）への適合性確認	●
15	株式等の保有状況 ※1	規B条3項5号	他の団体への関与の規制（8条12号）の適合性確認	
16	確認書（欠格関係） ※1	規B条3項6～8号	欠格事由（除く9条1号）の非該当性の確認	

※1 網掛けの添付書類は、行政庁が様式を指定するもの ※2 委託者・信託管理人等の（氏名）住所等個人情報に配慮する必要がある

18

2 受託者要件に関する開示の在り方(第D条等)

資料2-2 P34~38

- ・ 受託者要件に関する開示書類として、信託業の免許申請時に求められる業務方法書(※)が参考になると考えられる(信託を業として引き受ける者と同等の体制は求めないが、記載事項は参考となる。)
- ・ 業務方法書は、信託財産の管理又は処分、分別管理の方法、信託業務の実施体制等の記載が求められている。

受託者要件		確認書類	説明内容(案)・確認事項等
経理的基礎	財政基盤の明確化	信託財産 事業計画書及び収支予算書(no3) 予定財産目録(no4) 受託者要件及び存続可能性(no6)	・ 事業計画書及び収支予算書の裏付けとして、寄附金収入の見込み(大口拠出者の予定等)や対価収入がある場合は、その根拠等【P】
		固有財産 受託者固有の計算書類(no5) 財産調書(no5) 源泉徴収票等(no5)	・ 債務超過を一定のラインとするが、基準を満たさない場合には説明を求め、内容に応じて判断 ・ 個人については、財産調書の提出を原則求めるが、士業等安定的な職業に就く者には求めない運用も可能
	財産管理・経理処理の適正性	受託者要件及び存続可能性(no6)	・ 口座管理の方法等分別管理の状況について説明
	情報開示の適正性	受託者要件及び存続可能性(no6)	・ 財産書類の作成プロセス(受託者内部でのチェック体制等)について説明(別途信託管理人の確認も触れる)
技術的能力	適正な運営の仕組み	受託者要件及び存続可能性(no6)	・ 公益信託事務を処理する体制について、組織(従事する人数等)や従事する者の能力、第三者に委託する場合には、委託先の能力、監督について説明
	専門家の関与	別紙2「公益事務の種類及び内容」	・ 選考委員会の設置等専門家の関与について説明
	任務の存続可能性	信託行為の内容を証する書面(no1)	・ 新受託者の選任プロセスに関する記載を確認(信託行為にない場合は別途説明)

特に御意見をいただきたい点④

- ・ 信託銀行等以外が受託者となる場合、囲み部分の説明内容に関して説明を求めることにつき、御意見をいただきたい。

(※)信託業法第4条第2項第3号、第3項等。信託銀行等は業務方法書の記載により、受託者要件の説明を兼ねることができると考えられる。

2 定期提出書類一覧イメージ(第N~N+1条)

資料2-2 P90~107

no	定期提出書類(含む添付書類)	根拠条文	特定資産 公益信託
1	事業計画書	規N条1号	●
2	収支予算書	規N条2号	●
3	資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	規N条3号	
4	財産目録(貸借対照表)	法20条2項1号	●
5	受託者等名簿	法20条2項2号	●
6	公益信託報酬の支払基準	法20条2項3号	●
7	信託財産に係る帳簿	法20条4項	●
8	計算書類(貸借対照表、損益計算書、信託概況報告等)	法20条4項	● (収支決算書)
9	受託者の運営組織に関する重要な事項	規N+1条1項1号	●
10	公益信託事務の処理に関する重要な事項	規N+1条1項2号	●
11	中期的収支均衡の書類	規N+1条1項3号	
13	公益事務割合の書類	規N+1条1項4号	
13	使途不特定財産の書類	規N+1条1項5号	
14	公益信託事務継続予備財産の書類	規N+1条1項6号	
15	指定寄附資金の書類	規N+1条1項7号	
16	受託者固有の計算書類等	規N+1条1項8号	●
17	納税証明書	規N+1条1項9号	●
18	信託管理人の承諾を証する書面	規N+9, N+10条	●

➡ 詳細26頁

➡ 詳細26頁

➡ 詳細次頁

※No16~18は財産目録等からは除かれ、公表の対象外であり、それ以外は公表される。網掛けは行政庁で様式を指定するもの

20

2 受託者の組織に関する重要な事項（第N+1条）

資料2-2 P92～94

受託者の組織に関する重要な事項について

（参考）公益法人の場合

趣旨	内容案	開示事項	
		1	2
	・ 受託者の透明性確保（国民に対して、受託者が何者かを示すことを目的とする。） ・ 認可基準に引き続き適合しているかの確認	・ 受託者の透明性確保（国民に対して、受託者が何者かを示すことを目的とする。） ・ 認可基準に引き続き適合しているかの確認	
		1	社員その他の構成員の数その他の状況
		2	評議員、理事及び監事の数その他の状況
		3	理事等の役員報酬、賞与等職務遂行の対価として公益法人から受ける額の合計額が二千万円を超える者がある場合には当該額及びその必要の理由
		4	会計監査人の有無及びその氏名又は名称
		5	職員の数その他の状況
	① 受託者の構成（株主、社員等）に関する情報 ② 受託者の役員等に関する情報 ③ 受託者の組織に関する情報（従業員数、組織図） ④ 受託者の財務に関する情報（決算書等の開示） ⑤ 受託者の事業に関する情報 ⑥ 受託者の職業に関する情報（個人の場合）	6	社員総会、評議員会及び理事会の開催年月日及び主な決議事項等
		7	情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況
		8	事業・組織の体系（複数の事業等がある場合）

特に御意見をいただきたい点⑤

- ・ 非公開会社やNPO法人等小規模な法人を念頭においた場合、株主（社員）情報の開示や決算書等の開示についてどう考えるか ⇒ 株主情報や公告事項を超えた決算情報等一般的に非公開の情報の開示まで求めるかどうか
- ・ 受託者が個人の場合の開示事項 ⇒ 個人情報に留意しつつ、職業等の開示を求めるかどうか
- ・ その他、受託者の透明性確保の観点で、開示すべき事項はあるか

受託者固有で作成する書類との重複⇒他法令の要請により作成、開示している場合は、当該開示場所（HPアドレス等）の開示をもって記載したもののみならず、複数の公益信託を受託する場合の手段を合理化することも検討する。例えば、上場企業等であれば①～⑤については、有価証券報告書等で確認可能と考えられる。（公益法人等の認定を受ける法人等も同様）

21

本日主に議論していただきたい事項

3 第1回を踏まえた検討

一 信託契約書、認可申請、変更手続きの整理

一 特別の利益を与えてはいけない関係者の範囲

22

3 信託契約書、認可申請、変更手続きの整理（第A～B、J～K条） 資料2-2 P2～5

信託契約書	認可申請書	変更手続き						
必要的記載事項 記載がなければ不認可となるもの （法第4条第2項第1号～第3号、規第A条第1～第5号、第7号等） <table> <tr> <th>公益事務に関する事項</th><th>信託財産に関する事項</th><th>当事者や職務に関する事項</th></tr> <tr> <td>① 公益信託の目的 ② 公益事務を行う区域 ③ 公益事務の内容</td><td>① 信託財産の受入れ、運用、支出等 ② 計算期間</td><td>① 委託者及び受託者の氏名及び住所 ② 受託者の職務 ③ 信託管理人の職務等</td></tr> </table> 相対的記載事項 当該行為等を行う場合、記載がなければ不認可となるもの （規第A条第6号、第8～10号、第12号、第14号） ① 公益信託の存続期間 ② 受託者が二人以上ある場合の代表受託者等 ③ 公益信託事務の一部を委託する場合の委託先等 ④ 合議制の機関を置く場合の当該機関の職務等 ⑤ 利益相反行為を行う場合の当該行為等 ⑥ 公益信託報酬 任意的記載事項 必要的記載事項、相対的記載事項以外の、契約書記載事項	公益事務に関する事項	信託財産に関する事項	当事者や職務に関する事項	① 公益信託の目的 ② 公益事務を行う区域 ③ 公益事務の内容	① 信託財産の受入れ、運用、支出等 ② 計算期間	① 委託者及び受託者の氏名及び住所 ② 受託者の職務 ③ 信託管理人の職務等	詳細17頁 別紙信託契約書のとおり	必要的記載事項 原則変更認可 （軽微なものは届出） 相対的記載事項 原則変更認可 （軽微なものは届出） 任意的記載事項 届出（軽微）
公益事務に関する事項	信託財産に関する事項	当事者や職務に関する事項						
① 公益信託の目的 ② 公益事務を行う区域 ③ 公益事務の内容	① 信託財産の受入れ、運用、支出等 ② 計算期間	① 委託者及び受託者の氏名及び住所 ② 受託者の職務 ③ 信託管理人の職務等						
信託契約書別紙 信託契約の細則として定めるもの（実施規程等）	信託契約書別紙 添付書類として提出	信託契約書別紙 信託契約の定めに基づき変更						

23

3 特別の利益を与えてはいけない者の範囲（政令第1条）

第1回研究会での御意見

- ・ 特別の利益を与えてはならない関係者の範囲が広すぎると思う。政令第1条に規定されていない者に対しても特別の利益供与が認められるものではなく、株式会社等も受託者になることや受託者・委託者・信託管理人のそれぞれの役割や立ち位置に応じて範囲を検討すべきである。
- ・ 特別な利益供与とは具体的にどういったことが明確化すべきである（※）。

- ・ 本規律の関係者に該当しない者であっても「特別の利益」を与えることが認められるものではない。
- ・ 当該関係者に該当する者との取引の有無等は開示することが求められる。当該関係者に該当する者が受給の対象となった場合であっても、公正な手続を経て助成金等を支給するような場合は、一般には特別の利益の供与に該当しない。
- ・ 委託者＝財産拠出者、受託者＝業務執行者、信託管理人＝監督者という役割を念頭に関係者の範囲を絞る方向とする。

	第1回事務局案	御意見を踏まえた整理案
1 委託者・受託者・信託管理人	当該公益信託の委託者、受託者（信託行為で定めた合議制の機関の構成員を含む。）又は信託管理人	当該公益信託の委託者、受託者又は信託管理人 ⇒合議制機関の構成員は削除
2 委託者・信託管理人が法人	業務を執行する役員（理事、取締役等）	委託者：業務を執行する役員⇒変更なし 信託管理人：削除（No1に留める）
3 受託者が法人	① 設立者、基金の拠出者 ② 業務執行を決定する機関（理事会等）の構成員 ③ 財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会等）の構成員※株式会社は総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人に限る。 ④ 監事、監査役若しくは使用人 ⑤ これらに類する者	① 削除 ② 業務を執行する役員（委託者と揃える） ③ 変更なし ④ 削除 ⑤ 変更なし ⇒ 財産の拠出者、監督者である監事等については、削除
4 1～3が個人の場合（親族等要件）	① 配偶者又は三親等内の親族 ② 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ③ 金銭その他の財産によって生計を維持する者	変更なし
5 委託者、受託者が法人	① その法人が事業活動を支配する法人 ② その法人の事業活動を支配する者として府令で定めるもの	委託者：左記①・②は規定せず 受託者：変更なし

（※）公益法人における開示基準等（経常収益等の100分の10を超える取引又は100万円を超える取引等）と平仄を合わせ、ガイドライン等に規定することも検討

24

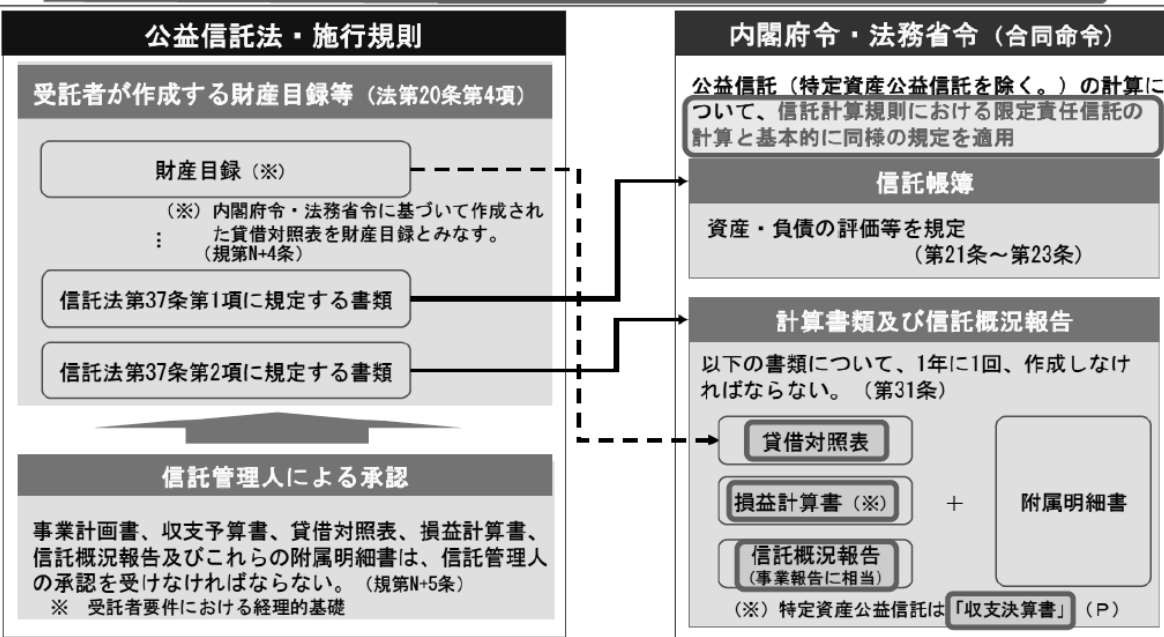
4 公益信託における計算規則の考え方

25

4 公益信託における計算規則の考え方

資料3-2

- 備置き、行政庁への提出が求められる書類である「財産目録等」(法第20条第4項)のうち、財産目録、信託法第37条第1項に規定する書類(信託帳簿)、同条第2項に規定する書類(計算書類及び信託概況報告)については、公益信託法施行規則(内閣府令)ではなく、合同命令(※)において信託計算規則に準じた形で、作成方法等を規定



(※) 法第33条第3項において、信託法の一部の規定の「法務省令」を「内閣府令・法務省令」に読み替え規定する命令を「合同命令」と呼ぶ。本ページ中、特記していない条項については、合同命令の条項を指す

26

5 自由討議

27

5 自由討議

1. 新たな公益信託において想定される利用例
2. ガイドライン等において定めることが望ましい事項
3. モデル契約書等を作成することが望ましい類型
4. その他施行にあたって事前に検討すべき事項

28

(1) 公益法人の会計に関する研究会「令和 5 年度報告書」に対する意見提出	141
(2) 認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)に 対するコメント提出	146
(3) 新しい「公益認定等に関する運用について」(公益認定等ガイドライン) (素案イメージ)のパブリック・コメントに対する意見提出	147
(4) 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を 改正する政令(案)」等のパブリック・コメントに対する意見提出	154
(5) 「公益認定法等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)(素案)」 等のパブリック・コメントに対する意見提出	162
(6) 公益法人の新しい「公益法人会計基準」および「公益法人会計基準運用指 針」のパブリック・コメントに対する意見提出	173

令和5年度公益法人の会計に関する諸問題の検討状況について（令和5年度報告書）の意見募集に関して、以下の通り、意見を提出する。

はじめに

まず、今回の会計基準の変更にに向けた検討案は、公益法人等に多大な負担が生じることになる点につき、十分な配慮をいただきたい。本表・注記の変更といえども、法人側には、会計ソフト購入の経済負担、人的面での研修や習熟のためのコストおよび時間等が非常に重いものとなる。法人実務に大きな変化が生じることには留意すべきである。多くの法人から、「法人に負担をかけないでいただきたい」「全体的に変更箇所を少なくしてほしい」との意見が寄せられている。

また、中小規模法人等の負担軽減の観点から、十分な経過措置を設けることは必須である。中小規模法人等については、十分な経過措置期間を設け、その間は従来の財務諸表でよしとすることも検討いただきたい。

1. 今般の公益法人制度改革に伴う会計基準の見直しの考え方について

【2P1(2)ア】「本表は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で」

「本表は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で」との基本的な考え方自体や、本表には管理会計や内部管理の事項を極力持ち込まない考え方には賛同する。

しかしながら、「わかりやすく、簡潔に」とは、公益法人の活動、財産状況を端的に示すことを求めているのではないかと。本表が簡素なものとなりすぎ、一見して情報量が少なくなり、注記を見ないと結局分からなくなっているとの意見が多い。公益法人の特有の情報は、本来、できるだけ本表で完結し、情報を分かりやすく表示すべきである。

一方、注記・附属明細書については、情報が多く、かつ情報項目の重複がみられる。様式例にある注記事項の追加項目（貸借対照表関係で3項目、活動計算書関係で5項目）の内容は情報としての有用性について再検討願いたい。また、注記、附属明細書、財産目録、定期提出書類の間で、重複した情報が多く、利用者の分かりづらさ・作成者の負担増につながることから、重複項目の削減を強く要望する。

【3P1(2)イ】公益法人会計特有の考え方の整理・見直し

公益法人会計は、公益法人特有の事業構造や財源構造に基づくものであり、その情報を開示することこそが重要である。他の非営利組織会計や企業会計とで共通する部分の標準化はあるとしても、公益法人“独特”或いは“特有”の事項は会計基準にあってしかるべきである。

2. 新公益法人会計基準における具体的な見直しの方向性について

【6P2(2)ア】貸借対照表の「使途拘束」の有無による区分、「指定純資産」と「一般純資産」の区分について

「使途拘束」の概念※について、当初の議論が修正され、「純資産の区分」ではなく、「資産の区分」と整理されたことに賛同する。しかしながら、「使途拘束」という用語自体は日本の実務でこなれておらず、また、使途拘束の区分の概念は、資源提供者による財源の区分とは異なることから、作成者や利用者の混乱を招きかねない。このため、使途拘束の区分の趣旨や用語の定義について、周知徹底することが不可欠である。

また、公益法人特有の「指定純資産」「一般純資産」（現行の「指定正味財産」「一般正味財産」）の概念

について、現行通り、財源としての「指定純資産」「一般純資産」の区分概念が残されたことに賛同する。

※ 『使途の拘束について、「法令に基づく控除対象財産としての位置付けを有する、内部資金の積立て又は外部の資金提供者により使途を指定された資源により得た資産に課された使途の制限」（資産の区分概念）と整理する。』

【7P2(2)イ】固定資産における「基本財産」及び「特定資産」の区分について

貸借対照表本表の区分については、資産の形態に基づく流動・固定区分のみとし、従来の「基本財産」「特定資産」の区分は必要に応じ注記で記載することとされたが、慎重な検討が必要である。

現行の固定資産を「基本財産」「特定資産」「その他固定資産」に区分することは実務で定着しており、法人が自由に処分できない財産を示すものとして意義があること、あえて変更する必要性がないこと等の意見が多い。また、この区分に基づく情報は、法人の実態を表すものであることから、注記でなく本表で表すべきであるとの意見が多い。

また、貸借対照表の流動・固定区分が「ワンイヤールール」となることで、「現預金」が膨らんで計上され、「投資有価証券」が突出して計上されることとなり、わかりにくくなる、かえって法人の実態を示さないことになる、との意見が多い。

一方、「基本財産」「特定資産」については、「基本財産」は一般法人法第172条第2項の規定があるものの、「特定資産」は法令に根拠がなく、今般「使途拘束資産」があらたに定義されたことから、「本表では不要」との意見もある。

また、貸借対照表の流動・固定区分（ワンイヤールール）では、貸借対照表の作成負担が軽減されること、監事監査等で残高証明書との一致等実在性が容易に確認できること等は肯定しうる。さらに貸借対照表を流動・固定区分とすることで将来的な財務諸表のデータベース化も可能となることも評価できる。

公益法人実務において定着してきたものだけに、この変更には多くの法人の納得が得られるよう、慎重な対応が必要である。

【8P2(3)ア】「正味財産増減計算書」から「活動計算書」への名称・記載内容の変更について

名称変更については、名称が適切かどうかについての説明が不足しており、多くの法人が納得できるような丁寧な説明が必要である。

一方、記載内容のうち、表示区分については、いくつかの問題点が指摘されており、その整理が必要である。

現行では、一般正味財産増減の部において収益・費用を認識しており、指定正味財産増減の部では収益・費用の認識が行われず、使途の指定された寄附金等をいわば預り金的に管理し、費消（指定解除）するときに一般正味財産に振替を行う処理が行われている。これが今回、指定正味財産から一般正味財産への振替処理を行わず、指定正味財産増減の部で直接、収益・費用を認識することに変更される。このため、これまで定着してきた実務を変更することに対する抵抗感には根強いものがある。

また、一般純資産（一般正味財産）と指定純資産（指定正味財産）の区分を注記により開示することはともかく、本表で公益法人全体、すなわち一般純資産（一般正味財産）と指定純資産（指定正味財産）とを合算して収益・費用を表示することへの違和感が大きい。指定純資産（指定正味財産）では経常収益額・差額の期ごとの変動が大きくなることが予想され、単純に合算すると、情報の利用者にはわかりにくくなる懸念がある。

特に、複数年度にまたがる使途の指定された寄附金等の受け入れについては、他にも、課題が残されている。「負債とまでは言えず」と整理され、「経常収益」と認識すべきとの考え方が示されているが、収益・費用の対応関係が示されなくなること、当年度の費用に対応しない多額の経常収益が計上されることへの違和感・抵抗感は強いものがある。期間配分にあたっては、「前受収益」のような収益の繰り延べ（負債的）な処理、「経常収益」でなく「経常外収益」とする扱い等の整理が考えられないかとの意見がある。多くの法人の納得が得られるよう、慎重な対応が必要であり、丁寧な説明が不可欠である。

【9P2(3)ア】費用科目の表示方法について

費用科目の表示方法について「形態別分類」と「活動別分類（機能別分類）」による方法が考えられる中、本表で「活動別分類」を採用すると整理されたが、慎重な検討が必要である。

従来通りで問題がなく、あえて積極的に変更する意義に乏しいとの意見が多い一方で、「活動別分類（機能別分類）」とすることが合理的であるとの意見がある。

「活動別分類（機能別分類）」を合理的とする理由には、本表の費用項目がより簡素になること、「指定純資産」「一般純資産」の内訳区分は「活動別分類（機能別分類）」であれば可能であるとみられ、「形態別分類」では困難であること等から、その作成が容易となること等が挙げられる。

なお、注記で「形態別分類」を併せて内訳表示させることとされたが、これについては、法人の作成負担が重く、特に小規模法人等では作成が困難であり、また「形態別分類」を区分する情報の有意性には疑問があり、見直しを強く要望する（活動計算書の内訳情報 注記⑤で後述）。

【10～12P2(5)ア】財務諸表に対する注記 貸借対照表の内訳情報について

① 会計区分別内訳

記載する項目として流動資産額、固定資産額、流動負債額、固定負債額、純資産額計と大きくくりの科目が考えられていること、また、作成方法は、翌期以降においても、公益法人の負担を軽減する観点から、期末に棚卸的な整理を行うことが「許容されるべき」とされたことは、いずれも、小規模法人等の負担軽減につながる施策であり、賛同する。

② 資産及び負債の状況

現行の財産目録に相当する情報を提供するものであることから、情報の重複について整理願いたい。

③ 使途拘束資産の内訳と増減額及び残高

法令に基づく控除対象財産と位置づけを有する、内部資金の積立又は外部の資金提供者により使途を指定された資源により得た資金（使途拘束資産）の内訳を示すものであるが、同様に、財産目録や②の資産及び負債の状況との情報の重複について、整理願いたい。

【12～16P2(5)イ】財務諸表に対する注記 活動計算書の内訳情報

① 財源区分別内訳

活動計算書の内訳情報として、一般純資産・指定純資産という財源別内訳情報を注記で示すものであるが、指定純資産において収益・費用の内訳を区分する意義については、その有用性に問題がある。また、指定純資産については、収益・費用の認識に未整理の事項が残されている。合理的な配賦基準に基づいて区分すること自体は可能であるが、そもそも現行では「指定純資産」において収益・費用認識がされていないところ、事業費以外でどこまで費用科目の区分が必要か、詳細科目の区分は負担が大きいとの意見が多い。

i 振替処理の見直しについて

振替処理の廃止については、賛否両論あり、報告書でも指摘されている通りである。振替の実務は定着しているだけに、廃止することへの抵抗感、反対意見は多い。

また、廃止の理由が「振替処理がわかりにくい」では十分な説明とは言えず、「振替処理が合理的でない」ことへの丁寧な説明が必要である。

課題の本質は、振替処理を行わないことで、指定純資産区分（現行の指定正味財産増減の部）で直接、収益・費用を認識されるようになることの方にある。これまで定着してきた実務を大きく変更するだけに、抵抗感には根強いものがある。

現行のように一般純資産区分で費用収益の対応関係を示すのか、一般純資産区分・指定純資産区分それぞれとその合計値で費用収益の対応関係を示すのかは、実務上だけでなく会計理論上、大きな問題となりうるため、前述の通り、指定純資産区分における収益認識の課題の整理や、複数年度にまたがる使途の指定された寄附金等についての課題の整理を望みたい。

ii 経常活動区分・その他活動区分について

「Ⅰ 経常活動区分」と「Ⅱ その他活動区分」の区分について、指定純資産区分において「経常外収益」の取扱いを再検討いただきたい。特に、複数年度にまたがる使途の指定された寄附金等については、費用・収益対応の原則から、当年度の費用に対応する部分以外は、「経常外収益」とすべきであり、「Ⅱ その他活動区分」のその他収益に計上すべきとの意見も多く、再度検討いただきたい。

② 一般純資産の会計・事業区分別内訳

一般純資産（一般正味財産）の部について、会計・事業区分別内訳を示すもので、現行の正味財産増減計算書内訳表に相当するものであるが、①の財源区分別内訳の一般正味財産の部と重複する部分がある。会計・事業区分別内訳の意義を踏まえ、重複情報の整理を検討いただきたい。

③ 指定純資産の内訳

指定純資産の部について内訳として使途の指定された外部資金についてその増減情報を示すものであり、特段の反対意見はない。

なお、26Pの様式例のうち、「当期増減差額」は列自体が不要であると考えられるため検討いただきたい。（増加額と減少額を記載していれば増減額はわかる。23P③と平仄。）

④ 控除対象財産(6号財産)の発生年度別残高及び使途目的計画

控除対象財産のうち、6号財産について、「元本と果実を分けて指定正味財産の発生年度別残高を注記すること」とし、様式例が示されたがこの内容に強く反対する。

「6号財産とされる果実は、相当の期間内に費消することが見込まれるものに限る」と規定されていることから、法令に従い、果実について、相当の期間内に費消するようにすることはやむを得ない。しかしながら、これを、発生年度別内訳の記載を求め、5年超6号財産の残高内訳別使途目的別計画の記載をもとめることは、会計基準によって期間の制限を付し長期にわたり注記に記載させ管理させるという負担を強いることであり、事前の規制そのものに他ならない。

寄附者の指定による待機資金の運用については、寄附者の意志が最優先されるべきである。指定正味財産に計上されている果実について引き続き指定純資産に計上することも可能とすることは当然として、果実の使途が資源提供者の意思によって定められている場合、いない場合、それぞれについて、果実を一般純資産に区分することの是非を、引き続き再検討いただきたい。

⑤ 事業費・管理費の形態別区分

役員報酬、給料手当等形態別の費用項目について一般純資産・指定純資産の区分計算を求め、さらに会計・事業区分別の内訳をも求めることは、法人の実務と大きく乖離しており、また計算の法人負担が多くなることから、⑤の様式例では、特に（2）指定正味財産（純資産）の部について、強く反対する。

指定のある寄附金・補助金・助成金の使途を、役員報酬、給料手当等の形態別に区分することは、現行の法人実務で行われておらず、細かな区分計算の意義が認められない。また、「形態別分類」による配賦計算は、計算負担が大きく困難であるとの意見が多い。

さらに、今般の公益法人制度改革においては、『指定正味財産』の「指定」における使途制約範囲の緩和が行われ、指定での使途の制約はおおまかなものも可となるものであり、この点にも留意すべきである。

【16P 2（5）ウ】その他の注記（財務規律適合性に関する情報）

財務規律適合性に関する情報について、注記又は附属明細書における開示を検討する必要があるとしているが、注記又は附属明細書の位置づけそのものを明確にして検討をすすめて頂きたい。注記又は附属明細書の負担が増えるため、定期提出書類の簡素化を望むとの意見が多い。

【16P 2（6）】附属明細書

注記又は附属明細書の位置づけそのものを再検討いただきたい。

【17P 2 (7)】財産目録

「法律上の財産目録の作成義務との関係も、制度上、整理する必要がある」とされており、趣旨に賛同する。

3. 財務規律適合性等に関する定期提出書類の見直しについて

【17P 3 (1)】公益目的取得財産残額の新たな把握方法

「財産残額を公益目的事業会計に係る貸借対照表の純資産額を基礎として算定する」との趣旨に賛同する。また「同会計の負債額は基本的には控除される」ことは当然賛同する。

この負債の取扱いについては、公益目的事業会計において法人会計等からの「長期借入金」「短期借入金」「未払金」等の負債として仕訳処理され、決算承認が行われている場合には、当然に控除されるべきである。やむを得ない理由に基づくもののみ控除を認めることとすべきとの考え方は、規制そのものであり、会計基準としては適正でないと考える。

【19P 3 (2)】各種別表の見直し

現行の定期提出書類における各種別表については、できる限り廃止・簡素化していくこととされており、賛同するものである。是非とも積極的に検討をすすめていただきたい。

特に、本表が簡素化される一方で別表や附属明細書で詳細情報が要求され、さらに定期提出書類における各種別表が廃止・簡素化できないとなれば、法人の負担が減少することにつながらない。

4. 引き続き検討が必要な事項について

【20P 4】引き続き検討が必要な事項について

令和6年度以降引き続き検討が必要であるとされたもののうち、「小規模法人の負担軽減を考慮した取扱い」については、是非とも積極的に検討をすすめていただきたい。

取扱いの方法としては、「原則的な取り扱い」とは別に「例外」とする或いは「作成対象外とする」等を検討いただきたい。具体的には、注記や附属明細書の作成免除や簡素化、定期提出書類の作成免除や簡素化の意見が多い。

なお、今後、「中小規模法人等」の定義を、金額規模や事業内容に応じ、検討いただきたい。会計基準そのものを、一律にすべての法人に適用させるのではなく、例えば企業会計における「中小企業における会計要領」が定めるように、中小規模法人等向けの合理的で簡便な会計処理を、検討いただきたい。

その他、令和6年度の検討においては、移行法人の取り扱い（財務諸表の様式等）、財務諸表のイメージについての更なるモデルケース（助成型・事業型、収益事業有無）の例示等を検討いただきたい。

以上

*上記意見書にある【〇P〇 (〇)】は、令和5年度報告書の該当ページをさす。

【注】 本意見書は、当協会の税制・会計小委員会、4専門委員会、民間法制・税制調査会における討議内容を事務局にてとりまとめたものである。また、当協会が2024年4～5月に実施した制度改正セミナー等における参加者（会員・非会員）からの意見や要望、さらには当協会相談室相談員、セミナー講師の先生方の意見も織り込んでいる。

実務界からの率直な意見をそのまま意見書に表記したため会計用語として正確性を欠いている点、多くの意見を追記したことから意見書として大部となっている点等については、ご容赦いただきたい。

本意見書が、新たな会計基準を策定する上で参考となれば幸甚である。

(公財) 公益法人協会 税制・会計委員会事務局 理事・業務部長 竹井 豊

認定法施行規則改正に係るパブリックコメント
(公益法人による納税証明書提出の一部不要化)に関する意見

2024 年 7 月 11 日
公益財団法人公益法人協会

公益認定法第 6 条第 5 号では、「国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの」を欠格事由としている。これを確認するため、公益法人は毎年度、行政庁へ「滞納のないことの証明書」を提出している。しかし、収益事業を行っていないなど、納税義務が当初から発生しない法人に対しても一律に提出を求める必要性は本来、低いと考えられる。実際、(公財)公益法人協会にも、助成財団や奨学財団を中心に、毎年度納税証明書を提出することにつき、疑念の声が毎年、寄せられていた。

内閣府が令和 5 年 12 月に発表した「令和 4 年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」によれば、公益法人総数 9,605 のうち、収益事業を行う法人は 46.2%（内閣府 34.0%、都道府県 50.7%）である。収益事業を行っていないなど、本来非課税の公益法人に対して、毎年度「滞納がないことの証明書」を求めるのは合理的でなく、適切な負担軽減策が必要だったので、今回のパブリック・コメント案に賛成する。

以上

公益認定等ガイドライン（素案イメージ）に関する意見募集についての意見提出について

2024 年 8 月 15 日

公益財団法人 公益法人協会

（法制・コンプライアンス合同委員会）

新しい「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン）（素案イメージ）に関する意見募集に関して、以下の通り、意見を提出する。

1. 総論

今回の全面見直しの背景として、「先例に従った対応が増加する一方、不認定や勧告など例外的な事例でしか判断の考え方が示されない」「不透明で予見可能性がないといった指摘を受けるに至った」「認定基準に係る指摘か、運営改善のための助言か分からない」等の認識が取り入れられたことに、大いに賛同する。

全般的な意見としては、次の通りである。

（1）「民間公益」について

公益認定法第 1 条に「民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっている」とあるように、「（各法人が自ら責任を持って）自発的に行う」ことが重要である。今回のガイドラインには、「民間公益活動が自発的に行われることにこそ価値がある」という基本姿勢がまず示されるべきである。国には、公益認定法の趣旨に鑑み、民間公益活動に対してのパラダイムシフトが求められており、そもそもその新しいパラダイム・新しい流れを共有することこそ努力を払うべきである。今回のガイドライン素案イメージでは、「民間公益活動の自由度が下がる」等の弊害が懸念されるため、見直しをお願いしたい。

（2）ガイドラインの位置付けについて

「見直しの方向性（1）（公益認定等ガイドライン見直しに向けた検討の方向性）」では、ガイドラインの位置付けについて「行政庁及び合議制機関は、特段の事情がない場合には、ガイドラインに沿った取扱いをすることを明記」「公益法人が業務を行うに当たり参考にするべき指針／公益法人の活動をチェックする国民の物差しとして利用されることを想定」としている。

しかしながら、ガイドラインが多義的なものとなると、具体的な個々の判断においてどの立場に立つかによって解釈が明確でなくなる懸念が生じる。ガイドラインはあくまでも「判断基準」と「考慮要素（具体的な判断基準が難しい場合）」（第 1 回有識者 FU 会合資料 4）でよいと考える。

また、ガイドラインは、あくまで法令のユーザーの予測可能性を高めるためにあり、法令が許容している範囲を超えて、ユーザーの自由を狭めるものであってはならない。以下に詳しく述べるとおり、今回の見直し案は、予測可能性を高めるがあまり、過度に詳細な解釈基

準や考慮要素を設けることにより、民間公益活動の自由を過度に制限するものとなりかねない。

さらに、100ページを超えるガイドライン素案イメージ本文の分量が多く、内容も表現が抽象的で難解、重複している部分も多くある。行政庁職員と法人の実務担当者双方にとって、日常業務の中で使いこなせるようなものとなっていない。実務担当者が使いやすいように「分量の削減」または「要約版」の作成公表により、現行ガイドラインからの変更の趣旨と内容をわかりやすく明確に解説いただきたい。なお、ガイドライン素案イメージに「行政における事務処理に当たっての留意事項（審査態度等）」が示されていることについては、公開されることは必要ではあるものの、分量との兼ね合いを踏まえ、本ガイドラインとは別に、行政事務の運営指針として定めるのが適当であるとも考えられる。

（３）ガイドラインの内容について

「見直しの方向性（２）（公益認定等ガイドライン見直しに向けた検討の方向性）」では、ガイドラインの内容について、「FAQや定期提出書類の様式等において定められていることも含め、ガイドラインにできる限り一元的に記載」とされており、FAQや各種手引き類の見直し・簡素化、廃止に賛同する。

特に、FAQや各種手引き類の中には、法律や政令・内閣府令に根拠をもたない数値基準（金額や期間の上限等）が記載されたり、実質的な法令解釈等が打ち出されているような記載がみられる。「撤廃」または「目安であることの明示」をお願いしたい。

一方で、ガイドライン本文については、法令等に基づくものであれば、根拠条文はすべて入れていただきたい。

（４）素案イメージにある「公益目的事業該当性」と「公益認定基準該当性」の定義について（２．各論 第２章で後述）

これまで公益認定法第２条第４号該当性が「公益目的事業該当性」、同第５条該当性が「公益認定基準該当性」と理解されてきたが、今回の素案イメージでは「公益目的事業該当性」の定義が見直されている。

公益目的事業が、公益認定法第２条第４号に規定する要件から成り立っていることは、法律上明確・明瞭であり、公益目的事業該当性を二要件以外の要件でその該当性を判断することはあってはならない。そもそも、公益認定法第２条第４号により、二つの要件（Ａ「認定法別表各号に該当する事業」であって、Ｂ「不特定多数の利益（不特定かつ多数の者の利益の増進）に寄与するもの」）に限定された趣旨は、民間公益活動の自由度の拡大のためである。民間公益活動の自由度が下がる等の弊害があってはならない。

したがって、新たに加えられた５項目について、内容の削除を望みたい。

また、素案イメージにあるチェックポイントは「不特定多数の利益の事実認定に当たっての判断基準」から「公益目的事業該当性の判断基準」に変更されている。また、チェックポイントには、「公益認定基準該当性」に相当するものや、「事後の監督手段で是正しうるもの」として整理可能なものも含まれている。従来通り、チェックポイントは「不特定多数の利益の事実認定に当たっての判断基準」とするべきであり、また、内容の再見直しを望むもの

である。

さらに、今回の見直しで、「原則、現在の判断の構造は維持する（30～31P）」こととなるのか、それとも、「新たな基準により判断の構造を変えるのか」については、重大な関心事項である。全体を通じて、前者の趣旨を守っていただきたい。

（５）経過措置について

今回のガイドライン素案イメージでは、経過措置についての言及が少ないが、必須である。特に公益法人会計基準や情報開示等、さらには外部理事の選任で候補者が難航する場合等には、施行予定の2025年4月1日や、2025年最初の社員総会・評議員会には間に合わない可能性がある。また、公益法人会計基準の見直しでは、会計ソフトの対応、職員の勉強が追いつかないと予想される。このため、例えば「施行日から3年間」とか「令和7（2025）年度については旧基準でも可」というような経過措置を是非とも設けていただきたい。

2. 各論

第1章 基本的事項（総則）

【第1節 ガイドラインの趣旨・目的等】

ガイドラインが多目的に使用されるとされたが、本来の趣旨は「判断基準」と「考慮要素（具体的な判断基準が難しい場合）」（第1回有識者会議FU会合資料4）であることを再確認したい。

特に、「行政庁（行政庁職員を含む。）及び公益認定等委員会（事務局職員を含む。）が職務を遂行する上での指針」において、「判断基準」と「考慮要素（具体的な判断基準が難しい場合）」を逸脱し、過度に公益法人のあるべき姿・高い規律を求めるような厳格な運用が行われることのないようお願いしたい。徒に高い規律を求めることは、却って、民間の公益活動を阻害しかねない。

【第2節 ガイドラインにおける基本的な考え方】

趣旨に賛同する。「法人が従うべきルールを一方的に設定し、これを押し付けることは慎む」ことの周知・徹底をお願いしたい。

一方、「令和7年度以降は、不祥事の増加も懸念される」は不適切な表現であり、削除願いたい。

【第3節 事務処理の原則】

趣旨に賛同する。ただし、「素案イメージのある公益目的事業該当性」と「公益認定基準該当性」の定義の明確化をお願いしたい。

【第5節 行政指導等（法に基づく勧告を除く。）】

「行政庁が必要と認める書類」に関しては、本ガイドラインに根拠のないものは該当しないこと、担当官の恣意的な運用にならないよう、徹底いただきたい。

第2章 公益目的事業該当性の判断

【第1節 チェックポイント（総論）】

公益目的事業（認定法2条4号）が二要件（A「認定法別表各号に該当する事業」であつ

て、B「不特定多数の利益（不特定かつ多数の者の利益の増進）に寄与するもの」から成り立っていることは、法律上明確・明瞭である。公益目的事業該当性（言葉を否定するものではない）の判断が、この二要件を離れてなされること、公益目的事業該当性を二要件以外の要件でその該当性を判断することはあってはならないと考える。

したがって、二要件以外に追加された①から⑤の要件に強く反対するものであり、削除を望みたい。

また、①から⑤の削除の必要性については、それぞれ以下の理由がある。

①から④については、これを用いず、従前の不特定多数の者の利益の増進に寄与という要件の判断要素であるチェックポイント第2の2項「上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点」記載の①及び②アからエの要素（東京高裁令和元年10月30日判決参照）を維持すべきである。

⑤の「営利企業等が実施している事業と類似する事業にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい」との要件は「不特定多数の者の利益の増進」に読み込むことは著しく困難である。ガイドラインの領分を超えている。

なお、⑤の前文にある「・・・政府部門や、・・・民間営利部門では十分に対応できない活動領域を担っていくことが期待されて」の表現は不適切であり反対する。削除を望みたい。民間団体が自発的に行うものであり、セクター間のすみわけが期待されるものでない。

さらには、①～⑤の要件については、法令に根拠を持たず、定義の不明確なものが含まれており、抽象的であるため、判断基準や考慮要素とされると、解釈の余地が広がり、ぶれが生じ、却って恣意的な運用になりかねず、裁量行政につながりかねない。（合理的説明、事業の質（専門性や公正性など）、事業内容の透明性、ふさわしい公益目的事業としての特徴等）。そうしたときには、公益法人にとっては「民間公益活動の自由度が下がり、結果として社会に有益な成果を提供できない」等の弊害が生じかねない。

【第2 申請書記載事項】

「（1）基本的考え方」において、「公益目的事業としての基本的考え方及び原則が申請書に明確に記載されていない場合には、公益目的事業としての外延が画されておらず、内容が不明確であるために、不認定となることがあり得る。」とされたが、「基本的な考え方及び原則」の記載場所、記載例を示していただきたい。

「（2）記入要領」において、「② 事業の概要」で「幹となる事業内容と類似する事業を営利企業等が行っている場合には、公益目的事業としての特徴を記載する」とされた。「幹となる」という用語が新たに定義されたが、この趣旨を明記いただきたい。また、前述（チェックポイント（総論））のとおり、「公益目的事業該当性」の判断基準とされた追加5項目は、削除を望んでいる。

また、「⑤ 事業の合目的性の確保の取組」について、具体的に記述いただきたい。

【第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準】

「公益事業を円滑に開始し、法人のチャレンジを促進する観点から、「事後チェック」の実施を前提に事前の審査は最小限とする。」との趣旨に賛同する。事前の審査から事後チェ

ックへの転換、さらには、指摘や助言こそが公益法人界が望んでいる事項であり、大いに期待する。

「(2) 事業の概要についての確認事項等」において、「幹となる事業の内容や事業構造にもよるが、概ね、幹となる事業の1割程度(単発の事業にあつては3割程度)を超える」とされたが、この幹となる事業の数値基準については、法令等に基づくものではなく、目安である旨を明記いただきたい。

また、「営利企業等による類似事業の実施状況を勘案して、高い税制上の優遇措置を受けるなどの社会的なサポートを受けて」の表現部分は、不要であり、削除を望む。

「(5) 事業の合目的性の確保の取組についての確認事項」において、「事業内容に応じた専門家の関与」とされているが、「専門家」については狭くとらえられることのないような運用をお願いする。また、選考等を行う場合は、原則として「選考過程における直接の利害関係者の排除」とされているが、外形的に判断することのないような運用を望む。詳細は、「第2節 具体的な事業類型ごとの当てはめ」【第2 現行17類型】で後述する。

「(6) その他横断的な注記事項」において、「【事例集】例えば、表彰等に係る「晴れ」の場としてパーティーの開催、重要な事業を遂行のために理解を得ることが不可欠な要人の接待、外部の関係者を招いて開催する会議における弁当の提供等・・・」とされたが、「要人の接待、外部の関係者を招いて開催する会議における弁当の提供」等の表現振りは、国際的な場面等を考慮すれば「食事、弁当等の提供」とすべきである。

【第4 変更認定事項と変更届出事項】

「(1) 基本的考え方」において、「事業内容を変更しても、公益目的事業該当性に変更がないことが明らかな場合には、変更届出となる。」とされたが、最終報告における「外形的に判断できるような基準」について、その記載を検討いただきたい。

【第5 監督に当たって特に考慮すべき事項(第4章監督 参照)】

「(1)、(2)に記載のとおり申請書の記載をベースに監督を行う」とされたが、(3) 事業の受益の機会について、(4) 受益者の義務について、(5) 事業の合目的性の確保も対象となるかについて確認したい。

「②法人の活動状況、法人の理事等の言動(法人外のものを含む)その他一切の事情に照らして、公益法人の主目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断し得る。」とされているが、「法人の理事等の言動」が何を指すのか定かではないが、民間ならではの自由闊達な活動や言論を制限するものと受け取られるおそれがあり、行き過ぎた規制であると考えられる。

【第2節 具体的な事業類型ごとの当てはめ】

【第1 奨学金事業】

《事業の財源との関係》で、奨学金事業における「寄附確約書」の取り扱いは、再検討いただきたい。「経理的基礎」を確認する手段として、自由意思が原則の寄附者側から「寄附確約書」を求めるのは過剰ではないかと思われる。「必要に応じ」とせず、レアケースに限定する運用としていただきたい。

【第2 現行17事業類型】

チェックポイントの内容には、「公益認定基準該当性」に相当するものや、「事後の監督手段で是正し得るものとして整理可能なもの」も含まれていると思われるため、内容について再度整理いただきたい

「(13)助成(応募型)」において、「基本的には、評議員は選考委員を兼ねないように指導を行う。」とされたが、実際の法人運営においては、知見や見識の高い方に評議員をお願いしており、かかる知見や見識は選考委員としての職務にも大いに役立つものであり、かつ評議員として法人の事情にも通じていることから、両者兼任のケースは多く、また特段の弊害も生じていない。法令上も明示的に禁止されていないのであるから、具体的にどのような弊害が生じるのか指摘するとともに、かかる弊害を防止するために必要最小限度に禁止の範囲を限定するようお願いしたい。

「(16)自主公演」「(17)主催公演」などにおいて、「事業の実施者・出演者を選考する委員会であれば・・・」とある处、「選考委員会が必置」と誤解されることが無いよう、例えば、「選考委員会設置を必須としない。」等の文言を入れるなどをお願いしたい。主催公演における出演者や制作スタッフの選定は、基本的には芸術家やプロデューサーによる作品創造の一部であり、選考委員会等の設置が実情になじまない場合があると考えられる。また、主催公演においても、芸術監督やプロデューサーのような特定の専門家に公演の選定を委ねる形式も十分な妥当性を持つと考えられる。

図表 【「公益認定申請書の判断基準(判断要素及びその他行政庁が必要と認める書類)＞(必要に応じ修正予定)】

51P～58Pの「公益認定申請書の判断基準」として、チェックリストが添付されているが、この利用方法を示していただきたい。申請法人において用いるチェックリスト(とくに右欄)と理解してよい。

第3章 法令解釈等

【第1節 認定基準等】

「(2) 経理的基礎及び技術的能力 (認定法第5条第2号)」について

「《経理的基礎 ① 財政基盤の明確化》」においては、「奨学金に係る事業など事業の確実な実施に必要な事業にあつては、最低限の財源が見込まれるかを確認することとし、必要に応じ、寄附等が確実に実施されることを示す文書(寄附を約束する文書等)の提示を求めるものとする。」とされている。この寄附金収入について、自由意志が原則の寄附者側から文書「寄附確約書」を求める取り扱いが再検討願いたい。あくまでも、法人側の資料提供やヒアリングにおける説明で判明しない場合でかつ大口である等により財政基盤を左右しかねないレアケースに限定する運用としていただきたい。通常は、認定後の事後チェックで足りると思う。

「《経理的基礎 ③ 情報開示の適正性》」においては、情報開示の適正性を「外部監査や監事を公認会計士が務めること」「経理事務の経験者等が監事を務めること」等について、行き過ぎた運用にならないような対応をお願いしたい。

また、「《技術的能力》」において、コンプライアンスの確保を「技術的能力」として定義するにあたり、行き過ぎた運用にならないような対応をお願いしたい。コンプライアンスに関しては法人の事業内容に応じて異なり、事前審査でなく、認定後の事後チェックで是正しようとする。

「(5) 公益目的事業の収入（認定法第5条第6号）」について

別途策定されるとされたが、『「指定正味財産」に繰入れられる寄附金の使途について最大で「法人の公益目的事業全体」とする指定も可能とし、寄附者の意思確認を容易化する』等、有識者会議最終報告において、ガイドラインで規定するとされた事項についての追記をお願いする。

「(10) 同一の団体の範囲（認定法第5条第11号）」について、

「親族関係等にある」は、「同一の団体に属する」との記述が正しいのではないかとと思われる。

【第3節 認定の申請等】

【第3 変更の認定（認定法第11条）】

趣旨に賛同する。ただし、「公益目的事業該当性に実質的な影響を与えない」との概念や「公益目的事業に該当することが明らかとの概念」は不明確である。このため、これらの概念が公益認定法第2条第4号に規定する二要件以外の要件を含むものではないことを明記し、これらの概念が拡大解釈され、独り歩きをされないことを望む。

第4章 監督

【第1節 監督の基本方針】

「事前審査を軽減化し、事後チェックの強化を図る」とされる一方で、「寄附確約書上の記載のみの確認に止める。」とされたが、前述の通り、「寄附確約書」は再検討いただきたい。公益認定法第5条第2号の「経理的基礎」を確認する手段として、自由意思が原則の寄附者側から「寄附確約書」を求める取り扱いは、行き過ぎた規制になりかねない。

【第3節 立入検査の実施指針（認定法第27条）】

「(1) 重点検査」と「(2) 点検調査」とされ、点検調査は、「過去の立入検査ないし定期提出書類等の確認において、特段問題が見受けられない法人に対して、一定のインターバルを置いて定期的実施する。」とされ、趣旨に賛同するものであるが、「点検調査」について、その内容の概要を示していただきたい。

以上

改正公益認定法に係る政・府令案に関する意見募集についての意見提出について

公益財団法人 公益法人協会
(法制・コンプライアンス合同委員会)
(税制・会計合同委員会)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令
(案)等に関する意見募集について、以下の通り、意見を提出する。

注. 以下の条文は、全て内閣府令案に対応しております。

○ (法第五条第十五号に掲げる者に準ずる者) 第4条及び第5条のそれぞれ第四号
〔条文〕

「三 第一号に掲げる者が法人である場合にあっては、その役員及び使用人

四 第二号に掲げる者が法人である場合にあっては、当該法人及びその子法人の役員及び使用人」

〔意見〕

社団法人に比して財団法人だけ「その子法人の」とされた。この趣旨を確認したい。財団法人を社団法人と同様にしても良いのではないか。

〔理由〕

改正認定法第5条第十五号に於いて一般法人法第2条第四号（および同施行規則第3条）の制約を受ける建付けになっているが、社団法人と財団法人で子法人に関する外部理事・監事の定義が異なっている趣旨を確認したい。

○ (軽微な変更) 第9条第三号ロ

〔条文〕

「事業の統合、再編、承継その他の変更であつて、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの」

〔意見〕

「内閣総理大臣が定めるもの」とされた条文の趣旨を確認したい。

〔理由〕

重要なものであれば、一覧性、予測可能性を高めるため、内閣府令に明記することが必要と考える。

○第二章第一節第二款 中期的収支均衡 第15条～第23条

〔意見〕

第16条から第22条までの規定ぶりは複雑に過ぎて理解が容易ではないため、府令の規定は、基本的事項あるいは例外的事項にとどめ、具体的な計算方法などはガイドラインで

例を示すにとどめ、基本的には法人自治に任せるべきと考える。

また、中期的収支均衡に関する数値にとどまらず、使途不特定財産額に関する数値、公益目的継続予備財産に関する数値、公益充実資金に関する数値などこれまで定期提出書類に依っていた情報について、財務諸表等に含めると、行政庁からの修正指示がなされた場合、監事に依る再監査や、理事会への再承認手続き等が必要となり、法人運営実務上の弊害が生じることが懸念される。このため、行政庁による修正指示等があった場合には、監事による再監査や理事会への再承認手続きを不要とする等を検討いただきたい。

【理由】

今回のパブコメ募集の参考資料「内閣府令案の概要」（A4 横長）P15 に「中期的な期間における収支状況は基本的に法人の経営判断」とあるとおり、いかにして中期的収支均衡を図るかは基本的に法人の経営判断に委ねられるべきものであるべきところ、府令であまりに詳細で、理解が難しい複雑な規定を置くと、かえって自主的な経営判断姿勢を阻害するだけでなく、各種誤りの誘発等の法人運営実務上の弊害が生じることが懸念される。また、中期的収支均衡の数値が、会計基準上の注記あるいは附属明細書等を構成することになれば、修正が必要な場合、財務諸表等の修正となり、理事会や社員総会／評議員会への再付議が必要となるなど、法人運営実務上の弊害が生じることが懸念される。

○（年度剰余額等の算定） 第 16 条第 2 項のただし書き

【条文】

「ただし、収入額が費用額を下回る場合において、年度欠損額を零とすることができる。」

【意見】

「年度欠損額を零とすることができる」とは、どのようなことを想定しているか、本条の趣旨を確認したい。

【理由】

赤字繰り越しを放棄することになると思われる。赤字継続法人の管理・事務負担軽減の趣旨かどうか確認したい。

○（年度剰余額等の算定） 第 16 条第 2 項第二号のイ

【条文】

「当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る経常費用（一般純資産に係るものに限る。）の額（公益充実資金の取崩しにより又は次条第一号に掲げる使途として取得又は改良した公益目的保有財産に係る減価償却費の額が含まれる場合には、当該減価償却費の額のうち、当該公益目的保有財産の取得又は改良に係る価額のうち当該取崩しの額又は当該使途に充てることにより解消額とした額に相当する部分の額を除く。）」

【意見】

当該条項を、同項第一号のロの()内の公益充実資金に係る事項とともに、選択可能とすることを検討いただきたい。（但し、一度選択したら変更不可）

その場合、「第 16 条第 2 項第一号のロを当該事業年度の公益充実資金（ 略 ）の取崩額

（取崩額の全部又は一部を第三十六条第三項第一号に掲げる財産（略）に係る資産の取得又は改良に充てた場合にあっては、当該公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良に充てた額を控除『することができる』。但し、その場合に限り、同項第二号イの（）内の公益充実資金に関する部分を適応する。）』とすることも含めご検討いただきたい。

〔理由〕

公益目的保有財産に充当される公益充実資金等の中期的収支均衡算定上必要であるが、現実問題として、公益充実資金等充当の当該公益目的保有財産の減価償却費相当額の控除を、償却完了まで毎年度継続（途中除却等を考慮すると、個別管理が必要）することとなり、毎年度多種類の固定資産を購入するような法人にとって、法人運営実務上の弊害が生じることが懸念される。

○（残存剰余額の解消） 第17条第1項第二号

〔条文〕

「公益法人が、災害その他の公益目的事業の実施が著しく困難となる事態として内閣総理大臣が定めるものにあつて、公益目的事業を実施するために必要な資金の不足（当該事態により資金の不足が生じた事業年度における欠損金（前条第二項に規定する年度欠損額の算定方法を基礎として内閣総理大臣が定める方法で算定した額）を補うために不可欠なものとして行った借入れに係る元本の返済 その返済に充てた額」

〔意見〕

「コロナ禍における運転資金不足による借入金の返済に関し施行前の赤字の一部考慮を検討。」とある処、当該条項で対処すると考えて良いか確認したい。

〔理由〕

今回のパブコメ募集に附帯する（A4横長資料）「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案について 内閣府令案の概要 参考資料」の10ページ末尾「※ 黒字・赤字の算定は新制度施行後から開始。ただし、「コロナ禍における運転資金不足による借入金の返済に関し施行前の赤字の一部考慮を検討。」とあることの確認。

○（残存剰余額の解消） 第17条第1項第三号

〔条文〕

「前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が行う公益目的事業の内容その他の事情を勘案し、当該公益目的事業の実施のために必要不可欠であるとして行政庁の確認を得た事項その事項に要した額」

〔意見〕

コロナ禍において、赤字資金の借入調達ができず、基本財産の取崩等で対応していた法人への救済策を検討いただきたい。

〔理由〕

コロナ禍対応に依る赤字資金借入金返済は前号で対応可能と思われるものの、実際には、金融機関と交渉した結果銀行借入ができなかった先が多く、実務界からの現実的な要

望である。

○（公益充実資金）第23条第1項第一号

〔条文〕

「一 公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は・・・」

〔意見〕

「一 公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は・・・」を、「一 公益目的事業に係る将来の特定の活動（いまだ認定されていない将来の新規事業を含む）の実施又は・・・」等、明示していただけないか。

〔理由〕

現行規則第18条 特定費用準備資金 第1項にも、「公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金（将来の特定の活動の実施のために・・・）」とあり、両者とも「将来の特定の活動の実施」と、同様の表記となっている处、有識者会議最終報告に云う「いまだ認定されていない将来の新規事業のための資金の積立て」が新ガイドラインで規定されるものと予想できるものの、新規則が現行規則と同様の表記であるため。

○（公益充実資金）第23条第1項第二号

〔条文〕

「公益充実資金に関する次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表していること。」

〔意見〕

インターネット等で公表することは情報公開として望ましいと考えるが、「その他の適切な方法による速やかな公表」とは具体的にどのようなものを想定しているか確認したい。

「書類の備え置きによること」も含まれると、理解してよい。

また、公表するにあたっては、数値が確定してからでないと現実的ではないため、「当該事業年度の終了後」「速やかに」ではなく、「決算確定後速やかに」としていただけないか。

〔理由〕

その他の適切な方法による速やかな公表について、その具体的な内容を確認するものである。

○（公益充実資金）第23条第1項第二号（注、公益目的事業継続予備財産と同様）

〔条文〕省略

〔意見〕

上記（公益充実資金）の意見に同じ

〔理由〕

第23条第1項第二号と同様の条項が、（公益目的事業継続予備財産を保有している場合の公表事項等）第37条第3項にある。上記理由と同じ。

○（公益充実資金） 第 23 条第 1 項第二号ホ

〔条文〕

「前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他内閣総理大臣が必要と認める事項」

〔意見〕

内閣総理大臣に委任するのでは無く、内閣府令に明記し、一覧性および予測可能性を高めることが必要と考える。

また、現行の特定費用準備資金の規定と同様「算定根拠」が残っているが、特定費用準備資金＋資産取得資金＝公益充実資金ということに止まらず、いまだ認定されていない将来の新規事業を含む将来の公益の充実のための資金という今回の制度改正趣旨に基づくと、公益充実活動の「内容」記載で充分ではないか。

〔理由〕

いまだ認定されていない将来の新規事業を含む将来の公益の充実のための資金という今回の制度改正趣旨に基づくと、公益充実活動の「内容」記載で充分ではないかと思われる。

○（公益充実資金） 第 23 条第 1 項第三号

〔条文〕

「公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手続が定められていること。」

〔意見〕

「特別の手続」について、具体的に何を指すか（現行同様、理事会決議が想定されるが）、明示していただきたい。

〔理由〕

実務手続きとして、法人自治か、或いは「理事会決議が望ましい」等の推奨手続きかどうかを確認したい。

○（公益充実資金に係る調整） 第 30 条第 1 項

〔条文〕

「各事業年度の公益充実資金の積立額に当該事業年度の末日における当該公益充実活動等（将来の特定の活動の実施に限る。）の所要額の合計額を『乗じて』同日における積立限度額で『除して』得た額を当該事業年度の公益実施費用額に算入する。」

〔意見〕

第 1 項を第 2 項と同様、「当該事業年度の公益充実資金の積立額（公益目的保有財産の取得又は改良に充てるために積み立てる額を除く。）を当該事業年度の公益実施費用額に算入する。」と規定せずに、『乗じて』『除して』とした趣旨を確認したい。

また、途中変更の必要がある場合（例えば、将来プロジェクトで計算機購入予定だったものを計算委託とする場合等）、過去の年度に遡って、公益目的事業比率を再調整するまでは求めない運用をお願い致したい。

〔理由〕

同条第1項に依って積立時に公益実施費用に参入される額は、将来、第2項に依って取崩時に公益実施費用から控除される額と、最終的には合致する建付けであると考えらるため。

○（使途不特定財産額の保有の上限額）第34条第1項ただし書

〔条文〕

「略 ただし、基準額を当該事業年度又は当該事業年度の前事業年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額とする合理的な理由がある場合には、当該額（略）を基準額とすることができる。」

〔意見〕

合理的理由を求める必要性を再度ご検討いただきたい。

〔理由〕

有識者会議最終報告においては、理由の明示は記載されているが、合理的理由までは求められていない。

○（使途不特定財産額）第36条第3項

〔条文〕

五〔略〕

〔号を削る。〕 参考：現行規則 五 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。次号において同じ。）であつて、当該財産を交付した者の定めた使途に従つて使用し、若しくは保有しているもの

六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であつて、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金（当該資金から生じた果実を除く。以下「指定寄附資金」という。）

〔意見〕

現行の5号財産について「号を削る」とされたが、5号財産の制度はなくなったものと理解してよいかどうか確認したい。その場合、これまで5号財産とされていたものは、全て1号財産（公益目的事業財産）と2号財産（法人活動保有財産）に振り替えを行う必要があるのかどうか確認したい。

現行6号財産について、「（第一号、第二号、前号又は本号に掲げる財産から生じた果実については、相当の期間内に費消することが見込まれるものに限る。）」は、改正後6号財産では（当該資金から生じた果実を除く。以下「指定寄附資金」という。）とされた。すなわち、6号財産には果実を組み入れること自体ができなくなったとの理解が正しいかどうか確認したい。また、1号財産・2号財産の果実は、相当の期間内に費消することが見込まれるものとの制約がなくなったと理解してよいか。

【理由】

控除対象財産の定義が見直されているため、この趣旨と内容を確認するもの。

特に、現行の5号財産や6号財産等の果実について、寄付者より果実を含めた指定があった場合、意思を尊重するうえで問題とならないかを確認したい。

○（公益法人の運営を行うため必要な財産）第44条

【条文】

「法第十九条第二項に規定する公益法人の運営を行うため必要な財産は、法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金及び指定寄附資金（法人活動保有財産及び指定寄附資金にあっては、公益目的事業の用に供するものを除く。）とする。」

【意見】

収益事業等を行わず区分経理を実施しない公益法人に於いて、法人活動保有財産が公益目的事業財産等から除外され、その結果、公益目的取得財産残額から除かれることとなり、収益事業等を実施しない小規模法人への配慮として評価する。一方、同条かつ書きに「（法人活動保有財産・略・にあっては、公益目的事業の用に供するものを除く。）」とある处、そもそも法人活動保有財産は公益目的事業の用に供されないのではないか。あるいは、公益目的事業との共用財産を指しているのかを確認したい。

【理由】

条文の文言の確認

○（事業年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類）第46条第1項第二号ハ

【条文】

「理事等の当該事業年度に係る役員報酬、賞与その他の職務遂行の対価（当該理事等が当該公益法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務遂行の対価を含む。）として公益法人から受ける財産上の利益の合計額が二千万円を超える者が存する場合には当該額及びその必要の理由」

【意見】

役員の個別報酬の開示は、「計算書類や事業報告の開示」でもよいと理解してよい。

【理由】

通常、計算書類や事業報告での開示が適切かと思われる。

○（事業報告等の提出）第57条第1項第二号

【条文】

「二 前号に掲げるもののほか、行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類」

【意見】

現行制度と同様の文言が残っているが、当該書類の具体的内容を確認したい。

【理由】

提出書類の定式化とともに、具体的な記載例をガイドライン等で示すことをお願いした

い。

○（公益認定等の基準に関する経過措置の特例） 改正認定法附則第5条第2項および第3項 適用の緩和措置

【意見】

外部理事、外部監事に関する規定は、この法律の施行又は当該公益認定の際現に在任する当該公益法人の全ての理事・監事の任期が満了する日の翌日から適用するとされている。

これに対して、2025年6月に理事・監事の全員が改選される法人等においては、新たに外部理事・外部監事の候補者を選出し就任承諾要請を得なければならない、このための時間が不足し、選任が間に合わない場合が懸念されている。また、定款変更等が必要（社員の中から理事を選任する、理事の総数が上限に達している等）、報酬規程の変更等が必要

（新たに選任する外部理事に対する報酬等）とするケースも生じている。このため、候補者の選任手続きをすすめている場合等においては、事情に応じて、1年間の猶予期間を検討頂けないか。

【理由】

多くの公益社団法人からの要望である。

以上

公益認定等ガイドライン(素案)に対するコメント(要望等)

公益財団法人 公益法人協会

法制・コンプライアンス合同委員会

税制・会計合同委員会

※ページ数は、特に記載が無ければガイドライン素案のページを示す

(該当箇所)p.24 最上行: 第1 公益目的事業とは

「マル6営利企業等が実施している事業と類似する事業にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があることを確認することが求められる(上記マル1からマル6の全てに該当することを「公益目的事業該当性」という。以下同じ。)」

(コメント)

上記マル6を「公益目的事業該当性」の要確認事項とするのは法令面等から見て無理があると思われること、また、公益法人が、より柔軟・迅速な公益的活動を展開していく上で、過度に自主規制的、抑制的になる恐れがあると思われることから、上記マル6について再度検討をお願いしたい。

上記マル6が残る場合、「確認することが求められる。」を、「必要に応じて説明を求める。」とすることをご検討いただきたい。

(理由)

前文に「あわせて、公益法人制度は、民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、機動的な対応が構造的に難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域を担っていくことが期待されて立法された制度である。…中略…。これらを踏まえると、」と、マル6に関する趣旨説明があるが、

(1) 法律の文言は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与」となっている(なお、認定法別表各号の事業への該当性はここでの問題と関連しないと解されるので捨象する。)。マル6の要件をこの文言の解釈上導くことができるか疑問である。営利企業においても不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することは可能である。

(2) 営利・非営利の区分と公益・非公益の区分は次元が異なるとされてきたところである。

(3) ガイドライン素案 p.23 の下から7行目「あわせて」から同1行目「これを踏まえると、」はマル6の根拠となっていると解される(以下「本件根拠」という。)が、本件根拠が認定法の立法の趣旨と整合するのか疑問である。注 18 で、旧民法下の取扱いが記載されているが、その後の認定法の制定時に営利企業の事業との競合に関する法令・ガイドラインは定められなかったと認識している。

(4) 本件根拠は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与」とどのように結びつくのか不明である。

(5) 本件根拠それ自体の当不当において、仮に営利企業の事業との類似性が社会的サポートを受ける上で所謂社会通念上疑問視される場合がありそれが存在しないことが市民社会からの一定の「期待」である(本件根拠自体「期待」という表現を用いるところである。)としても、それが市民社会全体からの期待であるかの論証、さらにその上で法律レベルで規制して応えるべき期待とまでいえることの根拠は示されていないと思われる。

(6) (5)の市民社会からの一定の期待は、もし仮に市民社会全体からの期待であるとしても、まずは定期提出書類による等の情報の開示により市民が監視することで応えるべきものではないかと思われる。そしてもしそれでも不都合があれば、認定基準という重い規律で対処するのではなく、まずは情報開示を強化する等のより緩い規律で対処するべきものであると思料される。

またさらにさかのぼっては他の基準(マル3、マル4、マル5)及び財務基準(営利企業の事業との関係で設けられているものではないと解される。)によっても応えることができる期待ではないとの論証もなされていないと思われる。

(7) マル6の要件で掲げる「類似する事業」「社会的なサポートを受けるにふさわしい(中略)特徴」という概念は内包・外延ともにあいまいである。適用にあたり恣意的に運用される可能性が少なからずあると思われる(その判断のために本件根拠そのものが用いられる可能性がある。)

(該当箇所)p.25 三つ目の○: 第2 申請書記載事項

「○事業の公益性等に関する説明は、従来、申請書の別紙2においてチェックポイントに該当する旨の説明及び事業を継続的に行うために必要な許認可等について記載を求めていたものである。これらについては、引き続き申請書への記載を求めるが、申請書記載事項とは扱わないものとする。」

(コメント)

様式集 p.8の[3]事業の公益性に関する説明に「区分ごとのチェックポイント」欄があり、これは正に「申請書」の重要な中身であると思うが、「チェックポイント」の説明は申請書記載事項として扱わないという理解でよろしいか。「チェックポイント」を申請書記載事項として扱わないならば、チェックポイントの記載の変更は、変更認定申請の対象にならないと理解してよいか確認したい。

(理由)

様式集 p.7の<申請書記載事項>との扱いの違いを記述する意味が不明であることと、ガイドラインを読む者、活用する者に混乱が生じる恐れがあるため。

(該当箇所)p.27 マル2事業の概要の上から1つ目の○: 第2 申請書記載事項

「○公益目的事業の内容を端的かつ簡潔に記載する。…中略…幹となる事業としてどのような種類の事業を行うか(例:検査検定、資格付与など)…」

(コメント)

「幹となる事業」は区分ごとのチェックポイント、すなわち「(1)検査検定～(19)主催公演」ごと

に、公益目的事業として括り、説明できるものでなければならないのか。「幹」中心の「公益目的事業」の中に、それを構成する複数の事業があり、さらに付随的事业が想定されるのか確認したい。

(該当箇所)p.27 マル2事業の概要の上から4つ目及び5つ目の○：第2 申請書記載事項・「○幹となる事業の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行う事業・・・中略・・・記載不要とする。」

・「○法人税法施行令第5条に掲げる事業(相応の対価が見込まれる場合に限る。)・・・中略・・・申請書への記載を要するものとする。

(コメント)

4つ目の○の「付随的に、小さな規模で行う事業」と、5つ目の○の「相応の対価」のメルクマールは何か(100万円ほどの収益か、全収益の1割程度を指すのか)確認したい。

(理由)

「付随的に小さな規模で行う事業」と「相応の対価が見込まれる事業」とでは、申請書への記載、不記載の実務上の扱いが異なるため。

(該当箇所)p.28 上から一つ目の○：第2 申請書記載事項

「○幹となる事業内容と類似する事業を営利企業等が行っている場合には、公益目的事業としての特徴を記載する。」

(コメント)

「類似する事業」が例えば、指定管理事業の場合、多くの先例が示している「特徴」とは何か。特徴の規模は問われないとの理解でよいのか確認したい。(なお、このコメントは上記「p.24 最上行(第1 公益目的事業とは)」へのコメントが容れられないときを前提とするものである。)

(該当箇所)p.30 (3)既に認定されている公益目的事業に係る申請書記載事項の取り扱いについて：第2 申請書記載事項

「なお、既存の公益法人の新しい申請書への切替えは、公益法人が、今後の変更認定の機会を捉えて行うことができるものとし、監督上、必要がある場合を除き、行政庁が、期限を定めて切替えを求めることはしない。切替を行わない公益法人が「公益法人の種類及び内容」として備置き・閲覧等の対象とし、行政庁に提出する書類は、令和7年4月1日に改訂される前の旧様式に記載するほか、軽微な変更として行政庁に届出を行う場合には、旧様式で変更を行う。・・・」

(コメント)

・軽微な変更として届け出を出す場合の旧様式とは現「変更認定申請・変更届出の手引き pp.43-48」のどこか確認したい(既認定された申請書を前提に、従前の様式により、変更する部分を記載して提出すればよいのか。)。また、その場合の添付書類の要否と、「要」の場合の添付書類(pp.118-119 にも関連)の提示を検討いただきたい(特に法人が公益目的事業該当

性に変化がない場合と判断の場合)。

・また、様式集にある提出書類に記載例を載せることを検討いただきたい。

・さらに、本件を含め、既存公益法人の新制度への移行手続きがガイドラインの関連個所に分散しており、また、現行の特定費用準備資金や資産取得資金(公益目的事業部分)の公益充実資金への移行などガイドライン素案に掲載されていない移行事項があり、それらを含め、ガイドラインの最後に(あるいは別途ガイドライン添付資料として等)、『既存の公益法人の新制度への移行手続き(内容、時期、様式)』として、まとめて記載(再掲でも構わない)することを検討いただきたい。

(理由)

軽微な変更として行政庁に届出を行う場合一般の扱いが、実務上、不明なため。また、本件を含め、既存の公益法人の新制度への移行手続きが、項目ごとに分散記載されており、実務上分かりづらい。

(該当箇所)p.39 上から4行目: 第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準

「なお、理事会等の構成に係る説明(第1節第2マル5ア参照)により、事業に求められる専門性や公正性が確保されると判断できる場合、選考委員会の設置は不要である。」

(コメント)

「理事会等の構成に係る説明(第1節第2マル5ア参照)により、」の部分を削除することを検討いただきたい。

(理由)

選考にあたり、選考委員会あるいは理事会等の組織体の関与が必要と誤解される可能性がある。例えば、公演の場合、ある期間、高い専門能力を有する(音楽)監督等に出演者決定等を委ねる場合があるのが実態である。したがって、原文の「理事会等の構成に係る説明(第1節第2マル5ア参照)により、」の部分は削除出来ないでしょうか。

(該当箇所)p.41 上から二つ目の○: 第4 変更認定事項と変更届出事項

「○具体的には、「第2 申請書記載事項」…(中略)…に変更がある場合は、原則として変更認定申請が必要となる。」

(コメント)

「チェックポイントは申請書記載事項として扱わない」となっているので(p.25の上から3つ目の○)チェックポイントの変更は基本的には変更認定申請の対象にならないと理解して良いか確認したい。

※ p.25 三つ目の○ (第2 申請書記載事項)に関するコメント内容と同様

(該当箇所)p.42 (3)緊急事態事態における対応: 第4 変更認定事項と変更届出事項

「○自然災害その他の緊急事態にあつて、…中略…行う事業については、申請書に記載されていない事業であるとしても、引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるとして、

届出とする。この場合は、事業内容、事業の成果等について事業報告に記載する。」

(コメント)

「緊急事態」において、定款記載の公益目的事業とは異なっても、短期間、対価収入がない事業を行う場合、公益目的事業として、届出し、事業報告に記載すればよいか確認したい。

(該当箇所)p.43 (1)事業の趣旨・目的について、一番目の○： 第5 監督に当たって特に考慮すべき事項

「○ 法人の事業(付随的事业を含む)は、法人が設定(国民に約束)した趣旨・目的に沿って、合目的的に実施されている必要がある。法人の活動状況、法人の理事等の言動(法人外のものを含む)その他一切の事情に照らして、公益法人の主目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断し得る。」

(コメント)

マル1素案イメージ意見募集の結果表では、「第4回ガイドライン研究会で回答済」とされているものの、議事録を読んでも該当箇所がよくわからない。この記載を盛り込む趣旨、狙いについての説明を検討いただきたい。

マル2「法人の活動状況、法人の理事等の言動(法人外のものを含む。)その他一切の事情に照らして、公益法人の主目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断する場合があります。」に変更することを検討いただきたい。

(理由)

マル1「理事等の言動その他一切の事情」と規定されると、何が一切の事情とみられるのか、どういふときの言動を判断されるのか、予見可能性の点から不明瞭のため確認を求めるものである。

マル2本件は、原文とは逆に「法人の目的が公益の増進で☆ある☆と判断し得る。」こともあり得る訳で、「…主目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断する場合があります。」等の方が価値中立的に読めるため。

(該当箇所)p.57 オの(黒ポチ2)： 第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(11)施設の貸与

「(黒ポチ2)公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。」

(コメント)

どの程度先行予約を考慮すべきか、施設貸与の社会常識的な先行でよいか確認したい。

(理由)

実際問題として、結果、使われない状況も生じている可能性があり、実務上難しい処もあるため。

(該当箇所)p.58： 第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(13)出資、一つ目の○

の2行目

「○…略…公益目的事業として行う出資は、経済的利益を主たる目的とはせず、営利企業が行う出資とは異なる公益目的事業としての特徴が必要となる。…略…」

(コメント)

「経済的利益を主たる目的とはせず、営利企業が行う出資とは異なる公益目的事業としての特徴」とは、どのような出資であるか確認したい。

p.27「マル2 事業の概要 ○ 公益目的事業の内容を端的かつ簡潔に記載する。マル1アに記載された趣旨・目的を実現するため、…略…公益目的事業の外延が明確にわかるよう記載する。」とある処、公益事業該当性マル6にも関わる事故、出資に関する「公益目的事業の外延」を、更に例示することを検討いただきたい(なお、このコメントは上記「p.24 最上行(第1公益目的事業とは)」へのコメントが容れられないときを前提とするものである)。

また、出資に対する公益事業該当性のチェックポイントには、認定基準としての審査事項として、以下を触れなくて良いのかご検討いただきたい。例えば、企業等の他の出資者に対する特別利益提供の可能性、出資時だけでなく適正な管理のための専門家(p.60 黒ポチ6)によるモニタリング体制の整備など。

(該当箇所)p.59 上から6行目: 第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(13)出資
「(i) 不特定多数の者の利益

当該出資が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。」

(コメント)

「主たる目的としての位置づけ」とは、公益目的事業相当の寄与する旨を定款等に記載するだけでよいのか。「適当な方法で明らかに」とは、数値的に示す必要があるのか確認したい。

(該当箇所)p.59 上から10行目: 第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(13)出資

「(黒ポチ2) 条件

ア 出資の条件等が公益目的として設定された事業目的に合致しているか。営利企業が行う出資と区別されるような公益目的事業としての特徴があるか。」

(コメント)

「条件等が公益目的として設定された事業目的に合致しているか」とは、妥当な期間など、目的との整合性の説明が求められる。他の出資者との条件バランスから特別な利益提供か否かの判断は、公益目的事業該当性ではなく、認定基準該当性として問われるのか確認したい。

(該当箇所)p.59: 第2 19 事業区分ごとの公益目的事業のポイント、(13)出資

「(黒ポチ2) 条件

イ 出資時点だけでなく、出資による持分を保有している間において、公益目的事業として出

資する意義が継続される仕組みとしているか。

中略

そのため、出資先の事業内容を継続的に把握し、公益目的事業として出資する目的が達成された場合や、出資の意義が損なわれた場合に、適切に対応できる仕組みが必要である。」

(コメント)

「適切に対応できる仕組み」とは何を意味するのか。エグジットの撤退リスクに対する方針に関する理事会の経営決定の確認が必要ではないかご検討いただきたい。

さらに、JANP 黒ポチ1A(休眠預金)の資金分配団体が有する管理・評価を含めた機能が必要ではないか検討いただきたい。

(該当箇所)pp.74-75: 第2 19事業区分ごとの公益目的事業のポイント

(13)出資に関するチェックポイントが見あたらない。

(該当箇所)p.96 3段落目: 第1 公益認定基準 イ. 役員報酬額の開示・公表について

「なお、あくまで法人の説明責任を求めるものであり、後述ウに記載の場合を除き、当該水準を超える報酬を否定する趣旨ではない。例えば、…略…国・国際機関や大企業の長等と高度な折衝を行う役員など、…略…。」

(コメント)

云わんとする処は理解できるが、例えば、日々の高齢者・障害者と機微な対応・接遇すること等との違いの説明が難しいと思われ、例示としての適否をご検討いただきたい。

(該当箇所)p.98 最後の○: 第1 公益認定基準 (14)理事、監事の外部からの選任

「一方で、突発的に収益及び費用・損失が3000万円以上になった法人…」

(コメント)

収益・費用等が毎年度3000万円を前後する小規模法人にとって、法の定めから、どのようなスタンスで選任手続きをとればよいか確認したい。

(理由)

1～2年ごとに相応しい人を検討することは小規模法人にとって負担であるため。

(該当箇所)p.99 上から一つ目の○および二つ目の○: 第1 公益認定基準 (14)理事、監事の外部からの選任

(以下、外部理事・外部監事共通)

「マル3-1 公益財団法人である場合は、その設立者でない者(同条第2号)

-2 設立者が法人である場合は、当該法人又はその子法人の役員又は使用人でない者(同条第4号)」

(コメント)

公益財団法人における外部理事・外部監事の要件として上記の通りであるが、以下の事例を

踏まえ、「設立者」の定義を明確にしていきたい。

設立者を設立趣意書で確認する場合、

- ・設立趣意書で、〇〇〇〇(個人名)××××(団体名と役職)と併記されている場合、「個人」と認識してよいか確認したい。

- ・××××(団体名)が、法人格のない任意団体の場合は、法人ではなく、代表する個人と理解してよいか確認したい。

(理由)

外部理事の要件を規定する認定法施行規則第4条第2号および第4号について、公益財団法人における「設立者」が個人か法人(法人格のない任意団体の場合)かについての判断基準を確認するものである。

(該当箇所)p.132 下から5行め: (7)代表理事の選定方法

「仮に、代表理事が1名のみの法人において、代表理事が任期の満了又は辞任により退任したとしても、当該代表理事は、後任の代表理事が選定されるまでの間、なお代表理事としての権利を有するだけでなく、義務を負うこととなる。」

(コメント)

法人法79条の定めはあるものの、「代表理事の地位は、当該代表理事が理事の地位にあることを前提とする。したがって、理事及び代表理事が退任し、代表理事の員数が欠けた場合であっても、理事の員数を欠かないため理事の権利義務を有する者とならないときは、代表理事の権利義務を有する者とはならない。」※と考えられており、ガイドライン(素案)の記述振りに一筆加えることをご検討いただきたい。

(理由)

※「一般社団・財団法人の登記実務」【第2版】杉浦直紀・希代浩正著、発行者 公益財団法人 公益法人協会 参照

(該当箇所)pp.139-140: ウ剰余金の解消策(i)の最終段落

「剰余額の解消策として金融資産を取得する場合には、剰余金が単に金融資産に形を替えて活用されずに死蔵されることを防ぐ必要があるため、過去に公益目的事業を継続するためにやむを得ず取り崩した公益目的保有財産を回復する場合、公益目的事業のために直接財産を費消することと比較して、中長期的に同程度以上の公益目的事業の拡大となることが見込まれる場合など、・・・以下略」

(コメント)

公益目的事業の基盤の安定化・成長のため、引き続き優秀な人材等を安定的に確保するための人件費等を確保できる合理的な財源づくり(果実で人件費等が支払える基盤づくり)は認められると考えるが確認したい。

(該当箇所)p.165: カ 指定寄附資金 一つ目の○の3行目後段

「収益事業等のための寄附であれば、具体的な事業への使途指定が必要」

(コメント)

収益事業等の場合に限り、なぜ収1、収2、等に会計区分する必要があるのでしょうか。法令上、会計上の根拠を確認したい。

(該当箇所)p.166 上から一行目：カ 指定寄附資金

「使用見込みを明らかにするため、令和6年会計基準の損益計算書の注記(指定純資産のうち指定寄附資金の発生年度別残高及び支出見込み)においては、指定寄附資金の発生年度別残高及び使途目的計画を開示することとされた。」

(コメント)

損益計算書は社員総会あるいは評議員会にて承認される建付けになっている処、そのレベルまで承認を必要とするのかご検討いただきたい。

(該当箇所)pp.191-192:イ 運営組織等の概要と、ウ 事業活動に関する重要な事項について記載した書類

「イ 運営組織等の概要」

「ウ 事業活動に関する重要な事項について記載した書類」

(コメント)

単なる表記の問題であるが、上記と、認定法施行規則第46条第一項第2号、様式集案p.42、ガイドラインp.201の財産目録等が微妙に異なっており、わかりやすく統一をお願いしたい。

(理由)

認定法施行規則では「運営組織に関する重要な事項について記載した書類」「事業活動に関する重要な事項について記載した書類」。

様式集案では「運営組織に関する重要な事項」「事業活動に関する重要な事項」。

ガイドラインp.201の財産目録等では「運営組織等概要」「事業活動等概要」となっているため

(該当箇所)p.197 上から一行目：サ 指定寄附資金について備置き・閲覧等の措置が講じられるべき事項を記載した書類

「指定寄附資金((第2節第3の2(1)マル6参照))については、広く一般に募集されたものである場合には、その旨、募集期間、受け入れた財産の合計額、募集の方法、募集に係る財産の使途として定めた内容、金銭以外のものがある場合にその金銭以外のものの内容・・・中略・・・を、備置き、閲覧等の措置が講じられていることが必要である。」

(コメント)

広く一般に募集している場合、年度別管理がたいへんで、管理台帳、注記作成は現実的に困難である。備置き、提出公表するならモデル台帳の提示をご検討いただきたい。

(該当箇所)p.198 上から4行目中ほど：マル5事業報告の記載事項

「・・・例えば、外部理事・監事の役割を全うするためにどの様に情報提供等を行っているか、評議員の選任及び解任方法等について外部理事・監事に準じた準則を設ける、・・・」

(コメント)

役割を全うするための必要な情報であれば、他の理事、監事と同様に情報提供することで良いのではないのでしょうか。また、外部理事監事に準じた準則」の「準則」とは何を指すのか確認したい。

(該当箇所)pp.200-201: (4) 行政庁への提出等(運営組織等概要)

p.201 の表のうち、下から5 段目「運営組織等概要」

(コメント)

「法人から受ける財産上の利益の合計額が 2,000 万円を超える者が存する場合には、当該額及びその必要の理由」の情報は、「運営組織等概要」として、新たに追加作成し、行政庁に提出しなければならない書類となった旨理解している。

しかしながら、この情報・書類は、令和 7 年 3 月末に終了する事業年度に係るものであっても令和 7 年 6 月末までに提出しなければならない旨の記載が明確にない。実務上、混乱しかねない状況になっているため、ガイドライン、或いは様式集への説明、定期提出書類の手引き等で、明記することを検討頂きたい。

(理由)

改正政令等についての意見募集結果に対する回答(意見68に対する回答)では、令和6年度の事業報告について、「法人から報告いただく活動自体は、すでに現行制度の下で行われている」、「(新制度における新たな情報については)該当する法人において追加的に書類の作成が発生する」とされている。

(該当箇所)様式集 p.36: 事業報告編

(コメント)

様式集案では、「事業報告編」とされているが、この事業報告について、計算書類等における貸借対照表・損益計算書・事業報告の「事業報告」と誤解される恐れがある。様式の変更である旨と、適用時期を個別に明示いただきたい。

なお、第 6 回公益認定等ガイドライン研究会資料3では、「現行制度からの主な変更点(様式)」
「2. 定期提出書類(水色マーカーは様式を改めたもの)」において、「事業報告(令和8年6月30日までの提出分以降)」と記載されており、この「事業報告(令和8年6月30日までの提出分以降)」が誤解を生みかねず、丁寧な解説をお願いしたい。

(理由)

令和 7 年 3 月末に終了する事業年度に係る「貸借対照表・損益計算書・注記・附属明細書」の改正は、令和 7 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用される。

一方、「事業報告」の記載事項の改正は、ガバナンスに関する取組の事業報告への記載のみであり、同様に令和 7 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用される。

なお、第 6 回公益認定等ガイドライン研究会資料3は多くの公益法人が知りたい内容となっているが、「事業報告(令和8年6月30日までの提出分以降)」とされており、計算書類等としての事業報告と誤解されかねず、また、令和 7 年 6 月 30 日までの提出分の段階適用の情報がないため、補足いただきたい。

(該当箇所)

全体

(コメント)

小規模法人に関する配慮が、「p.92 (12) 会計監査人の設置」、「p.98 (14) 理事、監事の外部からの選任」、「p.180 マル3 区分経理を行わないことができる公益法人の要件」など、制度面でなされていると考えるが、実際の運用に当たっても中小規模法人への配慮をお願いしたい。

(該当箇所)p.30 下から 9 行目

(コメント)

表記の誤りかと思われます。

現:「公益法人の種類及び内容」として

正:「公益目的事業の種類及び内容」として

(該当箇所)p.180 上から9行目

表記の誤りかと思われます。

現:特別区分経理

正:特例区分経理

(該当箇所)p.196 一つ目の○の8行目

(コメント)

表記の誤りかと思われます。

現:「・・・は、キまたはコの書類として改めて提出する・・・。」

正:「・・・は、キまたはクの書類として改めて提出する・・・。」

以上

2024年12月3日

（公財）公益法人協会

税制・会計合同委員会

法制・コンプライアンス合同委員会

「公益法人会計基準（素案）」等に対する意見募集に関して、以下の通り、意見を提出する。

**1 「改正の経緯と主な変更点等について」 会計基準全般に関して （会計基準の別添又は前文等）
（意見）**

今回の公益法人会計基準等（素案）の改正は、令和5年度報告書に示された改正の考え方以降、令和6年度研究会での検討状況について、議事資料と議事録が公表されてはいるものの、内容の変更箇所が多くまとまって示されていないため、資料を読み込まないと理解ができにくい。ついては、「会計基準の設定の経緯等」「主な変更点」を明示していただきたい。できれば、平成20年会計基準の際と同様に、令和5年会計研究会報告書以降の最終的な変更点とその趣旨をわかりやすく解説いただきたい。

（理由）

平成20年会計基準においては、「公益法人会計基準について」と題し、1. 会計基準の設定の経緯等 （1）設定の経緯、（2）設定の方針及び主な変更点、（3）一部改正について、2. 本会計基準の性格、3 本会計基準の実施時期が明示されている。（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）

**2 「会計監査人設置法人以外の法人への適用について（適用除外の対象となる法人）」運用指針
第2項（3P）**

（意見）

適用除外の対象となる法人を、「会計監査人設置義務法人以外」とすべきと考える。「会計監査人設置法人以外の法人は、以下の項目について、適用又は作成しないことができる。」を「会計監査人設置義務法人以外の法人は、以下の項目について、適用又は作成しないことができる。」としていただきたい。

会計監査人を設置する法人には、「義務づけられている法人」と「自ら定款で設定している法人」があるなか、「会計監査人を自主的に置いた法人」には中小規模の法人も含まれ、このような法人では、適用除外となる会計処理はそもそも対象となる取引がない場合も多い。また、フルスペックの基準を適用することは負担が大きい。

（理由）

そもそも本件は小規模法人の負担軽減から検討されてきたものであるが、第68回会計に関する研究会議事録で、定義の見直し（案）で外部監査を受けている法人以外の法人から会計監査人設置法人以外の法人に変更され、また、第70回会計に関する研究会議事録では、会計監査人を設置する法人は、「義務づけられている法人」と「自ら定款で設定している法人」があることを明記している。

自ら定款で会計監査人を設置する法人が、大規模法人（＝会計監査人の設置義務がある法人）と同じフルスペックの会計基準等適用を受けるのでは負担が大きいき、そもそも会計監査人の任意設置は、自律的なガバナンスの観点からであり、法人の内部的な理由からである。この規定ぶりでは、ガバナンスの充実を目指し自主的に会計監査人を設置した法人が、会計監査人設置を取りやめるといふ弊害も生じかねず、ガバナンスの後退につながりかねない。

中小規模法人の負担の軽減の観点が重要である。

3 「同（適用除外の対象としてのキャッシュ・フロー計算書）」 運用指針第2項（3P）

（意見）

運用指針の適用除外（適用又は作成しないことができる）の対象として、「キャッシュ・フロー計算書」が掲げられているが、設置しなければならない法人は法令で明記されている。選択できる（適用又は作成しないことができる。）性格のものではないため、誤解されないよう、別項目建で記載していただきたい。

（理由）

運用指針「第3 キャッシュ・フロー計算書」（37P）では、公益認定法第5条第12号の規定により会計監査人を設置する義務のある法人と明記され、定款において公益法人が自ら会計監査人を設置した場合は含まない旨明記されている。

4 「会計監査人設置法人以外の法人への適用について（簡便法適用の対象となる法人）」 運用指針第2項（3P）

（意見）

簡便法適用の対象となる法人を、「会計監査人設置義務法人以外」としていただきたい。

（理由）

「会計監査人設置法人」は、公益認定法による設置義務法人のみならず、定款により自ら会計監査人を設置している中小規模の法人も含まれる。このような法人では、原則法での処理を求められることは、負担が大きと思われる。中小規模法人の負担を考慮することが設定の趣旨であれば、「会計監査人設置義務法人以外」とすべきであるとする。中小規模法人の負担の軽減の観点が重要である。

5 「移行法人の会計基準及び運用指針の適用」 運用指針第4項（4P）

（意見）

移行法人の会計基準及び運用指針の適用について、運用指針では「適用対象外とするもの」と「移行法人における取扱いを適用するもの」が列挙されている。このうち「移行法人における取扱いを適用するもの」については、移行法人にとって会計基準及び運用指針の適用が大きな負担とならない旨、丁寧な説明と周知活動に努めていただきたい。

（理由）

「移行法人についての公益法人会計基準の適用」は、令和6年会計基準の変更に伴う基本的な部分はやむを得ないと思われるが、「公益目的支出計画」「実施事業等」以外については、基準・運用指針の適用に関し丁寧な説明と対応をお願いしたい。

6 「経過措置等 適用時期について」 運用指針第6項 (4P)

(意見)

本会計基準については、「令和7年(2025年)4月1日以降に開始する事業年度から適用するものとする。ただし、令和10年(2028年)4月1日前に開始する事業年度までに適用を開始することもできる。」とされているが、「令和7年4月1日以降に開始する事業年度から適用を開始し、3年間の移行期間の後、令和10年4月1日以降に開始する事業年度から適用となる。それまでの間は、引き続き平成20年基準によることができる。」とされたい。

(理由)

経過措置や移行期間の趣旨は、各法人において等しく3年間の準備期間を容認するものであると考えられるため、決算期の違いにより、移行期間が短くならないような配慮を願いたい。経過措置や移行期間の趣旨は、各法人において等しく3年間を容認し、会計ソフトの導入や監事・公認会計士や会計監査人との協議、法人の役職員の研修に充てる期間と認識している。決算期の異なる法人の移行期間が短くならないような配慮を願いたい。

7 「重要性」 会計基準第12項 (5P)

(意見)

会計基準では、「重要性の原則の適用例としては次のようなものがある」と例示されているが、重要性の判断基準についての記載をお願いしたい。「金額的な重要性や質的な重要性を考慮する」「個々の状況による」等を、まず会計基準で示していただけないか。そのうえで例示を示す中で、金額的な重要性や質的な重要性についての事例を追加いただきたい。

(理由)

企業会計では、「中小企業の会計に関する指針」(最終改正令和5年5月10日)において、重要性について、「重要性の原則は本指針の全ての項目に適用される」と明記されており、また「重要性が乏しいかどうかについては、金額的な面と質的な面を考慮して判断することになるが、具体的な判断基準は。企業の個々の状況によって異なり得ると考えられる」とされている。

8 「活動計算書の作成目的」 会計基準第32項 (8P)

(意見)

活動計算書は、現行の正味財産増減計算書と異なり、最終的に「当期収益費用差額」を示し、純資産の変動や残高を直接表記しないことに改正された。会計基準第32項では活動計算書の作成目的を「その結果としての純資産の変動を示すものである。」と定義されているにもかかわらず、活動計算書で期首・期末の純資産残高を示さずに、「当期収益費用差額」を示すこととされたことがどのような意味を持つものなのか、その趣旨をご教示いただきたい。

(理由)

会計基準32項で、活動計算書は、「公益法人の活動状況を明らかにするため、一会計期間に属する公益法人の全ての収益及び費用の増減並びにその結果としての純資産の変動を示すものである。」と定義されている。

9 「資産の区分」会計基準第105項 (18P)「減損損失の認識と測定」 会計基準第106項 (18P)

(意見)

固定資産の減損について、現行の公益法人会計基準では、原則として強制評価減であるところ例外的に簿価を越えない限り、使用価値による評価を認めたものである。一方、今回の改正内容は、減損の兆候、減損の認識、減損の測定と企業会計同様のステップで、さらに資金生成資産と非資金生成資産とに区分した適用を要請している。特に、この資産の区分第105項「資金生成資産（将来キャッシュ・フローにより投資の回収を予定する資産）と非資金生成資産（投資の回収を予定してない資産）とする」は、減損損失の認識と測定第106項で「資金生成資産等と非資金生成資産等と区分して減損の兆候の有無を判断する。」とされているが、この区分概念の必要性は理解がしにくい。対象となる資産を保有する公益法人においては、これまでにはない実務負担となるが、今回の改正において変更・追加する必要性をご教示いただきたい。

(理由)

過去の公益法人の会計に関する研究会の報告書においては平成27年の検討結果「I企業会計基準の公益法人への適用について9.固定資産の減損にかかる会計基準」において、（公益法人等の特性を考慮した）現行の方法の改正を必要とする事情変更はみられないことから、現行のままとするとして、その後特段の議論の進展や変化は見当たらなかったようであり、議論が十分になされたのかどうか見えずらい。

10 「外貨建有価証券の減損」 会計基準第111項 (19P)

(意見)

時価の把握が極めて困難な外貨建有価証券の実質価額の算定において「（当該有価証券の実質価額は）実質価額を決算時の為替相場により円換算した額」は「外国通貨による実質価額を決算時の為替相場により円換算した額」等とすべきではないか。

(理由)

外貨建の実質価額であることを明記しないと不十分と考えられる。

(参考) 外貨建取引等会計処理基準 一2(1)③ニ

外貨建有価証券について時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合には、当該外貨建有価証券の時価又は実質価額は、外国通貨による時価又は実質価額を決算時の為替相場により円換算した額による。

11 「税効果会計」 会計基準第127項 (21P)

(意見)

（収益事業の税効果会計の適用）ただし書以下の「繰延税金資産又は繰延税金負債に重要性が乏しい場合、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。」は、12. 重要性の原則の適用例(4)「法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。」(p.5)と整合性のある記載にすべきである。

(理由)

127 と 12 (4) でいずれも税効果適用の重要性の判定基準について言及しているが、判断基準が異なる。

このうち 12 (4) で規定される「収益事業にかかる課税所得の額」は、現行の公益法人会計基準と同様の規定であるが、法定実効税率を算定して繰延税金資産や繰延税金負債（一時差異等）を計算することなく、判明するものである。したがって収益事業の規模が比較的小さい公益法人においては、当該金額を税効果会計の重要性の判断基準として用いることで十分といえ、事務の簡素化等にも寄与すると考えられる。

12 「関連当事者との取引」 運用指針第 7 9 項、8 3 項 （運用指針 1 8 P、2 1 P）

（意見）

設立者及びその近親者との取引における「設立者」の定義と開示の趣旨をわかりやすく解説いただきたい。

（理由）

当該公益法人が公益財団法人である場合、「当該公益法人が公益財団法人である場合には、法人ではない設立者及びその近親者」とされ、また「活動計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、総額 1 0 0 万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。」とされているが、設立者が法人か個人か不明である場合もある。また、個人の設立者で既に亡くなっており、財団法人設立時の基本財産への資金拠出額のみ取引の場合でも開示する必要があるかどうか確認したい。また、設立者と資金拠出者は異なるケースもあり、設立時以降の資金拠出者は対象外と理解してよいか確認したい。

13 「財務諸表の科目」 運用指針第 8 4 項 「貸借対照表及び貸借対照表の注記に係る科目及び取扱要領」 （運用指針 2 2 P）

（意見）

「貸借対照表及び貸借対照表の注記に係る科目及び取扱要領」における科目について、会計基準の「有価証券の保有目的区分」（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券）との関係を踏まえて、取扱要領に補足説明をお願いしたい。

（理由）

「売買目的有価証券」で想定される金融商品例、「売買目的有価証券、貸借対照表日後 1 年以内に満期の到来する債券等」は大科目「流動資産」中科目「有価証券」とされている趣旨、令和 6 年公益法人制度改革で 19 事業区分の一つとしてとりあげられた「出資」は「その他有価証券」の科目でよいかどうか、等の質問例が多い。

14 「財務諸表の科目」 運用指針第 8 4 項 活動計算書の注記に係る科目及び取扱要領 （運用指針 2 9 P）

（意見）

大科目「資産運用益」の中科目「受取利息」の取扱要領欄に「投資有価証券利息」を追記して欲しい。

（理由）

財団法人の主要収入項目の一つである基本財産運用益や特定資産運用益は、「投資有価証券利息」として計上されることになるため、実務担当者に明示する必要があると考える。

15 「活動計算書」 運用指針第 85 項 (運用指針 3 6P)

(意見)

令和 5 年度公益法人の会計に関する諸問題の検討状況について(令和 5 年度報告書)」に対する意見募集に関して、意見提出を行ったものであるが、活動計算書本表において、一般純資産の部と指定純資産の部を合算して表記することについて、これまで定着してきた実務を変更することに対する抵抗感には、依然として根強いものがある。多くの公益法人の納得が得られるよう丁寧な説明と周知活動をお願いする。

(理由)

現行では、一般正味財産増減の部において収益・費用を認識しており、指定正味財産増減の部では収益・費用の認識が行われず、使途の指定された寄附金等をいわば預り金的に管理し、費消(指定解除)するときに一般正味財産に振替を行う処理が行われている。これが今回、指定正味財産から一般正味財産への振替処理を行わず、指定正味財産増減の部で直接、収益・費用を認識することに変更される。このため、これまで定着してきた実務を変更することに対する抵抗感には根強いものがある。また、一般純資産(一般正味財産)と指定純資産(指定正味財産)の区分を注記により開示することはともかく、本表で公益法人全体、すなわち一般純資産(一般正味財産)と指定純資産(指定正味財産)とを合算して収益・費用を表示することへの違和感が大きい。指定純資産(指定正味財産)では経常収益額・差額の期ごとの変動が大きくなることが予想され、単純に合算すると、情報の利用者にはわかりにくくなる懸念がある。

16 「活動計算書」 運用指針第 85 項 (運用指針 3 6P)

(意見)

令和 5 年度公益法人の会計に関する諸問題の検討状況について(令和 5 年度報告書)」に対する意見募集に関して、意見提出を行ったものであるが、複数年度にまたがる寄附金等の取扱いについて、再度検討いただきたい。

特に、基本財産となるような多額の出捐金(現物を含む)の一時の受け入れについてであるが、収益認識せずに、直接、純資産の増加とすることについて再検討いただきたい。基本財産となるような多額の出捐金については、費用支出が予定されている通常の寄附等とは明らかに性格を異にするものであり、活動計算書を通さないこと、すなわち、本来の事業活動とは切り離して、純資産を受け入れるものと考えられないか。当該事業年度の期間収益として認識するものではないとも考えられる。

(理由)

「時期」と「使途」の指定された多額の寄附金について複数年度にまたがる場合、さらには多額の出捐金等については、以下のように、依然課題が多く残されており、そのような意見は多い。

複数年度にまたがる寄附金等を、一括して経常収益として計上すると当該事業年度の収益・費用の変動が大きくなるためである。臨時的な収益であって当年度の費用に対応する部分以外は、「その他活動区分」の「その他収益」に計上すべきと考える。

また、出捐金のようなもの、基本財産となるような多額の拠出金の臨時的な受け入れについては、そもそも費用支出が予定されている通常の寄附等とは明らかに性格を異にするものである。このため、当該事業年度の収益に認識することなく、直接純資産に計上すべきものとする。

17 「指定純資産のうち指定寄付資金の発生年度別残高及び支出見込み」運用指針第85項（運用指針49P）

（意見）

令和5年度公益法人の会計に関する諸問題の検討状況について（令和5年度報告書）」に対する意見募集に関して意見提出を行ったものであるが、再度、「指定純資産のうち指定寄付資金の発生年度別残高及び支出見込み」の様式について、見直しをお願いしたい。

（理由）

「発生年度別残高」「5年超指定寄付資金の残高内識別の支出見込み」を細かく記載させることは、会計基準によって期間の制限を付し長期にわたり注記に記載させ管理させるという負担を強いることにつながりかねない。現行制度では果実について当の期間内に費消するようにする趣旨であったものが、新制度では新6号財産は当該資金から生じた果実を除くとされたが、これは、発生年度別内訳の記載を求め、5年超6号財産の残高内識別用途目的別計画の記載をもとめるものではないと考えられる。会計基準によって期間の制限を付し長期にわたり注記に記載させ管理させるという負担を強いることにつながらないよう、引き続き様式を再検討いただきたい。

18 附属明細書等（運用指針49P）

（意見）

附属明細書等の様式が示されているが、この簡素化を進めていただきたい。さらに、財務規律適合性に関する明細については、計算書類（財務諸表）の会計情報とは異なるものであることから、監査の範囲、計算書類（財務諸表）の修正対応の機関決定手続き等で、法人の負担がないよう、配慮をいただきたい。

（理由）

現行の定期提出書類における各種別表をできる限り廃止・簡素化していくことが主旨であると理解している。別表や附属明細書では、詳細情報が要求されており、行政庁の指導による修正もありうることから、法人の負担増につながらないようお願いしたい。

以上

民間法制・税制調査会 報告書

2025 年 3 月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL: 03-3945-1017 FAX: 03-3945-1267
URL: <https://www.kohokyo.or.jp/>

©2025

印刷 株式会社美巧社
